

博士学位論文

百濟王氏の成立と動向に関する研究

A Study on the Formation and Historical Trend of
Kudaranokonikishiujji

滋賀県立大学大学院

人間文化学研究科 地域文化学専攻

崔 恩永

2017年 8月

百済王氏の成立と動向に関する研究

〈目次〉

序論	1
第一節 本研究の目的と意義	1
第二節 先行研究と関連史料の紹介	5
第三節 本研究の構成と研究方法	11
第一章 7世紀末の百済と日本との対外関係	14
はじめに	14
第一節 豊璋の動向からみた百済滅亡と復興運動	15
第二節 白村江の敗戦後における百済遺民の日本列島への渡来	19
第三節 定着以降、百済渡来人の動向	25
おわりに	28
第二章 百済王氏の成立	30
はじめに	30
第一節 百済王氏の出自と善光の来朝	30
第二節 百済王氏の成立	37
一 先行研究の検討	38
二 百済の滅亡以降、「百済王」賜姓以前の善光とその一族	45
三 「百済王」の賜姓と百済王氏の成立	56
おわりに	60
第三章 奈良時代の百済王氏	62
はじめに	62
第一節 奈良時代における百済王氏の官位傾向	63

一	百済王氏の位階.....	63
二	百済王氏の補任.....	71
第二節	律令国家初期の百済王氏 -百済王敬福以前の百済王氏を中心として-.....	83
一	文献史料の検討.....	83
二	律令国家初期の百済王氏の性格と役割.....	87
第三節	百済王敬福の黄金貢進と百済王氏の東北補任.....	91
一	先行研究の検討.....	93
二	奈良時代における百済王氏の東北補任.....	96
三	百済王敬福と百済王氏の東北補任.....	104
第四節	百済王氏の交野移住と楽舞演奏.....	123
一	百済王氏の交野移住.....	123
二	奈良時代における百済王氏の楽舞演奏.....	127
	おわりに.....	135
第四章	平安時代の百済王氏	139
	はじめに.....	139
第一節	桓武朝の百済王氏.....	139
一	桓武天皇の系図検討.....	140
(一)	桓武天皇の系図.....	140
(二)	桓武天皇の母系検討.....	141
二	桓武天皇と百済王氏との関係.....	147
第二節	桓武朝における百済王氏の動向.....	152
一	桓武朝における百済王氏の官位傾向.....	152
二	桓武朝に後宮に入った百済王氏の女人たち -百済王明信を中心として-.....	163
三	桓武天皇の交野行幸・遊獵と百済王氏の楽舞演奏.....	169
第三節	桓武朝以降の百済王氏.....	176
	おわりに.....	196
	結論	206
	参考文献	213

〈図〉

〈図 1〉 『続日本紀』天平神護二年六月壬子条「百済王敬福薨伝」による百済王氏の系図	60
〈図 2〉 『百済王三松氏系図』（部分）	87
〈図 3〉 奈良時代における百済王氏の地方任官の分布図	103
〈図 4〉 皇室系図	140
〈図 5〉 桓武天皇の系図	144

〈表〉

〈表 1〉 天智朝における百済官僚たちの日本の官位	23
〈表 2〉 奈良時代以前における百済王氏の動向	59
〈表 3〉 天智朝から持統朝までみえる善光の一族の「百済王」と人名の表記	59
〈表 4〉 奈良時代における百済王氏の叙位と位階	64
〈表 5〉 奈良時代における百済王氏の最高位階	71
〈表 6〉 奈良時代における百済王氏の補任	73
〈表 7〉 奈良時代における百済王氏の中央官制	77
〈表 8〉 奈良時代における百済王氏の地方補任	81
〈表 9〉 文献史料からみえる百済王氏の最初の叙位と任官	85
〈表 10〉 百済王遠宝・良虞・南典の位階	86
〈表 11〉 百済王遠宝・良虞・南典の補任	87
〈表 12〉 奈良時代における百済王氏の補任	98
〈表 13〉 百済王敬福の経歴	108
〈表 14〉 奈良時代における百済王氏の東北地方に関する補任	119
〈表 15〉 桓武朝における和朝臣家麻呂の動向	153
〈表 16〉 桓武朝における百済王氏の叙位と位階	155
〈表 17〉 桓武朝における百済王氏の補任	157
〈表 18〉 桓武朝に後宮に入った百済王氏の女人たち	164

〈表 19〉 平城朝から仁明朝までにおける百済王氏の叙位と位階	177
〈表 20〉 平城朝から仁明朝までにおける百済王氏の補任	180
〈表 21〉 嵯峨・仁名朝に後宮に入った百済王氏の女人たち	186
〈表 22〉 仁明朝以降における百済王氏の叙位と位階	189
〈表 23〉 仁明朝以降における百済王氏の補任	190
〈表 24〉 「六国史」以降の百済王氏の叙位と補任	192
〈表 25〉 奈良・平安時代における百済王氏の最高位階	199
〈表 26〉 奈良・平安時代における百済王氏の中央官制	200
〈表 27〉 奈良・平安時代における百済王氏の地方補任	203

序論

第一節 本研究の目的と意義

地理的に近く位置している韓半島(以下半島)と日本列島(以下列島)は、農耕(稲作)技術や金属器が流入した紀元前3世紀頃である弥生時代から深い関係を持ってきた。東アジアの端に位置している列島は、大陸と半島から流入した新たな文化を受容し、独自の文化を形成する。こうした文化の伝播と導入は、大陸と半島から列島に渡ってきた人たちの役割が大きかった。

彼らは、一定の時期だけに渡ってきたわけではない。少なくとも、列島で農耕文化がはじめて開始された紀元前3世紀頃の弥生時代前期から8世紀後半・9世紀初半の平安時代初期に至るまでの長い間、絶えず多数の人々が渡ってきたということが、日本に残っている遺跡と遺物、そして文献記録から確認できる。

列島に渡ってきた人たちについて関晃¹氏は、『古事記』・『日本書紀』などの文献史料をもとに、4世紀後半から9世紀初めに入る頃までの時期を大きく初期と後期に区分した。上田正昭²氏は、より具体的に第1期から第4期まで四つに分けて設定した。第1期は農耕技術や金属器が伝播し弥生文化が成立した紀元前3世紀頃、第2期は大和政権の対外活動が活発であった5世紀前後、第3期は百済と伽耶の技術者が大量に流入した5世紀後半から6世紀初め、第4期は百済・高句麗が滅亡して多くの遺民が列島へ亡命した天智・天武朝である7世紀後半である。

彼らは、国家の政治・社会的状況または自分の意志などのさまざまな目的によって集団的・個人的に列島に渡ってきた。彼らの中で、少なくない数が半島系の出身であり、特に4世紀末から5世紀にかけて多く移住した。彼らは、日本社会・文化の形成と発展に大きな影響を与えたことが知られている。

『古事記』・『日本書紀』などの文献史料によると、列島に渡ってきたということについて「渡日」・「帰化」・「来帰」・「化来」などの多様な用語で記述されている。そして、列島に渡ってきた人たちは「帰化人」・「渡来人」・「移住民」などと称している。

ところで、こうした用語使用の妥当性に関する問題が提起され、論議を呼び起こす。

¹ 関晃、『帰化人』、講談社、2009

² 上田正昭、『帰化人』、中公新書、1965

本章では、本稿に入るに先立ってこれらの用語について簡単に整理する必要があると思う。

第2次世界大戦以前(戦前)、日本学界では列島を渡ってきた人たちを「帰化人」と称して、研究を進めてきた。帰化人の辞書的な意味は国籍を他国に移し、その国の国民になった人たちであるが、日本史的な側面では古代に大陸や半島から列島に移住して定着することになった人たちを指す。古代的概念³によると帰化は古代中国の中華思想に立脚し、周辺の異民族(化外)が中国の帝王の王化(徳化・徳治)を熱愛して帰順して、自らがその国家的秩序にしたがって帰属することを意味する。日本の研究者は、こうした観点を受容し、渡ってきた人たちを帰化人と称した。しかし、日本(当時は倭、以下日本)が古代国家を樹立する以前、すなわち7世紀以前に渡ってきた人たちを帰化人と表現することが、果たして適合したかどうかについて問題が提起される。

したがって、第2次世界大戦後(戦後)、帰化人という用語は皇国史観と植民地支配などに立脚した自国(日本)中心的な表現なので、思想的な背景上、不適切であるという批判が起きる。1970年代頃からは、金達寿氏⁴・上田正昭氏などによって、より中立的な用語といえる「渡来人」で代替しようという意見が提示され、学界で主流を成すことになる。

渡来人という用語は、古代、特に4-7世紀頃に大陸と半島から列島に移住してきた人々、そしてその子孫まで総称する。しかし、渡来人は単純に渡ってきた人々という意味が強く、列島に渡ってきた人たちが定着して日本人になった政治的・社会的な背景や状況を包括していないので、その意味が弱いという指摘がある。したがって、平野邦雄氏のような研究者は、やはり帰化人という表現を利用することが適切であると論じた。

こうした帰化人の論議と渡来人の限界性の問題を解決するため、韓国学界の一部では、住んでいるところや居住地を移すという意味である「移住民(immigrant)」という用語を使用している⁵。ところで、7世紀後半、百済と高句麗が滅亡した後、日本に亡命した遺民たちは、定着して官位や氏姓を授与される。しかし、日本体制に完全に組み込まれた人々とその子孫を、数十年または数百年が経過した後も移住民と称するのは適切ではないと思う。

したがって、本稿では両学界で志向している「渡来人」という表現を使用することに

³ 平野邦雄、『帰化人と古代国家』、吉川弘文館、2007

⁴ 金達寿、「渡来人は何をもちたか」『歴史読本臨時増刊』第39巻第18号、新人物往来社、1994、11頁。

⁵ 權五榮、「住居構造와 炊事文化를 통해 본 백제계 이주민의 일본畿内地域 정착과 그 의미」『한국상고사학보』56、한국상고사학회、2007・權五榮、「壁柱建物에 나타난 백제계 이주민의 일본畿内지역 정착」『韓國古代史研究』49、한국고대사학회、2008

する⁶。渡来人という表現は、もっとも広い概念として帰化・移住・定着したその人々の一族や子孫などを全体的に包括する意味を持っていると考える。もちろん、政治・社会などの時代的背景や目的によって客観的な用語選択が必要である。これに関する研究は、続けて深く研究されなければならないだろう。

渡来人は、大陸と半島の新たな知識と技術、そして文物などを持って列島にきた。歴史的な観点からみた渡来人という存在は、日本の古代国家の形成に土台になり、政治・経済・社会・文化・技術などの多様な文化の発展に重要な役割を果たしたという意義を有している。

日本古代史および渡来人に関する研究にとって重要な史料になるのが、平安時代の嵯峨朝に編纂された日本古代氏族の名鑑である『新撰姓氏録』である。そこには、1182 氏族の始祖と出身、そして由来について記載されている。氏族は、それぞれの出自により、「皇別」・「神別」・「諸蕃」と分類されている⁷。この中で、諸蕃は渡来系氏族を意味し、326 氏族が挙げられている。その出身によって漢(163)・百済(104)・高麗(高句麗、41)・新羅(9)・任那(9)などの五つに分類される。諸蕃は、全体氏族の約 30%を占めていたが、これらが全部渡来系統と断言はしにくい。しかし、少なくない数の渡来系が、日本の政治・社会・文化などのさまざまな分野で存在していたのは明らかな事実である。

半島系氏族の出身の中で、もっとも多い比率を占めているのは百済系である。百済と日本は、少なくとも 4 世紀末から百済が滅亡(660)して復興運動(663)に失敗した 7 世紀後半まで約 300 年間に断絶されず、交流して友好的な関係を維持してきた。したがって、百済が滅亡した後、国を失った百済遺民は友好国である日本へ集団的に亡命する。日本は、受け入れた百済遺民に官位を与え、集団的に移住させる。

日本に亡命した百済遺民には、王族・貴族・高級官僚・僧侶・技術者・農民などの多様な階層が含まれていた。彼らは日本朝廷によってそれぞれの分野に配置され、日本が古代国家として発展および独自の文化を形成するのに寄与・活躍したことが知られている。一般的に初期の渡来氏族の特徴は、①畿内の開拓、②文筆や手工業などの特殊技術に従事、③軍事的氏族としての性格、④教育と仏教のような仕事に従事して、政治的立場とは離れ

⁶ なお、百済が滅亡した 7 世紀末頃の百済渡来人の場合は、遺民という表現を混用する。

⁷ 『新撰姓氏録』は、その出自により「皇別」・「神別」・「諸蕃」に 3 分類されている。「皇別」は、神武天皇以降、天皇家から分かれた氏族のことで、335 氏が挙げられている。「神別」は、神武天皇以前の神代に別れあるいは生じた氏族のことで、404 氏が挙げられている。「諸蕃」は、渡来人系の氏族のことで、326 氏が挙げられている。

ている場合が多かったといわれる⁸。

このように活躍した渡来系出身の中では、百濟最後の国王である義慈王の王子と知られている善光(禪広)とその一族があった。善光とその子孫は、持統朝(686-697)に至って冠位(位階)と「百濟王」という姓を授与されたことが知られている。

ここにいう「百濟王」とは、百濟国の王(国王・地位)を指す語ではない。「百濟王」は、「クダラノコニキシ」と読み、氏姓(ウジ・カバネ)を意味する。『釈日本紀』秘訓・『拾芥抄』などによれば、百濟王氏の姓である「王」は、「オウ」と音読せず、「コニキシ」または「コキシ」と訓む慣例であり、「コニキシ」の「コニ」は蒙古の王号「汗」に、「キシ」は朝鮮の敬称「吉支」にもとづき、古代朝鮮語で「王」の意味と解釈されている⁹。この「王」は、王位を意味するのではなく、日本の中で身分を示す「姓(カバネ)」の一種である¹⁰。この「王」という姓は、天武13年(684)に制定された「八色の姓」¹¹とは、別に「百濟王」・「高麗王」・「背奈王」などの渡来系氏族のみに確認される特殊なものであった。

百濟王氏は他の渡来系と比較して、叙位・任官、そして墓伝などの多数の文献記録を残しているため、その動向や性格に関する研究が容易である。百濟王氏は国を失った後、列島に渡来した百濟遺民・百濟系の者たちが、日本体制の中でどのような形態で定着して活動したのかを、考察することができる重要な史料の一つといえよう。

ところで、百濟王氏は百濟国王(義慈王)・百濟王族の直系子孫という特別な出身であ

⁸ 長山泰孝、「渡来人の動き」『古代の地方史』第3巻 畿内、朝倉書店、1979、101-121頁。・宋浣範、「東아시아세계 속의 「百濟王氏」의 성립과 전개 -일본울령국가를 분석하는 소재로서-」『百濟研究』44、충남대학교 백제연구소、2006、256쪽。・長山泰孝、「奈良時代の「百濟王氏」社会와 文化的特性」『日本言語文化』10、일본언어문화학회、2007、246쪽。

⁹ 利光三津夫、「百濟亡命政権考」『律令制とその周辺』、慶応義塾大学法学研究会、1967、166頁。・長瀬一平、「白村江敗戦後における「百濟王権」について」『千葉史学』第6号、千葉歴史学会、1985、24頁。・寛敏生、「百濟王姓の成立と日本古代帝国」『日本史研究』317、日本史研究会、1989、50-53頁。・田中史生、「「王」姓賜与と日本古代国家」『国史学』152、国史学会、1994(『日本古代国家の民族支配と渡来人』、校倉書房、1997に収録)、40頁。・田中俊明、「百濟王敬福をめぐる問題」『백제와 유민』、백제학회、2011、167쪽。

『周書』「異域伝」百濟伝によると「王姓扶余氏、号於羅瑕、民呼為韃吉支(王の姓は扶余氏、号は於羅瑕、民は韃吉支と呼ぶ)」という。

¹⁰ 「王」を「姓(カバネ)」の位置にあるとする根拠は、『続日本紀』大宝三年四月乙未条「從五位下高麗若光賜王姓。」・『続日本紀』天平十九年六月辛亥条「正五位下背奈福信。外正七位下背奈大山。從八位上背奈広山等八人。賜背奈王姓。」から推定できる。

¹¹ 『日本書紀』天武天皇十三年冬十月己卯朔条「詔曰。更改諸氏之族姓。作八色之姓。以混天下万姓。一曰、真人。二曰、朝臣。三曰、宿禰。四曰、忌寸。五曰、道師。六曰、臣。七曰、連。八曰、稻置。」：「八色の姓」は、天武天皇が天武13年(684)に新たに制定した「真人」・「朝臣」・「宿禰」・「忌寸」・「道師」・「臣」・「連」・「稻置」という八つの姓の制度である。真人は皇族、朝臣は臣の一部、宿禰は連の一部とし、忌寸は国造の有力者をあてた。旧豪族の上位者である臣・連は下位とされ、皇族と天皇に近い豪族が上位を占めた。

る。したがって、一般的な百濟遺民の渡来と定着とは異なる独特な動向をみせる可能性を念頭において考察したい。

第二節 先行研究と関連史料の紹介

百濟渡来人・百濟系氏族・百濟遺民からはじまった百濟王氏に関する研究は、多方面で活発に行われてきた。百濟王氏は百濟遺民の定着およびそれ以後の動向をまともに考察できる重要な存在であると同時に、百濟王族の子孫という特殊な出身なので、古代日本の対内外的な観点を究明するため、注目されてきた。

百濟王氏に関する研究は、百濟渡来人・百濟遺民の研究とともに百濟王氏の氏寺と知られている百濟寺跡(現：大阪府枚方市中宮)調査¹²から本格的にはじまったとみられる。本章に入るに先立って百濟王氏に対する全般的な研究成果を簡単に紹介すると、次のようになる。

まず、村尾次郎氏¹³によって渡来系である百濟王氏が東北地方の陸奥・出羽国に多数就任および建設に参加した理由が具体的に述べられた。百濟王氏の東北地方の補任に関する研究は村尾氏をはじめ、今井啓一氏¹⁴、利光三津夫氏・上野利三¹⁵氏、山下剛司氏¹⁶などの論考がある。

百濟王氏に対して本格的に研究したのは、今井啓一氏¹⁷である。今井氏は、百濟王氏の成立から繁栄した桓武朝までの全般的な動向を百濟王敬福(百濟王氏の始祖である善光の曾孫)を中心に論じた。これは、後代の研究の下地ができて、大きな影響を与えた。

今井氏の研究を踏まえ、大坪秀敏氏¹⁸は、百濟王氏の成立から桓武朝までの百濟王氏の動向を具体的に分析・考察し、百濟王氏の政治的な役割や影響力について論じた。榊原聖

¹² 最初の百濟寺跡調査は、昭和7年(1932)6月から11月をかけて行われた。

音代湘園、「百濟王氏研究序説(一)(二)(三)(四)」『大阪史談會報』第貳卷第五号・六号、第參卷 第貳・參號、大阪史談會、1933・1934・音代湘園、「河内百濟寺の學統」『郷土研究：上方』86号(河内研究号)、上方郷土研究會、1938

¹³ 村尾次郎、「奥羽建設と百濟王氏」『日本諸学振興委員会研究報告』17、文部省教学局編、1942

¹⁴ 今井啓一、「百濟王氏と蝦夷経営」『続日本紀研究』第5卷第1号、続日本紀研究会、1958-a・今井啓一、「百濟王氏と蝦夷経営」『百濟王敬福』、綜芸舎、1965

¹⁵ 利光三津夫・上野利三、「律令制下の百濟王氏」『法史学の諸問題』、慶應通信、1987

¹⁶ 山下剛司、「百濟王氏の東北補任」『鷹陵史学』第37号、鷹陵史学会、2011

¹⁷ 今井啓一、『百濟王敬福』、綜芸舎、1965

¹⁸ 大坪秀敏、『百濟王氏と古代日本』、雄山閣、2008

子氏¹⁹は、帰化人に関する研究を百済王氏の動向を中心に考察した。宋浣範氏²⁰は、日本律令国家に対する形成および発展などを分析する手段として時代的流れにしたがって、百済王氏の動向を検討した。

百済王族である善光とその一族が、百済王氏が日本体制に組み込まれるのは、7世紀末である。当時、百済・高句麗などの滅亡によって東アジアの複雑な情勢の中で、日本内部には古代国家を形成するための動きがあった。したがって、百済王氏の成立を日本律令国家の形成と関連させる研究が多数行われた。

利光三津夫氏²¹は、百済が滅亡した後、百済王族であった善光を中心として日本国内に「百済亡命政権」が樹立され、百済を再建しようとしたとみた。

長瀬一平氏²²は、白村江の敗戦後、日本に亡命した百済王族が持統朝に「百済王」が賜姓されるまでには、「東夷の小帝国」論の構造によって「蕃客」として存在したと論じた。しかし、「百済王」が賜姓され、官人になった百済王氏は「王民化」され、日本天皇に従属・奉仕する「百済王権」として位置付けられたといわれる。

笥敏生氏²³は、百済滅亡や白村江の敗戦で変化した対外関係を再構築するため、中国漢代の内臣・外臣体制を利用したと述べた。すなわち、「百済王」が賜姓された善光とその一族を、外臣から内臣に入れ、新羅を外臣、そして唐を隣国に配置し、日本が中心にあったとする「東夷の小帝国」体制を維持したと理解した。

田中史生氏²⁴は、百済王族に対する「百済王」の賜姓の意義を、日本王権が「百済王権」を包摂する過程とみた。田中氏は、持統朝に化内・化外という律令的対外観念が明瞭に区別され、「蕃客」のような存在であった百済王族の善光とその一族は官人化され、化内民として新たに転換されたと述べた。そして、「百済王」という「百済王権」を象徴する称呼が「姓」に転換され、日本王権の秩序の中で位置付けられたと論じた。

このように百済王氏の成立は、7世紀末の東アジアの情勢の流れによって多様な意見が

¹⁹ 榊原聖子、「帰化人の研究 -特に百済王氏を中心として-」『皇學館論叢』第28巻第3号、皇學館大学人文学会、1995

²⁰ 宋浣範、2006・2007、前掲論文。・宋浣範、「9세기 일본율령국가의 전환과 백제왕씨의 변용 -일본율령국가연구를 위한 제언-」『한일관계사연구』29、한일관계사학회、2008・宋浣範、「간무(桓武)천황과 百済王氏」『일본역사연구』31、일본사학회、2010-a・宋浣範、「日本律令国家의 変容에 대한 일고찰 -간무(桓武)천황의 가타노(交野) 행행(行幸)을 중심으로-」『일본학연구』31、단국대학교 일본학연구소、2010-b

²¹ 利光三津夫、1967、前掲論文。

²² 長瀬一平、1985、前掲論文。

²³ 笥敏生、1989、前掲論文。

²⁴ 田中史生、1994・1997、前掲論文。

論じられたきた。

一方、日本律令国家の中の百済王氏に関する研究は、叙位と任官を中心として、当時の時代的背景および政治的事件とともに行われてきた。特に、奈良時代の百済王氏は、敬福を中心に東大寺大仏造営の際、必要な金を日本最初に産出および貢進²⁵、東北補任²⁶、本拠地であった難波(のち摂津国百済郡)から河内国交野郡に集団移住²⁷、百済寺の創建時期の調査²⁸などの研究が、多数の研究者によって分析・検討された。

平安時代に入ると、百済王氏は桓武天皇の外戚とみなされ、特に優遇されたという。この背景には、百済王族の子孫である百済王氏が桓武天皇の母系血統と関連があると説明されており、その性格と存在意義が政治的な背景や観点によって論じられた²⁹。

また、渡来系出身としては珍しく、百済王明信をはじめ百済王氏の女人たちが後宮で活躍しているのも注目すべき研究課題であった³⁰。その他にも、天皇の行幸の際に行われた百済王氏の百済楽舞の演奏および叙位などに関する研究も進んできた³¹。

韓国の学界では、百済王氏を単独で研究するより、百済渡来人・百済遺民の動向を研究するための史料として注目した³²。しかし、最近では百済王族の子孫という特殊な出身である百済王氏の動向に注目し、日本律令国家の成立・展開および桓武天皇の外戚宣言の過

²⁵ 大坪秀敏、「大仏造営過程における百済系渡来人 -百済王氏を中心に-」『国史学研究』第15号、龍谷大学国史学研究会、1989(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)

²⁶ 村尾次郎 1942・今井啓一、1958-a・1965・利光三津夫・上野利三、1987・山下剛司、2011、前掲論文。

²⁷ 今井啓一、「摂津國百済郡考(上)(下)」『続日本紀研究』第5巻第10・11号、続日本紀研究会、1958-b(『百済王敬福』、綜芸舎、1965に収録)・大坪秀敏、「百済王氏の交野移住に関する一考察」『龍谷史壇』第96号、龍谷大学史学会、1990(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)

²⁸ 音代湘園、1938、前掲論文・藤沢一夫、「摂津国百済寺考」『日本文化と朝鮮』、新人物往来社、1973・大竹弘之、「河内百済寺跡の発掘調査」『백제와 유민』、백제학회、2011

²⁹ 上田正昭、「桓武朝廷の百済王氏」『京都市歴史資料館紀要』第10号、京都市歴史資料館、1992・菅澤庸子、「桓武朝における百済王氏の地位-「朕之外戚也」の詔の意義について-」『京都市史編さん通信』260、京都市史編さん所、1995

³⁰ 今井啓一、「天子後宮における百済王氏の女人」『百済王敬福』、綜芸舎、1965・林陸朗、「桓武朝論」『國學院短期大学紀要』11、國學院短期大学、1993・林陸朗、「桓武朝後宮の構成とその特徴」『桓武朝論』、雄山閣、1994・岩下紀之、「桓武天皇の後宮」『愛知淑徳大学国語国文』36、愛知淑徳大学国文学会、2013

³¹ 菅澤庸子、「百済王氏の風俗楽奏について-天平期の日本対朝鮮意識-」『高麗美術館館報』第22号、高麗美術館、1994・間瀬智広、「「百済王」姓の成立と百済王氏の楽舞奏上 -日本古代の対外交渉と「王」姓氏族処遇-」『歴史研究』第51号、愛知教育大学歴史学会、2005

³² 오연환、「도래인(渡來人)과 평안시대(平安時代) -환무친왕(桓武天皇)을 중심으로-」『일어일문학연구』33、한국어어일문학회、1998・李根雨、「日本列島の 百済遺民에 대하여」『한국고대사연구』23、한국고대사학회、2001・연민수、「왜로 이주한 백제인과 그 활동」『百済遺民들의 活動』7、충청남도역사문화연구원、2007・박윤선、「도일백제유민의 정체성 변화 고찰」『역사와 현실』83、한국역사연구회、2012

程・意義などを連関させた研究が行われている³³。

このように約1世紀近く行われてきた百済王氏の研究成果を序章で一々言及するのは難しいが、成立から衰退までの時期、政治的背景、人物の動向などのさまざまな観点で細分化され、行われてきたことが確認できた。

ところで、初期研究成果の中では、現在、定説のように受け入れた場合が相当数があり、日本古代国家の形成や発展と結びつけて研究されているので、自国(日本)中心的な見方も大きいという問題点が提起される恐れがある。

したがって、本稿では文献史料と先行研究を踏まえ、百済王族である善光とその一族が日本体制に定着し、冠位と「百済王」という姓が授与され、百済王氏として成立していく過程を確認する。この成立背景には、7世紀後半の複雑な東アジアの情勢と日本内部の混乱している政治的状况を無視できないので、当時の対内外的な観点に関する考察も必要だろう。

日本の新たな律令制下に位置付けられた百済王氏は、官位を通じて官人として活動しているのが文献史料で多数確認される。ここでは、百済王氏がもっとも活発に活動した8世紀の奈良・平安時代初期である桓武朝の位階・補任傾向を分析・検討し、彼らの政治的位置を論じることを目的とする。このことから、百済王氏が日本律令国家体制の秩序下で、どのような役割と性格を持っていたのか推定できると思う。加えて、百済王氏は百済王族の子孫なので、他の百済系氏族とは異なる独特な動きをする可能性が高いと推定される。こうした疑問を念頭において先行研究で指摘したように百済王氏がその出身によって朝廷から優遇され、日本に定着した百済系氏族を統率したかどうかを明らかにする。また、他の渡来系氏族のような動向や特性(畿内の開拓、文筆や技術に従事、軍事氏族としての性格、教育と仏教事業に従事など)をみせているかについても改めて考えたい。

百済王氏は、百済渡来人・百済氏族が日本体制の中で、どのような姿で定着・活動したかを推定できる研究対象であるが、百済王族という出身によって特殊性を持つ。したがって、百済王氏という百済系氏族の考察は、百済系の者たちが日本に残した痕跡や影響を把握とともに、彼らが持っていた独自の性格と特徴を解明できる重要な史料になると思う。

百済王氏の動向を研究するためには、官位を把握することができる「六国史」を含め、

³³ 金善民、「日本古代国家와 百済王氏」『일본역사연구』16, 일본사학회, 2002・金恩淑、「日本律令国家의 百済王氏」『百済遺民들의 活動』7, 충청남도역사문화연구원, 2007・金恩淑、「桓武天皇과 百済王明信」『충남대학교 백제연구공개강좌』제63회, 충남대학교백제연구소, 2012・宋浣範, 2006・2007・2008・2010-a・2010-b, 前掲論文。

『類聚国史』・『日本紀略』・『大日本古文書』・『大日本史』・『公卿補任』などの多数の文献史料が参照されている。文献史料で解明し難い部分は、大阪の百済寺と百済王神社、宮城の黄金山神社などのような百済王氏と関係が深い遺跡を調査し、考古学的な観点から解釈する必要がある。

一方、百済王氏の研究するとき、必ず言及されているのが、百済王氏の後裔を自称する三松氏の系譜であるという『百済王三松氏系図』である。この系図は、大阪府枚方市の三松家に伝来していた古系図(元の系図)に、明治初年、栗原信充氏が考証の手を加えたものを、百済王氏の始祖である禅広(善光)の四十四世と称する三松俊雄氏が大正7年(1918)、印刷に附したものである³⁴。本系図の写本³⁵の異本には、「三松俊経氏所蔵写本」を含め、「三松吉胤氏所蔵写本」・「三松俊経氏所蔵写本」が存在していると推定されている。

三松氏の由来は、渡来系氏族の改姓が多かった9世紀頃、百済王敬福の四代孫である豊俊という人物が、最初に「三松」という姓を下賜され、改姓になったのがはじまりであったという。『百済王三松氏系図』の傍書と『三松家由来記』³⁶によると、百済王氏の居地の庭前に古い三株の松が存在し、世人がこれを三松と称するしたがゆえ、氏名も自ずと三松と呼ばれるようになり、三松の名が定まったと記するのである³⁷。百済王氏から改姓された三松氏は、以降、代々河内検断職を兼ね祠廟に奉仕した百済王神社の神主家であったという。

『百済王三松氏系図』は、戦後、百済王氏を本格的に研究した今井啓一氏によって引用

³⁴ 上野利三、「『百済王三松氏系図』の史料価値について -律令時代帰化人の基礎的研究-」『慶應義塾創立一二五年記念論文集』第五、慶應義塾大学法学部、1983

³⁵ 『百済王三松氏系図』写本の異本は、三つが存在していると推定されている。藤本孝一氏(藤本孝一、「『三松家系図』-百済王系譜-」『平安博物館研究紀要』第7輯、平安博物館、1982)論文によると「三松俊経氏所蔵写本」は大阪府立中之島図書館に一冊所蔵(請求番号55783)されていることが判明している。また、宋浣範氏の博士論文(宋浣範、『日本律令国家と百済王氏』、東京大学博士論文、2005)の「付論」の「百済王三松氏系図」の史料的検討によると「百済王神社」所蔵のものは「三松俊雄氏活字本」を祖本にして作られたものであろうといわれる。

上野利三氏は「三松俊雄氏活字本」を主な検討対象にしており、藤本氏は「三松俊経氏所蔵写本」の復刻と解説を試みている。また、宋氏は「百済王神社」でコピーした「三松俊雄氏活字本」を祖本にして作られたものとともに、上野氏と藤本氏の論考を検討した。本稿では、藤本氏が紹介した大阪府立中之島図書館にある「三松俊経氏所蔵写本」を確認し、これを中心として「百済王三松氏系図」の検討を進めた。

³⁶ 『三松家由来記』：この由来記は、三松俊明が三松家の由来を記した自筆草稿で、現在、金沢市立図書館に所蔵されていることが知られている(藤本孝一、1982、134頁、前掲論文)。

³⁷ 『百済王三松氏系図』の三つ写本の傍書。写本によってそれぞれ差があるが、庭の三つの松から由来して、三松氏と呼ばれるようになったという(宋浣範、2005、東京大学博士論文の付論)。

「三松吉胤氏所蔵写本」：「庭前有古松三株世人因称三松遂為氏」

「三松俊経氏所蔵写本」：「庭前有古松三株世人因称三松爾来為氏」

「三松俊雄氏活字本」：「庭前有古松三株世人因称三松遂為氏」

『三松家由来記』：「…雲をしのげる松の三株有りて、春秋のみどり深かりつるにより、三松の豊俊、或は、三松の百済王と呼ばれしなり…」

され、これまで定説のように活用されてきた。

ところで、上野利三氏³⁸によってこの系図の史料的価値や信憑性に対する疑問が提起された。『百済王三松氏系図』は、大きく「百済王家の系図」・「百済王氏の系図」・「三松氏の系図」という三つの段階で構成されている。上野氏は、三松氏の始祖という豊俊の名前が「六国史」を含め、他の史料から確認できないので、百済王氏の系譜と三松氏の系譜を結びつけるために作られた架空の人物であったと論じた。

しかし、このような意見について豊俊が「六国史」に確認されていないとしても、完全に架空の人物と断定できないという反論が提起される可能性がある。実存人物であるという、全部「六国史」に記録されるわけではないからである。

三松氏は、大部分が従五位に叙位され、国司のような官職にも任じられているのが系図で確認される。こうした三松氏の官位は、従五位に多く叙位された百済王氏と比較してみると大きな差がない。このような事実から三松氏は百済王氏から改姓されても、しばらくは以前と同様の官位を維持していたと考えられる。それでは、どうして百済王族の子孫であり、桓武天皇の外戚であった百済王氏は、どのような理由で三松氏に改姓されたのだろうか。そして、改姓された記録は、なぜ、正史で確認されないだろうか。

また、三松氏の由来は、庭の三つの松からはじまったというが、これは功績や優遇によって行われる一般的な改姓の慣行とは異なる。その他にも、改姓された後、地位や身分を現れる姓に対する言及がないのも疑問である。さらに、百済王氏が三松氏に改姓されたにもかかわらず、「百済王」を称する人々がすぐなくとも戦国時代まで存在していたことが史料で確認できる。もちろん、この場合には百済王氏の一族が全部改姓できず、傍系や分家などの一部だけを改姓された可能性があることを念頭におかなければならないだろう。

このような問題があるにもかかわらず、この系図には「六国史」では確認されていない氏族の人物、位階、官職、親戚関係などの内容が細かく記録されているので、百済王氏と三松氏の関係性を完全に無視できないと考える。したがって、三松氏の系図は史料として完全に信用することは難しいが、逆に無視するのも難しい実情である。本稿では、『百済王三松氏系図』の中で、百済王氏の系図の部分を「六国史」の記録から確認しにくいことや不足した内容を補強する史料として参照する。

³⁸ 上野利三、1983、前掲論文。

第三節 本研究の構成と研究方法

本稿では、百済系氏族である百済王氏の成立過程とそれ以降の動向について考察し、百済が滅亡した後、百済王族が日本の律令制下でどのように編入・同化していくのか究明し、彼らの政治的位置と役割、そして独自の性格などについて論じたいと思う。本稿は4章で構成し、各章の具体的な研究方法は、次の通りである。

まず、第一章「7世紀末の百済と日本との対外関係」では、百済王子である豊璋の動向から7世紀末の東アジアの情勢が急変することになった百済滅亡(660)および復興運動、そして日本の対外的な状況を検討する。

白村江の敗戦(663)後、多数の百済遺民は、列島に渡ってくる。これらの定着と動向は、『日本書紀』に比較的詳しく残っている。したがって、関連記事をもとに百済遺民の日本定着とそれに関する動向を推定する。

一方、日本に渡ってきた百済の者たちの中には、政治的に中心にいた貴族・官僚層および復興運動を主導した勢力が多かった。彼らは日本の体制に位置づけられ、多方面で活躍する。新たな律令国家体制が形成されていく転換期の日本において、どのような理由で百済官僚層に冠位と官職を授与したのか考えてみる必要がある。したがって、日本の官人になった百済官僚層の性格と役割について検討する。加えて、日本に定着以降、百済渡来人の子孫は律令制下でどのような姿をみせているのか。その足跡を、官位が与えられた人たちを中心に明らかにする。

第二章「百済王氏の成立」では、豊璋とともに来朝した善光の出自と来朝を確認し、彼らの一族が百済滅亡後、日本に定着して「百済王」姓と官位が授与される過程を『日本書紀』・『続日本紀』の記事と先行研究を中心に検討する。善光らが、百済王氏として日本の体制に同化していく過程は、7世紀末の東アジアの国際情勢の変化および日本の律令国家の樹立と関係あることが知られている。こうした対外的な変化の中で百済王氏は、日本の中でどのような存在として位置づけられていたのかについて論じる。

善光とその一族は「百済王」が賜姓される以前にも「百済王」と称されている。彼らは、「八色の姓」にも含まれず、官位もなく、先に検討した日本官人や日本官位を授けられた百済官僚層とは異なる立場として存在していたと推定される。このような事実に着目し、善光らが日本に定着して「百済王」が賜姓されるまで、彼らの政治的立場と役割、そして

存在意義を動向と「百済王」の称号・人名の表記から考える。

第三章「奈良時代の百済王氏」では、奈良時代における百済王氏の官位傾向を分析・検討するため、『続日本紀』・『日本後紀』・『続日本後紀』などを基本史料とする。そこから、奈良時代における百済王氏の政治的立場と性格を考察できると思う。

その結果をもとに東アジアの情勢の変化により、新たな律令国家体制が導入された古代日本の中で、政治的にもっとも大きな変化を経験した奈良時代初期(7世紀末-8世紀初め)の百済王氏の官位を調べ、彼らの性格と役割について明らかにする。

その後、8世紀半ばの情勢とともに敬福の黄金貢進と百済王氏の補任について検討する。特に、陸奥の国司であった敬福の黄金貢進以後、百済王氏の一族が東北地方に多く任じられたことが知られているが、果たしてそうだろうか。敬福の動向をもとに百済王氏の東北補任のきっかけと理由について考えてみよう。加えて、先行研究で指摘している渡来系の特性が、百済王氏にも適用されているのかも考えてみたい。

第四章「平安時代の百済王氏」では、平安時代前半期、特に桓武朝における百済王氏の官位傾向を中心として彼らの動きを検討する。百済王氏は、少なくとも仁明朝まで官人として活動したことが『日本後紀』・『続日本後紀』・『日本文徳天皇実録』・『日本三代実録』・『類聚国史』・『日本紀略』などから確認されている。

桓武朝の百済王氏は、外戚として宣言される。これは、桓武天皇の生母である高野新笠が百済系氏族の出身と関係があるといわれる。桓武朝の外戚宣言によって、百済王氏の動向に何らかの変化が起きたのではないかと推定される。

したがって、桓武天皇と高野新笠の系譜を確認し、百済王氏との関係や外戚宣言の理由を明らかにする。以降、外戚宣言された百済王氏の政治的位置はどのように変化したのか、奈良時代の動向と比較・検討する。さらに、桓武朝には明信という百済王氏の女人の活動が注目される。それをもとに、桓武朝を含め、平安時代前半期の百済王氏の政治的位置と性格について論じる。

百済王氏は、少なくとも戦国時代までは改姓されず、官人として存在していたと推定されているが、外戚として宣言した桓武天皇が崩御した後、立場と地位に変化が生じたとみられる。これは、桓武朝以後における百済王氏の官位傾向から検討する。

以上、本研究の構成と方法について述べた。このことから百済王族の末裔であり、渡来系氏族である百済王氏の成立、奈良・平安時代の官位傾向、その後の足跡などの動向を把握することができると思う。その結果から、百済王氏の成立と日本律令制下の百済王氏

の政治的位置、独特な性格、そして存在意義などを考察したい。

第一章 7世紀末の百済と日本との対外関係

はじめに

7世紀後半の東アジアは、百済の滅亡(660)を皮切りに、高句麗の滅亡(668)、新羅の三国統一(676)、日本の古代国家の形成の動きなどによって変化が起きる。このような東アジアの激動と混乱のはじまりは、百済の滅亡からといえるだろう。

斉明6年(660)、政治的に混乱していた百済は、唐・新羅の連合軍の攻撃によって滅亡する。その結果、降伏した百済国王(義慈王)をはじめ、王族、貴族、民など約2000人が捕虜になった。百済滅亡に関する状況は、『三国史記』・『日本書紀』・『旧唐書』・『新唐書』などの各国の文献史料¹で詳しく記述されている。

¹ 『三国史記』卷第二十八「百済本紀」第六義慈王二十年「高宗詔 左武校勘衛大將軍蘇定方爲神丘道行軍大摠管 率左驍校勘衛將軍劉伯英右武衛將軍馮士貴左驍校勘衛將軍龐孝公 統兵十三萬 以來征 兼以新羅王金春秋爲嶠夷道行軍摠管 將其國兵與之合勢 蘇定方引軍 自城山濟海至國西德物島 新羅王遣將軍金庾信 領精兵五萬以赴之 王聞之 會羣臣問戰守之宜 佐平義直進曰 唐兵遠涉溟海 不習水者在船必困 當其初下陸 士氣未平 急擊之 可以得志 羅人恃大國之援 故有輕我之心 若見唐人失利 則必疑懼而不敢銳進 故知先與唐人決戰 可也 達率常永等曰 不然 唐兵遠來意欲速戰 其鋒不可當也 羅人前屢見敗於我軍 今望我兵勢 不得不恐 今日之計 宜塞唐人之路 以待其師老先 使偏師擊羅軍 折其銳氣 然後伺其便而合戰 則可得以全軍而保國矣 王猶豫 不知所從 時佐平興首得罪 流竄古馬彌知之縣 遣人問之曰 事急矣 如之何而可乎 興首曰 唐兵既衆 師律嚴明 況與新羅共謀犄角 若對陣於平原廣野 勝敗未可知也 白江或云伎伐浦 炭峴或云沉峴 我國之要路地也 一夫單槍萬人莫當 宜簡勇士往守之 使唐兵不得入白江 羅人未得過炭峴 大王重閉固守 待其資糧盡士卒疲 然後奮擊之 破之必矣 於時大臣等不信曰 興首久在縲紲之中 怨君而不愛國 其言不可用也 莫若使唐兵入白江 沿流而不得方舟 羅軍升炭峴 由徑而不得並馬 當此之時 縱兵擊之 譬如殺在籠之雞離網之魚也 王然之 又聞唐羅兵已過白江 炭峴 遣將軍塔校勘 伯 帥死士五千出黃山 與羅兵戰 四合皆勝之 兵寡力屈竟敗 塔伯死之 於是 合兵禦熊津口 瀕江屯兵 定方出左涯 乘山校勘而陣 與之戰 我軍大敗 王師乘潮 舳艫銜尾進鼓而譟 定方將步騎 直趨眞校勘都城 一舍止 我軍悉衆拒之 又敗 死者萬餘人 唐兵乘勝薄城 王知不免嘆曰 悔不用成忠之言 以至於此 遂與太子孝 走北鄙 定方圍其城 王次子泰自立爲王 率衆固守 太子子文思謂王子隆曰 王與太子出 而叔擅爲王 若唐兵解去 我等安得全 遂率左右 縋而出 民皆從之 泰不能止 定方令士超堞 立唐旗幟 泰窘迫 開門請命 於是 王及太子孝與諸城皆降 定方以王及太子孝王子泰隆演及大臣將士八十八人百姓一萬二千八百七人 送京師 國本有五部三十七郡二百城七十六萬戶 至是折校勘置熊津馬韓東明金漣德安五都督府 各統州縣 權校勘渠長爲都督刺史縣令以理校勘之 命郎將劉仁願守都城 又以左衛郎將王文度爲熊津都督 撫其餘衆 定方以所俘見 上責而宥之 王病死 贈金紫光祿大夫衛尉卿 許舊臣赴臨 詔葬孫皓陳叔寶墓側 并爲豎碑 授隆司稼卿 文度濟海卒 以劉仁軌代之」

『日本書紀』齊明天皇六年秋七月庚子朔乙卯条「高麗使人乙相賀取文等罷歸。又覩貨羅人乾豆波斯達阿欲歸本土。求請送使曰。願後朝於大國。所以留妻爲表。乃与數十人入于西海之路。(高麗沙門道顯日本書紀曰。七月云云。春秋智借大將軍蘇定方之手。使擊百濟亡之。或曰。百濟自亡。由君夫人妖女之無道。擅奪國柄。誅殺賢良。故召斯禍矣。可不慎歟。可不慎歟。其注云。新羅春秋智、不得願於內臣蓋金故。亦使於唐、捨俗衣冠。請媚於天子。投禍於隣國。而搆斯意行者也。伊吉連博德書云。庚申年八月。百濟已平之後。九月十二日。放客本國。十九日。發自西京。十月十六日。還到東京。始得相見阿利麻等五人。十一月一日。為將軍蘇定方等所捉百濟王以下。太子隆等諸王子十三人。大佐平沙宅千福・國弁成以下三十七人。并五十許人、奉進朝堂。急引趨向天子。天子恩勅。見前放著。十九日。賜勞。二十四日。發自東京。)」

『旧唐書』卷一百九十九上 列傳 第一百四十九上 東夷 百濟伝を参照。

『旧唐書』卷八十三 列傳 第三十三 蘇定方伝を参照。

本章では、まず、7世紀末に起きた東アジアの複雑な状況を百済王子である豊璋の動向を通じて、考えてみよう。そして、白村江の敗戦(663)後、日本に渡ってきた百済遺民の定着過程を推定したい。さらに、日本に定着した後、百済遺民は日本の新たな律令国家体制の形成・発展の中で、どのような動向をみせているのか、その行動について考察する。

第一節 豊璋の動向からみた百済滅亡と復興運動

斉明6年(660)、百済が滅亡すると、武王の甥である佐平鬼室福信は、僧侶の道琛とともに復興運動を主導する。そして、百済と友好的な関係を維持していた日本に使者を派遣し、百済が滅亡する以前から「質」として滞在していた王子豊璋²の帰国および援軍の派遣を要請した。

ところで、福信が日本に使者を送って王子の帰国および援軍要請に関する記事は、以下の〈史料1〉斉明6年(660)冬10月の条だけではなく、〈史料2〉斉明7年(661)夏4月条の記事でも確認できる。〈史料2〉では、王子の名が糺解と記述されているが、豊璋と同一人物と考えられている。

〈史料1〉『日本書紀』齐明天皇六年冬十月条。

百済佐平鬼室福信、遣佐平貴智等、来献唐俘一百余人。今美濃国不破・片県二郡唐人等也。又乞師請救。并乞王子余豊璋曰、〈或本云。佐平貴智・達率正弥也。〉唐人率我螿賊、来蕩揺我疆場、覆我社稷、俘我君臣。〈百済王義慈、其妻恩古、其子隆等、其臣佐平千福・国弁成・孫登等、凡五十余、秋於七月十三日、為蘇將軍所捉、而送去於唐国。蓋は無故持兵之徵乎。〉而百済国、遥頼天皇護念、更鳩集以成邦。方今謹願、迎百済国遣侍天朝王子豊璋、将為国主、云云。詔曰、乞師請救、聞之古昔。扶危繼絶、著自恒典。百済国、窮来帰我、以本邦喪乱靡依靡告。枕戈嘗胆。必拯存救、遠来表啓。志有難奪。可分命將軍

『旧唐書』卷八十四 列傳 第三十四 劉仁軌伝を参照。

『新唐書』卷二〇 列傳 第一四五 東夷 百済伝を参照。

² 百済国王の王子である豊璋は、『三国史記』では余豊璋・徐豊璋、『日本書紀』では扶余豊璋・徐豊璋と記録されている。また、『旧唐書』では余豊・徐豊などという。その他に、王子糺解・百済国主の子である翹岐と同一人物とみる見解がある(西本昌弘、「豊璋と翹岐 -大化改新前後の倭国と百済-」『ヒストリア』107、大阪歴史学会、1985)。さらに、『日本書紀』によると豊璋は、舒明天皇3年(631)に義慈王の王子として渡日したというが、その時期の百済の国王は武王なので、その出自についてさまざまな見解がある。本稿では、豊璋と表記する。

百道俱前。雲会雷動、俱集沙喙、翦其鯨鯢、紓彼倒懸。宜有司具為与之、以礼發遣、云云。
〈送王子豊璋及妻子与其叔父忠勝等。其正發遣之時、見于七年。或本云、天皇、立豊璋為王、立塞上為輔、而以礼發遣焉。〉

〈史料 2〉 『日本書紀』 齐明天皇七年夏四月条。

百濟福信遣使上表、乞迎其王子糺解。〈积道頭日本世記曰。百濟福信獻書、祈其君糺解於東朝。或本云。四月。天皇遷居于朝倉宮。〉

〈史料 1〉 と 〈史料 2〉 は時期の差があるが、福信が王子(豊璋・糺解)の帰還を要請している内容である。このように記事が重複しているのは、『日本書紀』を編纂する際、参照した多くの史料を、そのまま引用したからと推定される。福信の要請を受け入れた日本は、復興運動を支援するため、豊璋が帰国するとき、援軍を派遣して、唐・新羅の連合軍に対抗するようにした。したがって、日本も百濟復興運動に直接的に巻き込まれる。

〈史料 3〉 『日本書紀』 天智天皇即位前紀齐明天皇七年九月条。

皇太子御長津宮。以織冠授於百濟王子豊璋。復以多臣蔣敷之妹妻之焉。乃遣大山下狭井連檳榔。小山下秦造田来津。率軍五千余、衛送於本郷。於是。豊璋入国之時。福信迎來。稽首奉国朝政。皆悉委焉。

〈史料 4〉 『日本書紀』 天智天皇元年夏五月条。

大將軍大錦中阿曇比羅夫連等。率船師一百七十艘。送豊璋等於百濟国。宣勅。以豊璋等使繼其位。又予金策於福信。而撫其背。褒賜爵祿。于時豊璋等与福信、稽首受勅。衆為流涕。

豊璋の帰国時期に関する記事も 〈史料 3〉 齐明 7 年(661)9 月条と 〈史料 4〉 天智元年(662)夏 5 月条に、2 回言及されている。これらの記事も、豊璋の帰国要請記事のように史料が重複参照されたと思われる。このように豊璋の帰国時期には、二つの説があるが、〈史料 1〉 齐明 6 年(660)冬 10 月条の記事で付記したように齐明 7 年(661)9 月に、援軍の派兵とともに行われた可能性が高いとみられる。

百濟に帰国した豊璋は、福信によって百濟の王に推戴された。韓国史料である『三国史記』・『三国遺事』では、豊璋を正式の国王と認めていないが、日本史料である『日本書紀』・『続日本紀』では、百濟の最後の国主として認識している。

豊璋の即位は、国を失って混乱していた百済の民の結集をもたらした。百済の友好国であった日本は、百済復興運動を支援するため、数回にわたって物資と援軍を派遣した³。これで、活気を帯びた百済復興運動は、より積極的に展開されるようにみえた。

ところで、福信が復興軍とともに主導していた僧侶の道琛を権力紛争の中で殺害し、その兵力を独占する事件が発生する。豊璋は百済の君主であったが、これを統制できず、祭祀だけ主管したという。道琛の殺害事件の具体的な時期は不明であるが、『三国史記』・『新唐書』の記録を参照してみると、662年7月以前に行われたと推定される⁴。

豊璋は、福信によって王に推戴されたが、日本に約30年近く滞在したので、国内的基盤がなかった。すなわち、このような推戴は形式的であっただけで、豊璋は国王として実権を持たなかったと考えられる。したがって、復興軍の主導権を握っていた福信との葛藤が深化したのは当然なことであった。

天智2年(663)6月⁵、豊璋は復興軍の主導権をめぐって対立していた福信を殺害し、政治的権力を獲得した。その結果、指導層の内部分裂が起き、復興軍の士気は大きく落ちた。このような問題を解決するため、豊璋は使者を派遣して高句麗と日本に援軍を要請した。

天智2年(663)8月⁶、唐軍が百済復興運動の拠点地であった周留城(州柔城)を攻撃した。また、半島の白村江(現：錦江河口と推定)で、百済・日本の連合軍と唐・新羅の連合軍の

³ 『日本書紀』天智天皇即位前紀齊明天皇七年八月条「遣前將軍大華下阿曇比羅夫連。小華下河辺百枝臣等。後將軍大華下阿倍引田比羅夫。大山物部連熊。大山守君大石等。救於百済。仍送兵杖・五穀。(或本、統此未云。別使大山下狹井連檳榔。小山下秦造田來津、守護百済。)」

『日本書紀』天智天皇即位前紀齊明天皇七年九月条「皇太子御長津宮。以織冠授於百済王子豊璋。復以多臣蔣敷之妹妻之焉。乃遣大山下狹井連檳榔。小山下秦造田來津。率軍五千余、衛送於本郷。於是。豊璋入国之時。福信迎來。稽首奉国朝政。皆悉委焉。」

『日本書紀』天智天皇元年正月辛卯朔丁巳条「賜百済佐平鬼室福信失十万隻。糸五百斤。綿一千斤。布一千端。韋一千張。稻種三千斛。」

『日本書紀』天智天皇元年三月庚寅朔癸巳条「賜百済王布三百端。」

『日本書紀』天智天皇元年夏五月条「大將軍大錦中阿曇比羅夫連等。率船師一百七十艘。送豊璋等於百済国。宣勅。以豊璋等使繼其位。又予金策於福信。而撫其背。褒賜爵祿。于時豊璋等与福信、稽首受勅。衆為流涕。」

『日本書紀』天智天皇二年三月条「遣前將軍上毛野君稚子。間人連大蓋。中將軍巨勢神前臣詵語。三輪君根麻呂。後將軍阿倍引田臣比羅夫。大宅臣鎌柄。率二万七千人。打新羅。」

『日本書紀』天智天皇二年秋八月壬午朔甲午条「新羅以百済王斬己良將。謀直入国先取州柔。於是。百済知賊所計。謂諸將曰。今聞。大日本国之救將廬原君臣、率健兒万余。正当越海而至。願諸將軍等応預凶之。我欲自往待饗白村。」

⁴ 『三国史記』卷第二十八「百済本紀」第六義慈王二十年条を参照。

『旧唐書』卷一百九十九上 列傳 第一百四十九上 東夷 百済伝を参照。

⁵ 『日本書紀』天智天皇二年六月条「前將軍上毛野君稚子等。取新羅沙鼻岐奴江二城。百済王豊璋嫌福信有謀反心。以革穿掌而縛。時難自決。不知所為。乃問諸臣曰。福信之罪、既如此焉。可斬以不。於是。達率德執得曰。此惡逆人。不合放捨。福信即唾於執得曰。腐狗痴奴。王勒健兒。斬而醢首。」

⁶ 『日本書紀』天智天皇二年秋八月壬午朔甲午条「新羅以百済王斬己良將。謀直入国先取州柔。於是。百済知賊所計。謂諸將曰。今聞。大日本国之救將廬原君臣、率健兒万余。正当越海而至。願諸將軍等応預凶之。我欲自往待饗白村。」

間で、大規模な戦闘が起きた。しかし、百済の内部分裂および日本の援軍であった水軍の壊滅で、唐・新羅の連合軍の攻撃に大敗する。以降、豊璋は高句麗に逃げ、周留城が陥落し、实际的に復興運動は失敗に終わった。国を失った百済官僚層は多くの遺民たちを率いて、敗残兵とともに日本へ亡命する。そのとき、百済遺民の具体的な数は不明⁷であるが、その亡命が大規模な集団移住であったのは間違いない。このような状況は、次の『日本書紀』の記事から確認できる。

〈史料 5〉 『日本書紀』天智天皇二年九月辛亥朔丁巳条。

百済州柔城、始降於唐。是時国人相謂之曰。州柔降矣。事無奈何。百済之名絶于今日。丘墓之所豈能復往。但可往於弓礼城、会日本軍将等、相謀事機所要。遂教本在枕服岐城之妻子等、令知去国之心。

〈史料 6〉 『日本書紀』天智天皇二年九月甲戌条。

日本船師及佐平余自信。達率木素貴子。谷那晋首。憶礼福留。并国民等至於弓礼城。明日、発船始向日本。

〈史料 5〉は、国を失った百済人たちが日本に亡命しようとする状況を詳しく説明している。〈史料 6〉は、百済遺民が帰国する日本の水軍とともに渡来していた状況を示している。ここでは、佐平余自信、達率木素貴子、谷那晋首、憶礼福留などの人名が確認できる。彼らの氏姓である「余」と「木」などからみると、王族や中央貴族の出身であったと考えられる。また、彼らの官位である「佐平」や「達率」は、百済官僚制度の中でも高位なので、彼らは百済復興運動を主導した勢力であったとみられる。ここでは、一部の人名しか確認できないが、百済が滅亡した後、復興運動の主要な勢力が亡命国として選択したところは、やはり友好関係の日本であったと推定される。

『日本書紀』天智天皇二年八月戊戌条「賊将至於州柔、繞其王城。大唐軍将率戦船一百七十艘。陣烈於白村江。」

『日本書紀』天智天皇二年八月戊申条「日本船師初至者。与大唐船師合戦。日本不利而退。大唐堅陣而守。」

『日本書紀』天智天皇二年八月己酉条「日本諸将与百済王、不觀氣象。而相謂之曰。我等争先、彼応自退。更率日本乱伍中軍之卒、進打大唐堅陣之軍。大唐便自左右夾船繞戦。須臾之際。官軍敗績。赴水溺死者衆。艦舳不得廻旋。朴市田来津仰天而誓。切齒而嗔、殺数十人。於焉戦死。是時百済王豊璋与数人乗船逃去高麗。」

⁷ 『日本書紀』天智天皇四年春二月是月条：百済男女400余人。

『日本書紀』天智天皇五年是冬条：百済男女2000余人。

『日本書紀』天智天皇八年是歳条：百済男女700余人。

これらの記事は、少なくとも百済男女3000人以上が日本列島に渡来したことを示す。

白村江の戦い(663)以降、高句麗も滅亡(668)して、半島の覇権を獲得した新羅が三国統一(676)を成して、東アジアの情勢が大きく変化することになる。したがって、百濟復興運動を支援した日本も急変する状況の中で、対立していた唐と新羅との対外関係を改めて確立する必要があった。日本は、これまで対立していた唐と新羅との交渉を再開し、対外的に良い関係を維持するようにした。

一方、日本の内部でも「壬申の乱」(672)などが起き、非常に混乱していた。このような状況を解決するため、日本は政治体制を新たに整備し、天皇を中心とする律令国家を樹立するようになる。対内外的に複雑な状況の中で、大量の百濟遺民が日本へ亡命したのである。次節では、百濟遺民の定着過程と動向を、文献史料から検討する。

第二節 白村江の敗戦後における百濟遺民の日本列島への渡来

百濟滅亡後、大量の百濟遺民が日本に渡ってきた。日本は、このような百濟遺民の流入を友好的に受け入れたとみられる。『日本書紀』をもとに、列島に渡来した百濟遺民の定着や動向を確認する。

〈史料 6〉のように、日本に渡ってきた百濟の人々の中には、貴族・官僚層および復興運動を主導した勢力が多かった。したがって、日本はこのような勢力を受け入れるため、さまざまな政策を実施した。これは、次の史料から確認できる。

〈史料 7〉天智天皇四年二月是月条。

勘校百濟国官位階級。仍以佐平福信之功、授鬼室集斯小錦下。〈其本位達率。〉復以百濟百姓男女四百余人、居于近江国神前郡。

〈史料 8〉天智天皇四年三月是月条。

給神前郡百濟人田。

〈史料 9〉天智天皇四年秋八月条。

遣達率答怵春初、築城於長門国。遣達率憶礼福留。達率四比福夫於筑紫国、築大野及椽二城。

〈史料 10〉天智天皇五年是冬条。

① 京都之鼠、向近江移。以百濟男女二千余人、居于東国。

② 凡不捫緇素、起癸亥年、至于三歲、並賜官食。倭漢沙門知由、獻指南車。

〈史料 11〉天智天皇八年是歲條。

遣小錦中河内直鯨等、使於大唐。又以佐平余自信・佐平鬼室集斯等、男女七百余人、遷居近江国蒲生郡。又大唐遣郭務悰等二千余人。

〈史料 12〉天智天皇十年正月是月條。

以大錦下授佐平余自信・沙宅紹明。〈法官大輔。〉以小錦下、授鬼室集斯。〈学職頭。〉以大山下、授達率谷那晋首〈閑兵法。〉・木素貴子〈閑兵法。〉・憶礼福留〈閑兵法。〉・答焮春初〈閑兵法。〉・焮日比子贊波羅金羅金須〈解菓。〉・鬼室集信。〈解菓。〉以小山上、授達率德頂上〈解菓。〉・吉大尚〈解菓。〉許率母〈明五經。〉・角福牟。〈閑於陰陽。〉以小山下、授余達率等五十余人。

〈史料 13〉天武天皇二年閏六月乙酉朔庚寅條。

大錦下百濟沙宅昭明卒。為人聰明叡智、時稱秀才。於是、天皇驚之、降恩以贈外小紫位。重賜本国大佐平位。

〈史料 14〉天武天皇十年八月丙子條。

詔三韓諸人曰。先日復十年調・税既訖。且加以、歸化初年、俱来之子孫。並課役悉免焉。

〈史料 7〉は、百濟の官位階級を検討したという記事である。このことから、日本朝廷は滅亡した百濟のものを対照し、それに当たす日本の冠位(位階)を百濟官僚層に授与しようとした。本位が達率⁸であった鬼室集斯には、百濟から亡命した遺臣の中で最初に日本冠位の小錦下⁹が授与された。彼の来朝時期は不明であるが、百濟復興運動を主導した佐平の鬼室福信の功を認められ、冠位が授与されたので、おそらく福信の子あるいは親族と思われる。

鬼室集斯だけでなく、多くの百濟遺臣が日本朝廷から冠位を授与されていることが〈史料 12〉から確認できる。それによると、達率以上の50余人に冠位が与えられたという。その中で、法官大輔である佐平余自信¹⁰・沙宅紹明には大錦下¹¹が、学職頭¹²である鬼室集

⁸ 『日本書紀』の天智天皇八年是歲條では、「佐平鬼室集斯」という。

⁹ 天智天皇三年二月に制定された冠位26階の制の中で12位である。

¹⁰ 『日本書紀』齊明天皇六年九月己亥朔癸卯條「達率余自進」と同一人物と推定されている。

¹¹ 天智天皇三年二月に制定された冠位26階の制の中で9位である。

¹² 学職頭：律令制における大学頭の前身といわれる。

斯には前述したように小錦下が授与された。法官大輔は、以降、大宝令で式部省¹³の次官に当たる高位であるので、その官職に任じられた余自信・沙宅紹明は、法(律令)や行政などの政治分野に明るかったと考える。

余自信とともに法官大輔であった沙宅紹明は、百済の高位貴族出身であったこともあり、その動向が他の百済遺臣より詳しく確認できる。〈史料 13〉の「卒伝」によると、沙宅紹明は、「人となり聡明・叡智で、ときに秀才とうたわれた人である」といわれる。これに、天皇は驚いて外小紫位¹⁴を贈り、重ねて本国(百済)の位である大佐平という高位も与えた。また、彼は学士として大友皇子の賓客となり¹⁵、中臣(藤原)鎌足が死去したとき、その碑文を作成したとする¹⁶。このことから、沙宅紹明は、当時、優れた文章家であり、学問的にも高く評価された知識人であったとみられる。

一方、鬼室集斯が任じられた学職頭は、以降式部省の管轄下にある大学寮¹⁷の長官に当たる。『懐風藻』の序文によると、日本の学校制度は近江朝(天智朝)にはじめて創設され、鬼室集斯が初代長官になったといわれる¹⁸。政治的な基盤がない渡来系出身である鬼室集斯がこのような要職に任じられたのは、彼が百済遺臣の中で、特に学問や政治的な部分で頭角を現していた存在であったからと推定される。

〈史料 12〉では〈史料 6〉でみえた達率以上の百済官僚たちの人名が改めて確認される。兵法に詳しい達率谷那晋首・木素貴子・憶礼福留・答焮春初には、大山下¹⁹が与えられた。薬に通じた焮日比子賛波羅金羅金須²⁰・鬼室集信²¹にも、大山下が、達率徳頂上・吉大尚

¹³ 式部：日本の律令制における八省の一つである。国家の儀式、文官の考課、選叙、禄賜など官人の人事一般を担当した。

¹⁴ 天智天皇三年二月に制定された冠位26階の制の中で6位である。「外」は、壬申の乱で活躍した功臣や渡来人を優遇されるため授与したと推定される。

¹⁵ 『懐風藻』「大友皇子伝」「年二十三、立為皇太子。廣延學士、沙宅紹明。塔本春初、吉太尚許率母木素貴子等、以為賓客。」

¹⁶ 『藤氏家伝』上「大織冠伝(鎌足伝)天武天皇即位二年冬十月甲子条「百済人小紫沙宅紹明、才恩穎拔、文章冠世、傷令名不伝、賢徳空没、仍製碑文。」：百済の人、小紫沙紹明、才思穎抜にして文章世に冠せり。令名傳わず、賢徳空しく没するを傷み、仍ち碑文を製す。

¹⁷ 大学寮：式部省の管轄下にある官人の養成機関である。

¹⁸ 関晃、『帰化人』、講談社、2009

¹⁹ 天智天皇三年二月に制定された冠位26階の制の中で15位である。

²⁰ 「焮日比子賛波羅金羅金須」は、複数の人名とみられるが、具体的には分からない。『日本書紀集解』では、焮日比子・賛波羅・金羅・金須の4名とみたが、『日本書紀通証』では、焮日比子・賛波羅金須の2名とした。

²¹ 鬼室集斯と親族とみえるが、具体的なことは分からない。以降の動向も不明である。

には、小山上²²がそれぞれ与えられた。五経に通じた許率母と陰陽に通じた角福牟などにも小山下²³が与えられた。

この中で、木素貴子・吉大尚・許率母は、前述した沙宅紹明とともに学士として大友皇子の賓客となった²⁴。特に、許率母は大博士と称されていたので²⁵、学問的に優れた人物であったと想像できる。このような動向から、日本へ亡命した百済官僚層は政治的に優れていただけでなく、学問およびさまざまな分野でも能力を持っていたとみられる。

〈史料 9〉によると〈史料 12〉で兵法に詳しいという達率答炆春初を派遣して、長門国に城を築かせた。達率四比福夫と憶礼福留を筑紫国に派遣して、大野と椽の二城を築かせた。7世紀末の築城作業は、唐・新羅の連合軍の侵攻を防御するため、何よりも重要なものであった。当時、日本には山城と呼ばれる防御施設物が存在しなかったが、日本に亡命した百済官僚層の主導下に築造された。したがって、彼らは築城事業に必要な兵法や建築技術を持っていたと思われる。同時期に、築城された大和国高安城・讃岐国屋島城・対馬国金田城などの築城²⁶にも、百済遺臣の兵法や建築技術が利用されたといわれる。このように、百済から渡来した人々によって築造された山城を「朝鮮式山城」と呼ぶ。

これまでの検討から、日本へ亡命した百済官僚層は、政治・教育・兵法・建築などの多数の分野で活躍したことが確認できた。日本朝廷が百済渡来人を認めて優遇したのは、百済が友好関係であったこともあるが、彼らが持っていた知識や技術が必要であったからとみられる。日本朝廷は、このような能力を効果的に活用・受け入れるため、百済官僚層に冠位を授与した²⁷。こうした百済官僚層の優遇政策によって彼らは複雑な情勢の中で日本が古代国家を形成するとき、それぞれの分野で重要な役割をしたはずである。

²² 天智天皇三年二月に制定された冠位26階の制の中で16位である。

²³ 天智天皇三年二月に制定された冠位26階の制の中で18位である。

²⁴ 『懐風藻』「大友皇子伝」を参照。

²⁵ 『日本書紀』天武天皇六年五月甲子条「勅。大博士百濟人率母、授大山下位。因以封三十戸。是日。倭画師音禱授小山下位。乃封二十戸。」：この記事で確認される率母は、天智天皇十年正月是月条の許率母であり、「大博士」であったことが確認できる。

²⁶ 『日本書紀』天武天皇六年十一月是月条「築倭國高安城。讚吉國山田郡屋嶋城。對馬國金田城。」

²⁷ 『日本書紀』天武天皇十四年二月庚辰条「大唐人・百濟人・高麗人、并百四十七人賜爵位。」

〈表 1〉天智朝における百済官僚たちの日本の官位

人名	百済官位	日本位階	日本官職	能力分野	その他
鬼室集斯	達率・佐平	小錦下	学職頭		
余自信	佐平	大錦下	法官大輔		
沙宅紹明	佐平・大佐平	大錦下	法官大輔		秀才・外小紫位に遺贈・ 大友皇子の客員学者
谷那晋首	達率	大山下		兵法	大友皇子の客員学者
木素貴子	達率	大山下		兵法	大友皇子の客員学者
憶礼福留	達率	大山下		兵法	城築造
答秣春初	達率	大山下		兵法	城築造
鬼室集信		大山下		薬(医術)	
徳頂上	達率	小山上		薬(医術)	
吉大尚	達率	小山上		薬(医術)	
許率母	達率	小山上→大山下		五経	大友皇子の客員学者
角福牟	達率	小山上		陰陽	大友皇子の客員学者・大博士
四比福夫	達率				城築造

一方、天智朝には大規模に亡命した百済遺民を定着・安定させるために、さまざまな政策が施行された。

〈史料 7〉の記事によれば、天智 4 年(665)2 月に百済の百姓男女 400 余人が近江国神前郡(神崎郡)に移住させられる。〈史料 10-①〉である天智 5 年(666)には百済男女 2000 余人が東国に、〈史料 11〉天智 8 年(669)には佐平余自信と佐平鬼室集斯などの男女 700 余人が近江国蒲生郡に移住させられたことが確認される。

白村江の戦い(663)の敗北で、政治的・社会的に混乱した内部状況を解決することや国力を強化するため、天智天皇は軍事防衛施設を拡充し、行政機構を再整備した。また、貴族の反対にもかかわらず、天智 6 年(667)3 月²⁸に、飛鳥から近江に遷都した。こうした遷

²⁸ 『日本書紀』天智天皇六年三月辛酉朔己卯条「遷都于近江。是時天下百姓不願遷都。諷諫者多。童謡亦衆。日々夜々、失火処多。」

都の理由には、唐・新羅の侵攻の防御および白村江の戦いの敗戦で起きた内部の不満を解決、そして新たな基盤の確保とみられる²⁹。

このような重要な時期に、多くの百済人が近江国に移住させられている。これらの集団的な移住には、新たな都になった近江国の開発と関係があると考えられる。前述したように、百済人は山城を築造できる建設・土木技術を持っていた。この技術を利用するため、百済人を集団で移住させ、新たな都の建設に参加させたと推定される。

遷都した近江国には、大友氏³⁰と錦織(錦部)氏³¹のような百済系氏族が、すでに百済が滅亡する以前から定着して居住していた³²。彼らは、来朝した百済遺民が近江国に定着するとき、おそらく大きな役割をしたのではないかと思われる。また、〈史料 8〉をみると、神前郡の百済人に土地(田)を支給している。このことから、日本朝廷は移住した百済人がまともに定着するように配慮したとみられる。近江国は百済遺民の重要な拠点になり、現在も百済系渡来人に関する遺跡が多く残っている。

さらに、百済遺臣の余自信と鬼室集斯なども、近江国に移住する。政治および行政分野にも優れた知識を持っていた彼らは、母国の百済で律令国家体制を経験したことがあるので、新たな都や政権を確立するとき、有用であったと考えられる。

一方、百済遺民は、都に近いところである近畿地方だけでなく、東国にも移住させられる。当時の東国は、日本の辺境地であった。東国に関する移住は、天武 13 年(685)5 月条³³でも確認できる。外国から亡命した遺民を何も無い辺境地に移住させるのは、冷遇したと考えるかもしれない。しかし、2000 余人になる百済人には、集団的に定着するところが必要であった。したがって、日本朝廷は彼らを辺境地に移住させ、土地を提供して開拓・経営に効果的に利用したと推定される。

〈史料 10-②〉によると、日本朝廷は百済人に対して僧俗を選ばず、3 年間、官食も与えた。〈史料 14〉では、三韓(百済・高句麗・新羅)からきた人々に、10 年間の調税を免除することにした。また、加えて帰化の初年、一緒につれてきた子孫は、すべて課役を

²⁹ 이용필, 「近江政權의 氏族基盤과 그 성격」 『일본역사연구』 7, 일본사학회, 1998

³⁰ 『新撰姓氏録』未定雑姓「河内国。雑姓。大友史。百済国人白猪奈世之後也。」

³¹ 『新撰姓氏録』未定雑姓 錦織(錦部)氏。

「河内国。諸蕃。百済。錦部連。三善宿禰同祖。百済國速古大王之後也。」

「和泉国。諸蕃。百済。錦部連。三善宿禰同祖。」

³² 이용필, 1998, 前掲論文。

³³ 『日本書紀』天武天皇十三年五月辛亥朔甲子条「化来百済僧尼及俗人。男女并二十三人。皆安置于武蔵国。」：当時、東国であった武蔵国は、現在の埼玉県・神奈川県の一部と推定されている。

免除するといわれた。このように日本朝廷は、さまざまな恵沢を通じて、百済人たちが日本に定着・適応するように配慮したのである。

多方面で活躍した百済の亡命官僚層と異なり、一般の遺民の動向は具体的に史料で確認しにくい、日本政策からある程度推定することができた。また、百済系渡来人の中には、官僚層以外にも技術者および僧侶³⁴も活躍して、彼らの知識や技術なども日本文化の発展に影響を与えたとみられる。

百済遺民が渡来・定着した時期の日本は急変する情勢に備えるため、多様な政策を実施した。白村江の敗戦後、日本は軍事施設を拡充しながら対外的には対立していた唐・新羅から派遣された使節を受け入れ、国交を再開する。以降、遣唐使・遣新羅使(688)も派遣した。内部的には近江に遷都し、日本最初の律令である「近江令」(667)を制定、そして日本最初の戸籍である「庚午年籍」(670)を作成して、行政体制を整備した。

このように変化する東アジアの情勢の中で、百済遺民を受容した日本は自分の位置を再確立し、国力を強化して、律令国家体制を形成するきっかけになったとみられる。

第三節 定着以降、百済渡来人の動向

日本に定着した百済遺民は、以降、どのような動向をみせているのか。ここでは、日本の官位が与えられた百済官僚たちとその子孫の動向を、「六国史」・『新撰姓氏録』を中心として検討した。

まず、百済復興運動の中心であったと考えられる余自信は、天智朝に百済遺民とともに近江国蒲生郡に移住させられ(史料 11)、大錦下の冠位と法官大輔という官職が与えられた(史料 12)。その後の足跡については記事で確認できないが、『新撰姓氏録』³⁵によると「高野造」の始祖になったといわれる。

³⁴ 『日本書紀』天武天皇十二年七月是月条「始至八月早之。百済僧道蔵、零之得雨。」

『日本書紀』天武天皇十四年冬十月癸酉朔丙子条「百済僧常輝封三十戸。是僧寿百歳。」

『日本書紀』天武天皇十四年十一月丙寅条「法蔵法師。金鍾獻白朮煎。是日。為天皇招魂之。」

『日本書紀』持統二年七月丙子条「命百済沙門道蔵請雨。不崇朝、遍雨天下。」

『日本書紀』持統六年三月丙寅朔戊辰条「以浄広肆広瀬王。直広参当麻真人智徳。直広肆紀朝臣弓張等、為留守官。於是。中納言三輪朝臣高市麻呂、脱其冠位。擎上於朝。重諫曰。農作之節。車駕未可以動。」

³⁵ 『新撰姓氏録』右京諸蕃下「高野造。百済国人佐平余自信之後也。」

余自信とともに近江国蒲生郡に移住させられた鬼室集斯は(史料 11)、学問的に優れたので、学職頭に補任されたが(史料 12)、その後の動向は不明である。ところで、現在、滋賀県蒲生郡日野町には「鬼室神社」という神社がある。ここで「鬼室集斯」という墓碑が発見され、「鬼室神社」と称するようになったという。この碑によると、鬼室集斯は「朱鳥三年戊子十一月八日殞」、すなわち 688 年(持統 2 年)11 月 8 日に死亡し、庶孫の美成が碑を建てたとする。ただ、碑文の真偽について江戸時代から論争がある³⁶。『新撰姓氏録』によると、鬼室集斯の子孫には「百濟公」が賜姓³⁷されている。

日本の官位が授与された百濟官僚層は、先に検討したように学問だけでなく、兵法・薬(医術)・五経・陰陽・建築などのさまざまな分野で能力を発揮した(表 1)。その後、彼らの動向は、具体的に確認しにくいのが、改姓されており、その子孫も先祖が持っていた学問や技術などを受け継ぎ、関連分野で活動したとみられる。それは、奈良時代の賜姓・改姓記事から推定できると思う。

奈良時代には、百濟系渡来人が賜姓によって改姓される。『続日本紀』神亀元年(724)5 月辛未(13)条³⁸では、従五位上の吉宜が従五位下の吉智首とともに「吉田連」に改姓されている。吉宜は本来は僧侶であったが³⁹、医術が優れて還俗し、医者として活躍した⁴⁰。吉宜は「吉」という姓と医術が優れたことから、〈史料 12〉の薬に通じた吉大尚の子孫と推定される。以降、「図書頭」⁴¹と「典薬頭」⁴²に任じられているので、先祖のように学問的にも才能があったとみられる。

³⁶ 胡口靖夫、「律令時代の鬼室氏」『近江朝と渡来人 -百濟鬼室氏を中心として-』、雄山閣、1996・大橋信弥・胡口靖夫、「近江朝と渡来人 -百濟鬼室氏を中心として-」『国史学』第162号、国史学会、1997、101-104頁。

³⁷ 『新撰姓氏録』右京諸蕃下「百濟公。百濟国鬼室集斯之後也。因鬼神感和之義、命氏謂鬼室。廢帝天平寶字三年、改賜百濟公姓。」

³⁸ 『続日本紀』神亀元年五月辛未条「(前略)従五位上吉宜。従五位下吉智首並吉田連。(中略)従六位下谷那庚受難波連。正八位上答本陽春麻田連。」

³⁹ 李根雨、「일본열도의 백제유민에 대하여」『한국고대사연구』23、한국고대사학회、2001

⁴⁰ 『続日本紀』養老五年正月甲戌条「詔曰。至公無私。国士之常風。以忠事君。臣子之恒道焉。当須各勤所職退食自公。康哉之歌不遠。隆平之基斯在。災異消上。休徵叶下。宜文武庶僚。自今以去。若有風雨雷震之異。各存極言忠正之志。」又詔曰。文人・武士。国家所重。医卜・方術。古今斯崇。宜擢於百僚之内。優遊学業。堪為師範者。特加賞賜。勸励後生。(中略)医術従五位上吉宜。」

⁴¹ 『続日本紀』天平五年十二月庚申条「従五位上吉田連宜為図書頭。」：図書頭は、国家図書を管掌する図書寮の長官である。

⁴² 『続日本紀』天平十年閏七月癸卯条「正五位下吉田連宜為典薬頭。」：典薬頭は、医療・調薬を担当する典薬寮の長官である。

同日、「難波連」⁴³に改姓された従六位下の谷那庚受(康受)は、『藤氏家伝』⁴⁴によると優れた陰陽師といわれる。兵法と学問に優れた谷那晋首(史料 12)と同族ではないかと推定される。長門国で城を築造した兵法に詳しい答牀春初(史料 9・12)の一族とみられる正八位上の答本陽春は「麻田連」になった。

『続日本紀』神龜元年(724)5月の他に、天平宝字元年(757)夏4月辛巳(4)⁴⁵の勅によって天平宝字5年(761)3月庚子(15)⁴⁶にも、百済系の出身に対する賜姓が施行された。ここでは、大野城と椽城を築造した憶礼福留(史料 9)の子孫とみられる憶頼子老が「石野連」⁴⁷になった。

このような賜姓は、先祖の能力を受け継いだ百済系出身の者たちが、新たな日本体制からその位置(地位)と能力を強固に認められた重要な事件であったと思う。

一方、官僚層とは異なって一般出身の百済系の者たちの動向は、記録が少なくて具体的な動向は不明であるが、特別な技術を持っていた技術者の動きは推定できる。その中で注目される人物が、技術系官人である仏師の国中公麻呂である。『続日本紀』宝龜5年(74)冬10月己巳(3)条の国中連公麻呂の「卒伝」⁴⁸によると、彼の祖父は近江朝(天智朝)のときである天智2年(663)に百済から帰化した徳率国骨富とされる。

聖武朝(724-749)に、盧舎那仏(東大寺大仏)が造営されることになって公麻呂は、天平18年(746)11月、それを指揮する「造仏長官」に任じられ、東大寺大仏の製作を直接に指

⁴³ 難波連は、『新撰姓氏録』右京諸蕃下によると「高麗國好太王之後也。」すなわち、高句麗の好太王(広開土王)の子孫といわれる。

⁴⁴ 『藤氏家伝』下「武智麻呂伝」神龜六年三月条「陰陽に、津守連通、余真人、王仲文、津連首、谷那康受たち有り。」

⁴⁵ 『続日本紀』天平宝字元年夏四月辛巳条「其高麗。百済。新羅人等。久慕聖化。来附我俗。志願給姓。悉聽許之。其戸籍、記。無姓及族字。於理不穩。宜為改正。」

⁴⁶ 『続日本紀』天平宝字五年三月庚子庚子条「百済人余民善女等四人賜姓百済公。韓遠智等四人中山連。王国嶋等五人楊津連。甘良東人等三人清篠連。刀利甲斐麻呂等七人丘上連。戸淨道等四人松井連。憶頼子老等卅一人石野連。竹志麻呂等四人坂原連。生河内等二人清湍連。面得敬等四人春野連。高牛養等八人淨野造。卓杲智等二人御池造。延爾豊成等四人長沼造。伊志麻呂福地造。陽麻呂高代造。烏那竜神水雄造。科野友麻呂等二人清田造。斯藹国足等二人清海造。佐魯牛養等三人小川造。王宝受等四人楊津造。答他伊奈麻呂等五人中野造。調阿氣麻呂等廿人豊田造。高麗人達沙仁徳等二人朝日連。上部王虫麻呂豊原連。前部高文信福当連。前部白公等六人御坂連。後部王安成等二人高里連。後部高吳野大井連。上部王弥夜大理等十人豊原造。前部選理等三人柿井造。上部君足等二人雄坂造。前部安人御坂造。新羅人新良木舍姓具麻呂等七人清住造。須布呂比滿麻呂等十三人狩高造。漢人伯徳広足等六人雲梯連。伯徳諸足等二人雲梯造。」

⁴⁷ 『新撰姓氏録』左京諸蕃下「石野連。百済国人近速古王孫憶頼福留之後也。」

『続日本紀』天平宝字五年三月庚子条「憶頼子老等卅一人石野連。」

⁴⁸ 『続日本紀』宝龜五年冬十月己巳条「散位従四位下国中連公麻呂卒。本是百済国人也。其祖父徳率国骨富。近江朝庭歳次癸亥属本蕃喪乱帰化。天平年中。聖武皇帝発弘願。造盧舎那銅像。其長五丈。当時鑄工無敢加手者。公麻呂頗有巧思。竟成其功。以勞遂授四位。官至造東大寺次官兼但馬員外介。宝字二年。以居大和国葛下郡国中村。因地命氏焉。」

揮した⁴⁹。鑄工の中でも優れた才能を持った彼は、天平宝字 5 年(761)10 月⁵⁰に「造東大寺司次官」に任じられた。最終官位は、散位従四位下である⁵¹。天平宝字 2 年(758)に大和国葛下郡国中村に居住していたので、地名に因み「国中」の氏を命じられた。

この動向から百済系の出身である公麻呂が東大寺大仏を造営する際、大きかった役割をしたことが確認できる。加えて、百済系である公麻呂の下に、多くの百済系技術者が参加したと推定されている。

検討の結果、百済系渡来人は多様な分野で活躍し、その才能と能力は子孫まで継承されて、日本律令国家および文化の形成・発展に寄与したといえよう。

おわりに

これまで検討した内容をまとめてみると、次のようになる。

百済の滅亡をはじめ、7 世紀末の東アジアは混乱する時期であった。友好関係にあった百済を支持した日本は白村江の戦いの敗北で、対内外的に複雑な状況に直面する。また、大量の百済遺民の流入に関する問題も解決しなげらなかつた。このような状況は、日本が新たな律令国家を形成する契機になった。

日本朝廷は、亡命した百済の官僚層に官位を与え、彼らが持っていた学問・知識・技術などを効果的に活用・受容した。また、大量の遺民を難波や近江地域に移住させ、土地を授与し、租税と課役の免除のような政策を実施した。こうした優遇政策には、百済渡来人を日本の地へ安定的に定着させようとする目的があつた。さらに、辺境地である東国にも移住させ、土地開拓や対蝦夷戦争などの東国経営にも参加させようとする意図もあつたと考えられる。

官位授与や賜姓を通じて、日本体制下で新たな地位や位置を確保した百済渡来人は日本官人として活動し、新たな律令国家の形成に参加した。彼らが持っていた知識や技術は、

⁴⁹ 『大日本古文書』9巻300-301頁。天平十八年(746)十一月一日付の「金光明寺造物所告朔解案」に「造仏長官外従五位下国」とあり、金光明寺のちの東大寺の造仏長官として、大仏の造立を指揮したことが知られる。

⁵⁰ 『続日本紀』天平宝字五年冬十月壬子朔条「正五位下国中連公麻呂為造東大寺次官。」

⁵¹ 『続日本紀』神護景雲元年二月甲申条「幸東大寺。授正五位下国中連公麻呂従四位下。」

東大寺の大仏造営などの足跡で見られるように子孫まで継承され、日本文化の形成・発展に寄与した。

ただし、文献史料で確認される百済渡来人は、大部分が達率以上の高位官僚層や特定技術を保有した者であるので、一般的な遺民の動向を把握するのは容易ではない。このような不足した部分は、現在、日本に残っている遺跡・遺構と遺物を通じて、より深く研究されなければならないだろう。

一方、このような多様な変化が起きている状況の中に、百済王族である善光らも日本に定着することになる。先行研究では、善光とその一族が「百済王」として日本体制に同化していく過程は、7世紀末の東アジアの国際情勢の変化および日本の律令国家体制の形成と関係があると理解している。

それでは、善光とその一族は新たに古代国家として形成されていく日本の中で、どのような存在として位置づけられていたのか。「百済王」が賜姓されて以降、百済王氏は日本に定着して官人になった百済官僚たちとその子孫たちと異なり、改姓・賜姓されたのが確認されていない⁵²。このように百済王氏が日本体制に位置づけられた以降、日本式の姓とははっきり異なっている「百済王」という姓を続けて維持した理由は何だろうか。そして、百済王族の出身の彼らは「百済王」賜姓以降、どのような政治的立場で日本の中に存在していたのだろうか。

こうした疑問点をもとに、次の章では百済王族であった善光とその一族が「百済王」として変化していく性格を理解するため、まず、文献史料に現れている百済王氏の始祖である善光の動向について確認する。その後、先行研究およびこれまで検討した百済渡来人の動きをもとに、百済王氏の成立背景とその過程について比較・考察する。

⁵² 『百済王三松家系図』によると、百済王氏は9世紀、平安時代前半に「三松氏」に改姓されたといわれる。

第二章 百済王氏の成立

はじめに

日本に定着した百済系氏族の中で、善光を始祖とする百済王氏という氏族がある。善光とその一族は、百済が滅亡する以前から日本に留まっていたが、滅亡(660)以降にも帰国せずに滞在したといわれる。白村江の敗戦(663)後、百済復興の可能性が完全になくなると、母国を失った善光らは、そのまま日本に定着するしかなかった。善光は、持統朝(686-697)に至って「百済王」という氏姓を賜与され、その子孫も「百済王」と称することになる。以降、奈良・平安時代に位階と官職を授与され、日本官人として活動する。

本章では、百済王氏の出自と善光の来朝を検討した後、百済王氏の成立過程について考察したい。ところで、百済王氏は「百済王」が賜姓される以前にも「百済王」と称されていた。このような事実に着目し、百済王族である善光とその一族が日本に定着して「百済王」が賜姓されるまで、彼らの政治的立場と性格、そして存在意義を文献史料で現れている動向および「百済王」の称号と人名の表記から考えてみよう。

第一節 百済王氏の出自と善光の来朝

百済王氏の出自は、『日本書紀』・『続日本紀』・『新撰姓氏録』などの日本の文献史料で確認される。まず、9世紀初めに編纂された日本古代氏族の名鑑である『新撰姓氏録』(815)によると、次のようになる。

〈史料 1〉 『新撰姓氏録』右京諸蕃下。

百済王。百済国義慈王也。

〈史料 1〉によると、百済王氏は百済国の義慈王から出たといわれる。百済王氏に関するより具体的な記録は、以下の〈史料 2〉である『続日本紀』天平神護2年(766)6月壬子(28)条の百済王氏の始祖である善光の曾孫にあたる「百済王敬福の薨伝」から確認できる。

〈史料 2〉 『続日本紀』 天平神護二年六月壬子条。

刑部卿從三位百濟王敬福薨。其先者、出自百濟国義慈王。高市岡本宮馭宇天皇御世。義慈王遣其子豐璋王及禪広王入侍。汨于後岡本朝廷。義慈王兵敗降唐。其臣佐平福信、剋復社稷。遠迎豐璋。紹興絶統。豐璋篡基之後。以譖横殺福信。唐兵聞之、復攻州柔。豐璋与我救兵拒之。救軍不利。豐璋駕船、遁于高麗。禪広因不帰国。藤原朝廷賜号曰百濟王。卒贈正広參。子百濟王昌成。幼年随父帰朝。先父而卒。飛鳥浄御原御世、贈小紫。子郎虞。奈良朝廷從四位下撰津亮。敬福者、即其第三子也。放縱不拘。頗好酒色。感神聖武皇帝、殊加寵遇。賞賜優厚。時有士庶、來告清貧。每假他物。望外与之。由是。頻歴外任。家無余財。然性了弁。有政事之量。天平年中。仕至從五位上陸奥守。時聖武皇帝、造盧舍那銅像。冶鑄云畢。塗金不足。而陸奥国馳馭。貢小田郡所出黄金九百兩。我国家黄金、從此始出焉。聖武皇帝、甚以嘉尚。授從三位。遷宮内卿。俄加河内守。勝宝四年、拜常陸守。遷左大弁。頻歴出雲。讃岐。伊予等国守。神護初。任刑部卿。薨時、年六十九。

〈史料 2〉も、百濟王氏は「出自百濟国義慈王」、すなわち百濟国の義慈王から出たとする。そして、善光は「義慈王遣其子豐璋王及禪広王入侍」からみられるように義慈王の子という。

このように善光は義慈王の子と知られているが、『三国史記』・『三国遺事』などの韓国の史料では、その名が確認されていない。しかし、『日本書紀』・『続日本紀』では、「百濟王善光王」・「百濟王善光」・「百濟王余善光」・「百濟王禪広」・「禪広王」などと多様に表記されて登場している。本稿では、統一して「善光」と表記する。

〈史料 2〉によれば、義慈王の子である善光(禪広王)は豐璋(豐璋王)とともに「高市岡本宮で天下を治められた天皇の時代」、すなわち舒明天皇の時代に派遣され、入侍したといわれる。その具体的な来朝時期は不明であるが、以下の〈史料 3〉である舒明 3 年(631)3 月庚申朔条の記事と対応される。

〈史料 3〉 『日本書紀』 舒明天皇三年三月庚申朔条。

百濟王義慈入王子豐璋為質。

〈史料 3〉では、善光の名は確認できないが、おそらく豊璋とともに「質」として日本にきたと推定される。義慈王の子と記録されている豊璋と善光は、兄弟とみるのが一般的である。

ところで、〈史料 3〉の豊璋の来朝時期に問題が提起され、論議が起きた。豊璋と善光が来朝したという舒明 3 年(631)の百済国王は、義慈王(在位：641-660)ではなく、その前の王である武王(在位：600-641)であるからである。義慈王は武王の長男で、632 年(武王 33 年)に太子に冊封、641 年に即位する¹。

もし、豊璋と善光との来朝した時期が舒明 3 年(631)とすれば、この時期は武王 32 年であるので、義慈王は「王子」、豊璋は「王孫」になる。それでは、豊璋を「王子」と称することが問題になる。また、豊璋を「王子」と認める場合には、義慈王の子ではなく、当時の百済国王である武王の子になる。どちらに解釈しても矛盾が生じて、豊璋と善光の来朝時期に問題が起こる²。

この問題を解決するため、多様な意見が論じられた。それは、次のようになる。

まず、舒明 3 年(631)の紀年の誤記の説³である。これによると、豊璋は舒明 3 年(631)ではなく、義慈王の時代である舒明 13 年(641)または皇極朝(641-643)に来朝したというのである。その根拠になるのが、皇極 2 年(643)是歳条と百済国主の子である「翹岐」を同一人物説である。

後述する〈史料 8〉皇極 2 年(643)是歳条によると、豊璋は「百済太子余豊」と記述されている。もし、豊璋が舒明 3 年(631)に来朝したとすれば、義慈王の即位(641)とともに太子にならなければならない。しかし、本国の百済にいない豊璋を立太子させたとは考えられないので、豊璋は義慈王の即位のときにはまだ百済本国にいたのであり、以降、立太子の後である皇極朝に日本へ派遣されたというのであろう。

¹ 『三国史記』卷第二十七「百済本紀」第五 武王四十二年春三月条「王薨諡曰武使者入 唐 素服奉表曰君外臣 扶餘璋 卒帝舉哀玄武門詔曰懷遠之道莫先於寵命歸終之義無隔於遐方故柱國帶方郡王百済王 扶餘璋 棧山航 海遠稟正朔獻琛奉牘克固始終奄致薨殞追深愍悼宜加常數式表哀榮贈光祿大夫賻賜甚厚」

『三国史記』卷第二十八「百済本紀」第六 義慈王一年春三月「義慈王 武王 之元子雄勇有膽決 武王 在位三十三年立爲太子事親以孝與兄弟以友時號 海東曾子 武王 薨太子嗣位 太宗 遣祠部郎中 鄭文表 冊命爲柱國 帶方 郡王百済王」

² 宋浣範、「七世紀の倭国と百済 -百済王子豊璋の動向を中心に-」『日本歴史』第 686 号、吉川弘文館、2005・田中俊明、「百済王敬福をめぐる問題」『백제와 유민』、백제학회、20011

³ 西本昌弘、「豊璋と翹岐 -大化改新前後の倭国と百済-」『ヒストリア』107、大阪歴史学会、1985・西本昌弘、「豊璋再論」『日本歴史』第696号、吉川弘文館、2006・渡辺康一、「百済王子豊璋の来朝目的」『国史学研究』第19号、龍谷大学国史学合同研究室、1993

翹岐の来朝記事は、『日本書紀』で2回確認される。これは、『日本書紀』の編纂の際、出典が異なる同一の記事が重複して引用されたとみられる。その記事は、以下の通りである。

〈史料 4〉 『日本書紀』 皇極天皇元年夏四月丙戌朔癸巳条。

大使翹岐將其從者拜朝。

〈史料 5〉 『日本書紀』 皇極天皇二年夏四月庚子条。

筑紫大宰馳驛奏曰。百濟国主兒翹岐弟王子、共調使来。

〈史料 4〉 は、大使の翹岐が從者をつれて朝廷(天皇)を拜謁したという。〈史料 5〉 では、百濟国主の子である翹岐と弟王子⁴が、調使とともに到着したと報告している。

こうした翹岐を豊璋と同一人物とみる見解の根拠の一つが、豊璋と同一人物であると確認される糺解⁵が、翹岐と発音が類似しているのである。『新日本紀』秘訓によると、糺解の「キウケ」と翹岐の「ケウキ」と訓まれており、両者の人名の音が類似して、同一人物とみることができるといっているのである⁶。したがって、百濟国主の子である翹岐を豊璋と同一人物とみて、来朝時期を舒明 3 年(631)ではなく、皇極元(642)または皇極 2 年(643)と修正しなければならないと論じられた⁷。また、二人の百濟王子が類似した時期に来朝したのは珍しいことであり、同じ時期に日本に滞在しているにもかかわらず、豊璋と翹岐がともに記事に登場しないということから、両者を同一人物と推定できると指摘した。

⁴ 弟王子は、『日本書紀』皇極天皇元年二月丁亥朔戊子条の「又弟王子兒翹岐」でも確認できる。弟王子は、解釈によって別の人物になる。①は、弟王子の子である翹岐。すなわち、義慈王の甥になる。②は、弟王子と義慈王の子である翹岐。もし、②の説を受け入れるとしたら、翹岐を豊璋と同一人物と解釈できる。

⁵ ①『日本書紀』齐明天皇六年冬十月条「百濟佐平鬼室福信、遣佐平貴智等、来献唐俘一百余人。今美濃国不破・片県二郡唐人等也。又乞師請救。并乞王子余豊璋曰、〈或本云。佐平貴智・達率正珎也。〉唐人率我整賊、来蕩揺我疆場、覆我社稷、俘我君臣。〈百濟王義慈、其妻恩古、其子隆等、其臣佐平千福・国弁成・孫登等、凡五十余、秋於七月十三日、為蘇將軍所捉、而送去於唐国。蓋は無故持兵之徵乎。〉而百濟国、遥頼天皇護念、更鳩集以成邦。方今謹願、迎百濟国遣侍天朝王子豊璋、將為国主、云云。詔曰、乞師請救、聞之古昔。扶危繼絶、著自恒典。百濟国、窮来帰我、以本邦喪乱靡依靡告。枕戈嘗胆。必拯存救、遠来表啓。志有難奪。可分命將軍百道俱前。雲会雷動、俱集沙喙、翦其鯨鯢、紓彼倒懸。宜有司具為与之、以礼發遣、云云。〈送王子豊璋及妻子与其叔父忠勝等。其正發遣之時、見于七年。或本云、天皇、立豊璋為王、立塞上為輔、而以礼發遣焉。〉」

②『日本書紀』齐明天皇七年夏四月条「百濟福信遣使上表、乞迎其王子糺解。〈新日本紀曰。百濟福信献書、祈其君糺解於東朝。或本云。四月。天皇遷居于朝倉宮。〉」

: ②でみえる王子糺解は、豊璋と同一人物とみられる。①と②の記事は、同記事とみられるが、編纂したとき、重複したと推定されている。

⁶ 西本昌弘、1985・2006、前掲論文。・奥田尚、「七世紀中葉の滞倭の百濟王族について -主として同一人物の人名異表記をめぐって-」『創立二十周年記念論集 文学部篇』、追手門学院大学、1987

⁷ 西本昌弘、1985・2006、前掲論文。

一方、先に提示されたのとは異なり、豊璋は義慈王の子ではなく、武王の子であり⁸、〈史料 3〉舒明 3 年(631)の記事の「百濟王義慈」が、誤記されたという説がある。この説は、豊璋と翹岐を同一人物ではなく、それぞれの別個の人物として理解している⁹。これを受け入れるとしたら、豊璋は義慈王の子とされる善光と兄弟とはみにくい。

また、〈史料 3〉にみえる「百濟王義慈」の「百濟王」が、後に追記されたという説などがある¹⁰。その他に、舒明朝と斉明朝に確認される豊璋がそれぞれ別人、すなわち同名異人という説¹¹もある。この説によれば、舒明朝(631)の豊璋は武王の子、そして百濟滅亡のときである斉明朝(660)の豊璋は義慈王の子とみているのである。

豊璋の来朝時期が明確でないのは、翹岐の来朝記事と同じように『日本書紀』を編纂するとき、さまざまな史料を引用して作成したからである。したがって、事件の繰り返しおよび時期や人物の表記について誤記などが起きたと考える。

〈史料 6〉『日本書紀』皇極天皇元年二月丁亥朔戊子条。

遣阿曇山背連比良夫。草壁吉士磐金。倭漢書直梟、遣百濟弔使所。問彼消息。弔使報言。百濟国主謂臣言。塞上恒作惡之。請付還使。天朝不許。百濟弔使僉人等言。去年十一月。大佐平智積卒。又百濟使人擲崑崙使於海裏。今年正月。国主母薨。又弟王子兒翹岐。及其母妹女子四人。内佐平岐味。有高名之人四十余、被放於嶋。

〈史料 7〉『日本書紀』白雉元年二月甲申条。

朝庭隊仗、如元会儀。左右大臣。百官人等。為四列於紫門外。以粟田臣飯中等四人、使執雉輿。而在前去。左右大臣乃率百官及百濟君豊璋。其弟塞城忠勝。高麗侍医毛治。新羅侍学士等、而至中庭。(後略)

一方、〈史料 6〉皇極元年(642)2 月丁亥朔戊子(2)条、百濟弔使が「百濟国主(義慈王)が来朝している塞上について「いつも悪いことをしている。帰国する使につけて、帰らせていただきたいと申しあげても、天皇は許されまい」といった」ことを述べた。また、同

⁸ 宋浣範、2005、前掲論文。

⁹ 金善民、「일본서기에서 보이는 풍장과 교기」『일본역사연구』11、일본사학회、2000

¹⁰ 胡口靖夫、「百濟王豊璋について -所謂『人質』生活を中心に-」『國學院雜誌』第80卷第4号、國學院大学、1979

¹¹ 盧重國、「7세기 백제와 왜와의 관계」『国史館論叢』第52輯、국사편찬위원회、1994：豊璋の同名異人の説の根拠は、『日本書紀』齐明天皇六年冬十月条「送王子豊璋及妻子与其叔父忠勝等」と『日本書紀』白雉元年二月甲申条「百濟君豊璋。其弟塞城忠勝」でみえる「忠勝」を前者では豊璋の弟、後者では豊璋の叔父と記録されたからである。

年(642)4月乙未(10)条¹²によると、蘇我大臣が於畝傍の家(現、奈良県橿原市)に、翹岐ら
を呼んで親しく対話したが、塞上だけは呼ばなかったといわれる。この記事では、塞上が
翹岐とどのような関係であるのかは不明であるが、同時期に来朝したとみられる。この塞
上と同一人物と理解されるのが、〈史料7〉白雉元年(650)2月甲申(15)条に登場する豊璋
の弟という塞城¹³である。もし、すでに言及した豊璋と翹岐の同一人物説を受け入れたら、
〈史料7〉の豊璋の弟である塞城は、百済国主の子である翹岐の弟になる。それでは、
〈史料7〉の塞城と同一人物という〈史料6〉の塞上も、豊璋(翹岐)とともに来朝した弟
であり、義慈王の子と理解できるのである。

〈史料2〉では、義慈王の子である豊璋と善光が派遣され、入侍したという。豊璋とと
もに来朝した善光は、豊璋の弟である塞城(塞上)と同一人物とみることができるのである¹⁴。
その結果、豊璋と善光は兄弟になる。このことから、豊璋とともに来朝した善光の名
が文献で確認されないことを説明できる。その他に、『旧唐書』に登場する義慈王の子で
ある扶余隆(徐隆)の弟である扶余勇(徐勇)を善光と同一人物とみる説もある¹⁵。

豊璋とともに来朝した善光は昌成という子がいたので(史料2)、彼が子供をもうける年
齢であったことを予想できる。西本昌弘氏は、『扶余隆墓誌』に現れている生没年(615-6
81)から義慈王の太子である隆が舒明3年(631)には17歳であったことを計算した。そし
て、隆より年少のはずである禪広が舒明3年(631)に子供をもうける年には達しているとは
考えられないので、その来朝時期を舒明3年(631)よりも降るのであると述べた¹⁶。

したがって、豊璋と善光の来朝時期は、義慈王の即位(641)の後である皇極元年(642)ま
たは2年(643)になる可能性が高いと思う。その結果、善光は義慈王の子であり、豊璋の
弟であると考えられる。こうした善光とその一族は、百済が滅亡する以前から日本に滞在
していた。

¹² 『日本書紀』皇極天皇元年四月乙未条「蘇我大臣於畝傍家喚百濟翹岐等。親対語話。仍賜良馬一疋。鉄二鋌。唯不喚塞上。」

¹³ 〈史料7〉の「其弟塞城忠勝」は読み方と『日本書紀』斉明天皇六年冬十月条「送王子豊璋及妻子与其叔父忠勝等。」を参照して、塞城忠勝という人物は豊璋の叔父、すなわち百済王(義慈王)の弟という解釈もある(青木和夫、「軍王小考」『日本古代の政治と人物』、吉川弘文館、1977・胡口靖夫、1979・西本昌弘、1985・2006、前掲論文)。

¹⁴ 田中史生、「「王」姓賜与と日本古代国家」『国史学』152、国史学会、1994(『日本古代国家の民族支配と渡来人』、校倉書房、1997に収録)・小宮山嘉浩、「長岡・平安遷都와 百濟王氏」『역사교육연구』42、한국역사교육학회、2009・田中俊明、2011、前掲論文。

¹⁵ 『旧唐書』卷八十三 列伝 第三十四 劉仁軌伝「扶余勇者、扶余隆之弟也、是時走在倭国、以為扶余豊之弟、故仁軌表言之。」

¹⁶ 西本昌弘、1985・2006・宋浣範、2005、前掲論文。

〈史料 3〉では、豊璋が「質」として来朝したとする。したがって、豊璋とともに来朝したという善光も同じ意味の「質」として来朝したと解釈できる。『日本書紀』によれば、百済が友好関係にあった日本に王族を派遣したのは、豊璋の前にもあった¹⁷。従来、日本に「質」として派遣された百済王族は、国王の子や弟であった。この派遣の性格や理由は、時期によって異なる。さらに、この「質」は、現代の「人質」の意味とは異なると考えられる。

4-6世紀の百済の「質」は、基本的に援軍要請や同盟関係の期待のような政治的・軍事的問題のため、派遣した外交官的な存在であったと考えられる¹⁸。特に、王子のように派遣された人物の地位が高いほど、日本の大国意識を満足させ、対外的には緊迫な情勢を意味するといわれる。または、百済からの「質」の派遣の前後、百済本国で王位継承に関連した政変が起きているので、百済本国で権力闘争の敗北によって失脚して「質」として左遷されたという解釈もある¹⁹。

こうしたさまざまな理由によって百済から「質」が派遣された。それでは、豊璋の場合はどうだろうか。皇極元年(642)、百済は大軍を率いて新羅の西の40余城を侵攻し、同年(642)8月には大耶城を陥れた²⁰。新羅は危機から抜け出すため、高句麗に援軍を要請したが、失敗し、以降、唐との連合関係が成立する。これで、唐・新羅と高句麗・百済の対立がはじまり、東アジアの世界が戦争に巻き込まれるようになる。したがって、豊璋は援軍要請および同盟関係を維持するために日本に派遣されたと考えられる。日本も急変する情勢に対応するため、豊璋を「質」として受け入れたと推定される。百済の状況を見ると、皇極元年(642)より、2年(643)4月に来朝したのが自然である。

豊璋と同一人物とみられている翹岐も、大使として来朝したというので(史料 4)、その役割を推定できる。ただし、この記事に先立って何らかの事件(百済大乱)²¹によって翹岐などが島に追放されたというので、疑問が残る(史料 6)。

¹⁷ 腆支王(『日本書紀』応神8年春3月条・『三国史記』「百済本記」阿莘王6年条)・昆支(『日本書紀』雄略5年夏4月)・恵王(『日本書紀』欽明16年春2月条)など。

¹⁸ 渡辺康一、1993、前掲論文。

¹⁹ 鄭載潤、「百済王族의 倭 派遣과 그 性格 -昆支를 中心으로-」『百済研究』47、충남대학교 백제연구소、2008

²⁰ 『三國史記』百済本紀 第六 義慈王二年秋八月条「將軍允忠、領兵一萬、攻新羅大耶城。城主品釋與妻子出降、允忠盡殺之、斬其首、傳之王都、生獲男女一千餘人、分居國西州縣、留兵守其城。王賞允忠功、馬二十四・穀一千石。」

²¹ 『日本書紀』皇極天皇元年正月乙酉条「百済使人大仁阿曇連比羅夫。從筑紫国乘驛馬來言。百済国聞天皇崩、奉遣弔使。臣隨弔使。共到筑紫。而臣望仕於葬。故先獨來也。然其国者今大乱矣。」：この記事の大乱を、翹岐が追放された背景としてみる見解がある(渡辺康一、1993・宋浣範、2005、前掲論文)。しかし、『三国史記』では、武王死後に百済に大乱が起きたという記事は確認されていない。

その他の豊璋の役割は、以下の記事から推定することができると思う。

〈史料 8〉 『日本書紀』 皇極天皇二年是歲条。

百濟太子余豊、以蜜蜂房四枚、放養於三輪山。而終不蕃息。

〈史料 9〉 『日本書紀』 白雉元年二月庚午朔戊寅条。

穴戸国司草壁連醜経、献白雉曰。国造首之同族贄。正月九日、於麻山獲焉。於是問諸百濟君。百濟君曰。後漢明帝永平十一年。白雉在所見焉、云云。又問沙門等。沙門对曰。耳所未聞。目所未覩。宜赦天下、使悦民心。道登法師曰。昔高麗欲營伽藍。無地不覽。便於一所白鹿徐行。遂於此地營造伽藍。名白鹿菌寺。住持仏法。又白雀見于一寺田庄。国人僉曰。休祥。又遣大唐使者。持死三足鳥来。国人亦曰。休祥。斯等雖微。尚謂祥物。況復白雉。僧旻法師曰。此謂休祥。足為希物。伏聞。王者旁流四表。則白雉見。又王者祭祀不相踰。宴食・衣服有節則至。又王者清素、則山出白雉。又王者仁聖則見。又周成王時。越裳氏来献白雉曰。吾聞、国之黄耆曰。久矣無烈風淫雨。江海不波溢三年於茲矣。意中国有聖人乎。盍往朝之。故重三詎而至。又晋武帝咸寧元年。見松滋。是即休祥。可赦天下。是以白雉使放于園。

〈史料 8〉によると、百濟太子余豊(豊璋)が蜜蜂の巣四枚を持って、三輪山(現：奈良県桜井市)に放ち飼いにしたが、うまく繁殖しなかったという。この養蜂記事から、豊璋は百濟から持ってきた知識や技術を、日本に新たに伝授しようとしたとみられる。

また、〈史料 9〉では、百濟君(豊璋)に白雉の出現に対して尋ねている。白雉の出現は、年号を変えることになった政治的に重要な事件であった。このとき、豊璋に尋ねていることをみると、彼が日本朝廷の中で政治的に重要な役割をしていたことが推定できる。

このことから、百濟が滅亡する時期まで長期間に渡って滞在した百濟王子の豊璋と善光は、百濟と日本との友好的な関係を強化することおよび軍事要請のための外交的な大使の業務だけでなく、政治的実務や百濟から持ってきた文化の伝授を担当する主要な役割もしたとみられる。

第二節 百濟王氏の成立

日本に「質」として滞在していた百済王族の動向は、斉明 6 年(660)、百済の滅亡によって変化する。百済王子である豊璋は、百済復興運動を主導していた佐平の鬼室福信の要請によって日本の援軍とともに帰国し、百済の王になった。以降、白村江の戦い(663)で敗れた豊璋は、高句麗に逃れた。

しかし、善光は帰国せず、日本に引き続き滞在した(史料 2)といわれる。母国が危険にさらされているのに、どうして帰国しなかったのか疑問が生じる。その理由について記録では確認できないが、当時の百済の状況から考えてみると、おそらく日本で豊璋の復興運動を支援したのではないかと推定される。あるいは、百済王族の血統を保存するために残ったのかもしれない。

豊璋とともに「質」として派遣された善光は、百済が滅亡した後には、このような立場を維持するのが難しくなったと思う。したがって、善光はその一族とともに日本に定着し、持統朝(686-697)に至って冠位(位階)と「百済王」の姓が賜与され、日本政権下の官人になったことが知られている。ところで、この「百済王」は、「八色の姓」に含まれず、「王」という特殊な姓であるので、一般的な貴族や官人とは異なる位置にあったと思う。それでは、百済王族である善光とその一族は日本の中でどのような立場で存在していたのか。

一 先行研究の検討

これまでの日本学界では、古代東アジアの国際関係を通じて、日本古代国家の成立を理解しようとする研究が進められてきた。このような研究は、石母田正氏²²が論じた日本が中心に位置していたという「東夷の小帝国」論の観点を中心として、古代東アジアの国際関係を説明している。「百済王」の賜姓や性格も、このような理論を中心として多数展開されてきたが、それは次のようになる。

早くに百済王氏の研究に注目した今井啓一氏²³は「百済王」賜姓の理由について、日本朝廷が亡命した百済王族である善光とその子孫を特別に優遇したことによるとした。しかし、単に優遇するためだけで、姓が賜与されたとするのは根拠が足りない。そして、どう

²² 石母田正、「天皇と「諸蕃」」『古代国家論』、岩波書店、1989

²³ 今井啓一、「摂津國百済郡考(上)(下)」『続日本紀研究』第5巻第10・11号、続日本紀研究会、1958-b (『百済王敬福』、綜芸舎、1965に収録)

して善光らの優遇の理由が賜姓の形で出現するののかについても説明をしていなかった。亡命百済王族に対する「百済王」賜姓の問題は、日本朝廷の優遇策で解消できる性質のものではないので、この部分については他の観点が必要である。その後、「百済王」の賜与に対する研究は、以下のように展開されている。

利光三津夫氏²⁴も「百済王」賜姓の理由を、百済王族の優遇からとみた。利光氏の見解によれば、日本は白村江の戦いに敗北して以降、半島への捲土重来を達成するための持ち駒として、義慈王の子である善光とその一族を優遇して、そこで「亡命政権」が成立したと行った。すなわち、日本は、当時、唐・新羅が百済・高句麗の王族を利用して政権を樹立²⁵したことに対応するため、百済王族であった善光を利用して、唐・新羅のような同様の体制を作ろうとしたというのである。この亡命政権成立の根拠になるのが、後述する〈史料 10〉の天智 3 年(664)にあった「難波移住」である。善光らは、日本政権から難波に封地を得て、ここに「百済亡命政権」が樹立され、善光をこの政権の王(首長)とすることによって百済が再建されたとみた。

利光氏は、善光が「亡命政権」の王、すなわち「百済王」として認められた根拠を次のように提示した。①善光は、持統朝(686-697)まで冠位が授与されなかった。そして、天武 2 年(673)閏 6 月条²⁶の百済遺臣である沙宅昭明の「卒伝」によると、日本と百済の位階(官制)がともに授与されているが、この百済位階の授与主体を「百済王」とみた。②朱鳥元年(686)9 月、天武の殯宮で良虞が祖父善光の代理として誄をした(史料 19)。この儀礼に参加した官人は、朝廷から重要な機関ないしは団体を代表である。したがって、善光の一族も一つの団体の代表、すなわち百済亡命政権の統率者として参加したのである。③持統 5 年(691)正月、善光の封戸が増加されている(史料 21)。この記事から善光は、それ以前にすでに百戸の封戸を授与されたと推定できる。当時、百戸の封戸を与えられた者は、皇族あるいは大豪族に準ずべき存在といわれる。こうした根拠によって善光は、日本から「百済王」として優遇される存在であったという。しかし、亡命政権は新羅の三国統一によって半島の情勢が安定すると、その必要性が消え、持統朝に解消されたとみた。すなわち、善光とその一族は、天智朝から持統朝初期までには天皇の臣属ではなく賓客(客分)と

²⁴ 利光三津夫、「百済亡命政権考」『律令制とその周辺』、慶応義塾大学法学研究会、1967

²⁵ 百済王子である扶余陸は、唐によって665年、熊津都督に任じられ、旧百済の地を統治した。また、高句麗の王族である安勝(安舜)は、674年に新羅によって報徳王に冊立された。

²⁶ 『日本書紀』天武天皇二年閏六月乙酉朔庚寅条「大錦下百済沙宅昭明卒。為人聰明叡智、時称秀才。於是、天皇驚之、降恩以贈外小紫位。重賜本国大佐平位。」

して位置し、百済遺民に対する統治・協力を得るために利用する価値があった。彼らは、「八色の姓」にも含まれていなかった特別な存在であった。こうした善光の一族は、亡命政権が解消された持統朝に至って皇族に準ずべき存在として「百済王」の称号が氏姓として賜与されたのである。また、彼らが本国において称していた国王の称である「王」を、姓として賜与されたのは、破格的な優遇であると理解されている。

ところで、利光氏の見解のように果たして「百済亡命政権」が実際に存在したのか、疑問が生じる。これについて笈敏生氏²⁷は、次のような批判を展開した。①善光らの難波移住は「亡命政権」の形成ではなく、土地を取得し、開発・定着したということである。②「亡命政権」を構成するためには臨時にでも百済国王が必要不可欠だが、善光が兄の豊璋のように王に冊位された形跡は確認されない。③天武朝には、百済遺民が日本政権によって近江と東国に移住させられる(史料 11-13)。これは、善光が一つの権力として機能を有していないこと、すなわち亡命政権として体制をなしていないことを示すものである。④天武 2 年(673)閏 6 月、百済遺臣である沙宅昭明の卒伝によると、日本と百済の位階がともに授与されているが、善光はこの百済位階の授与主体ではない。⑤天智 7 年(668)4 月²⁸、熊津都督府から使者が来朝する。日本は、この都督府の朝貢を百済のものとして承認したので、「亡命政権」の存在を認めるのは無理があるのである。

こうした見解は、善光とその一族が自分らの独自の秩序を形成できず、王権体制を備えていなかったことに対する明確な根拠になる。善光らは実際的に「亡命政権」を形成しなかつたので、持統朝以前に称される「百済王」を「亡命政権」の王として理解するのは、無理がある。したがって、利光氏が提示した「百済亡命政権」の説は、成立し難いと思う。

長瀬一平氏²⁹は、「百済王」の賜姓を「東夷の小帝国」論の構造と律令体制の成立を中心に論を展開した。長瀬氏は、こうした日本中心の「東夷の小帝国」によって亡命百済王族は、持統朝の初期までは「蕃客」として「百済王権」と処遇されてきたと論じた。これは、『日本書紀』天武 5 年(676)条(史料 17)の「諸蕃人」と持統 2 年(688)条(史料 18)の「諸蕃賓客」に当たるのが、善光らしきないので「蕃客」としてみなしたのである。

しかし、白村江の敗戦以降「東夷の小帝国」の構造が崩壊すると、これを再編化するために日本は新たな体制、すなわち律令国家体制を成立する必要があった。したがって、飛

²⁷ 笈敏生、「百済王姓の成立と日本古代帝国」『日本史研究』317、日本史研究会、1989

²⁸ 『日本書紀』天智天皇七年夏四月乙卯朔庚申条「百済遣末都師父等進調。」

²⁹ 長瀬一平、「白村江敗戦後における「百済王権」について」『千葉史学』6、千葉歴史学会、1985

鳥浄御原律令の施行とともに亡命百済王族には、持統 5 年(691)頃に冠位が授与され、善光が死去する以前に「百済王」が賜姓されたのである。長瀬氏は、この賜姓の意味を、これまで「蕃客」の位置であった「百済王権」が「王民」化され、「百済王権」は日本天皇に対し従属し奉仕すべきものとして位置づけられたと解釈した。

長瀬氏は、善光の一族が「蕃客」として「百済王権」を象徴する存在として「百済王」と称されたとみた。この見解は、後代の百済王氏の成立に関する研究の基礎になって大きな影響を与えた。ただし、この見解に対して笥敏生氏³⁰は、白村江の敗戦以降の善光とその一族は、実際的に「百済王権」として独自の体制を持たなかったことを指摘した。

一方、大坪秀敏氏³¹は「百済王」の賜姓を持統朝の政治動向と関連させて論じた。持統朝初期までの善光の一族は、旧百済王族として地位を温存、保護されている反面、隷属する立場であったといわれる。ところで、持統 3 年(689)から 6 年(692)までは、新羅使に問題があって新羅との正式修交が中断することになる。大坪氏は「百済王」の賜姓の背景を持統 4 年(690)、天武朝に中断された藤原造都の再着手に関連があったと想定した。この時期に藤原造都を決意した理由は、新羅との対抗意識があったとした。すなわち、日本の国威を誇示するため造都を決意した持統天皇が、新羅によって滅ぼされた旧百済王族に「百済王」を賜姓し、その影響下にあった技術集団の百済系渡来人を統率して掌握・利用しようとしたものであったと論じた。このように善光らが百済遺民・渡来人を統率する立場にあったという見解は、以降、榊原聖子氏³²も受け入れている。

ところで、大坪氏が賜姓の背景として主張した新羅との正式修交の中断は、約 3 年(689-692)程度の短い期間である。したがって、修交が再開されて以降、技術を持っていた百済渡来人の必要性について変化があったとみられる。また、善光らは旧百済王族の出身であるのは間違いないが、百済の滅亡以後にも彼らが百済遺民を統率する立場にあったのか。したがって、善光が統率者として日本政権から「百済王」を賜姓されたかどうかについて再検討が必要であると思う。

笥敏生氏³³は、百済滅亡や白村江の敗戦などで変化した国際情勢の変化によって日本が大国の地位に危機が直面し、対外関係を再構築することになったと論じた。したがって、

³⁰ 笥敏生、1989、前掲論文。

³¹ 大坪秀敏、「百済王賜姓に関する一考察」『国史学研究』13、龍谷大学国史学合同研究室、1987(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)

³² 榊原聖子、「帰化人の研究 -特に百済王氏を中心として-」『皇學館論叢』第28巻第3号、皇學館大学人文学会、1995

³³ 笥敏生、1989、前掲論文。

冊封体制の原型である中国の漢代の内臣・外臣制を利用して、古代日本の構造を「帝国」として認識しようとした。すなわち、「百済王」が賜与された旧百済王族であった善光とその一族を内臣に入れ、百済と対等な関係であったと認識していた新羅は外臣に、そして唐は隣国に配置して、日本が中心にあったとする「東夷の小帝国」の体制を維持したと理解した。ここで「百済王」は、善光の一族を称する集団的な呼称で、この授与は彼らを日本王権の秩序下に包摂させて臣下にする意図を持っていた。これは、日本が白村江の敗戦によって実際には半島を蕃国として従属させられなかったが、善光らを利用して一時的には、その目的を達成したとするものである。

田中史生氏³⁴は、「百済王」・「高麗王」・「背奈王」のような「王」姓を持っていた渡来系氏族の性格と存在意義について比較・検討した。田中氏は、百済王族に対する「百済王」の賜姓の意義を、日本王権が「百済王権」を包摂する過程とみた。そして、持統朝に化内・化外という律令的対外観念が明瞭に区別され、「蕃客」のような存在であった百済王族の善光とその一族は官人化され、化内民として新たに転換されたと述べた。すなわち、「百済王」という「百済王権」を象徴する称呼が「姓」に転換され、日本王権の秩序の中で新たに位置付けられたという。したがって、「王」賜姓は、日本をとりまく対外関係と密接に関連しながら、それ自体は国際的継承の上に成り立っていたものではなく、あくまで日本本位の中華的世界を充足させるものとして存在していたというのである。

ただし、ここで念頭においておくべきことは、高句麗王族に賜姓された「高麗王」と「背奈王」は、百済王族である善光の一族に賜姓された「百済王」の成立背景や性格と同じとみることは難しいというのである。記録上、百済王氏の明確な成立時期は不明であるが、7世紀末に賜姓されたと推定される。しかし、「百済王」とは異なって「高麗王」と「背奈王」は、『続日本紀』大宝3年(703)4月乙未(4)条³⁵と天平19年(747)6月辛亥(7)条³⁶に賜姓されたと明確に確認できる。また、「百済王」は「六国史」で確認されるように少なくとも平安時代までは改姓されず、その姓を維持した。しかし、「高麗王」と「背奈王」は、以降「高麗朝臣」³⁷・「高倉朝臣」³⁸などの日本式の姓に改姓された。し

³⁴ 田中史生、1997、前掲論文。

³⁵ 『続日本紀』大宝三年四月乙未条「從五位下高麗若光賜王姓。」

³⁶ 『続日本紀』天平十九年六月辛亥条「正五位下背奈福信。外正七位下背奈大山。從八位上背奈広山等八人。賜背奈王姓。外從五位下茨田弓束。從八位上茨田枚野宿禰姓。外從五位下出雲屋麻呂臣姓。」

³⁷ 『続日本紀』天平勝宝二年正月丙辰条「從四位上背奈王福信等六人賜高麗朝臣姓。」

³⁸ 『続日本紀』宝龜十年三月戊午条「從三位高麗朝臣福信賜姓高倉朝臣。」

たがって、賜姓時期や改姓からみると「高麗王」と「背奈王」は、百済王とは性格とその役割などが異なるとみられるので、検討するとき、注意が必要である。

榊原聖子氏³⁹は、帰化人⁴⁰に関する研究を百済王氏の動向を中心に考察した。榊原氏は、持統朝に善光が「百済王」の呼称を与えられたのは、百済系渡来人を統率する役割が、善光とその子孫に認められたことを示したと論じた。すなわち、百済系渡来人の能力の利用価値を考えた日本政権は、彼らの協力を最大限に利用するために、善光に百済王の権威を残して、百済系渡来人の統率にあたらせたものと理解した。そして、善光の帰化は天皇より称号・位・食封などを賜った持統朝に完了して、天皇の臣下としての百済王氏が成立したとみた。

このように榊原氏は、善光とその一族が百済王族として百済系渡来人を統率する立場にあったとした。しかし、先に指摘したように百済滅亡後、独自の体制を備えていなかった旧百済王族である善光らが百済系渡来人を自分の影響下に置いて統率したかどうかは断言できないので、これについての具体的な考察が必要だろう。

小宮山嘉浩氏⁴¹は、先行研究を受け入れ、百済王氏の特性が時代によって政治・外交・社会の影響を受けて変化したと論じた。7世紀末、日本は時代の変化によって「東夷の小帝国」という自国中心認識を維持することが難しくなって、律令国家の形成とともに「化外」の存在として「諸蕃賓客」の位置にあった善光の一族を帰化させ、これで百済王氏が成立したといわれた。

一方、韓国の百済王氏の研究は、渡来人・百済遺民の動向を中心として検討されることが多かったが⁴²、金善民氏⁴³と宋浣範氏⁴⁴は、これまでの研究の結果を受けて、百済王氏の成立を日本古代国家の成立と展開過程を理解するための検討対象としてみた。

金善民氏は、善光の一族が百済遺民を代表する存在および滅亡した百済王権の継承者として意識されていたが、東アジアの国際秩序の変化や日本の律令体制の成立過程によって百済王氏として成立したとみた。こうした動向の変化は、善光らに他律的に強要されたというよりは、自律的な意志が働いたと論じた。

³⁹ 榊原聖子、1995、前掲論文。

⁴⁰ 榊原聖子、1995、前掲論文。：榊原氏は、百済から渡ってきた人々を「帰化人」と表記したが、本稿では序章で考察していたように「渡来人」と表記する。

⁴¹ 小宮山嘉浩、「百済王氏の特性とその変質」『学習院史学』45、学習院大学史学会、2007

⁴² 李根雨、「日本列島の百済遺民에 대하여」『한국고대사연구』23、한국고대사학회、2001

⁴³ 金善民、「日本古代国家와 百済王氏」『일본역사연구』16、일본사학회、2002

⁴⁴ 宋浣範、「東아시아세계 속의「百済王氏」의 성립과 전개 -일본을령국가를 분석하는 소재로서-」『百済研究』44、忠南大学校百済研究所、2006

宋浣範氏は、日本律令国家を分析する素材として百済王氏を検討した。宋氏も、東アジアの情勢変化や律令国家の形成によって善光の一族が「百済王」から百済王氏に位置づけられたと論じた。白村江の敗戦以降、対外関係が変化し、日本には多くの百済遺民が流入する。日本政権はこれらを包摂するため、その中心にあった善光を利用したといわれる。しかし、国際情勢が安定すると善光の存在が重要ではなくなり、日本政権は律令国家の成立とともに善光とその一族を新たに天皇の秩序下に入れる。したがって、善光の一族は持統朝に百済王氏として形成、日本に同化したとみた。

ところで、金恩淑氏⁴⁵は、これまでの研究とは異なる意見を展開した。まず、天智朝(673-686)の善光は、百済遺民を日本に定着させる役割をしたものと推定した。また、天武殯宮の儀礼(686)を通じて、この時期までは善光の一族が百済系渡来人を代表する存在として位置したとみた。

金恩淑氏は、持統朝以前までの善光は「百済王」として待遇を受けていたので、日本天皇のように氏姓は必要なかったと述べた。しかし、持統5年(691)頃になると、善光は老衰し、百済の復興の可能性は消えて状況は変化することになった。したがって、善光とその一族は亡命生活をやめて、日本に定着する必要がある。それで、善光らは冠位を受けて、日本の臣下になろうとした。日本の臣下になるためには、日本の氏姓が必要であるので、善光は「百済王」を氏姓として使用したと説明した。そして、この「百済王」の「王」は「八色の性」よりも上位にいるもので、天皇が「百済王」の称号を授与したというのは、善光らを準皇族として待遇したといわれる。さらに、彼らに高位が授与されたということから、破格的な優遇を受けたと述べた。

このような見解は、百済王氏の成立を善光の一族の見方からみているのが注目すべきものであるが、当時の国際変化および日本内部の状況はまったく考慮されなかったもので、これに関する説明が必要である。

これまでの先行研究を検討した結果、百済王氏の成立は7世紀後半、国際関係の変化によって古代日本が認識していた「東夷の小帝国」という自国中心の構造を維持できなくなると、百済王族である善光とその一族に「百済王」という姓を賜与し、すでに滅亡した「百済王権」を象徴する役割を付与したと理解することができるだろう。このことから百

⁴⁵ 金恩淑、「日本律令国家의 百済王氏」『百済遺民들의 活動』7、충청남도역사문화연구원、2007

済王氏の成立に関する研究は、当時の東アジアの国際情勢および日本の古代国家の成立過程を分析するとき、重要である。

一方、百済王氏の成立に関する背景および意義の問題の他にも疑問が生じるのは、「百済王」賜姓時期である。善光とその一族の「百済王」賜姓は、文献史料でははっきり現れていないが、〈史料2〉『続日本紀』天平神護2年6月壬子(28)条「敬福薨伝」によると「藤原朝廷賜号曰百済王」すなわち藤原朝廷(持統天皇)が、善光に「百済王」という「号」を与えたと記録されている。ところで、この「号」は意味的に氏姓として解釈するのが通説であるが、あくまで原文では姓ではなく「号」として表記されている。したがって、「百済王」の意味について疑問が提起されることがあるので注意が必要である。

百済王氏は百済王族という高位の出身にもかかわらず、他の渡来系氏族と異なって賜姓(改姓)記事が確認されないことが疑問である。このような問題があるが、通説のように「百済王」の「号」授与を「百済王」賜姓と考えるとすると、持統朝に百済王氏が成立したと解釈できる。

ところで、善光とその一族は、持統朝に賜姓される以前である天智・天武朝にも「百済王」と称されていることが文献史料で確認される。百済王族の本来の姓は「余」であり、「百済王」が賜姓されるまでは、本来の姓を維持していたと思われる。したがって、持統朝以前の「百済王」が、すべて「姓」を指すとは考えにくい。

善光の一族は、百済が滅亡する前から冠位と「百済王」が賜姓される持統朝初期まで、少なくとも約30年以上、日本の中で「百済王」と称されて存在した。それでは、彼らはどのような立場で日本に存在していたのだろうか。また、善光の一族が賜姓される以前に称していた「百済王」は、どのような意味を持っていたのかも考えるべき問題である。したがって、「百済王」は時期によってどのような意味であったのか、善光の動向を中心として検討する。

二 百済の滅亡以降、「百済王」賜姓以前の善光とその一族

善光の一族に賜与された「百済王」は、「百済」という「氏」と「王」という珍しい「姓」である。国名を示す「氏」と「王」という「姓」から考えても、善光らは特別な立場であったのは間違いない。日本で「王」を称していた者は、皇族以外に百済王族の出身である「百済王」と高句麗王族の出身である「高麗王」・「背奈王」しかない。ところで、

後で改姓された「高麗王」・「背奈王」とは異なって「百済王」は改姓されず、続けてこの「王」の姓を維持した。それほど「百済王」は、特殊な位置にいたとみられる。

本稿では、文献史料に現れている善光とその一族の動向と称呼・人名の表記を検討する。善光らの表記に着目した理由は、同一人物および時期にも表記が同一ではなく、多様だからである。このような表記の分析は、善光とその一族が日本に定着した時期から「百済王」賜姓までの政治的立場および性格変化の過程を把握できる重要な史料になると思う。これで、百済王氏の成立背景とその過程、そして存在意義についての考察が可能であると推定される。

善光とその一族が登場する記事を検討すると、次のようになる。

まず、百済が滅亡した後にも、善光が帰国しなかったというのは(史料 2)、以下の〈史料 10〉天智 3 年(664)3 月条の「善光らを難波に住むようにした」という記事から確認できる。ところで、『日本書紀』斉明 6 年冬 10 月条「送王子豊璋及妻子与其叔父忠勝等。其正発遣之時。見于七年。或本云。天皇立豊璋為王。立塞上為輔。而以礼発遣焉。」によれば、善光と同一人物と推定される塞上は、百済王に立てられた豊璋の輔とし、帰国したと記述されている。しかし、復興運動の際、善光の動向は確認できず、豊璋だけ高句麗に逃れたと記録されている。また、善光が他の百済遺民と日本に亡命した記録も確認されていない。したがって、善光は百済滅亡ときにも、そのまま日本に滞在したと考える。加えて、この記事は日本の中で百済王族の代表である豊璋とは異なり、注目されなかった善光の名を確認できる最初の記録である。

〈史料 10〉『日本書紀』天智天皇三年三月条。

以百済王善光王等、居于難波。

善光らに移住した古代難波地域は、地理的に以前から海上と内陸を結ぶ交通の要衝地で、外国の使節を迎えて泊めることができる迎賓施設があったところであった⁴⁶。したがって、地理的に外交・交流のための重要なところであり、百済系渡来人が多く居住していたところであった。

⁴⁶ 古市晃、「百済王氏と百済郡」『検証古代日本と百済』、大巧社、2003

このような難波には、百済郡が設置されていたというが、これは『続日本紀』延暦 10 年(791)8 月壬子(24)条⁴⁷から確認できる。これによれば、摂津国百済郡の人である正六位上の広井造真成に連を賜姓したといわれる。これは、百済郡をはじめて確認できる正史であり、百済郡が摂津国に含まれているという事実を示す記事でもある。

百済郡の成立時期と郡域に関する記録は、明確ではない。百済郡について正史の最初の記録は、先の『続日本紀』延暦 10 年(791)8 月壬子(24)条の記事であるが、これより先に立って確認できるのが『大日本古文書』（『正倉院文書』）である。これによると摂津国百済郡は、天平神護元年(765)⁴⁸と天平 9-12 年(737-740)⁴⁹に確認され、天平年中に存在していたことが分かる。

ところで、『続日本紀』天平 6 年(734)3 月丁丑(16)条⁵⁰によれば、摂津国管下には 1 2 郡があったとされる。しかし、平安時代中期(承平年間：931-938)に作られた『和名類聚抄』では、摂津国の郡が 1 3 郡と記載されているので⁵¹、百済郡が天平 6-9 年(734-737)の間に成立したという見解がある⁵²。

百済郡が天平年間に成立・存在したという見解は「長屋王邸の木簡」⁵³が出土し、再検討が必要になった。「長屋王邸出土木簡」では、百済郡の存在が確認されている。木簡の裏面には「元年」と記録されているが、出土した他の木簡と比較してみると、霊亀元年(715)と推定される。したがって、霊亀元年(715)に存在していた百済郡は、その頃、もしくはそれより先に、建置されたとみられる。

このことから、百済郡は善光の一族が難波に居住するようになったという天智 3 年(664)段階まで建置時期が遡る可能性があるという見解が提示されたが、具体的な根拠はない。ただし、善光の一族の難波移住に先立って国郡制が実行された大化 2 年(646)まで遡るこ

⁴⁷ 『続日本紀』延暦十年八月壬子条「摂津国百済郡人正六位上広井造真成賜姓連。」

⁴⁸ 『大日本古文書』5-517(17-5)(『正倉院文書』)称徳天平神護元年二月付 造東大寺司移案「小初位下一難宝郎 年四十五摂津百済郡人」

⁴⁹ 『大日本古文書』24-556(『正倉院文書』)天平九-十二年 従人勘籍「摂津国百済郡東郷長岡里戸主調乙麻呂之口調大山 年十八 右一人 調乙麻呂従」

⁵⁰ 『続日本紀』天平六年三月丁丑条「陪従百官衛士已上。并造難波官司。国郡司。楽人等。賜禄有差。免供奉難波宮東西二郡今年田租調。自余十郡調。」

⁵¹ 『和名類聚抄』の十三郡：島上郡(嶋上郡)、島下郡(嶋下郡)、豊島郡、能勢郡、川辺郡(河辺郡)、有馬郡、武庫郡、菟原郡、八部郡、西成郡(西生郡)、東成郡(東生郡)、住吉郡、百済郡。

⁵² 吉田晶、「地域史からみた古代難波」『難波宮と日本古代国家』、塙書房、1977

伊藤純、「百済郡の記憶 -近世の百済郡の史料-」『大阪の歴史と文化財』、大阪文化財協会、1998

⁵³ 『長屋王邸出土木簡』

表：「百済郡何里車長百済部若末呂車三転米十二斛 上二石 中十石」

裏：「元年十月十三日 田辺廣国 木造意弥万呂」

とができるという見解がある⁵⁴。したがって、百済郡は具体的な時期は不明だが、おそらく7世紀後半-8世紀前葉、すなわち大化2年(646)から靈龜元年(715)の間に設置されたと考えられる。

一方、百済郡の百済野の中には、百済寺と百済尼寺が存在したと推定されている。百済寺は難波に定着した善光の一族、すなわち百済王氏によって創建されたと考えられてきた。そして、創建の主体である百済王氏は、百済寺と百済尼寺を中心に居住したといわれる⁵⁵。

難波の百済寺に関するもっとも古い記録は、『日本靈異記』⁵⁶である。それによると、百済の僧侶である義覚が、百済が滅亡した頃(斉明朝：655-661)に来朝し、難波の百済寺で住するとされる。したがって、義覚が来朝する以前に、難波にはすでに百済寺が存在していたことが想定できる。また、義覚が来朝する以前である大化元年(645)8月癸卯(8)条⁵⁷に、孝徳天皇が十師の中の一人になった百済僧侶の恵妙法師を百済寺の寺主に任じたという記事がある。このことから、摂津国百済郡にあった百済寺の創建時期は、大化元年(645)あるいはそれ以前まで遡ることになる。この百済寺は、現在の堂ヶ芝廃寺(大阪市天王寺区の豊川稻荷大阪別院：観音寺に所在)に比定されている⁵⁸。

堂ヶ芝廃寺から出土した瓦・土器などをみると、その創建年代は7世紀中葉-9世紀前半の間と推定される。百済寺の創建年代が、善光などが居住する前である天智3年(664)以前に遡れば、百済王氏が創建したという説は成立していないので、再検討する必要がある。善光らが難波に居住する以前の7世紀の中頃には、すでに百済系渡来人が集注していたからである。したがって、善光などが百済郡に移住する以前に、百済系渡来人によって百済寺、そして百済郡が成立した可能性も念頭におかなければならないだろう。

⁵⁴ 今井啓一、1958-b・1965、前掲論文。

⁵⁵ 古市晃、「摂津国百済郡の郡域と成立年代」『大阪の歴史』第56号、大阪市史編纂所、2000・2003、前掲論文。

⁵⁶ 『日本靈異記』巻上。

⁵⁷ 『日本書紀』大化元年八月癸卯条「遣使於大寺、喚聚僧尼而詔曰。於磯城嶋宮御宇天皇十三年中。百済明王奉仏法於我大倭。是時。群臣俱不欲信。而蘇我稻目宿禰独信其法。天皇乃詔稻目宿禰、使奉其法。於詔語田宮御宇天皇之世。蘇我馬子宿禰追遵考父之風。猶重能仁世之教。而余臣不信。此典幾亡。天皇詔馬子宿禰、而使奉其法。於小墾田宮御宇天皇之世。馬子宿禰奉為天皇、造丈六繡像。丈六銅像。頭揚仏教恭敬僧尼。朕更復思崇正教、光啓大猷。故以沙門狛大法師・福亮。恵雲。常安。靈雲。恵至。〈寺主〉僧旻。道登。恵隣・恵妙。而為十師。別以恵妙法師為百済寺々主。此十師等宜能教導衆僧。修行釈教、要使如法。凡自天皇至于伴造所造之寺。不能營者。朕皆助作。令押寺司等与寺主。巡行諸寺。驗僧尼。奴婢。田畝之実。而尽頭奏。即以来目臣。〈闕名。〉三輪色夫君。額田部連甥為法頭。」

⁵⁸ 藤沢一夫、「摂津国百済寺考」『日本文化と朝鮮』、新人物往来社、1973
古市晃、2000・2003、前掲論文。

百濟郡は律令制下の摂津職の管下の13郡の中の一つである。『和名類聚抄』によると摂津国の他の郡は4-12の郷で構成されているが、百濟郡は、東部、西部、南部という3郷で構成されている小郡であったといわれる。このような郷名は、日本全国ではまったく類例がない規則的な地名であった。これは、以前百濟行政制度である「五部五方制」の影響を受け、東部、西部、南部の3郷が設置されたと推定されている⁵⁹。

こうした特異点を持っていた百濟郡は、摂津国の東生郡と住吉郡の間に存在していた小郡であったと思われる。百濟郡の比定地は、郡域の特定が難しく、現在も研究者によってその意見が分かれているが、その位置は現在の大阪市天王寺区・生野区などと推定されている⁶⁰。百濟王氏は8世紀中葉までは、難波(のち摂津国百濟郡)に居住したが、以降、河内国交野郡に移住する。

百濟郡は、『続日本後紀』天長10年(833)4月己卯(22)条⁶¹まで確認できるので、少なくとも9世紀までは存在していたと推定される。しかし、主体勢力であった百濟王氏が交野に移住した後、徐々に衰退され、平安時代末期までは隣接の東生郡と住吉郡に編入されて消滅(欠郡)したとみられる。

このように難波に設置された百濟郡は7世紀中頃、難波に集注した百濟系渡来人によって形成され、善光らが定着した後、百濟王氏によって全盛期を迎えたと思われる。それでは、本格的に日本に定着したとみられる天智3年(664)段階の善光とその一族はどのような立場であったのか善光の名・称号の表記から考察する。

〈史料10〉では、善光は「百濟王善光王」と記録されている。しかし、天智3年(664)3月頃には、百濟が滅亡した直後なので、ここにみえる「百濟王」は「百濟の王(国王)」とは考えにくい。また、「百濟王」が賜姓されなかったので、善光らの姓は百濟王族の姓である「余」であると思う。この「余」という姓は、後述する〈史料20〉の持統7年(693)正月己卯(7)条にも確認できる。したがって、ここの「百濟王」は、氏姓的な意味より地位としての「百濟王族」を意味する呼称とみられる。

ところで、善光は称号である「百濟王」の「王」の他にも、名の後ろに「王」が表記され、「善光王」と称されている。先行研究では「善光王」の「王」を姓的に用いられたこ

⁵⁹ 藤沢一夫、1973・古市晃、2000・2003、前掲論文。

⁶⁰ 今井啓一、1958-b・藤沢一夫、1973、吉田晶、1997・伊藤純、1998・大谷治孝、「摂津百濟郡の基礎的研究」『財団法人大阪府文化財調査研究センター調査研究報告』第2集、財団法人大阪府文化財調査研究センター、1999・古市晃、2000・2003、前掲論文。上田正昭監修、猪飼野の歴史と文化を考える会編集、『ニッポン猪飼野ものがたり』、批評社、2011、104-116頁。

⁶¹ 『続日本後紀』天長十年四月己卯条「以攝津國百濟郡荒廢田廿七町野賜源朝臣勝。」

と⁶²あるいは編者の追記⁶³と理解している。しかし、人名の後ろに姓が付く例は確認できないので、この「王」は姓の可能性は低いとみられる⁶⁴。7世紀末、日本に滞在していた百済王族の中で、善光以外に名の後ろに「王」が表記されている人は、兄の「豊璋王」しかない⁶⁵。『日本書紀』⁶⁶によると豊璋は「百済の王」になったというので、「豊璋王」と称しても問題ない。しかし、善光は豊璋のように冊立された形跡が、確認されていない。また、復興運動まで失敗したこの時期に、すでに滅亡した国の王を称するのも不自然である。それにもかかわらず、善光が「善光王」と称されていたのは、百済王子という出身なので、その一族の中で代表する存在として認識されたからと思う。加えて、〈史料 2〉の善光も「禅広王」と表記されている。豊璋も「豊璋王」といわれるので、ここの「王」は、義慈王の子、すなわち王子または王族を意味する称号と考えられる。

したがって、〈史料 10〉の「百済王」や「善光王」の「王」は、実質的な「百済の王」ではない。当時、善光が実質的な「王」と考えにくいのは、以下の百済遺民の動向記事からも確認できる。

〈史料 11〉『日本書紀』天智天皇四年二月是月条。

勘校百済国位階階級。仍以佐平福信之功、授鬼室集斯小錦下。〈其本位達率。〉復以百済百姓男女四百余人、居于近江国神前郡。

〈史料 12〉『日本書紀』天智天皇五年是冬条。

京都之鼠、向近江移。以百済男女二千余人、居于東国。凡不捩緇素、起癸亥年、至于三歳、並賜官食。倭漢沙門知由、献指南車。

〈史料 13〉『日本書紀』天智天皇八年是歳条。

⁶² 笈敏生、1989、前掲論文。51・55頁。

⁶³ 利光三津夫、1967、前掲論文。

⁶⁴ 金善民、2007、前掲論文。13頁。

⁶⁵ 天平宝字四年(760)に成立した藤原氏の伝記である『藤氏家伝』下「武智麻呂伝」によると、善光の孫である百済王良虞が「良虞王」と記述されているが、时期的に「百済王」の賜姓以後なので、「善光王」との「王」の意味とは異なり、「姓」の意味の可能性が高いと思う。

⁶⁶ 『日本書紀』齐明天皇六年冬十月条「而百済国、遥頼天皇護念、更鳩集以成邦。方今謹願、迎百済国遣侍天朝王子豊璋、将为国主、云云。」

『日本書紀』天智天皇即位前紀齐明天皇七年九月条「皇太子御長津宮。以織冠授於百済王子豊璋。復以多臣蔣敷之妹妻之焉。乃遣大山下狭井連檳榔。小山下秦造田来津。率軍五千余、衛送於本郷。於是、豊璋入国之時。福信迎來。稽首奉国朝政。皆悉委焉。」

『日本書紀』天智天皇元年夏五月条「大將軍大錦中阿曇比羅夫連等。率船師一百七十艘。送豊璋等於百済国。宣勅。以豊璋等使繼其位。又予金策於福信。而撫其背。褒賜爵祿。于時豊璋等与福信、稽首受勅。衆為流涕。」

遣小錦中河内直鯨等、使於大唐。又以佐平余自信・佐平鬼室集斯等、男女七百余人、遷居近江国蒲生郡。又大唐遣郭務悰等二千余人。

〈史料 14〉『日本書紀』天智天皇十年正月是月条。

以大錦下授佐平余自信・沙宅紹明。〈法官大輔。〉以小錦下、授鬼室集斯。〈学職頭。〉以大山下、授達率谷那晋首〈閑兵法。〉・木素貴子〈閑兵法。〉・憶礼福留〈閑兵法。〉・答焔春初〈閑兵法。〉・焔日比子贊波羅金羅金須〈解菓。〉・鬼室集信。〈解菓。〉以小山上、授達率徳頂上〈解菓。〉・吉大尚〈解菓。〉許率母〈明五経。〉・角福牟。〈閑於陰陽。〉以小山下、授余達率等五十余人。

すでに、第一章で検討したように〈史料 11〉 - 〈史料 13〉をみると、百済から亡命した者たちは、日本朝廷によってさまざまな地域に移住させられる。この時期になると百済は復興する可能性が消え、百済遺民は早く日本に定着する必要があった。

百済渡来人が集団的に移住した近江地域は、天智 6 年(667)に飛鳥から遷都した新しい都があるところであった。これらの集団的な移住には、百済渡来人が持っていた建設・土木技術を利用して、新たな都を開発しようという意図があった。また、近江地域には、政治的知識や統治技術に優れた百済遺臣(百済官僚層・貴族)も移住している。遷都した近江で、新たな政治体制、すなわち律令体制を確立するとき、それを経験した百済遺臣を参加させたのである。そして、東国への移住は、定着する必要があると必要であった百済遺民を利用して、土地開拓および経営するのが目的であった。

一方、〈史料 11〉によると日本朝廷は、百済位階の階級と功績を検討し、百済遺臣であった者たちに、それに当たる位階を授与した。〈史料 14〉にも、百済遺臣に日本の冠位と官職が授与されたことが確認できる。

このように百済遺民は、百済王族であった善光を中心として集住せず、日本朝廷によって移住および日本官位が授与されている。すなわち、この時期の百済遺臣や遺民たちは、すでに日本の体制下にあったことを意味する。したがって、善光は「百済の王」のような実質的な権力体制を備えていなかったのが改めて確認できる。

それにもかかわらず、この時期の善光の一族は〈史料 11〉・〈史料 14〉の百済遺臣のように日本官位が授与されなかった。このことから善光らに対する日本朝廷の待遇は、百済遺臣のものとは異なると推定できる。すなわち、この頃の善光の一族は、まだ日本の体制下に存在しなかったといえる。

天智朝(673-686)は、百濟復興運動の支援および百濟遺民の定着などの対内外的に多様な変化が起きていた時期であった。ところで、天智天皇が崩御(671)した後、皇位継承の問題をめぐって天智天皇の弟である大海人皇子と天智天皇の子である大友皇子の間の対立が発生する。

672年、大海人皇子は美濃国で軍事を集め、近江を攻撃して勝利した。これが「壬申の乱」である。翌年、大海人皇子は即位し、天武天皇になっており、この血統は称徳天皇までつながる。この乱で、大友皇子および彼の側に加担した高官と氏族は没落した。これで、天武天皇の権力は、大きく強化されることになる。

政治的に混乱していたこの時期に、善光とその一族は特別な動向をみせない。また、天武天皇の即位後も、その動きが変わらないので、善光らは、おそらく「壬申の乱」に介入せず、中立の位置を維持したと思われる。

それでは、「壬申の乱」以降、日本冠位と「百濟王」が賜姓される以前の善光とその一族の立場と動向はどうだろうか、続けて確認してみる。

〈史料15〉『日本書紀』天武天皇三年春正月辛亥朔庚申条。

百濟王昌成薨。贈此小紫位。

天智3年(664)3月、難波移住の後、次に登場する「百濟王」に関する記事は、〈史料15〉天武3年(674)春正月辛亥朔庚申(10)条の百濟王昌成の死去記事である。〈史料2〉によれば、昌成は善光の子という(図1)。昌成は、子供のとき、父である善光とともに日本に渡ってきたが、父より先だつて死去し、小紫位⁶⁷に追贈された。

ここで、昌成も「百濟王」と称されているので、後に追記されたものがないとすれば、この時期の「百濟王」も地位や善光の個人的な称号ではないことを再び確認できる。後述する〈史料19〉に登場する良虞(善光の孫・昌成の子)も「百濟王」と称しれているので、この段階の「百濟王」は、百濟王族の善光とその子孫を意味する集団的な称号とみられる。ただし、この「百濟王」が善光とその直系子孫だけでなく、一族すべてを称するのかは、より具体的に考えてみる問題である。

⁶⁷ 天智天皇三年二月に制定された冠位26階の制の中で6位である。

小紫位は、「大宝令」で従三位になる高位である。これは、善光の一族にとって最初の冠位授与であるが、死後に行われているので、生前の叙位とは意味が異なるを考える。また、この段階の善光とその一族には冠位がなかったので、昌成の追贈は一般的な叙位ではなく、百済王族の出身であった彼を優遇するためのものとみられる。

さらに、生前には無位であった昌成の死去について「薨」と記録されているのが、確認される。この「薨」は、百済国王や皇族または三位以上の貴族の死去を意味している語である⁶⁸。ところで、昌成に先立って天武 2 年(673)閏 6 月乙酉朔庚寅(6)⁶⁹に、百済遺臣である沙宅昭明が死去した。それによると、沙宅昭明の死去について「卒」と記述している。百済官僚であった沙宅昭明は、秀才としてその能力を認められ、日本朝廷から官位を授与された人物であった。しかし、沙宅昭明と異なって昌成は官位や業績がないにもかかわらず「薨」と記録されている。このことから当時の善光とその一族は、百済遺臣とは異なる待遇を受けている皇族に準ずべき存在、すなわち百済王族として日本朝廷に優遇されていたと考えられる。

〈史料 16〉『日本書紀』天武天皇四年春正月丙午朔条。

大学寮諸学生・陰陽寮・外菓寮、及舎衛女・墮羅女・百済王善光・新羅仕丁等、捧菓及珍異等物進。

〈史料 16〉天武 4 年(675)春正月丙午朔条によると、大学寮・陰陽寮・外菓寮の官人や外国(舎衛・墮羅・新羅)の者たちとともに善光が、天皇に菓や珍異なものを捧げたことが確認される。これについて金恩淑氏⁷⁰は、昌成の追贈(史料 15)に対する感謝の表示と述べた。しかし、この善光の献上は、新年の正月一日に他の者たちとともに行われているので個人的なものではなく、特別な行事・義式とみられる。また、この時期の善光は、まだ官位がなかったので、ここにみえる日本官人とは同じ位置であったとは考えにくい。

これについて長瀬一平氏⁷¹は、外国の蕃夷の者たちとともに儀式に参加している善光が、彼らと同じグループに含められていたと論じた。百済の王族である善光は、「諸蕃人(蕃

⁶⁸ 田中史生、1994・金善民、2007、前掲論文。

⁶⁹ 『日本書紀』天武天皇二年閏六月乙酉朔庚寅条。

⁷⁰ 金恩淑、2007、前掲論文。

⁷¹ 長瀬一平、1985、前掲論文。

客)」すなわち「百済王権」を象徴する存在として処遇されていたのである。その根拠として、以下の記事を参考にした。

〈史料 17〉『日本書紀』天武天皇五年九月戊寅条。

百寮人及諸蕃人等、賜禄各有差。

〈史料 18〉『日本書紀』持統天皇二年冬十一月乙卯朔戊午条。

皇太子率公卿・百寮人等与諸蕃賓客、適殯宮而慟哭焉。於是奉奠、奏楯節舞。諸臣各举己先祖等所仕状、遞進誄焉。

長瀬氏は、〈史料 17〉・〈史料 18〉の記事でみえる「諸蕃人」・「諸蕃賓客」と称される存在は、当時、亡命百済王族である善光の一族しかなかったと指摘した。長瀬氏の見解は、先行研究で指摘したように、古代東アジアの中で日本が中心に位置していたという「東夷の小帝国」の観点からみているのである。百済の滅亡を皮切りに東アジアの情勢が変化すると、日本は「東夷の小帝国」という自国認識を維持することが難しくなった。この体制を維持するためには、日本は百済王族であった善光の一族に注目し、彼らを「諸蕃人(蕃客)」に処遇して「百済王権」を象徴する存在としてみたのである。

加えて、大坪秀敏氏は、こうした天武朝の善光の一族を「百済王」賜姓までは、旧百済王族として地位を温存・保護されている反面、日本朝廷に服属あるいは奉仕する(隷属される立場)存在としてみた⁷²。

〈史料 16〉の善光を他国すなわち諸蕃のグループに含ませることから、天武朝にも善光とその一族を依然として百済王族として認められていたといえる。また、このときの善光には、まだ日本官位がなかったので、ここで確認されている「百済王」は、百済王族を意味する称号として考えても間違いないだろう。

一方、天武 13 年(684)冬 10 月己卯朔、「八色の姓」という新たな姓の制度が制定される。「八色の姓」は、天皇の権力と中央集権体制を強化しようとする目的で実施されたものである。しかし、この時期の善光の一族は、この制度に含まれていないので、日本官人やすでに日本官位が与えられた百済人とは、同じ立場にあったとは考えにくいので、別の存在としていたとみられる。

⁷² 大坪秀敏、1987・2008、前掲論文。

〈史料19〉『日本書紀』朱鳥元年九月丁卯条。

是日、百濟王良虞、代百濟王善光而誅之。次国々造等随参赴各誅之。仍奏種々歌舞。

〈史料 19〉朱鳥元年(686)9 月丁卯(30)、天武の殯宮で諸臣と並んで良虞(郎虞)が、祖父の善光に代って誅⁷³をした。〈史料 2〉によると良虞は、善光の子である昌成の子、すなわち善光の孫である(図 1)。この〈史料 19〉でも、「百濟王」が善光だけではなく、孫である良虞にも称されているので、再度、百濟王族である善光とその一族を意味する集団的な称号であることが改めて確認できる。

この記事の良虞は、祖父の善光のように日本官位がなかった。これは、この時期にも善光とその一族は、まだ日本の体制に完全に編入されていなかったことを意味する。

天武の殯宮儀礼をみると、朱鳥元年(686)9 月乙丑(28)には内廷関係、丙寅(29)には外廷関係の誅が行われている⁷⁴。そして、丁卯(30)(史料 19)には、善光に代わった良虞と国々の造たちが、それぞれ誅をし、歌舞を演奏した。

このように儀礼に参加した者たちは、日本朝廷から重要な機関ないしは団体の代表者または外国の者たちである。したがって、善光(実際に参加したのは良虞)も、外国や一つの団体の代表者で参加したと推定される。しかし、すでに確認したように善光は、日本体制に定着した百濟渡来人を統率する権力体制を備えていなかった。また、日本の官位がなかった善光らは、日本官人や日本官位が授与された百濟渡来人とは異なる特別な立場であった。すなわち、当時の善光とその一族は、百濟渡来人を統率する実権はなかったが、「百濟王」と称されながら、依然として日本朝廷に百濟王族として認められていたとみられる。

したがって、善光に代わった良虞は、日本に定着した百濟王族という一族の代表として儀式に参加したといえるだろう。このように儀式に参加している善光とその一族は、百濟王氏の立場を維持しながら日本朝廷と深い関係を有する反面、日本体制にしたがっているとみられる。これは、日本に定着した百濟王族の出身である彼らが、日本体制の秩序下に順応していく変化過程を示すものと思う。

⁷³ 死者の生前の功績・業績などをたたえ、その死を哀悼することを意味する。

⁷⁴ 『日本書紀』朱鳥元年九月乙丑条「諸僧尼亦哭於殯庭。是日。直大参布勢朝臣御主人誅太政官事。次直広参石上朝臣麻呂誅法官事。次直大肆大三輪朝臣高市麻呂誅理官事。次直広参大伴宿禰安麻呂誅大蔵事。次直大肆藤原朝臣大嶋誅兵政官事。」

『日本書紀』朱鳥元年九月丙寅条「僧尼亦発哀。是日。直広肆阿倍久努朝臣麻呂誅刑官事。次直広肆紀朝臣弓張誅民官事。次直広肆穗積朝臣虫麻呂誅諸国司事。次大隅。阿多隼人及倭。河内馬飼部造、各誅之。」

これまで検討した結果、百済王族の出身であった善光とその一族は、百済が滅亡した後から「百済王」が賜姓される以前まで集団的な称呼として「百済王」と称されていた。このように善光らは、日本朝廷から百済王族として認められていたが、百済渡来人を統率したり官位を授与されるような実際的な王族としての権限はなかった。そして、まだ日本官位を授与されなかったため、日本体制下の官人になった百済渡来人とは別の立場であった。しかし、百済王族として存在していた善光の一族が天武殞宮の儀式のような日本体制の秩序にしたがいながら、その立場に本格的に変化が起きはじめたと理解できるであろう。

三 「百済王」の賜姓と百済王氏の成立

「百済王」賜姓以前の善光の一族は、百済王族として「百済王」と称されていた。彼らは「八色の姓」にも含まれず、官位もなかったため、日本官人や日本官位を授与された百済官僚層とは異なる特別な位置にあった。しかし、善光らの立場は、持統朝(686-697)に至って大きく変化することになる。持統朝は、新羅が三国統一(676)を果たし、百済復興の可能性が完全に消えた時期である。したがって、日本は唐と新羅との対立関係を改善し、より強力な国家を形成するため、内部的にも政治体制を強化しなければならなかった。中央集権体制を構築するためには、律令制度の導入と施行が必要であった。

持統朝には天武朝の政策を受け継いで、飛鳥浄御原令が制定・施行(689)されており、全国的な戸籍である「庚寅年籍」(690)も作成された。また、新たな都である藤原京を造営し、飛鳥から遷都(694)した。こうした政策は、中央集権体制を確立して日本が古代律令国家としての体制を形成する土台になった。このような変化の中で善光の一族は、これまでの位置を維持することが難しくなったと考えられる。

善光は、藤原朝廷(持統天皇)から「百済王」という「号」を授与される(史料 2)。ここで「号」は「姓」として理解するのが通説であるので、本稿でもこの「号」の授与を「賜姓」として考え、持統朝の段階に百済王氏が成立したと推定する。

〈史料 20〉『日本書紀』持統天皇五年正月己卯条。

賜公卿飲食衣裳。優賜正広肆百済王余禪広・直大肆遠宝・良虞与南典、各有差。

〈史料 20〉 持統 5 年(691)正月己卯(7)条には、善光とその一族に授与された冠位が確認できる。彼らに冠位が賜与された具体的な時期は、明らかにするのは難しいが、おそらく持統 5 年(691)春正月癸酉朔条⁷⁵にあった位の授与と関係があるのではないかと思われる。癸酉朔には、親王・諸臣・内親王・女王・内命婦などの多くの人々に位を与えているので、百済王族という出身の善光らにも位(冠位)が授与された可能性が高いと推定される。

〈史料 20〉 では、善光は「正広肆(令制の従三位に当たる)」という高位が、遠宝と良虞などは「直大肆(令制の従五位下に当たる)」が授与されている⁷⁶。ここでは、百済王族の姓である「余」が「百済王」とともに表記されていることが注目される。このことから、この「百済王」は、姓ではないことが分かる。したがって、持統 5 年(691)正月頃には日本の冠位は与えられたが、日本の姓はまだ授与されなかったと推定できる。また、この「百済王」は、善光の孫である良虞なども称していたので、ここにみえる「百済王」も、善光とその一族を指示するものである。この記事は、百済王族であった善光の一族が日本官人になって、日本律令体制の中に位置づけられていく過程を示すものと考えられる。

〈史料 21〉 『日本書紀』持統天皇五年正月乙酉条。

増封、(中略)正広肆百済王禪広百戸、通前二百戸。(後略)

〈史料 21〉 持統五年(691)正月乙酉(13)条によると、善光の封戸が百戸から二百戸に増加されている。この記事から、善光はそれ以前に百戸の封戸を授与されたことが分かる。当時、百戸の封戸を与えられた者は、皇族あるいは大豪族に準ずべき存在であった⁷⁷。この記事は、少なくともこの時期までの善光が、日本朝廷から百済王族という立場を認められ、優遇されていたという根拠になる。加えて、この封戸は善光に百済郡の地が与えられたのではないかと思われる。

一方、〈史料 21〉 は、先の記事である〈史料 20〉 とは、時期的の差がほとんどないのに、ここでは百済王族の姓である「余」が確認できない。したがって、この時期は叙位とともに善光らの姓が「余」から「百済王」として変化していく時期であったと理解できるだろう。

⁷⁵ 『日本書紀』持統天皇五年春正月癸酉朔条「賜親王。諸臣。内新王。女王。内命婦等位。」

⁷⁶ 『日本書紀』持統天皇十年正月甲寅条「以直大肆授百済王南典。」：遠宝と良虞などは異なって南典の場合は、持統十年(696)正月甲寅(11)に「直大肆」になった。

⁷⁷ 利光三津夫、1967、前掲論文。

〈史料 22〉 『日本書紀』 持統天皇七年正月乙巳条。

以正広参贈百済王善光。并賜賻物。

〈史料 22〉では、善光に「正広参(律令制の従二位に当たる)」の贈位と賻物が与えられた。〈史料 2〉によると、持統朝に善光に「百済王」が賜与されたというので、追贈される以前に「百済王」の賜姓が行われたと推定される。このことから、百済王族であった善光とその一族は、冠位が授与されたとみられる持統 5 年(691)から善光が追贈された持統 7 年(693)までの間に、日本体制下に存在する百済王氏に転換されたといえることができる。

これまでの善光の一族の動向をみると、彼らは直ちに日本の体制に編入されず、時期において徐々に位置付けられることが確認できる。当時、新羅の三国統一で百済の復興の可能性が消え、日本は唐・新羅と対立する対外関係の変化の中で生き残るためには、より強力な中央集権体制を構築し、国力を強化する必要があった。したがって、7 世紀末の東アジアの国際関係秩序の変化による日本の位置の再認識と新たな律令国家体制の形成過程の中で、善光の一族はこれまで維持していた百済王族としての立場が難しくなったと思う。

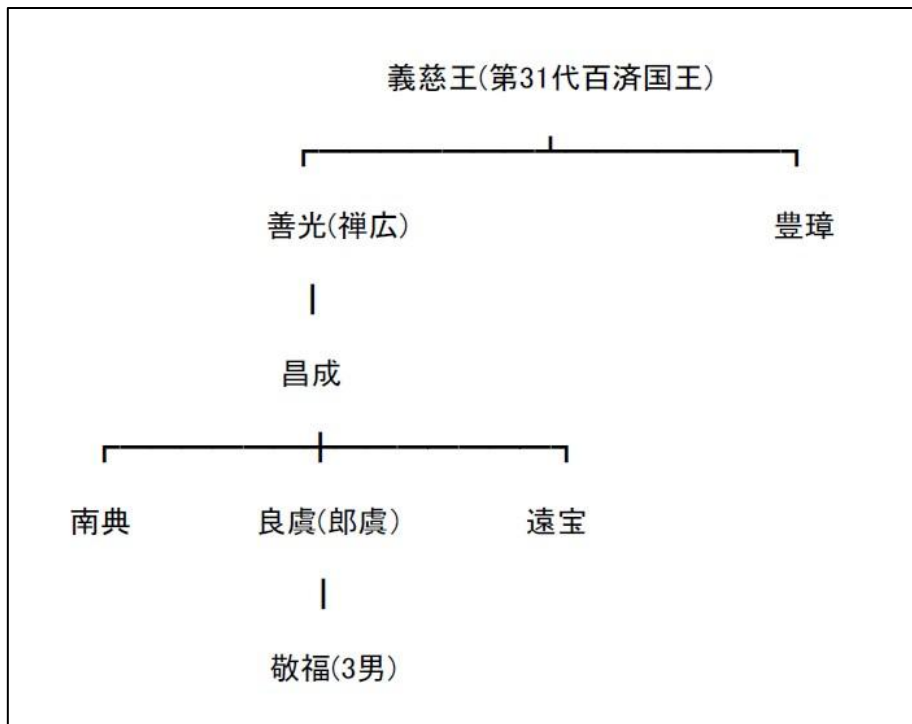
その結果、善光の一族には新たな日本の身分といえる冠位とともに、これまで称していた「百済王」が「姓」として授与されたと考えられる。すなわち、天皇中心の律令国家体制の中で、百済王族であった善光とその一族は「百済王」という氏族として新たに位置付けられるのである。この過程は、対内外的情勢の自然な流れの中で、百済王族を体制下に置くという日本朝廷の政治的意図があったとみられる。こうした状況の中で善光らは、生き残るため、他の選択肢はなかったと考える。

〈表 2〉奈良時代以前における百済王氏の動向

時期		名	位階	備考
天武	3年(675)正月辛亥朔庚申(10)	昌成	小紫位	薨
持統	5年(691)正月己卯(7)	禪広(善光)	正広肆(従三位)	飲食・衣裳を賜わった。
	5年(691)正月己卯(7)	遠宝	直大肆(従五位上)	飲食・衣裳を賜わった。
	5年(691)正月己卯(7)	良虞	直大肆(従五位上)	飲食・衣裳を賜わった。
	5年(691)正月己卯(7)	南典	直大肆(従五位上)	飲食・衣裳を賜わった。
	5年(691)正月乙酉(13)	禪広(善光)	正広肆	増封百戸、二百戸になる。
	7年(693)正月乙巳(15)	善光	正広参(追贈)(従二位)	賻物を賜わった。・卒(敬福薨伝)
	10年(696)正月甲(11)	南典	直大肆(従五位上)	

〈表 3〉天智朝から持統朝までみえる善光の一族の「百済王」と人名の表記

史料	時期	表記
史料 10	天智 3年(664)3月	百済王善光王
史料 15	天武 3年(674)春正月辛亥朔庚申(10)	百済王昌成
史料 16	天武 4年(675)春正月丙午朔	百済王善光
史料 19	朱鳥元年(686)9月丁卯(30)	百済王良虞・百済王善光
史料 20	持統 5年(691)春正月己卯(7)	正広肆百済王余禪広・直大肆遠宝・良虞・南典
史料 21	持統 5年(691)正月乙酉(13)	百済王禪広
史料 22	持統 7年(693)春正月乙巳(15)	百済王善光
	持統 10年(696)正月甲寅(11)	百済王南典
史料 2	天平神護 2年(766)6月壬子(28)「敬福薨伝」	百済王敬福・豊璋王及禪広王・百済王昌成・郎虞



〈図1〉『続日本紀』天平神護二年六月壬子条「百済王敬福薨伝」による百済王氏の系図

おわりに

百済が滅亡した後、日本に定着した渡来系氏族の中でもっとも注目されるのは、百済王族の出身である百済王氏であろう。王族出身である百済王氏は、日本の対内外的な情勢とともにその立場が変化しているので、他の渡来人・氏族とは異なる特別な存在意味を持っている。百済王氏に関する文献史料は、他の百済系氏族より比較的多く残っているので、日本の中で変化する彼らの動向や性格を推定することができる。

百済王氏の始祖である善光は、義慈王の子で、百済が滅亡する以前から日本に滞在していた。しかし、百済が滅亡した後、東アジアの情勢の変化および日本の律令国家体制の成立によって、日本に滞在していた善光とその一族はこれまでの位置を維持するのが難しくなった。このような新しい変化の中で、善光らは生き残るため、日本体制にしたがい、「百済王」という姓と冠位を授与されなければならなかった。また、百済王氏として位置づけられていく過程の中には、優遇とともに百済王族を体制下に置くという日本朝廷の政治的意図もあったと思う。

百済王氏の日本体制の編入は、直ちに行われたのではなく、対内外的な流れによって長い時間をかけて行われる。これで、善光の一族は姓と冠位が授与されるまでには、集团的称号として「百済王」と称されており、百済王族としての優遇がまだ残っていたとみられる。しかし、百済遺民の官位授与や移住などの動向からみると、彼らには実際的な百済王族としての権限はなかったと思われる。

このような事実をもとに次章では、奈良時代における百済王氏の動向を検討した後、日本律令制下で現れている彼らの政治的位置と氏族的な特徴について考察したい。

第三章 奈良時代の百済王氏

はじめに

持統 5-7 年(691-693)の間に「百済王」姓と位階が授与された善光とその一族は、任官を通じて日本律令制下の官人として活動するようになる。百済王氏が正式の官人になった奈良時代は、律令体制の成立とともに中央集権体制を完成し、日本が古代国家として成立した時期であった。

渡来系氏族は、彼らが持っていた学問・知識・技術などを活用して、日本文化の発展に大きな役割を果たしたといわれる。先行研究では、百済王氏もこうした渡来系氏族と類似する動向や特性を持っていたと指摘している。しかし、百済王氏は百済王族出身であり、その子孫であったので、他の渡来系氏族とは何か異なる動きと性格をみせる可能性があると考えられる。

本章では、先行研究と疑問点を念頭において「六国史」・『百済王三松氏系図』などの史料を通じて、百済王族から日本律令制下の官人に変化した百済王氏の動向と性格、そして氏族的な特徴などについて考察したい。そのためには、まず、奈良時代における百済王氏の官位傾向を分析・検討する必要があると思う。

東アジアの情勢の変化により、新たな律令国家体制が導入された古代日本国の中で、政治的にもっとも大きな変化を経験したのは奈良時代初期の百済王氏であろう。日本の律令体制が施行された初期(7世紀末-8世紀初)、すなわち百済王敬福が登場する以前の百済王氏については、あまり注目されていない。これを百済王氏の始祖である善光とともに官位が与えられた直系子孫の動きを中心として性格と役割について考察したい。

その後、8世紀半ばの情勢とともに百済王敬福の黄金貢進と百済王氏の東北補任を検討する。陸奥の国司であった敬福が黄金を貢進した後、百済王氏の一族は優れた軍事氏族的性格によって東北地方に多く任じられたことが知られている。渡来系氏族の特性である軍事氏族的性格は、百済王氏にも備わっていたといわれる。しかし、百済王族の子孫という百済王氏が、軍事的能力や技術などを持っていたとする渡来系の特性に当たるか、考える必要がある。したがって、補任傾向を分析・検討して、果たして百済王氏が東北地方に多数任官されたのか、また、それが軍事関連の官職であったのかについて調べたい。このことから、百済王氏の特性と軍事氏族的性格の有無を明らかにすることができるだろう。

さらに、奈良時代における百済王氏の東北補任のきっかけと理由について黄金貢進した敬福を中心として考察したいと思う。

敬福の黄金貢進は、日本の古代史でも大きな業績として知られている。これは、敬福以降の百済王氏の政治的動向に大きな影響を与えたと推定される。したがって、奈良時代の中・末期の百済王氏の動向変化についても考えたい。

官位の他にも、百済王氏は8世紀半ばに、最初に定着した難波(のち摂津国百済郡)から河内国交野郡に本拠地を移住したことが知られており、天皇がその本拠地を行幸した際、百済楽舞を奏するという独特な動きをみせている。すでに定着したところから氏族の全体が集団的に移住することは、非常に珍しいことである。また、百済王氏が天皇の前で奏した楽舞は、百済王族であった先祖から継承されたものとみられ、単純な芸能とは思えない。

こうした動向の検討は、日本律令制下で百済王族の子孫である百済王氏の政治的位置と彼らだけが持っていた独特な氏族的特徴を明確に究明することができると思う。

第一節 奈良時代における百済王氏の官位傾向

「百済王」姓と位階を授与された善光の一族は、以降、百済王氏としてどのような姿をみせているのか。百済王氏が官位を授けられた7世紀末から8世紀初めの日本は、律令体制を形成・施行し、中央集権体制の国家として確立した時期であった。したがって、百済王氏もこの大きな変化の流れの中に適応していかなければならなかった。そうだとすると、百済王氏が渡来系王族出身という独特の特性を失って、すぐに日本官人としての性格を持つようになったのではないだろう。このような百済王氏の特性は、おそらく奈良時代の官位傾向から理解できると思う。したがって、奈良時代における百済王氏の官位傾向を分析・検討し、その傾向を通じて政治的位置や特性を分析したい。

一 百済王氏の位階

次の〈表4〉は、奈良時代における百済王氏の叙位と位階の傾向である。この表を参考にし、百済王氏が奈良時代にいかなる位置や性格をもっていたのか考えてみよう。

〈表 4〉奈良時代における百済王氏の叙位と位階¹(凡例：○印は、女性を示す。位階で→印がないのは、叙位時期の不明を示す。)

時期		名	位階・叙位	備考
文武	4年(700)10月己未(15)	遠宝	直広参(正五位下)	
	大宝3年(703)8月辛(2)	良虞	従五位上	
元明	和銅元年(708)3月丙午(13)	遠宝	正五位上	
	和銅元年(708)3月丙午(13)	南典	従四位下	
	和銅6年(713)4月乙卯(23)	遠宝	正五位上→従四位下	
	霊亀元年(715)正月癸巳(10)	南典	従四位下→従四位上	
	霊亀元年(715)正月癸巳(10)	良虞	正五位下→正五位上	
元正	養老元年(717)正月乙巳(4)	良虞	正五位上→従四位下	
	養老7年(723)正月丙子(10)	南典	従四位上→正四位下	
聖武	天平7年(735)4月丙子(23)	南典	正四位下→正四位上	
	天平7年(735)4月丙子(23)	慈敬	正六位上→従五位下	
	天平8年(736)正月辛丑(21)	孝忠	正六位上→従五位下	
	天平9年(737)9月己亥(28)	南典	正四位上→従三位	
	天平11年(739)4月戊寅(17)	敬福	正六位上→従五位下	
	天平12年(740)2月内子(19)	慈敬	従五位下→従五位上	難波行幸、風俗楽演奏で叙位
	天平12年(740)2月内子(19)	全福	正六位上→従五位下	難波行幸、風俗楽演奏で叙位
	天平12年(740)11月甲辰(21)	全福	従五位下→従五位上	
	天平15年(743)5月癸卯(5)	孝忠	従五位下→従五位上	
	天平16年(744)2月内辰(22)	女天○	无位→従四位下	安曇江行幸、 百済楽演奏で叙位
	天平16年(744)2月内辰(22)	慈敬	従五位上→正五位下	安曇江行幸、 百済楽演奏で叙位
	天平16年(744)2月内辰(22)	孝忠	従五位下 ² (従五位上)	安曇江行幸、

¹ 〈表4〉は、『続日本紀』・『日本後紀』・『日本後記』・『日本三代実録』・『大日本古文書』・『藤氏家伝』・『公卿補任』・『国司補任』・『類聚国史』などを参照した。また、時期は、文武朝から平安京に遷都した時期である桓武朝の中期(700-794)までとした。

² ここでは、「従五位下」と記録されているが、「従五位上」の誤記とみられる。孝忠は、すでに天平15年(743)5月癸卯(5)に「従五位下」から「従五位上」になった。

時期	名	位階・叙位	備考
		→正五位下	百済楽演奏で叙位、 位階の誤記
天平 16 年(744)2 月内辰(22)	全福	従五位上 ³ (従五位上) →正五位下	安曇江行幸、 百済楽演奏で叙位、 位階の誤記
天平 18 年(746)閏 9 月乙酉(7)	敬福	従五位下→従五位上	
天平 19 年(747)正月丙申(20)	孝忠	正五位下→正五位上	
天平 20 年(748)2 月己未(19)	孝忠	正五位上→従四位下	
天平 20 年(748)2 月己未(19)	元忠	正六位上→従五位下	
天平勝宝元年(749)4 月甲午朔	敬福	従五位上→従三位	陸奥国少田郡に黄金が出在奏
孝謙 天平勝宝 3 年(751)正月己酉(25)	元忠	従五位下→従五位上	
天平勝宝 6 年(754)2 月己卯(13)	理伯	正六位上→従五位下	
天平宝字元年(757)5 月丁卯(20)	元忠	従五位上→正五位下	
淳仁 天平宝字 4 年(760)正月丙寅(4)	三忠	正六位上→従五位下	
天平宝字 8 年(764)正月乙巳(7)	元忠	正五位下→従四位下	
天平宝字 8 年(764)10 月辛未(8)	武鏡	従六位上→従五位下	
称徳 天平神護元年(765)閏 10 月甲午(6)	利善	正六位上→従五位下	天平神護元年十月戊子、 本国舞演奏で叙位
天平神護元年(765)閏 10 月午甲(6)	信上	正六位上→従五位下	天平神護元年十月戊子、 本国舞演奏で叙位
天平神護元年(765)閏 10 月午甲(6)	文鏡	正六位上→従五位下	天平神護元年十月戊子、 本国舞演奏で叙位
天平神護 2 年(766)11 月丁巳(5)	理伯	従五位下→従五位上	
神護景雲元年(767)正月己巳(18)	理伯	従五位上→正五位上	
神護景雲 2 年(768)4 月戊寅(29)	清仁○	正六位下→従五位下	
宝亀元年(770)7 月庚辰(20)	理伯	正五位上→従四位下	

³ 孝忠と同じように「従五位下」と記録されているが、「従五位上」誤記とみられる。全福は、すでに天平 12 年(740)11 月甲辰(21)に「従五位下」から「従五位上」になった。

時期		名	位階・叙位	備考
光仁	宝亀元年(770)10月癸丑(25)	明信○	従五位下→正五位下	
	宝亀6年(775)正月庚戌(16)	玄鏡	正六位上→従五位下	
	宝亀6年(775)8月辛未(10)	明信○	正五位下→正五位上	
	宝亀6年(775)11月乙巳(15)	俊哲	従六位上	勲六等を受ける
	宝亀7年(776)正月丙申(7)	利善	従五位下→従五位上	
	宝亀7年(776)正月丙申(7)	武鏡	従五位下→従五位上	
	宝亀8年(777)正月庚申(7)	仁貞	正六位上→従五位下	
	宝亀8年(777)2月庚子(18)	仙宗	正六位上→従五位下	
	宝亀10年(779)正月甲子(23)	利善	従五位上→従五位上	
	宝亀10年(779)5月己巳(9)	元徳	正六位上→従五位下	
	宝亀11年(780)3月丙寅朔	明信○	正五位上→従四位下	命婦
	宝亀11年(780)3月乙酉(20)	俊哲	従六位上→従五位下	
	宝亀11年(780)4月庚申(26)	俊哲	従五位下→従五位上	
	天応元年(781)4月癸卯(15)	利善	正五位下→正五位上	
	天応元年(781)9月丁卯(12)	清刀自○	无位→従五位下	
	天応元年(781)9月丁丑(22)	俊哲	従五位上→正五位上	勲四等を受ける
	天応元年(781)9月丁丑(22)	英孫	正六位上→従五位下	
	天応元年(781)11月甲戌(20)	明信○	従四位下→従四位上	
桓武	延暦2年(783)2月壬子(5)	仁貞	従五位下→従五位上	
	延暦2年(783)10月庚申(16)	利善	正五位上→従四位下	交野行幸、行宮供奉で叙位
	延暦2年(783)10月庚申(16)	武鏡	従五位上→正五位下	交野行幸、行宮供奉で叙位
	延暦2年(783)10月庚申(16)	元徳	従五位下→従五位上	交野行幸、行宮供奉で叙位
	延暦2年(783)10月庚申(16)	玄鏡	従五位下→従五位上	交野行幸、行宮供奉で叙位
	延暦2年(783)10月庚申(16)	明信○	従四位上→正四位下	交野行幸、行宮供奉で叙位
	延暦2年(783)10月庚申(16)	真善○	正六位上→従五位下	交野行幸、行宮供奉で叙位
	延暦2年(783)11月丁酉(24)	明信○	正四位下→正四位上	延暦4年正月乙巳条と重複
	延暦3年(784)2月辛巳(この日付なし)	真徳○	无位→従五位下	
	延暦4年(785)正月乙巳(9)	明信○	正四位下→正四位上	延暦2年11月丁酉条と重複

時期	名	位階・叙位	備考
延暦4年(785)5月壬戌(28)	元基	正六位上→従五位下	
延暦5年(786)正月戊戌(7)	孝徳	正六位上→従五位下	
延暦6年(787)正月壬辰(7)	玄風	正六位上→従五位下	
延暦6年(787)8月甲辰(24)	明信○	正四位上→従三位	
延暦6年(787)10月己亥(20)	玄鏡	従五位上→正五位下	交野行幸、 百済楽舞演奏で叙位
延暦6年(787)10月己亥(20)	元真	正六位上→従五位下	交野行幸、 百済楽舞演奏で叙位
延暦6年(787)10月己亥(20)	善貞	正六位上→従五位下	交野行幸、 百済楽舞演奏で叙位
延暦6年(787)10月己亥(20)	忠信	正六位上→従五位下	交野行幸、 百済楽舞演奏で叙位
延暦6年(787)10月己亥(20)	明本○	无位→従五位下	交野行幸、 百済楽舞演奏で叙位
延暦7年(788)2月丙午(28)	教徳	従五位下	
延暦8年(789)正月己酉(6)	玄鏡	正五位下→正五位上	
延暦9年(790)2月甲午(27)	玄鏡	正五位上→従四位下	外戚宣言で叙位
延暦9年(790)2月甲午(27)	仁貞	従五位上→正五位上	外戚宣言で叙位
延暦9年(790)2月甲午(27)	鏡仁	正六位上→従五位下	外戚宣言で叙位
延暦9年(790)3月壬戌(26)	元信	従五位下	
延暦10年(791)正月戊辰(7)	仁貞	正五位上→従四位下	
延暦10年(791)正月戊辰(7)	英孫	従五位上→正五位下	
延暦10年(791)正月庚午(9)	難波姫○	正六位上→従五位下	
延暦10年(791)正月己卯(18)	俊哲	正五位上	
延暦10年(791)7月丁亥(28)	忠信	正五位上	
延暦10年(791)7月丁亥(28)	仁貞	従四位下	卒
延暦10年(791)10月己亥(12)	玄風	従五位下→従五位上	百済楽舞演奏で叙位
延暦10年(791)10月己亥(12)	善貞	従五位下→ 従五位上	百済楽舞演奏で叙位

時期	名	位階・叙位	備考
延暦 10 年(791) 10 月己亥(12)	貞孫	正六位上→従五位下	百済楽舞演奏で叙位

百済王族の子孫である百済王氏は、奈良時代にどのように位置づけられていたのだろうか。〈表 4〉では、少なくない百済王氏出身の男女が奈良時代に叙位されているのが確認される。これまでの先行研究で指摘されてきたように多くの百済王氏が、従五位に到達しており、四位と三位にも叙位された⁴。

日本律令制下で「従五位」は、いわゆる貴族の位階とされる。したがって、貴族の境界線といえる従五位に百済王氏の多数が到達していることから、彼らは少なくとも中級以上の貴族・官人とみることができるだろう。また、このように五位以上の者たちは、律令制下で施行されていた「蔭位」⁵などの特権的な優遇を受けており、身分が世襲される傾向があったといわれる。

上記のような状況を考慮して、奈良時代の百済王氏が一流貴族の位置や立場にあったという指摘をした野村忠夫氏⁶とその意見を受けた長山泰孝氏⁷と宋浣範氏⁸の見解がある。

それによれば、神亀 5 年(728)頃から、これまで主に地方豪族に与えられていた外位(外従五位下のように「外」をつける位階)を中央の官人にも適用するようにしたという。官人が昇進して六位から五位に移る際に、(1)これまで通り正六位上から従五位下に進むものと、(2)正六位上から一度外従五位したに進み、その後、改めて内位の従五位下を与えられるものとに分けられるようになった。したがって、(2)のコースを取るものは、それだけ昇進が遅れ不利を蒙ることになるが、このような制度が設けられたのは、中央官人社会の内部にあった勢力関係を明確にするためであったといわれる。

その時代の貴族の中で、一族の者たちがすでに(1)コースを取ったのは、多治比真人、藤原朝臣、石川朝臣、百済王のわずか四氏であり、その他の貴族は一族の一部あるいはすべて(2)コースを取ることを余儀なくされた。この制度は、天平 18 年(746)頃まで続いた

⁴ 長山泰孝、「第四節 枚方地方の氏族」『枚方市史』第二巻、枚方市史編集委員会編、1972、164-165頁。

⁵ 蔭位：日本の律令制体制の中で、高位者の子孫を父祖である高位者の位階に応じて一定以上の位階に叙位する制度である。唐制を継受、改変して大宝律令(701 年成立)で創設された。蔭位資格者は、皇親・五世王の子、諸臣三位以上の子と孫、五位以上の子である。子孫が 21 歳以上になったとき叙位される。勲位・贈位も蔭位の適用を受ける。

⁶ 野村忠夫、「律令制官人社会構成の考察 -外位制の本質と機能を中心に-」『書陵部紀要』2、宮内庁書陵部、1952・野村忠夫、「内外官制と内外位階制」『律令官人制の研究』、吉川弘文館、1967

⁷ 長山泰孝、前掲書、165-176頁。

⁸ 宋浣範、「東아시아세계 속의「百済王氏」의 성립과 전개 -일본울령국가를 분석하는 소재로서-」『百済研究』44、충남대학교백제연구소、2006、253頁。

が、百済王氏が藤原氏などのように第一級の貴族と並んで(1)コースを取る氏族に入れていることは百済王氏がいかに優遇されていたかを示すものであるといえるであろう⁹。

ところで、一流貴族であったという奈良時代の百済王氏の中で、上級貴族の位階といえる従三位以上に叙位されたのは、南典、敬福だけであり、8世紀末の桓武朝を含めても、明信の1人だけだが追加され、計三人になる。律令制下で三位以上は、国政に参加できる高位であり、参議¹⁰と公卿¹¹になる資格が与えられる。

南典と敬福は女性である明信を除いて、奈良時代の百済王氏の中で唯一の従三位まで到達した者たちであった。彼らの名は『公卿補任』で確認できるが、参議にはなれず、非参議と記録されている。このことから、国政に関与することができる要職には進出できなかったことが分かる。したがって、百済王氏は律令制下で一流貴族や有力な氏族とは考えにくい。

一流貴族まではなれなかったが、百済王氏は渡来系出身としては珍しく、男性だけでなく、女性たちの動向に関する記事も、文献史料で多数確認されている。

その代表的な人物が、右大臣藤原継縄の妻であり、女官として活動した明信(敬福の孫娘)である。有力氏族出身の妻や娘だけ選任されるという内侍司の長官である尚侍に就任した明信は、桓武朝には従三位が¹²、最終的には従二位が叙位された¹³。その他にも、恵信、孝法、教法などの百済王氏の女人が8世紀末の桓武朝に登場し、平安時代前半期までの宮人として天皇の寵愛を受け、高位や田のような物などが与えられた。

後宮で活動した明信らの他にも、百済王氏の女人たちが叙位されることが「六国史」で確認される。ところで、百済王氏の名は日本式の名とは異なって男女の区別が難しいので注意が必要である。このような理由は、百済王氏が百済式の名を続けて維持したからとみられる。

日本律令制下の官人として位置付けられた百済王氏は、すぐに百済系というアイデンティティを失って、日本化されたとは考えにくい。彼らは日本定着の後、しばらくは百済系というアイデンティティを維持していたと考えられるが、その痕跡の一つが名であろう。

⁹ 長山泰孝、1972、前掲書、165-176頁。

¹⁰ 太政官の官職の一つ、令外官の一つ。四位以上の位階を持つ廷臣の中から、才能のある者を選び、大臣と参会して朝政を参議させたもの。参議以上および三位以上の者を公卿と称している。

¹¹ 三位以上の者や参議任官者である。

¹² 『日本後紀』延暦十八年二月辛巳条「従三位百済王明信正三位。」

¹³ 『日本後紀』弘仁六年十月壬子条「散事従二位百済王明信薨。」

百済王氏の一族の名は、古代日本の命名法と区別される特性を持っている。日本式の名は、原則的に訓読みする。しかし、百済人の名は、音読みするのが一般的であったようである。『日本書紀』によると、百済滅亡直後に渡ってきた百済遺民の名も音読みしているのが確認される¹⁴。

しかし、定着して以降の百済系渡来人は、音読みではなく訓読みする名、すなわち日本式の名を使用しはじめる。それとは異なり百済王氏は、名を音読みし、清刀自や難波姫などを除いて、ほとんど名を二文字で付ける規則性を維持したとみられる。また、すべての百済王氏に当たるものではないが、兄弟に推定される人物たちの中には、同じ字を使用とする(行列字)傾向があったようである。『百済王三松氏系図』によると全福と敬福は兄弟、明信と明本は姉妹、教徳、教俊、教法は兄妹といわれる。これらの名は、前述の規則性と関連があると考えられる。

このような例があるので、百済王氏は名だけで性別を区別するのが難しい。「六国史」では、人物に対して特別に性別を言及しないので、本稿では記事の内容や背景あるいは『百済王三松氏系図』を参考にして推定した。

女天、そして『百済王三松氏系図』では女性と記述されている真善、真徳、明本は、天皇の行幸の際に叙位する。他の者たちが、无位(無位)または正六位上から従五位下に叙位されている反面、女天は無位から従四位下になる。これは、親王の子に準ずる待遇である。しかし、記事では女天を含め、これらの叙位の理由については、確認されていない。ただし、蔭位や功績とは関係なしに叙位されたということから、彼らは天皇が行幸したとき、何らかの役割や業務を遂行したと思われる。しかし、彼らに関する記録はこれ以上確認されないため、以降の具体的な動向は不明である。このことから、一般的な官人ではなかったとみられ、おそらく女人として天皇と私的な関係あるいは奉仕などによって叙位されたのではないかと推定される。

一方、清仁、清刀自、難波姫なども、それぞれ無位または従六位上から従五位下になっているので、女人と推定されている。清仁は、女孺¹⁵という職にあったので、女性に違いない。清刀自は、『枚方市史』¹⁶で女性に分類されていること以外には、性別を分類できる根拠を見出すのは難しい。しかし、任官のような他の記録が確認されないということ

¹⁴ 李根雨、「日本列島の百済遺民에 대하여」『한국고대사연구』23、한국고대사학회、2001

¹⁵ 女孺(女孺)：後宮において内侍司に属し、掃除などの雑事に従事した下級女官である。

¹⁶ 長山泰孝、1972、前掲書。

と特別な政治的事件なしに突然無位から従五位下に叙位されている状況から、女性である可能性が高いと思う。また、行幸の際、叙位された難波姫は姫という文字と『百済王三松系図』から女に表記されているので、女性であることが明らかである。

奈良時代の百済王氏の女人たちの中では、具体的な動向を確認できる人物は少ないが、叙位をきっかけに、女官・宮人として活躍することになったと推定される。その後、桓武朝をはじめ、平安時代初期まで活躍することになったと考えられる。

〈表 5〉奈良時代における百済王氏の最高位階¹⁷(凡例：○印は、女性を示す。)

奈良時代の位階	名
従三位	南典、敬福、明信○
従四位下	遠宝、良虞、女天○、孝忠、元忠、理伯、利善、玄鏡、仁貞
正五位上	俊哲
正五位下	慈敬、全福、武鏡、英孫
従五位上	元徳、玄風、元徳、善貞
従五位下	三忠、信上、文鏡、清仁○、仙宗、清刀自○、真善○、真徳○、元基、孝徳、元真、忠信、明本○、教徳、鏡仁、元信、難波姫○、貞孫

〈表 5〉は〈表 4〉をもとに、奈良時代における百済王氏の位階を簡略に整理したものである。奈良時代には多数の百済王氏は、中央の貴族の境界線といえる従五位以上の位階に到達していることが明らかに確認される。このように代替的に従五位下-従四位下の位階が授与されていることから、律令制下の百済王氏は一流の貴族や有力氏族であったとはみにくい、少なくとも中級以上の貴族として位置付けられたと考える。百済王氏の政治的位置と性格を具体的に確認するため、次は、百済王氏の補任を検討する。

二 百済王氏の補任

¹⁷ 長山泰孝、1972、前掲書の 164-165 頁の「百済王氏の地位」を参照した。時期は、文武朝から平安京に遷都した時期である桓武朝中期(700-794)までとした。したがって、奈良時代と平安時代にわたって活動した百済王氏は、これより位階が上がる例もある。

奈良時代の百済王氏は、日本律令制下で中級以上の氏族として位置付けられる。従五位下-従四位下を中心に叙位された百済王氏は、これに当たる官職に任じられ、官人として活動する。以下の〈表 6〉は 8 世紀、奈良時代における百済王氏が歴任した官職を整理したものである。

〈表 6〉奈良時代における百濟王氏の補任¹⁸(凡例：○印は、女性を示す。●印は、すでに在職中を示す。)

	時期	名	官職	備考	
文武	4年(700)10月己未(15)	遠宝	常陸守		
	大宝3年(703)8月辛(2)	良虞	伊予守		
	大宝4年(704)・慶雲元年(704)	良虞	大学頭●		
元明	和銅元年(708)3月丙午(13)	遠宝	左衛士督		
	和銅元年(708)3月丙午(13)	南典	備前守		
元正	養老5年(721)6月辛丑(26)	南典	播磨按察使		
	奈良朝廷(元正朝:715-724)	良虞	摂津亮●		
聖武	天平10年(738)4月庚申(22)	孝忠	遠江守		
	天平10年(738)4月頃	敬福	陸奥介		
	天平13年(741)8月丁亥(9)	慈敬	宮内大輔		
	天平13年(741)8月丁亥(9)	孝忠	遠江守	天平10年4月、 庚申にも補任した。	
	天平15年(743)6月丁酉(30)	敬福	陸奥守		
	天平16年(744)9月甲戌(15)	全福	山陰道使		
	天平17年(745)9月戊午(4)	全福	尾張守		
	天平18年(746)4月己酉(4)	敬福	上総守		
	天平18年(746)4月壬辰(11)	孝忠	左中弁		
	天平18年(746)9月癸亥(14)	敬福	陸奥守	天平15年6月、 丁酉にも補任した。	
	天平18年(746)10月癸酉(25)	孝忠	大宰大貳		
	天平勝宝元年(749)8月辛未(10)	孝忠	紫微少弼		
	天平勝宝2年(750)3月辛卯(3)	元忠	治部少輔●		
	孝謙	天平勝宝2年(750)3月庚子(12)	孝忠	出雲守	
		天平勝宝2年(750)5月辛丑(14)	敬福	宮内卿	

¹⁸ 〈表6〉も先の〈表5〉のように、『続日本紀』・『日本後紀』・『日本後記』・『日本三代実録』・『大日本古文書』・『藤氏家伝』・『公卿補任』・『国司補任』・『類聚国史』などを参照した。また、時期は、文武朝から平安京に遷都した時期である桓武朝の中期(700-794)までとした。

	時期	名	官職	備考
	天平勝宝 2 年(750)5 月辛丑(14)からすぐ	敬福	宮内卿●・河内守	
	天平勝宝 4 年(752)5 月辛未(26)	敬福	常陸守	
	天平勝宝 4 年(752)10 月戊寅(5)	敬福	常陸守●・検習西海道兵使	
	天平勝宝 4 年(752)	敬福	左大弁●	
	天平勝宝 6 年(754)4 月庚午(5)	理伯	摂津亮	
	天平勝宝 8 歳(756)5 月丙辰(3)	敬福	山作司	
	天平宝字元年(757)6 月壬辰(16)	敬福	出雲守	
	天平宝字 2 年(758)10 月甲(25)	利善	散位助●	
淳仁	天平宝字 3 年(759)7 月丁卯(3)	敬福	伊予守	
	天平宝字 4 年(760)正月丙寅(4)	三忠	出羽介●	
	天平宝字 5 年(761)11 月丁酉(17)	敬福	南海道使	
	天平宝字 5 年(761)頃	文鏡	内舎人●	
	天平宝字 5 年(761)頃	元忠	大蔵少輔●	
	天平宝字 6 年(762)正月戊子(9)	理伯	肥後守	
	天平宝字 7 年(763)正月壬子(9)	三忠	出羽守	
	天平宝字 7 年(763)正月壬子(9)	敬福	讃岐守	
	天平宝字 8 年(764)10 月壬申(9)	敬福	外衛大将●	
称徳	天平神護元年(765)10 月辛未(13)	敬福	御後騎兵將軍	
	天平神護元年(765)10 月戊子(30)	敬福	刑部卿●	
	天平神護 2 年(766)3 月辛巳(26)	利善	飛驒守	
	天平神護 2 年(766)5 月甲子(10)	三忠	民部少輔	
	天平神護 2 年(766)5 月甲子(10)	文鏡	出羽守	
	神護景雲元年(767)3 月己巳(20)	三忠	兵部少輔	
	神護景雲元年(767)3 月丙午(29)	理伯	摂津大夫	
	神護景雲元年(767)3 月丙午(29)	武鏡	但馬介	
	神護景雲 2 年(768)4 月戊寅(29)	清仁○	女孺●	
光仁	宝亀 2 年(771)7 月丁未(23)	武鏡	主計頭	
	宝亀 2 年(771)7 月丁未(23)	理伯	伊勢守	

	時期	名	官職	備考
	宝亀2年(771)7月丁未(23)	利善	讃岐員外介	
	宝亀5年(774)3月甲辰(5)	理伯	右京大夫	
	宝亀5年(774)3月甲辰(5)	武鏡	出羽守	
	宝亀8年(777)正月庚辰(27)	玄鏡	石見守	
	宝亀8年(777)10月辛卯(13)	仙宗	図書助	
	宝亀8年(777)10月辛卯(13)	仁貞	衛門員外佐	
	宝亀10年(779)正月甲午(23)	仙宗	安房守	
	宝亀11年(780)6月辛丑(8)	俊哲	陸奥鎮守副将軍	
	天応元年(781)4月丙申(8)	仁貞	近衛員外少将	
	天応元年(781)5月癸未(25)	利善	散位頭	
桓武	延暦元年(782)閏正月庚子(17)	仁貞	播磨介	
	延暦元年(782)2月庚申(7)	武鏡	大膳亮	
	延暦2年(783)6月丙寅(21)	仁貞	備前介	
	延暦3年(784)2月辛巳(この日付なし)	真徳○	女孺●	
	延暦3年(784)3月乙酉(14)	武鏡	周防守	
	延暦4年(785)正月辛亥(15)	仁貞	備前守	
	延暦4年(785)正月癸亥(27)	玄鏡	少納言	
	延暦4年(785)5月甲寅(20)	英孫	陸奥鎮守権副将軍	
	延暦4年(785)9月辛酉(29)	英孫	出羽守	
	延暦5年(786)正月己未(28)	玄鏡	右兵衛督	
	延暦6年(787)2月庚申(5)	玄風	美濃介	
	延暦6年(787)閏5月丁巳(5)	俊哲	陸奥鎮守将軍→日向権介	左遷
	延暦7年(788)2月甲申(6)	善貞	河内介	
	延暦7年(788)2月丙午(28)	教徳	右兵庫頭	
	延暦8年(789)2月丁丑(4)	玄鏡	上総守	
	延暦8年(789)2月丁丑(4)	教徳	讃岐介	
	延暦8年(789)3月戊午(16)	仁貞	中宮亮	
	延暦9年(790)正月癸亥(26)	仁貞	御斎曾司	

時期	名	官職	備考
延暦9年(790)3月丙午(10)	鏡仁	豊後介	
延暦9年(790)3月壬戌(26)	仁貞	左中弁	
延暦9年(790)3月壬戌(26)	仁貞	左中弁●・木工頭	
延暦9年(790)3月壬戌(26)	元信	治部少輔	
延暦9年(790)3月壬戌(26)	忠信	中衛少将	
延暦9年(790)7月戊子(24)	元信	肥後介	
延暦10年(791)正月癸未(22)	俊哲	下野守	
延暦10年(791)7月壬申(13)	俊哲	征夷副使	
延暦10年(791)7月丁亥(28)	忠信	越後介	

従五位以上に叙位された百済王氏は、それに当たる中央と地方の官職に多数任じられた。先行研究では、このような傾向から百済王氏に、実務的、軍事的、そして技術的な性格を有していると評価した¹⁹。

これは、初期の渡来系氏族の特性である①畿内の開拓、②文筆や手工業などの特殊技術に従事、③軍事氏族としての特性、④教育と仏教などの事業に従事などと一致するとした²⁰。このような特性は、政治的要職と一定の距離があるが、百済王氏にも適用されたといわれる。すなわち、学芸・軍事的な方面に長けた百済王氏は、それに関連した官職には多く任命されたが、参議以上の国政に参加できる要職にはなれなかったのである。

ところで、百済王氏は渡来系出身であるが、百済王族を先祖とする氏族である。特別な出自を持っている彼らが、果たして一般的な渡来系氏族の特性と同じ傾向をみせるのか疑問が生じる。したがって、これから官位傾向を整理した〈表6〉を分析し、百済王氏の政治的位置と特性を再考察したい。律令国家体制を樹立した日本は、中央に2官8省を、地方には国郡里制という行政組織を編成・設置して、太政官の管轄下に国政を運営した。したがって、百済王氏が補任された官職も大きく中央と地方に分けられる。それに関する内容は、以下の〈表7〉・〈表8〉である。

¹⁹ 長山泰孝、1972、前掲書。

²⁰ 長山泰孝、「渡来人の動き」『古代の地方史』3巻 畿内編、朝倉書店、1979・宋浣範、「奈良時代の百済王氏の社会と文化的特性」『日本語文化』10、日本言語文化学会、2007

〈表7〉奈良時代における百済王氏の中央官制²¹(凡例：○印は、女性を示す。◆印は、奈良時代に任じられたと推定されるが、時期不明を示す。)

官制		名	
太政官	少納言	玄鏡、忠宗	
	左大弁	敬福	
	左中弁	孝忠、仁貞	
	巡察使	全福(山陰道使)、敬福(南海道使)	
左弁官	中務省	内舎人	文鏡
		中宮亮	仁貞
		図書助	仙宗
	式部省	大学頭	良虞
		散位頭	利善
		散位助	利善
	治部省	少輔	元忠、元信
	民部省	少輔	三忠
		主計頭	武鏡
	右弁官	兵部省	少輔
刑部省		卿	敬福、教徳
大蔵省		少輔	元忠
宮内省		卿	敬福
		大輔	慈敬
		大膳亮	武鏡
		木工頭	仁貞
衛府	衛門員外佐	仁貞	
	左衛士督	遠宝	
	右兵衛督	玄鏡	
馬寮	右馬大充	善義、教隆	

²¹ 長山泰孝、1972、前掲書。167頁の〈表19〉・『百済王三松氏系図』を参照した。また、時期は、文武朝から平安京に遷都した時期である桓武朝の中期(700-794)までとした。

兵庫		右兵庫頭	教徳
後宮		女御	教法○
女官	内侍司	尚侍	明信○◆
		女孺	清仁○、真善○、真徳○
令外官	紫微中台	紫微少弼	孝忠
	外衛府	外衛大将	敬福
	中衛府	中衛少将	忠信
	近衛府	近衛員外少将	仁貞
	鎮守府	将軍	俊哲
		副将軍	俊哲
		権副将軍	英孫
	按察使	按察使	南典(播磨国)
	御斎會司		仁貞
臨時職	征夷使	副使	俊哲
	兵使	検習西海道兵使	敬福
	騎兵司	御後騎兵将軍	敬福
	山作司		敬福

〈表 7〉は〈表 6〉の中で、中央官制を整理したものである。これによると奈良時代の百済王氏は従三位まで叙位されたが、国政を担当する要職(太政大臣・左大臣・右大臣・大納言など)には進出できず、参議にもなれなかった。代わりに官位相当制によって、その位階に当たる太政官の総合事務局という左右弁官局の弁官とその下で行政と実務を担当している省²²の長官(卿)や次官(大輔・少輔)などに任じられた。ただし、その数は少なく、長官よりは次官以下の職を中心に補任された。

²² 八省：左弁官局が中務省・式部省・治部省・民部省の四省を、右弁官局が兵部省・刑部省・大蔵省・宮内省の四省を管轄する。

中務：天皇の補佐や詔勅の宣下や叙位などの朝廷に関する職務の全般を掌る。

式部：文官の人事や朝儀・学校などを掌る。

治部：諸氏の族姓や葬事・仏寺・雅楽・外交事務を掌る。

民部：民政、特に租税・財政・戸籍を掌る。

兵部：武官の人事と軍事全般を掌る。

刑部：司法を掌る。良賤の訴などを司る。

大蔵：財宝・出納・物価・度量衡などを掌る。

また、百済王氏は、図書助²³・大学頭²⁴・大学少允²⁵・主計頭²⁶・木工頭²⁷などの官職にも就任している。このような官職は、専門知識や実務にたけた者が必要であった職責である。したがって、学識や専門知識が必要であった官職に任じられた百済王氏は、実務的な性格を持っていたと論じた先行研究の指摘と一致するようにみられる。ただし、こうした官職は、直接的に技術力を要するのではなく、技術者を扱う位置にあったと思う。すなわち、百済王氏が他の渡来系氏族のように技術者として活動したわけではないので、こうした性格があったとは考えられない。

一方、百済王氏は、衛府・馬寮・兵庫にも²⁸就任しているのが目につく。その他にも臨時職であるが、征夷副将軍、征夷副使、検習西海道兵使、御後騎兵将軍などの武官にも任じられている。これらの補任は、百済王氏に軍事氏族的性格が優れたことを示す根拠になってきた。そして、このような軍事氏族的性格は、すでに先行研究で渡来系氏族の特徴と指摘されてきた。

百済王氏の軍事氏族的性格は、中央だけでなく地方の経営にも発揮されたといわれる。先行研究の指摘によれば、東海・東山両道の国司(地方官)に任命されたものが圧倒的に多く、その中でも関東以遠の国司が多いとした。これは、やはり百済王氏が軍事に優れた氏族であったからと考え、この百済王氏の性格は、ことに蝦夷との紛争があった陸奥・出羽の経営に発揮されたということである²⁹。このような任官の状況から考えると、百済王氏は軍事的な能力に卓越したようにみられる。

しかし、以前の〈表 6〉から奈良時代における百済王氏の全体的な補任傾向を確認すると、軍事関連職より中央の実務官職や国司に関する任官が割合的にもっと多い。また、東北補任の場合も、対蝦夷戦争に関する武官より、東北地方の国司の方が多い。もし、百済王氏に軍事氏族的性格が目立つとすれば、五衛府³⁰を含めて、もっと軍事関連職に任じら

宮内：宮中の衣食住・財物その他の諸事を掌る。

²³ 図書助：宮中の書籍・図書の保管と書写、国史の編纂、諸役所への紙・筆・墨などの文房具を支給する図書寮(中務省の被官)の次官である。

²⁴ 大学頭：教育・官吏の養成・寮試(官吏選抜試験)と釋奠を司る大学寮(式部省の被官)の長官である。

²⁵ 大学少允：教育・官吏の養成・寮試(官吏選抜試験)と釋奠を司る大学寮(式部省の被官)の下判官である。

²⁶ 主計頭：民部省に属した機関。税收(特に調)を把握・監査する主計寮の長官である。

²⁷ 木工頭：宮内省に属する機関。造営・材木採集を掌り各職工を支配する木工寮の長官である。

²⁸ 衛府：奈良・平安時代に宮門の警備を司った役所である。

馬寮：日本の古代に、朝廷における馬の飼養・調習にあたった官司である。

兵庫：儀仗用・実戦用の武器を保管する蔵である。

²⁹ 長山泰孝、1972、前掲書・宋浣範、2006、2007、前掲論文。

³⁰ 五衛府：衛門府・左右衛士府・左右兵衛府の五衛府制。天皇の日常や行幸時に付き添い、身辺警護をはじめ、宮城の警護、京内の夜間巡回などを主な任務とする律令制下の中央軍事組織をいう。

れなければならないだろう。さらに、将軍のような指揮官などに任じられるのが自然である。しかし、百済王氏には、そのような傾向は確認されていない。

百済王氏は、百済王族を先祖に置いた氏族である。王族といえば、兵法や戦術のような軍事に関する特別な知識を学んだ可能性がある。そして、これらのものは、後代の百済王氏まで受け継がれたかもしれない。しかし、王族である彼らに直接的な兵器生産や運用のような実戦に必要な軍事的な技術能力があると理解し難い。このことから、百済王氏は軍事氏族的性格を持っていたと明確に断言できるだろうか。また、実際に軍事氏族的性格を持っている場合、どのようなものであったのか考えてみる必要がある。

〈表 8〉奈良時代における百濟王氏の地方補任³¹(凡例：◇は、再任を示す)

分類	国名	官職	名
地方行政機関	京職	右京大夫	理伯
	摂津職	大夫	理伯
		亮	良虞、理伯
	大宰府	大宰大貳	孝忠
近畿	河内国	守	敬福、善貞
	摂津国	守	英孫
東海道	伊勢国	守	理伯
	尾張国	守	全福
	遠江国	守	孝忠◇
	安房国	守	仙宗、武鏡
	上総国	守	敬福、玄鏡
	常陸国	守	遠宝、敬福
東山道	美濃国	介	玄風
	飛驒国	守	利善
	下野国	守	俊哲
	出羽国	守	三忠、文鏡、武鏡、英孫
		介	三忠
	陸奥国	守	敬福◇
		介	敬福
北陸道	越後国	介	忠信
山陰道	但馬国	介	武鏡
	伯耆国	守	俊聡
	出雲国	守	孝忠、敬福
	石見国	守	玄鏡
山陽道	播磨国	介	仁貞
	備前国	守	南典、仁貞

³¹ 時期は、文武朝から平安京に遷都した時期である桓武朝の中期(700-794)までとした。

分類	国名	官職	名
		介	仁貞
	周防国	守	武鏡
南海道	讃岐国	守	敬福
		介	教徳
		員外介	利善
	伊予国	守	良虞、敬福
西海道	豊後国	介	鏡仁
	肥後国	守	理伯
		介	元信
	日向国	権介	俊哲

〈表 8〉は、百済王氏の地方補任の傾向である。先行研究では、地方補任について、東海・東山両道の任命されたものが多かったというが、この表を検討した結果、東北の他にも、さまざまな地方にも任じられていることが確認できる。

百済王氏の補任傾向をみると、地方官職である国司に多く任じられているが、これは中央の要職に進出しにくかったことを示すものと思う。専門的な知識および優秀な学識を持っていたと考えられる百済王氏が国政を担当する要職に進出できなかったのは、百済王族としての優遇が消えたことの他にも、渡来人という出身と関係があると推定される。しかも、百済王氏は他の渡来系の者たちと異なり、王族出身であった。したがって、すでに日本官人になったにもかかわらず、百済王氏の中央政界進出が容易ではなかったのは、在来勢力であった日本官人にとって外部勢力の牽制または否定的に認識されていた可能性があると思う。

以上、日本の律令国家体制の中で定着した百済王氏の官位傾向を調べた結果、従五位以上という位階が叙位され、国政を担当する要職より、専門知識や実務能力が必要とされる中級以上の官僚や地方の国司として活動していたことが確認できた。

百済王氏は、百済王族の子孫であるが、日本が律令国家を成立させた後には、王族としての優遇はなかった。彼らは「百済王」姓と位階、そしてそれに当たる官職が授与され、

日本の新たな氏族として律令体制に融合されたとみられる。それにもかかわらず、百済系というアイデンティティは依然として残っていたとみられる。

ところで、検討した先行研究の中で、百済王氏が渡来系氏族の特性である軍事氏族的性格を持っていたという見解と東北補任の理由についてはいくつかの問題点があると考えられる。これに対して、当時の情勢をもとに敬福の黄金貢進と百済王氏の東北補任の傾向を中心に詳しく検討しようと思う。

その前に「百済王」を賜姓された百済王氏が多様な変化が起こっている律令国家初期に最初に補任されている。したがって、まず、律令国家初期に官人として活動することになった百済王氏の性格と役割を考察した後、以後、展開される補任傾向から政治的位置と軍事関連の氏族的性格に関する問題について考えてみよう。

第二節 律令国家初期の百済王氏 -百済王敬福以前の百済王氏を中心として-

奈良時代に活動した百済王氏の中でもっとも有名な人物は、東大寺の大仏を造営したとき、必要な黄金を貢進した敬福だろう。しかし、あまり注目されていないが、敬福が登場する以前である律令体制が実行された奈良時代初期にも活動した百済王氏もあった。彼らは、善光の子孫と知られている遠宝、良虞(郎虞)、南典である。この三人の百済王氏は、善光とともに「百済王」姓と冠位を授与されており、日本が律令国家体制を形成して古代国家として樹立を経験した転換期の人物たちである。したがって、これらの存在は百済王氏を含め、百済渡来人の日本の律令制下の定着およびそれ以降の政治的動向と変化を論じるとき、重要な史料になると思われる。ここでは、律令国家初期の百済王氏を検討して、彼らの性格や役割について考察したい。

一 文献史料の検討

善光と良虞の関係を明らかに確認できる記事は、『続日本紀』天平神護2年(766)6月壬子(28)条「敬福薨伝」³²の記事から確認できる。この記事によると善光の子である昌成

³² 『続日本紀』天平神護二年六月壬子条「藤原朝廷賜号曰百済王。卒贈正広参。子百済王昌成。幼年随父帰朝。先父而卒。飛鳥浄御原御世、贈小紫。子郎虞。奈良朝廷従四位下撰津亮。敬福者、即其第三子也。」

は、父より先に死去し、小紫位に追贈された³³。この昌成の子が、良虞である。したがって、善光と良虞は、祖父と孫の関係である(図 1)。

善光と遠宝、南典との関係は「六国史」では確認できない。ただし、『日本書紀』持統 5 年(691)正月己卯(7)条³⁴に善光と良虞とともに遠宝、南典の名が確認されているだけである。ところで、『百済王三松氏系図』によると遠宝と南典は、善光の孫であり、良虞とは兄弟という(図 2)。このことを参考にして、現在は善光との関係を祖父と孫の関係として理解しているのが一般的である³⁵。その他にも、南典は善光の子、すなわち昌成と兄弟という説³⁶または良虞の子である敬福と兄弟という説³⁷がある。

『百済王三松氏系図』では、「六国史」ではみえない兄弟順も確認されている。この系図によると遠宝、良虞、南典の順である。文献史料で現れている良虞たちの三人の叙位と任官、そして死去の時期を確認すると、『百済王三松氏系図』と比較・検討が可能であると思う。

以下の〈表 9〉は、百済王氏の最初の叙位と任官時期を確認できる。遠宝、良虞、南典は、活動時期が似ているので、『百済王三松氏系図』に確認されたように兄弟関係である可能性が高いと推定される。

³³ 『日本書紀』天武天皇三年春正月辛亥朔庚申条「百済王昌成薨。贈此小紫位。」

³⁴ 『日本書紀』持統天皇五年正月己卯条「賜公卿飲食衣裳。優賜正広肆百済王余禪広・直大肆遠宝・良虞与南典、各有差。」

³⁵ 今井啓一、「撰津國百済郡考(上)(下)」『続日本紀研究』第5巻第10・11号、続日本紀研究会、1958-b (『百済王敬福』、綜芸舎、1965に収録)

³⁶ 金恩淑、「日本律令国家의 百済王氏」『百済遺民들의 活動』7、충청남도역사문화연구원、2007、93頁の〈表1〉を参照。

³⁷ 『公卿補任』天平勝宝元年条「非参議。従三位。百済王敬福。四月一日叙従三位。自從五位叙三位始。南典弟也。天武天皇十年辛巳生。元陸奥守。献黄金九百兩。依之自從五位上押而所叙也。伝曰。其先百済国義慈王。高市岡本宮御宇遣其子豊璋王禪廣王入侍。」：『公卿補任』によると、敬福は南典の弟と記されている。

〈表 9〉 文献史料からみえる百済王氏の最初の叙位と任官³⁸

名	最初の冠位(位階)	最初の任官と当時の位階
善光(禪広)	持統 5 年(691)春正月己卯(7) 正広肆(令制の従三位)	
遠宝	持統 5 年(691)春正月己卯(7) 直大肆(令制の従五位下)	文武 4 年(700)10 月己未(15) 直広参(令制の正五位下)・常陸守
良虞(郎虞)	持統 5 年(691)春正月己卯(7) 直大肆(令制の従五位下)	文武大宝 3 年(703)8 月辛酉(2) 従五位上・伊予守
南典	持統 10 年(696)正月甲寅(11) 直大肆(令制の従五位下)	和銅元年(708)3 月丙午(13) 従四位下・備前守

「六国史」では、この兄弟順について具体的に確認するのは難しい。しかし、遠宝が良虞より任官時期が3年早く(表 9)、死去時期³⁹も3年先である(表 10)。したがって、一般的な基準から考えてみると、遠宝が良虞より年長者(兄)である可能性が高いとみられる。

ただし、そうすると朱鳥元年(686)9月丁卯(30)、天武の殯宮で誄をしたとき、どうして良虞が年長者(兄)である遠宝の代わりをしたのか、疑問が生じる。そのとき、父である昌成はすでになくなっていたので、祖父の善光に代わって儀礼に参加するのは、長孫の役割であったと考えられる。このような論理からすると、良虞が年長者である可能性も生じる。

このように遠宝と良虞の兄弟順は、具体的には断定し難い。しかし、南典の場合は、より明確に推定できると思う。南典は、良虞より最初の叙位と任官が約5年遅れている。また、『続日本紀』では記録されていないが、『公卿補任』⁴⁰によると南典は、天智5年(666)に出生し、天平宝字2年(758)に死去したとする。当時、珍しく92歳まで長生きした南典は、遠宝、良虞より約20年遅れて死去したということが確認できる。活動時期を考えると、南典は善光の子ではなく孫であり、良虞より年下(弟)であるとみられる。この結果にしたがえば、南典は敬福の兄ではなく、叔父になる。

³⁸ 『日本書紀』・『続日本紀』を参照。

³⁹ 『続日本紀』天平六年三月壬申条「散位従四位下百済王遠宝卒。」

『続日本紀』天平九年七月己丑条「散位従四位下百済王郎虞卒。」

⁴⁰ 『公卿補任』での南典に関する記事：天平九年(七三七)条「非参議・散位。従三位。百済王南典。九月十三日叙従三位。年七十二。天智天皇五年(六六六)丙寅生。」・天平宝字二年(七五八)条「非参議。従三位。百済王南典。九十二。至于今年補任不詳。薨歟。」

遠宝、良虞、南典の動向をまとめてみると、次の〈表 10〉・〈表 11〉のようになる。
これをもとにして、律令国家初期の百済王氏の性格や役割を推定してみたい。

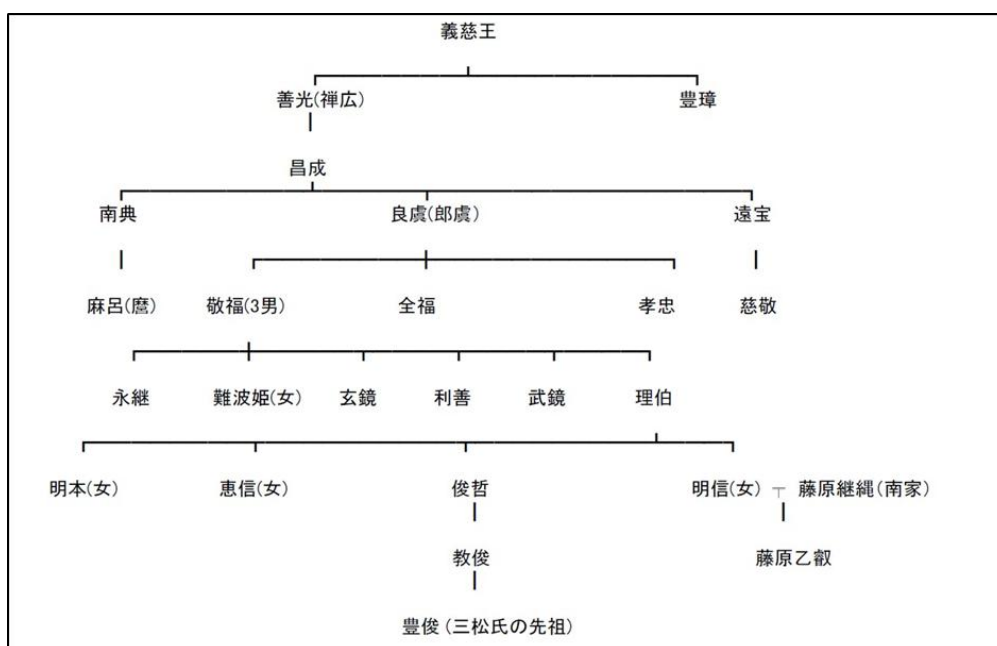
〈表 10〉百済王遠宝・良虞・南典の位階⁴¹(凡例：◆印は、叙位時期は不明であるが、当時の位階を示す。)

時期		遠宝	良虞	南典
持統	5年(691)正月己卯(7)	直大肆 (従五位下)	直大肆 (従五位下)	
	10年(696)正月甲寅(11)			直大肆 (従五位下)
文武	4年(700)10月己未(15)	直広参◆ (正五位下)		
	大宝3年(703)8月辛酉(2)		従五位上◆	
元明	和銅元年(708)3月丙午(13)	正五位上		従四位下◆
	和銅6年(713)4月乙卯(23)	従四位下		
	靈龜元年(715)正月癸巳(10)		正五位上	従四位上
元正	養老元年(717)正月乙巳(4)		従四位下	
	養老7年(723)正月丙子(10)			正四位下
聖武	天平6年(734)3月壬申(11)	卒、従四位下		
	天平7年(735)4月丙子(23)			正四位上
	天平9年(737)7月己丑(17)		卒、従四位下	
	天平9年(737)9月己亥(28)			従三位
	天平宝字2年(758)			卒(享年92歳)、 従三位・非参議

⁴¹ 『日本書紀』・『続日本紀』・『公卿補任』を参照。

〈表 11〉百済王遠宝・良虞・南典の補任⁴²(凡例：●印は、当時の在職中を示す。)

	時期	遠宝	良虞	南典
文武	4年(700)10月己未(15)	常陸守		
	大宝3年(703)8月辛酉(2)		伊予守	
	慶雲元年(704)		大学頭●	
	元明和銅元年(708)3月丙午(13)	左衛士督		備前守
元正	養老5年(721)6月辛丑(26)			播磨按察使
	奈良朝廷(=元正朝:715-724)		摂津亮●	
聖武	天平宝字2年(758)			散位



〈図 2〉『百済王三松氏系図』(部分)

二 律令国家初期の百済王氏の性格と役割

遠宝と良虞は祖父の善光とともに持統5年(691)正月己卯(7)⁴³に、南典は持統10年(696)正月甲寅(11)⁴⁴に、はじめて位階(冠位)が授与される。善光は生前に正広肆(律令制の

⁴² 『続日本紀』・『藤氏家伝』下「武智麻呂伝」を参照。

従三位に当たる)が、追贈で正広参(律令制の従二位に当たる)が与えられた。善光の一族の動向をみると、672年前後に大きな変化がないので「壬申の乱」には参加しなかったと推定される。それにもかかわらず、百済王氏に対する冠位は「壬申の功」があった他の日本官人や渡来系出身と比較すると高位である。

善光とその一族は「百済王」が賜姓されたとしても、直ちに日本官人になったものではないと思う。善光の一族(百済王氏)は、叙位から約10年が過ぎた後の文武朝になって官職に任じられたからである(表9・11)。記録が欠落した可能性もあるが、賜姓の後、すぐに任官されなかった百済王氏は、少なくとも持統朝までには、完全な日本官人としてみるのは難しいのではないかと考える。これは、百済王氏が賜姓後、すぐに百済王族から日本官人として変化したのではなく、長時間にわたって徐々に日本体制の中に適応していったことを示す。

百済王氏に関する最初の任官記録は、文武4年(700)10月己未(15)に行われている遠宝の常陸守である(表9・11)。それ以前になくなった善光は、官職に任じられなかったが、孫とされる遠宝、良虞、南典たちは、日本律令制下で正式官人として任じられた。

百済王氏に関する最初の叙位と任官記録の間には、約10年間の空白がある。ところで、最初の位階が直大肆(律令制の従五位下に当たる)であった遠宝は、常陸守に任じられた文武4年(700)10月己未(15)に直広参(律令制の正五位下に当たる)であった。官位相当制によって地方官(国司)の中で長官、すなわち守になるためには、少なくとも従五位下以上でなければならなかった⁴⁵。遠宝は、このような任官の資格を備えていた。ただし、直大肆から直広参になったという叙位記事はみえないので、記録の欠落があったと考える。したがって、文献史料に約10年間の空白があるとしても、百済王氏の活動がなかったとは考えられない。

したがって、このような叙位から百済王氏は、任官される以前まで政治的活動がなかったわけではない。ただし、官職の授与は叙位以降に行われているので、徐々に律令制下の官人に転換されたことは明らかな事実であろう。

⁴³ 『日本書紀』持統天皇五年正月己卯条「賜公卿飲食衣裳。優賜正広肆百済王余禪広・直大肆遠宝・良虞与南典、各有差。」

⁴⁴ 『日本書紀』持統天皇十年正月甲寅条「以直大肆授百済王南典。」

⁴⁵ 国司は、中央から派遣された地方官であり、守(長官)・介(次官)・掾(判官)・目(主典)などの四等官に分類されている。官位相当制によって、守は少なくとも従五位でなければならない。ただし、下国の守は、従六位下でも補任された。下国は、和泉国・伊賀国・志摩国・伊豆国・飛騨国・隠岐国・淡路国・老岐国・対馬国である(大隅清陽、「官位相当制」『日本史大事典』第2巻、平凡社、1995・和田英松、『新訂・官職要解』、講談社学術文庫、1983、162-173頁)。

一方、〈表 9〉によれば、遠宝、良虞、南典の最初の位階は、祖父である善光の最初のものと比較してみると高くない。また、最終冠位も善光より低い。これで、奈良時代に入ると、百済王氏は百済王族としての優遇は完全に消え、従五位下である中級以上の渡来系氏族として日本官人になったとみられる。

〈表 11〉によると良虞たちの三人は、文武朝から官職に任じられている。この時期の百済王氏の任官は、『続日本紀』で確認できない良虞の大学頭⁴⁶を除いても、6例がある。この中で、地方(国司)が5例⁴⁷・中央が1例⁴⁸で、ほとんど地方官に就任している。

これについて菅澤庸子氏⁴⁹は、天平12年(740)以前の百済王氏について「日本国内政治を動かす中央政界の任官はほとんどなく、日本にとって都合が良い「亡隣国の貴客」としての扱いであった」と述べた。確かに、賜姓・官位授与以前の彼らは、百済王族として扱われていたと思う。しかし、官位が授与された奈良時代の百済王氏は、日本律令制下の官人になったとみられる。したがって、この段階の百済王氏は百済王族の子孫という出身は変わらない事実であるが、隣国の貴客として扱われていたとは考えられない。

奈良時代の百済王氏は、渡来系の出身なので、国内的基盤がなかった。したがって、日本(在来)出身の官人と比較してみると、中央官人として進出するのは、容易ではなかったはずである。また、日本出身の中央官人らも渡来系(外部)の出身、しかも王族出身である百済王氏が中央政界へ進出して掌握しようとする状況を牽制もしくは否定的に考えていたかもしれない。こうした理由で、良虞たちの三人は、それぞれの地方に任じられたと思う。彼らが就任した地域は、常陸(遠宝)・伊予(良虞)・備前(南典)・摂津(良虞)・播磨(南典)である。

その中で、良虞が亮として任命された摂津は、以前から多くの百済系氏族が定着したところであり、百済王氏の本拠地(摂津国百済郡)であった。『続日本紀』天平神護2年(766)6月壬子(28)条「敬福薨伝」によると、良虞は奈良朝廷(元正朝：715-724)のとき、摂津亮に任じられたという⁵⁰。『大日本史』巻379国郡司表にも、「亮百済良虞元正帝朝任」、

⁴⁶ 『藤氏家伝』下「武智麻呂伝」大宝元年(701)：内舎人に任官。翌年、中判事。大宝三年(703)、病により中判事を辞任。翌大宝四年、大学助。藤原京遷都など大業が続いたため大学は廃れていたが、武智麻呂は長官良虞王(百済王良虞)とともに陳情して碩学を集め再興させたという。：大学寮は、日本古代の律令制のもとで作られた式部省の直轄下の官僚育成機関である。天智朝にその起源があり、大宝令によって確立した。官僚の候補生である学生に対する教育と試験および儒教における重要儀式である釋奠を行った。

⁴⁷ 遠宝(常陸守)・良虞(伊予守)・南典(備前守)・良虞(摂津亮)・南典(播磨按察使)である。

⁴⁸ 左衛士督：右衛士府とともに宮城の警衛などをつかさどった役所の長官である。

⁴⁹ 菅澤庸子、「百済王氏の風俗楽奏について -天平期の日本対朝鮮意識-」『高麗美術館館報』第22号、高麗美術館、1994

⁵⁰ 『続日本紀』天平神護二年六月壬子条「子郎虞、奈良朝廷従四位下摂津亮。」

すなわち良虞が元正朝に(摂津)亮として任じられたという記事が確認される。良虞は、養老元年(717)正月⁵¹に、従四位下が授与されているので、おそらくその頃に補任されたと推定される。

官人は癒着を防止するため、本拠地より他の地域に任官されるのが一般的であるが、良虞は本拠地の摂津に補任されるのが目につく。また、良虞の摂津亮の後任は、天平5年(733)冬10月丙申(3)条⁵²に行われている。もし、記録の欠落がなければ、良虞はかなり長期間摂津亮として補任したと考えられる。こうした良虞の摂津任官は、どのような意味を持っているのか。

菅澤庸子氏⁵³は、摂津に亮として任官された良虞に、そこに移住した亡命百済渡来人が日本の地におちつけるように、その便宜を計り、世話をする役割を期待したと論じた。しかし、良虞が摂津亮に就任した奈良朝廷、すなわち元正朝(715-724)は、百済が滅亡した後から約30年以上経過した時期なので、すでに百済渡来人の移住および定着は終わったとみられる。このことから、百済渡来人とは直接的な関連があるとは考えられない。

ただし、百済王氏は摂津国百済郡を本拠地に置いていたので、長期間にわたってその周辺と密接なつながりがあったと考えられる。また、百済王氏は百済という同じ出身を利用して、その百済系の人々と親密な関係を維持した可能性はある。これは、良虞が摂津亮として統治するとき、有利な条件になったとみられる。

百済王氏は、摂津以外の地域にも補任されている。文献史料では、その時期の百済王氏の具体的な活動内容や功績については確認できない。しかし、さまざまな地方に任じられていることから、彼らには地方統治に必要な経営技術のような政治的能力があったと考えられる。

一方、良虞は、慶雲元年(704)頃に大学寮の長官である大学頭として活動する。この大学頭の就任は、良虞が学問的に優れていたことを示す。このような学識は、後代まで続き、百済王氏は専門知識が必要な官職に任じられ、活動するもとなったと推定される。

これまでの検討結果、良虞たちには官人としての目立つ功績はなかった。しかし、最後の百済王族であった彼らは、対内外的变化の中で日本律令制下の官人として成功的に定着する姿をみせている。したがって、遠宝と良虞は従四位下に、南典は従三位という高い

⁵¹ 『続日本紀』養老元年春正月乙巳条「正五位上百済王良虞従四位下。」

⁵² 『続日本紀』天平五年冬十月丙申条「外従五位下大伴宿禰小室為摂津亮。」

⁵³ 菅澤庸子、1994、前掲論文。

位階まで叙位された。中級以上の官人として位置付けられた律令国家初期の百済王氏は、後代の百済王氏が安定的に活動するようになる効果をもたらしたと考えられる。

第三節 百済王敬福の黄金貢進と百済王氏の東北補任

百済王氏が官人になった奈良時代は、律令体制が本格的に施行され、日本が古代国家として形成された時期である。奈良時代に入ると、統治組織を新たに整備し、支配領域を拡大することになる。その中で、律令国家の辺境地域であった東北地方⁵⁴は、蝦夷と接していたところなので、紛争が絶えない地域であった。

朝廷はこのような東北地方を律令体制に編入させるため、多様な政策を施行した。和銅元年(708)には越後国へ出羽郡を、和銅 5 年(712)には出羽国を設置した。そこに東海道・東山道の民を移住させ、土地を開拓・防御するようにした。

しかし、養老 4 年(720)・神亀元年(724)に蝦夷の反乱が起き、官人らが殺害される事件が発生する⁵⁵。朝廷は蝦夷の問題を解決するため、軍を送って鎮圧し、新たに柵や城などの防御施設を設置した⁵⁶。その他にも、軍事機関の設置および武官の補任を増やして、本格的に征服活動を実行する。それにもかかわらず、蝦夷の抵抗は大きくなって、この戦いは奈良時代には決着せず、弘仁 2 年(811)になって終結する。

朝廷はこのような問題を解決するため、多数の官人を東北地方に送り込んだ。東北補任は、蝦夷と接しているという地域的な特殊性によって政務のための国司だけではなく、軍事関連の補任も多く行われている。東北地方の補任をみると、以下の通りである。

⁵⁴ 東北地方は、陸奥・出羽両国をいうが、本稿では、陸奥・出羽両国以外にも、利光三津夫・上野利三氏の見解(利光三津夫・上野利三氏「律令制下の百済王氏」『法史学の諸問題』、慶應通信、1987)を参照し、常陸・越後・下野国などの東国辺境地域も加えた。蝦夷地進出の準備基地として重要な位置にあるからである。

⁵⁵ 養老四年(720)、陸奥国の蝦夷の反乱、按察使の上毛野広人が殺害される。多治比県守の征討。神亀元年(724)、海道の蝦夷の反乱、陸奥大掾である佐伯児屋麻呂が殺害される。小野牛養、出羽の蝦夷を征討。大野東人が多賀城を築城した(鈴木拓也、『蝦夷と東北戦争』、吉川弘文館、2008)。

⁵⁶ 天平五年(733)、秋田城(出羽柵を移動)を設置。天平九年(737)、牡鹿柵を設置。天平宝字三年(759)、雄勝城・桃生城を築城。神護景雲元年(767)、伊治城を築城(熊谷公男、『蝦夷と城柵の時代』東北の古代史 3、吉川弘文館、2015)。

国司は中央から派遣されるが、癒着を防止するため、官人の本拠地より他の地域に任じられるのが一般的である⁵⁷。しかし、東北地方はその地域の出身の豪族や氏族が多く補任されている。これは、東北地方が中央から遠く離れている辺境地なので、官人をしばしば派遣することが容易ではなかったからである。また、新たな官人を派遣しても、複雑な東北地方の情勢を短期間で把握することは難しかったと考えられる。したがって、東北地方の国司は現地をよく知っており、在地勢力と密接な関係を維持することができるその地域の出身者が多く補任されたとみられる。東北補任の在任期間が長期間であったことも、このような理由からと推定される。

その他にも、藤原氏のような中央貴族および大野東人のような武官として能力が優れた人物も、東北地方に補任されていることが確認できる。

山下剛司氏⁵⁸は、東北関係の官職に補任された氏族の特徴を三つに分類した。「軍事的な面を朝廷に認められた氏族(大伴氏と佐伯氏など)」・「朝廷の中心に居て、氏族の内から多数の官人を排出してきた氏族(安倍氏・紀氏などの豪族と藤原氏や石川氏のような中央貴族)」・「東北出身の氏族(上毛野氏・下毛野氏・大野氏など)」である。

しかし、渡来系出身である百済王氏は、その条件に当たらない。山下氏は「百済王氏には他の伝統的大和系氏族とは異なる独自の知識や技術を有していた」という見解を提示した。すなわち、その知識や技術を用いて対蝦夷戦争で活躍することを期待した朝廷が、百済王氏を軍事指揮官として東北の地に補任させたというのである。

奈良時代の東北地方は、中央から遠く離れていた地域なので、当時、摂津・河内のような中央の近くに本拠地を置いていた百済王氏とは、直接的な関連はなかったと思う。それにもかかわらず、多数の百済王氏が東北地方に補任されている。これは、山下氏のように理解しても良いのだろうか。

百済王氏に対するそのような見方は、百済王氏の初期の研究者である村尾次郎氏⁵⁹の「奥羽建設と百済王氏」の論考からはじまっている。村尾氏は、百済王氏に東北経営に必要な独特な技術保有およびそこに移住・定着した百済系氏族との関係などがあったので、世襲のように多く補任されたと論じた。

⁵⁷ しかし、本拠地に任官された例もある。百済王氏の場合は、本拠地である摂津国や河内国の官職に任じられたことがある。奈良朝廷(元正朝:715-724)に良虞が摂津亮、延暦七年(788)に善貞が河内介、そして大同元年(806)に鏡仁が河内守に任じられた。

⁵⁸ 山下剛司、「百済王氏の東北補任」『鷹陵史学』第37号、鷹陵史学会、2011

⁵⁹ 村尾次郎、「奥羽建設と百済王氏」『日本諸学振興委員会研究報告』17、文部省教学局編、1942

また、長山泰孝氏⁶⁰は、百済王氏が衛府・馬寮・兵庫⁶¹などの軍事的な官職および地方と関東以遠の辺境(陸奥・出羽)に任じられていることから、軍事的に優れた性格を持っていたと言及した。その結果、百済王氏に軍事氏族的性格があったとの見解は、多数の先行研究で受け入れられ、これまで定説のように認められている。

すなわち、これらの見解が複合的に受け入れられ、百済王氏には軍事氏族的性格があって、対蝦夷政策のような東北経営のため、そこに多く任じられたと評価されているのである。そして、百済王氏は百済王族の子孫なので、その百済系氏族と良い関係を期待したというのであろう。

確かに、蝦夷の紛争が激化した奈良時代中・後期になると、多数の百済王氏が東北地方に補任されていることが目につく。それでは、先行研究で指摘されているように百済王氏は、軍事氏族的性格や百済系氏族との関係により、東北地方に補任されたのか。そして、そもそも百済王氏は、他の氏族より優れた軍事に関する知識・技術などの能力を持っていたのであろうか。まず、そうした検討が必要であると思う。すなわち、百済王氏は軍事氏族的性格や百済系氏族との関係などにより、東北経営に必要な存在として任官されたのではないかと推定されているが、果たしてそのように考えてよいのかどうか検討する必要があると考える。

本稿では、そうした問題を考察するため、まず、百済王氏の東北補任に関する先行研究を検討する。その後、奈良時代における百済王氏の補任を把握する。そして、その結果と当時の東北地方の情勢をもとに、百済王氏の東北補任の動向とこのような現象が現れるようになった理由を改めて考えたい。

一 先行研究の検討

これまでの先行研究では、奈良時代の東北地方が蝦夷との紛争がある特殊な地域、すなわち交戦地域であったということに注目し、このことを中心として百済王氏の東北補任について論じられてきた。

⁶⁰ 長山泰孝、1972、前掲書、162-172頁。

⁶¹ 衛府は奈良・平安時代に宮門の警備を司った役所、馬寮は日本の古代に朝廷における馬の飼養・調習にあたった官司、兵庫は儀仗用・実戦用の武器を保管する蔵であった。

百済王氏の東北補任についてはじめて言及したのは、前述したように村尾次郎氏⁶²である。村尾氏は、百済王氏の陸奥・出羽地方の補任について「百済帰化人の有する技術的な特色」・「東国経営は難事業のため世襲によって人材を得るのが良法」・「母国百済の滅亡と王族百済王氏との精神的な関係」という三つの理由を提示して説明した。すなわち、技術的な特色⁶³を持っていた百済王氏は、難事業である東北経営に必要な人材なので、世襲のような形態として続けて補任されたというのである。そして、百済王氏は百済王族の子孫という出身なので、東北地方の百済系氏族との精神的な関係を期待することができたというのである。以降、この村尾氏の説をもとに、多様な論が展開された。

今井啓一氏は⁶⁴、「百済系の帰化氏族が、蝦夷経営においてその活躍の新天地をみいだした」と述べた。そして、百済系氏族である百済王氏も、百済王敬福を中心として東北経営に参加したというのである。しかし、彼らの参加の背景や理由については、具体的に明示しなかった。

また、利光三津夫氏・上野利三氏⁶⁵も村尾氏や長山氏の見解をもとに、百済王氏が中央の衛府・馬寮・兵庫などの軍事的な官職および陸奥・出羽などの東国の辺境地⁶⁶の国司や鎮守府の武官を多数歴任したことから、彼らには軍事氏族の性格があったと述べた。そして、東国とまったくつながりがなかった百済王氏が進出し、蝦夷との戦いに参加したのは、日本在来氏族にはない軍事的な能力を備えていたからと説明した。また、百済の回復のため、百済王氏のもとに集結する百済系氏族の間に蓄積された軍事的な活力を対東北経営に利用したと論じた。

榊原聖子氏⁶⁷も、百済王氏の東国補任が多いのは、彼らが持っていた技術力と指導力が、東北地方の経営という難事業に対して特に効果があったからとみた。ただし、榊原氏は、百済王氏の東国補任は多いが、西国に関する補任も比率的には、ほぼ同じ程度ということ述べている。

⁶² 村尾次郎、1942、前掲論文。

⁶³ 例えば、城郭の築城のような技術を意味する。『続日本紀』天平宝字四年正月丙寅条には「陸奥介兼鎮守副將軍從五位上百済朝臣足人・出羽守從五位下小野朝臣竹良・出羽介正六位上百済王三忠」らに雄勝城の築城に加わらせたことが記されている。

⁶⁴ 今井啓一、「百済王氏と蝦夷経営」『続日本紀研究』第5巻第1号、続日本紀研究会、1958-a(『百済王敬福』、綜芸舎、1965に収録)

⁶⁵ 利光三津夫・上野利三、「律令制下の百済王氏」『法史学の諸問題』、慶應通信、1987

⁶⁶ 陸奥・出羽両国以外の数カ国(常陸・下野・越後など)を加えた。注54を参照。

⁶⁷ 榊原聖子、「帰化人の研究 -特に百済王氏を中心として-」『皇學館論叢』第28巻第3号、皇學館大学人文学会、1995

山下剛司氏⁶⁸は、先に言及したように「百済王氏には、帰化以前から彼らの氏族の中で伝えられてきた知識や技術があった」と論じた。この独自の知識や技術を用いて対蝦夷戦争に於いて活躍を期待した朝廷が、百済王氏を東北関係の官職に多く補任したというのである。しかし、知識や技術が具体的にどのようなものか明確に説明しなかった。

宋浣範氏⁶⁹は、渡来系氏族の特徴の一つである軍事氏族的性格⁷⁰が、百済王氏にも適用されたと述べた。宋氏も、百済王氏が軍事関連の官職に任じられていることから、彼らには軍事氏族的性格があったとみるのである。そして、このような百済王氏の軍事氏族的性格は、中央だけでなく、東海道・東山道および辺境地域である陸奥・出羽の経営でも発揮されたとみた。

これまでの先行研究をまとめてみると、次のようになる。奈良時代の東北地方は、蝦夷との紛争があった地域なので、朝廷はこの問題を解決するため、特別な軍事的知識や技術などの性格を持っていた渡来系氏族である百済王氏を補任したということである。このような百済王氏の軍事氏族的性格は、当時の東北地方の状況と軍事関連の補任を通じて説明されている。

しかし、先行研究では、百済王氏を軍事関連の官職に任官させた軍事氏族的性格、すなわち軍事に関わる知識や技術について具体的に明示していない。したがって、この軍事氏族的性格がいったいどのようなものであったのか、疑問が生じる。

先行研究によると大陸系あるいは半島系の渡来人は、日本に学問だけでなく軍事についても先進的な知識・技術を伝え、また渡来後もおおむね豊かな経済力をもって武具・馬匹を装備し、強力な私兵を擁していたようであるといわれる⁷¹。この特性は、百済王氏にも適用され、実務官僚的性格・軍事氏族的性格・先端技術を持っていたと評価したのである⁷²。

百済王族の子孫である百済王氏は、先祖からレベルの高い多様な教育を受けたことは想像できる。その結果、百済王氏は他の氏族より、学問・知識などのさまざまな部分で優

⁶⁸ 山下剛司、2011、前掲論文。

⁶⁹ 宋浣範、2006、前掲論文。

⁷⁰ 宋浣範、2007、前掲論文。：宋氏は、長山氏(長山泰孝、亀田隆之編「渡来人の動き」『古代の地方史』第3巻 畿内編、朝倉書店、1979)が提示した渡来系氏族の特性を四つに整理した。それは、①辺境の開拓、②文筆や手工業などの特殊技術を持って朝廷に従事、③軍事氏族としての特性(私的武力の保有)、④教育と仏教などの事業に従事である。このような特性を保有した渡来系氏族は、政治的な要職とは距離があるが、日本が古代国家として発展するとき、重要な役割を果たしたと述べている。そして、百済王氏もその条件に当たるとみた。

⁷¹ 長山泰孝、1972、前掲書。

⁷² 宋浣範、2006、前掲論文。

れていたと考えられるかもしれない。ただし、王族出身であった彼らが、果たして技術的に優れた点を持っていたと考えられるであろうか。また、渡来した初期に封戸や物が与えられた⁷³百済王氏は、豊かな経済力を蓄積して、武具や私的武力(私兵)を持っていた可能性もある。しかし、百済王氏がいったいどのような軍事的な能力を持っていたかのかは、分からないし、さらに、他の氏族と比較して軍事的にどのような部分が優れたのかも明確ではない。

百済王氏は、母国の滅亡や百済復興運動などの多様な経験を通じて、軍事関連の兵法や戦術を保有していたと考えられるかもしれないが、王族出身であった彼らがどこまで実戦的経験があったのかはまったく分からない。しかも、彼らが東北地方に補任されたのは、日本に定着してから数十年が経過した後である。何よりも百済王氏の始祖になる善光は、百済が滅亡する以前から日本に滞在していたことが知られているので、直接的な戦闘経験があったとは考えにくい。したがって、彼らの知識や経験が対蝦夷戦争のとき、実際に役に立ったのか確信が持てない。当時、蝦夷との問題はかなり大きなものであったので、もし、百済王氏にこれを解決できる特別な軍事的能力があったとすれば、これに関する功績および内容は必ず文献に記述されたはずである。

一方、百済王族の子孫である百済王氏を中心として、東北地方の百済系氏族との良い関係を期待したという意見もある。しかし、すでに日本官人になっていた百済王氏が、以前の百済王族のように百済系氏族を統率できる立場であったのかは不明なので、それに関する再検討も必要であると考えられる。

こうした疑問点を念頭において、改めて奈良時代における百済王氏の補任を確認したい。それをもとに、当時の百済王氏の東北補任を把握し、果たして彼らがなぜ東北地方に多数任官されたのか、また、それが軍事関連の官職であったのかについて調べたい。このような検討を通じて、奈良時代における百済王氏の民族的性格と東北補任の背景・意義について考察できると思う。

二 奈良時代における百済王氏の東北補任

⁷³ 『日本書紀』持統天皇五年正月乙酉条「増封(中略)、正広肆百済王禪広百戸、通前二百戸。」

日本律令制の補任は、官位相当制によって行われている。これは、出身によって位階を授与された官人に、それに対応する官職を与える制度である。奈良時代における百済王氏の位階は、時期や功績によって少しずつ異なるが、全体的に「従五位下」がもっとも多く授与されており、この位階に相当する官職が与えられた。

百済王氏に関する最初の補任記録は、『続日本紀』文武4年(700)10月⁷⁴条で確認できる。以下の〈表12〉は、奈良時代における百済王氏の補任を整理したものである。ここでは、先行研究で指摘された百済王氏の軍事氏族的性格を把握するため、軍事関連の官職を別途に分類してみた。

⁷⁴ 『続日本紀』文武四年十月己未条「直広参百済王遠宝為常陸守。」

〈表 12〉奈良時代における百濟王氏の補任⁷⁵(凡例：○印は、女性を示す。●印は、すでに在職中を示す。◎印は、東北地方に関する官職を示す。)

時期		名	官職	
			中央・地方・ その他の官職	軍事に関する 官職
文武	文武 4 年 (700) 10 月 己未 (15)	遠宝	常陸守◎	
	大宝 3 年 (703) 8 月 辛酉 (2)	良虞	伊予守●	
	慶雲元年 (704)	良虞	大学頭	
元明	和銅元年 (708) 3 月 丙午 (13)	遠宝		左衛士督
	和銅元年 (708) 3 月 丙午 (13)	南典	備前守	
元正	養老 5 年 (721) 6 月 辛丑 (26)	南典	播磨按察使	
	奈良朝廷 (=元正朝)	良虞	摂津亮●	
聖武	天平 10 年 (738) 4 月 庚申 (22)	孝忠	遠江守	
	天平 10 年 (738) 4 月 頃	敬福	陸奥介◎	
	天平 13 年 (741) 8 月 丁亥 (8)	慈敬	宮内大輔	
	天平 13 年 (741) 8 月 丁亥 (9)	孝忠	遠江守	
	天平 15 年 (743) 6 月 丁酉 (30)	敬福	陸奥守◎	
	天平 16 年 (744) 9 月 甲戌 (15)	全福	山陰道使	
	天平 17 年 (745) 9 月 戊午 (4)	全福	尾張守	
	天平 18 年 (746) 4 月 己酉 (4)	敬福	上総守	
	天平 18 年 (746) 4 月 壬辰 (11)	孝忠	左中弁	
	天平 18 年 (746) 9 月 癸亥 (14)	敬福	陸奥守◎	
	天平 18 年 (746) 10 月 癸酉 (25)	孝忠	大宰大貳	
	天平勝宝元年 (749) 8 月 辛未 (10)	孝忠	紫微少弼	
	天平勝宝 2 年 (750) 3 月 辛卯 (3)	元忠	治部少輔●	
孝謙	天平勝宝 2 年 (750) 3 月 庚子 (12)	孝忠	出雲守	

⁷⁵ 〈表 12〉は、『続日本紀』・『日本後紀』・『日本後記』・『日本三代実録』・『大日本古文書』・『藤氏家伝』・『公卿補任』・『国司補任』・『類聚国史』などを参照した。また、時期は、文武朝から桓武朝まで(700-806)とした。奈良時代は、平城京の遷都(710)から平安京の遷都(794)までの時代を意味するが、ここでは8世紀を中心として文武朝から桓武朝をすべて含めた。

	時期	名	官職	
			中央・地方・ その他の官職	軍事に関する 官職
	天平勝宝 2 年 (750) 5 月 辛丑 (14)	敬福	宮内卿	
	天平勝宝 2 年 (750) 5 月 辛丑 (14) からすぐ	敬福	宮内卿●・河内守	
	天平勝宝 4 年 (752) 5 月 辛未 (26)	敬福	常陸守◎	
	天平勝宝 4 年 (752) 10 月 戊寅 (5)	敬福	常陸守●◎	検習西海道兵使
	天平勝宝 4 年 (752)	敬福	左大弁●	
	天平勝宝 6 年 (754) 4 月 庚午 (5)	理伯	摂津亮	
	天平勝宝 8 歳 (756) 5 月 丙辰 (3)	敬福	山作司	
	天平宝字元年 (757) 6 月 壬辰 (16)	敬福	出雲守	
	天平宝字 2 年 (758) 10 月 甲子 (25)	利善	散位助●	
淳仁	天平宝字 3 年 (759) 7 月 丁卯 (3)	敬福	伊予守	
	天平宝字 4 年 (760) 正月 丙寅 (4)	三忠	出羽介●◎	
	天平宝字 5 年 (761) 11 月 丁酉 (17)	敬福	南海道使	
	天平宝字 5 年 (761) 頃	文鏡	内舎人●	
	天平宝字 5 年 (761) 頃	元忠	大蔵少輔●	
	天平宝字 6 年 (762) 正月 戊子 (9)	理伯	肥後守	
	天平宝字 7 年 (763) 正月 壬子 (9)	三忠	出羽守◎	
	天平宝字 7 年 (763) 正月 壬子 (9)	敬福	讃岐守	
	天平宝字 8 年 (764) 10 月 壬申 (9)	敬福		外衛大将●
称徳	天平神護元年 (765) 10 月 辛未 (13)	敬福		御後騎兵將軍
	天平神護元年 (765) 10 月 戊子 (30)	敬福	刑部卿●	
	天平神護 2 年 (766) 3 月 辛巳 (26)	利善	飛騨守	
	天平神護 2 年 (766) 5 月 甲子 (10)	三忠	民部少輔	
	天平神護 2 年 (766) 5 月 甲子 (10)	文鏡	出羽守◎	
	神護景雲元年 (767) 3 月 己巳 (20)	三忠		兵部少輔
	神護景雲元年 (767) 3 月 丙午 (29)	理伯	摂津大夫	
	神護景雲元年 (767) 3 月 丙午 (29)	武鏡	但馬介	

	時期	名	官職	
			中央・地方・ その他の官職	軍事に関する 官職
	神護景雲 2 年 (768) 4 月 戊寅 (29)	清仁○	女孺●	
光仁	宝亀 2 年 (771) 7 月 丁未 (23)	理伯	伊勢守	
	宝亀 2 年 (771) 7 月 丁未 (23)	武鏡	主計頭	
	宝亀 2 年 (771) 7 月 丁未 (23)	利善	讃岐員外介	
	宝亀 5 年 (774) 3 月 甲辰 (5)	理伯	右京大夫	
	宝亀 5 年 (774) 3 月 甲辰 (5)	武鏡	出羽守◎	
	宝亀 8 年 (777) 正月 庚辰 (27)	玄鏡	石見守	
	宝亀 8 年 (777) 10 月 辛卯 (13)	仙宗	図書助	
	宝亀 8 年 (777) 10 月 辛卯 (13)	仁貞		衛門員外佐
	宝亀 10 年 (779) 正月 甲午 (23)	仙宗	安房守	
	宝亀 11 年 (780) 6 月 辛丑 (8)	俊哲		陸奥鎮守副将軍◎
	天応元年 (781) 4 月 丙申 (8)	仁貞		近衛員外少将
	天応元年 (781) 5 月 癸未 (25)	利善	散位頭	
桓武	延暦元年 (782) 閏正月 庚子 (17)	仁貞	播磨介	
	延暦元年 (782) 2 月 庚申 (7)	武鏡	大膳亮	
	延暦 2 年 (783) 6 月 丙寅 (21)	仁貞	備前介	
	延暦 3 年 (784) 2 月 辛巳 (この日付なし)	真徳○	女孺●	
	延暦 3 年 (784) 3 月 乙酉 (14)	武鏡	周防守	
	延暦 4 年 (785) 正月 辛亥 (15)	仁貞	備前守	
	延暦 4 年 (785) 正月 癸亥 (27)	玄鏡	少納言	
	延暦 4 年 (785) 5 月 甲寅 (20)	英孫		陸奥鎮守権副将軍◎
	延暦 4 年 (785) 9 月 辛酉 (29)	英孫	出羽守◎	
	延暦 5 年 (786) 正月 己未 (28)	玄鏡		右兵衛督
	延暦 6 年 (787) 2 月 庚申 (5)	玄風	美濃介	
	延暦 6 年 (787) 閏 5 月 丁巳 (5)	俊哲	日向権介	
	延暦 7 年 (788) 2 月 甲申 (6)	善貞	河内介	

時期	名	官職	
		中央・地方・ その他の官職	軍事に関する 官職
	延暦7年(788)2月丙午(28)	教徳	右兵庫頭
	延暦8年(789)2月丁丑(4)	玄鏡	上総守
	延暦8年(789)2月丁丑(4)	教徳	讃岐介
	延暦8年(789)3月戊午(16)	仁貞	中宮亮
	延暦9年(790)正月癸亥(26)	仁貞	御齋曾司
	延暦9年(790)3月丙午(10)	鏡仁	豊後介
	延暦9年(790)3月壬戌(26)	仁貞	左中弁
	延暦9年(790)3月壬戌(26)	仁貞	左中弁●・木工頭
	延暦9年(790)3月壬戌(26)	元信	治部少輔
	延暦9年(790)3月壬戌(26)	忠信	中衛少将
	延暦9年(790)7月戊子(24)	元信	肥後介
	延暦10年(791)正月癸未(22)	俊哲	下野守◎
	延暦10年(791)7月壬申(13)	俊哲	下野守◎
	延暦10年(791)7月丁亥(28)	忠信	越後介◎
	延暦10年(791)9月庚辰(22)	俊哲	下野守●◎
	延暦14年(795)4月戊申(11)	明信○	尚侍●
	延暦16年(797)正月庚子(13)	元勝	安房守
	延暦16年(797)正月庚子(13)	聡哲	出羽守◎
	延暦16年(797)正月辛亥(24)	明信○	尚侍●
	延暦16年(797)3月癸丑(27)	英孫	右兵衛督
	延暦18年(799)2月甲午(20)	鏡仁	治部少輔
	延暦18年(799)2月甲午(20)	英孫	摂津守●
	延暦18年(799)6月己丑(16)	鏡仁	右少弁
	延暦18年(799)9月辛亥(10)	玄鏡	刑部卿
	延暦18年(799)9月辛亥(10)	教徳	上総守
	延暦18年(799)9月辛亥(10)	教俊	下野介◎

時期	名	官職	
		中央・地方・ その他の官職	軍事に関する 官職
延暦 23 年 (804) 正月庚子 (24)	忠宗	伊予介	
延暦 23 年 (804) 正月甲辰 (28)	教雲		征夷副將軍◎
延暦 23 年 (804) 4 月壬子 (8)	元勝		内兵庫正
延暦 24 年 (805) 正月丙戌 (16)	鏡仁	右中弁	
延暦 24 年 (805) 正月己丑 (24)	聡哲	主計頭	
大同元年 (806) 正月癸巳 (28)	鏡仁	河内守	
大同元年 (806) 正月癸巳 (28)	教俊	美濃守	左衛士佐●
大同元年 (806) 2 月庚戌 (16)	元勝	鍛冶正	
大同元年 (806) 2 月	勝義	大学少弁●	
大同元年 (806) 3 月壬午 (18)	教俊	作路司	
大同元年 (806) 5 月甲子朔	聡哲	越後守◎	

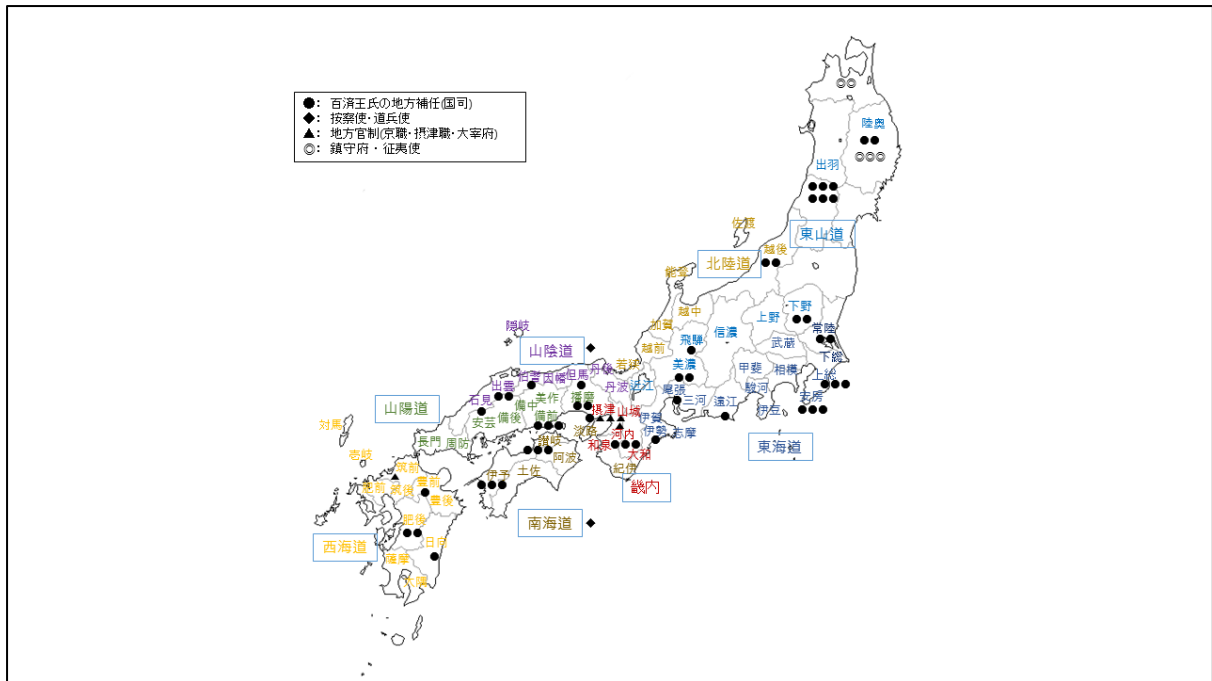
〈表 12〉から百済王氏は中央の職よりも、さまざまな地方の国司および学問や専門知識などが必要な実務官僚として多く補任されていることが確認できる。

百済が滅亡した後、始祖である善光とその子孫は、難波(のち摂津国百済郡)に定着し⁷⁶、天平勝宝 2 年(750)頃には本拠地を河内国交野郡に移したというので⁷⁷、百済王氏は東北地方とは直接的な関連はないとみられる。もちろん、先に指摘したように国司は中央から派遣されるので、百済王氏が東北地方に補任されてもおかしくない。

ところで、奈良時代の百済王氏の東北補任は、世襲のように多数が任官されたことが知られている。上記の〈表 12〉で百済王氏の東北補任を確認すると、確かに相当数である。それでは、こうした東北地方への補任は、他の地域のものと比較するとき、どのような結果を示しているのであろうか。以下の〈図 3〉は、奈良時代における百済王氏の地方任官の分布を地図に表記したものである。

⁷⁶ 『日本書紀』天智天皇三年三月条「以百済王善光王等、居于難波。」

⁷⁷ 今井啓一、1958-b・1965、前掲論文。：今井氏は、百済王氏が水害と敬福の河内守の任官(750年頃)を関連させ、本拠地を移したと論じた。



〈図 3〉 奈良時代における百済王氏の地方任官の分布図

〈図 3〉 をみると百済王氏の東国補任は多いが、西国に関する補任も比率的には、ほぼ同じ程度ということが確認できる⁷⁸。したがって、百済王氏の東北補任は、他の地域と比較して特に多いといえない。それにもかかわらず、相当数の百済王氏が東北地方に関連した職に補任されているのは事実である。それでは、百済王氏の軍事関連の補任について確認してみよう。

〈表 12〉によると、百済王氏は専門的な知識が必要な中央官職だけでなく、軍事関連の官職にも少なからず任じられている。また、地方、特に対蝦夷戦争に必要な武官にも就任している。これは、先行研究で言及されたように百済王氏に軍事氏族的性格があるという根拠として説明される。

しかし、先にも指摘したように百済王族の子孫である百済王氏が、果たして他の氏族と比較して優れた軍事氏族的性格を持っていたのか疑わしい。もし、百済王氏が特別な兵法や戦術のような軍事に関する特別な能力を持っていたとすると、実務官僚や国司より武官の補任が多くなければならないだろう。そして、他の氏族より将軍のような軍を総括・

⁷⁸ 榊原聖子、1995、前掲論文。

主導する高位や要職に補任されるべきである。加えて、東北補任の後にも続けて軍事に関する官職に補任されるほうが自然である。しかし〈表 12〉では、そのような動向がみあたらない。

もちろん、対蝦夷戦争という地域的特殊性によって東北地方の国司に任じられた官人は、基本的に戦争に対処するため、軍事関連の業務を遂行する能力は備えているべきであろう。しかし、このような点で、百済王氏が他の氏族と比較して軍事的に優れたと説明することができるのか。百済王氏の一族の多数が続けて東北地方の官職に任じられたのは、軍事的な能力以外にも、何か他の理由があったのではないか、その可能性について考えてみる必要がある。

こうした点をもとに、百済王氏の東北補任の考察を進めたい。ところで、先の〈表 12〉を確認すると、奈良時代の前半期(700-750)には遠宝(常陸守)と敬福(陸奥介・陸奥守)しかなかった百済王氏の東北補任が、敬福が宮内卿になった天平勝宝2年(750)以降から増えている。

このことから、敬福が百済王氏の東北補任に何らかのきっかけになった可能性が高いと思われる。したがって、まず、敬福の東北補任の場合はどうであったのか検討する。その後、敬福の動向を中心として、百済王氏の東北補任の関係を推定し、その契機と理由を考察する。

三 百済王敬福と百済王氏の東北補任

百済王氏の東北補任のはじまりは、文武4年(700)にあった遠宝の常陸守であるが、百済王氏の東北補任が本格的に行われるのは、敬福のときからである。それでは、まず、敬福という人物について検討してみよう。

〈史料 1〉『続日本紀』天平神護二年六月壬子条。

刑部卿従三位百済王敬福薨。其先者、出自百済国義慈王。高市岡本宮馭宇天皇御世。義慈王遣其子豊璋王及禅広王入侍。汨于後岡本朝廷。義慈王兵敗降唐。其臣佐平福信、剋復社稷。遠迎豊璋。紹興絶統。豊璋篡基之後。以譖横殺福信。唐兵聞之、復攻州柔。豊璋与我救兵拒之。救軍不利。豊璋駕船、遁于高麗。禅広因不帰国。藤原朝廷賜号曰百済王。卒贈正広参。子百済王昌成。幼年随父帰朝。先父而卒。飛鳥浄御原御世、贈小紫。子郎虞。

奈良朝廷従四位下撰津亮。敬福者、即其第三子也。放縱不拘。頗好酒色。感神聖武皇帝、殊加寵遇。賞賜優厚。時有士庶、來告清貧。每假他物。望外与之。由是。頻歷外任。家無余財。然性了弁。有政事之量。天平年中。仕至従五位上陸奥守。時聖武皇帝、造盧舍那銅像。冶鑄云畢。塗金不足。而陸奥国馳馱。貢小田郡所出黄金九百兩。我国家黄金、從此始出焉。聖武皇帝、甚以嘉尚。授従三位。遷宮内卿。俄加河内守。勝宝四年、拜常陸守。遷左大弁。頻歷出雲。讃岐。伊予等国守。神護初。任刑部卿。薨時、年六十九。

〈史料 1〉は、『続日本紀』天平神護 2 年(766)6 月壬子(28)条の「敬福薨伝」である。この内容は、次のようになる⁷⁹。

天平神護 2 年(766)6 月壬子(28)、刑部卿・従三位である百済王敬福が薨じた。その先祖は、百済国の義慈王から出た。高市岡本宮で天下を治めた天皇(舒明天皇)の御世に、義慈王はその子である豊璋王と禅広(善光)王を派遣して、天皇に仕えるようにした。後岡本朝廷(斉明天皇)に至って、義慈王は戦いに破れて唐に降服した。その臣下である佐平福信は国家を再建し、遠く日本から豊璋を迎え、絶えていた王位を再興した。豊璋は王位についた後、讒言にもとづいて無道にも福信を殺した。唐兵は、それを聞いてまた州柔を攻撃した。豊璋は、わが(日本)救援の兵とともに防戦したが、救援軍は戦いに敗れ、豊璋は船に乗って高句麗に逃げた。禅広は、そのため百済に帰らなかった。藤原朝廷(持統天皇)に百済王という称号(氏姓とみられる)を賜わり、没後に正広参(律令制の従二位に当たる)を贈った。禅広の子である百済王昌成は、幼年のとき、父にしたがって日本に入朝し、父よりも先に死んだ。飛鳥浄御原(天武天皇)の御世に、小紫を贈られた。昌成の子である郎虞は、奈良朝廷で従四位下・撰津亮になった。敬福は、彼の第三子である。敬福は、放縱で規則にとらわれず、酒色がとても好きだった。感神聖武皇帝(聖武天皇)は、特に寵愛の優遇を加えられ、恩賞や賜わりものが多かった。当時、敬福のもとに官人や人民がきて、清貧のことを告げると、その度、他人のものを借りて望外の物を与えた。そのため、しばしば地方官に任じられても、家に余財がなかった。しかし、天性的に分別力があって、政治的な力量があった。天平年中に、従五位上・陸奥守になった。当時、聖武皇帝は、盧舍那の銅像を造った。鑄造は終わっていたが、鍍金する金が足りなかった。ところが、陸奥国から早馬をはせて、小田郡から出土した黄金 900 兩を貢上した。わが国(日本)で、金が

⁷⁹ 宇治田孟、『続日本紀』〈(中)全現代語訳〉、講談社、1992・田中俊明、「百済王敬福をめぐる問題」『백제와 유민』、백제학회、2011

出たのは、このときにはじまった。聖武皇帝はとても喜んで、敬福に従三位を授け、宮内卿に転任させ、間もなく河内守を兼任させた。天平勝宝4年(752)、常陸守に任じ、左大弁に転任させた。つぎつぎに出雲・讃岐・伊予などの国守を歴任し、天平神護のはじめ、刑部卿に任じられた。薨じたときは、69歳であった。

〈史料12〉によると、敬福は百済王氏の始祖である善光の孫、良虞(郎虞)の三男、すなわち善光の曾孫という。三男という位置から本来の敬福は百済王氏の一族の中で、中心的な人物ではなかったと思われる。敬福に関する最初の記録は、天平10年(738)の陸奥介である。当時の敬福は41歳で、他の官人と比較してみると、かなり年齢になって記録にはじめて登場している。このときの位階は、史料にはみられないが、おそらく従五位下よりの下位であったと推定される。このことから、天平10年(738)段階の敬福は、百済王氏の一族の内だけでなく、政治的にも目立つ人物ではなかったとみられる。

〈表12〉によると敬福は、百済王氏の始祖である善光の孫、良虞(郎虞)の三男、すなわち、善光の曾孫という。三男という位置から、本来の敬福は百済王氏の一族の中で、中心的な人物ではなかったと思われる。敬福に関する最初の記録は、天平10年(738)の陸奥介である⁸⁰。当時の敬福は41歳で、他の官人と比較してみると、かなりの年齢になって記録にはじめて登場している。このときの位階は、史料にはみられないが、おそらく従五位下より下位であったと推定される⁸¹。このことから、天平10年(738)段階の敬福は、百済王氏の一族の内だけでなく、政治的にも目立つ人物ではなかったとみられる。

惜しくも、敬福の陸奥介以前の記録は空白なので、畿内に拠点を置いていた百済王氏の一族である彼が、どうして辺境地の陸奥介に任じられたかは不明である。〈史料1〉によると「有政事之量」といい、敬福には政治的な力量があったというが、これは黄金貢進という功績以降の評価とみられる。したがって、この理由で陸奥介に補任されたとは考えられない。もし、敬福に政治的な能力があったとすると、朝廷は彼が陸奥介に任じられる以前から注目していたはずである。それにもかかわらず、朝廷が敬福を補任したのは、彼が陸奥の経営に必要な人材としての可能性を陸奥介以前の活動でみせたのではないだろうか。

⁸⁰ 『大日本古文書』巻24(補遺1)に収録された「上階官人歴名断簡」では、「陸奥介百済敬福」と記録されている。

⁸¹ 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫、日本思想大系新装版『律令』〈日本思想大系3〉、岩波書店、1977：『律令』によれば、陸奥国は大国であり、養老律令の官位令が定める大国の官位相当は、守が従五位上、介が正六位下であるという。敬福は、天平十一年(739)四月戊寅(17)に、正六位上から従五位下に叙位されているので、おそらく従六位上であったと推定される。

続けて、敬福の動向について確認してみよう。次の〈表 13〉は、史料上に現れている敬福の経歴を表で整理したものである。

〈表 13〉百済王敬福の経歴⁸²

時期		位階	官職	備考
聖武	天平 10 年(738)4 月頃		陸奥介	
	天平 11 年(739)4 月戊寅(17)	正六位上→従五位下		
	天平 15 年(743)6 月丁酉(30)	従五位下	陸奥守	
	天平 18 年(746)4 月己酉(4)	従五位下	上総守	
	天平 18 年(746)9 月癸亥(14)	従五位下	陸奥守	
	天平 18 年(746)閏 9 月乙酉(7)	従五位下→従五位上		
孝謙	天平勝宝元年(749)4 月甲午朔	従五位上→従三位	陸奥守	陸奥国小田郡に 黄金が出在奏
	天平勝宝元年(749)4 月乙卯(22)	従三位	陸奥守	黄金九百両貢進
	天平勝宝 2 年(750)5 月辛丑(24)	従三位	宮内卿	
	天平勝宝 2 年(750)5 月辛丑(24)からすぐ	従三位	宮内卿・河内守	
	天平勝宝 4 年(752)5 月辛未(26)	従三位	常陸守	
	天平勝宝 4 年(752)10 月戊寅(5)	従三位	常陸守・ 検習西海道兵使	
	天平勝宝 4 年(752)	従三位	左大弁	
	天平勝宝 8 歳(756)5 月丙辰(3)	従三位	山作司	
	天平宝字元年(757)6 月壬辰(16)	従三位	出雲守	
	天平宝字元年(757)7 月庚戌(4)	従三位	出雲守	橘奈良麻呂の乱の時、 派遣審問
淳仁	天平宝字 3 年(759)7 月丁卯(3)	従三位	伊予守	
	天平宝字 5 年(761)11 月丁酉(17)	従三位	南海道使	
	天平宝字 7 年(763)正月壬子(9)	従三位	讃岐守	
	天平宝字 8 年(764)10 月壬申(9)	従三位	外衛大将	
称徳	天平神護元年(765)10 月辛未(13)	従三位	御後騎兵將軍	
	天平神護元年(765)10 月戊(30)	従三位	刑部卿	本国の舞を奏した

⁸² 〈表13〉は、『続日本紀』・『大日本古文書』・『大日本史』などを参照。

時期	位階	官職	備考
天平神護 2 年 (766) 6 月 壬子 (28)	従三位	刑部卿	薨 (享年 69 歳)

〈表 13〉をみると、天平 10 年 (738) の段階に陸奥介であった敬福は、天平 15 年 (743) 6 月⁸³に、陸奥守に昇進する。約 5 年以上、陸奥介として陸奥の経営に慣れてきた敬福は他の官職に転任せず、おそらくそのまま陸奥守に昇進したとみられる。それ以降、敬福は、天平 18 年 (746) 4 月⁸⁴に約 5 ヶ月で上総守に転任したことを除いて、天平勝宝元年 (749) まで、陸奥守として長期間在任する。それでは、どうして敬福は、このような補任傾向をみせているのだろうか。

敬福が活動していた聖武朝 (724-749) は、自然災害および疫病が発生し、政治的には藤原広嗣の乱 (740)⁸⁵ などのような支配層の対立が起きて、社会的に不安な時期であった。このような問題が続けて起きると、聖武天皇は仏教に深い関心を持つ。これがきっかけになって、聖武朝には仏教に関する事業が多く実施された⁸⁶。

天平 12 年 (740)、聖武天皇は難波宮への行幸中にみた河内国大県郡 (現: 大阪府柏原市) の知識寺の盧舎那仏像に感動し、自らも仏像を造営することを決心した⁸⁷。天平 15 年 (743) 10 月、聖武天皇は金銅の盧遮那仏 (東大寺の大仏) を造営するという詔書を発表する⁸⁸。大仏造営のような仏教関連の事業は、混乱した情勢を鎮めるための対策の一環であった。大仏の実際的な製作は、天平 17 年 (745) から開始された。

一方、天平 15 年 (743) 6 月⁸⁹、陸奥守に昇任した敬福は、天平 18 年 (746) 4 月に、上総守に転任したが、天平 18 年 (746) 9 月⁹⁰、約 5 ヶ月で陸奥守に再任される。敬福の例のように、短期間にすぐに以前の官職に再任されるのは、非常に珍しいことと思う。

官人が再任されるのは、以前の経験を効率的に利用するためと推定される。敬福のように転任した後、以前の官職に再び任じられた例はいくつかある。まず、石川名足は、天

⁸³ 『続日本紀』天平十五年六月丁酉条「従五位下百濟王敬福為陸奥守。」

⁸⁴ 『続日本紀』天平十八年四月己酉条「従五位下百濟王敬福為上総守。」

⁸⁵ 藤原広嗣の乱: 天平十二年 (740) 九月に起きた内乱である。藤原広嗣が政権への不満から九州の大宰府で挙兵したが、官軍によって鎮圧された。

⁸⁶ 『類聚三代格』によれば、天平十三年二月十四日、聖武天皇から国分寺・国分尼寺建立の詔が出された。

⁸⁷ 『続日本紀』天平勝宝元年十二月丁亥条「(前略) 左大臣橘宿禰諸兄奉。詔白神曰天皇我御命爾坐申賜止申久。去辰年河内国大県郡乃智識寺爾坐盧舎那仏遠礼奉天則朕毛欲奉造止思登毛得不為之間爾。(後略)」

⁸⁸ 『続日本紀』天平十五年十月辛巳条「(前略) 粵以天平十五年歲次癸未十月十五日。發菩薩大願、奉造盧舎那仏金銅像一軀。尽国銅而鎔象。削大山以構堂。広及法界、為朕知識。遂使同蒙利益共致菩提。(後略)」

⁸⁹ 『続日本紀』天平十五年六月丁酉条「従五位下百濟王敬福為陸奥守。」

⁹⁰ 『続日本紀』天平十八年九月癸亥条「従五位下百濟王敬福為陸奥守。」

平宝字7年(763)正月、備前守に任じられた。そして、約17年後の宝龜11年(780)2月に、再任される⁹¹。また、神護景雲2年(768)2月には、大和守に任じられたが、約20年ぶりである延暦7年(788)2月に、再任されることになる⁹²。

小野千株も、再任された例が2回ある。承和6年(839)9月、備中守に任じられた。そして、承和7年(840)6月、出羽守に転任したが、承和7年(840)8月、備中守に再任された⁹³。さらに、承和12年(845)3月、土佐守になる。そして、嘉祥3年(850)3月、土佐守として再び任じられた⁹⁴。

坂上田村麻呂は、延暦16年(797)11月、征夷大將軍になる。その後、近衛權中將・近衛中將・造陸奥国胆沢城使・造志波城使・刑部卿などの多様な官職に任じられ、対蝦夷戦争の活動で功績を上げた。そして、延暦23年(804)、征夷大將軍に再任された⁹⁵。ただし、坂上田村麻呂の征夷大將軍の再任は、対蝦夷戦争という特殊な状況と関連が深いとみられる。

これらの例から再任は、敬福だけではなかったことが確認できる。再任された期間は、官人によってそれぞれ異なるが、だいたいすぐではなく、何年が以上経過している。

敬福のように1年未満で再任された例として、小野千株の備中守の例がある。備中守であった小野千株は、出羽守に転任したが、約2ヵ月で備中守に再任される。史料では、この再任の理由について具体的に説明していない。したがって、小野千株が再任された状況を、当時の任官から考えてみたい。小野千株が出羽守に転任した後、承和7年(840)7

⁹¹ 『続日本紀』天平宝字七年正月壬子条「從五位下石川朝臣名足為伊勢守。」

『続日本紀』宝龜十一年二月甲辰条「參議從四位下石川朝臣名足為伊勢守。」

⁹² 『続日本紀』神護景雲二年二月癸巳条「正五位上石川朝臣名足為大和守。」

『続日本紀』延暦七年二月甲申条「以中納言兵部卿從三位石川朝臣名足為兼大和守。」

⁹³ 『続日本後記』承和六年九月乙酉条「從五位下小野朝臣千株為備中守。」

『続日本後記』承和七年六月甲寅条「從五位下小野朝臣千株為出羽守。」

『続日本後記』承和七年八月乙丑条「從五位下小野朝臣千株為備中守。」

⁹⁴ 『続日本後記』承和十二年三月辛亥条「從五位下小野朝臣千株為土佐守。」

『日本文徳天皇實録』嘉祥三年三月乙巳条「右近衛少將兼土佐守從五位下小野朝臣千株。」

⁹⁵ 『続日本紀』延暦十年七月壬申条「從四位下大伴宿禰弟麻呂為征夷大使。正五位上百濟王俊哲。從五位上多治比真人浜成。從五位下坂上大宿禰田村麻呂。從五位下巨勢朝臣野足並為副使。」

『日本紀略』延暦十二年二月丙寅条「改征東使、為征夷使。」

『日本紀略』延暦十二年二月庚午条「征夷副使近衛少將坂上田村麻呂辭見。」

『日本後記』延暦十五年十月甲申条「近衛少將從四位下坂上大宿禰田村麻呂為兼鎮守將軍。」

『日本紀略』延暦十六年十一月丙戌条「從四位下坂上大宿禰田村麻呂、為征夷大將軍。〈有副將軍等。〉」

『類聚國史』一九〇俘囚・『日本紀略』延暦十九年十一月庚子条「遣征夷大將軍近衛權中將陸奥出羽按察使從四位上兼行陸奥守鎮守府將軍坂上大宿禰田村麻呂、檢校諸國夷俘。」

『日本紀略』延暦二十一年正月丙寅条「遣從三位坂上大宿禰田村麻呂、造陸奥國胆澤城。」

『日本紀略』延暦二十二年三月丁巳条「是日。造志波城使從三位行近衛中將坂上田村麻呂辭見。」

『日本後記』延暦廿三年正月甲辰条「刑部卿陸奥出羽按察使從三位坂上大宿禰田村麻呂為征夷大將軍。」

月、備中守に任じられたのは紀長江⁹⁶であるが、1ヵ月後、突然民部大輔に任じられる。そして、紀長江の民部大輔の前任は、百濟王慶仲⁹⁷であった。百濟王慶仲は、承和8年(841)4月に死去したが、紀長江が民部大輔に任じられる以前の承和7年(840)7月初までは、民部大輔として活動している。したがって、健康上の理由で退任して、紀長江が後任になったのではないかと推定される。このような事情から、突然空席になった備中守に前任であった小野千株が、再任されたのではないだろうか。

検討の結果、再任の例はいくつがあったが、それは短期間ではなく、ほとんど長期間が過ぎた後で行われている。敬福のように短期間で以前の官職に再任されるのは、小野千株の例があるのみで、非常に特殊な場合と思われる。それでは、敬福の陸奥守の再任に、どのような意味があるだろう。

ここで、注目したいのが大仏の鑄造である。敬福が再び陸奥守に任じられた後である天平19年(747)9月29日から、大仏の鑄造がはじまった⁹⁸。大仏を造営するためには、大量の金が必要であったが、そのときまで日本では金が産出された例はなかった⁹⁹。したがって、大仏鑄造に必要な金を外国から輸入するしかなかった。このような状況で、陸奥守である敬福が、陸奥国小田郡(現：宮城県遠田郡)で産金されたと報告、以降黄金900両を貢進した¹⁰⁰。これは、〈史料2〉－〈史料4〉で確認できる。

〈史料2〉『続日本紀』天平勝宝元年二月丁巳条。

陸奥国、始貢黄金。於是、奉幣、以告畿内七道諸社。

〈史料3〉『続日本紀』天平勝宝元年四月甲午朔条。

天皇幸東大寺。御盧舍那仏像前殿。北面对像。皇后太子並侍焉。群臣百寮及士庶分頭、行列殿後。勅、遣左大臣橘宿禰諸兄、白仏。三宝乃奴止仕奉流天皇羅我命盧舍那仏像能大

⁹⁶ 『続日本後紀』承和七年七月乙未条「從四位下紀朝臣長江爲備中守。」

『続日本後紀』承和七年八月乙丑条「從四位下紀朝臣長江爲民部大輔。」

⁹⁷ 『続日本後紀』承和六年正月甲子条「從四位下百濟王慶仲爲民部大輔。」

『続日本後紀』承和七年七月庚辰条「遣參議從四位上春宮大夫右衛門督文屋朝臣秋津。民部大輔從四位下百濟王慶仲等。就第宣詔。贈從一位。」

『続日本後紀』承和八年四月庚申条「從四位下百濟王慶仲卒。」

⁹⁸ 『東大寺要録』が引用する「大仏殿碑文」「延暦僧録」を参照。

⁹⁹ 前川明久、「八世紀における陸奥産金と遣唐使」『日本古代政治の展開』、法政大学出版局、1991：8世紀前半にいたるまで金は国内で産出せず、産出しても少量であったといわれる。

¹⁰⁰ 小葉田敦、「陸奥の金」『日本鉱山史の研究』、岩波書店、1968・浦島幸世、『金山』、春苑堂出版、1993・佐々木敏雄、「天平産金地に関する一考察」『黄金山産金遺跡』、宮城県涌谷町、1994・佐々木茂楨、「陸奥国小田郡の産金とその意義」『黄金山産金遺跡』、宮城県涌谷町、1994・平岡定海、「黄金の道」『黄金山産金遺跡』、宮城県涌谷町、1994

前仁奏賜部止奏久。此大倭国者、天地開闢以来爾黄金波国用理献言波有登毛。斯地者無物止念部流仁。聞看食国中能東方陸奥国守從五位上百濟王敬福伊、部内少田郡仁黄金出在奏弓献。此遠聞食、驚岐悦備貴備念久波。盧舍那仏乃慈賜比福波陪賜物爾有止念閉、受賜里恐理、戴持、百官乃人等率天礼拝仕奉事遠、挂畏三宝乃大前爾、恐無恐無毛奏賜波久止奏。(中略)、從五位上百濟王敬福從三位。(後略)

〈史料 4〉『続日本紀』天平勝宝元年四月乙卯条。

陸奥守從三位百濟王敬福貢黄金九百両。

〈史料 2〉によると、天平勝宝元年(749)2月丁巳(22)に、陸奥国がはじめて黄金を貢進したという¹⁰¹。同年の4月甲午朔の記事である〈史料 3〉は、東大寺に行幸した聖武天皇が、皇后・太子、そして群臣・百寮とともに、盧舍那仏像にむかったという内容である。これによると、これまで金は日本にないものと考えられていたが、陸奥守である百濟王敬福が、小田郡から出たと報告したとされる。これは、日本での最初の産金と知られている。そして〈史料 4〉は、天平勝宝元年(749)4月乙卯(22)、陸奥守・從三位の百濟王敬福が黄金900両を貢進したという記事である。

〈史料 2〉 - 〈史料 4〉をまとめてみると、天平勝宝元年(749)2-4月頃に、日本ではじめて産金された報告の後、黄金が貢進されたとみることができる。ただし、これらの記事を文字通り理解すれば、金の発見および採金期間について疑問が生じる。陸奥からはじめて産金されたと報告したのは、天平勝宝元年(749)2月のことで、その後4月に敬福が黄金900両を貢進したといわれる。そうであれば2ヵ月という短期間に金を発見、採金や製錬して、できあがった黄金900両(約13kg)¹⁰²を朝廷に貢進したということになる。しかし、このような作業は、当時の8世紀だけではなく、科学と技術が発展した現在でも

¹⁰¹ そのとき、黄金がすぐに貢進されたのではなく、黄金が産出された事実を朝廷に報告したのであろう。

¹⁰² 奈良時代の権衡制度は、現代と異なる。重量の単位(斤・両など)には、「大」と「小」があり、小3両が大1両に相当する。文献史料で特別な言及がなければ、金や水銀については「小」が適用されたとするのが、普通の解釈である。小両の1両は、約14gという。したがって、黄金900両は、約13kgになると推定される(小西正彦、「創建時東大寺大仏の鍍金に使われた金と水銀の量について」『計量史研究』Vol. 24(2)、一般社団法人日本計量史学会、2002・鈴木舜一、「天平の産金地、陸奥国小田郡の山」『地質学雑誌』第114巻第5号、日本地質学会、2008)。

『東大寺要録』によれば、東大寺の大仏の鍍金に使用された黄金は、10446両であったといわれる。これで、天平勝宝元年(749)四月に敬福が貢進した黄金900両は、不十分な量であった。10446両という黄金の量を満たすためには、敬福の報告の後11年間、1年つき900~1000両の金が貢進されなければならなかった。天平勝宝四年(752)二月、陸奥国の調庸として多賀郡以北の諸郡には金を貢輸させようとした。その基準は、正丁(21~60歳の公民の男)4人で1両とした。そうすると、900両の黄金を得るためには、3600人の正丁が必要であった(新井隆一、「陸奥産金と征夷:道嶋(丸子)氏の活躍を通して」『法政史学』80、法政大学史学会、2013)。従来の陸奥国の調庸は布であったが、東大寺大仏の鍍金に必要な金を用意するための一時の方便と思われる。

簡単なことではない。したがって、天平勝宝元年(749)2月に黄金がはじめて産出され、4月に900両が貢進されたというのは理解し難い。

そこで、金が産出・貢進される以前から、産金に関する作業があったと推定される。万葉時代¹⁰³前後の日本における産金の状況は明らかでない¹⁰⁴。ところで、大宝元年(701)3月甲午(21)¹⁰⁵に、対馬から金が貢進され、年号を大宝にしたという記述がある。しかし、対馬の産金過程や量に対する具体的な内容は、不明である。

黄金が産出した陸奥は、以前から金が出る可能性が高かった地域とみられる。大宝元年(701)3月戊子(15)¹⁰⁶条によると「冶金」のため、凡海龜鎌を派遣したという記録がある。通常、冶金とは、水銀などを用いて鉱石中に不純物を取り除く製錬・精錬などを指すが、この場合には砂金を熔錬して錬金形態¹⁰⁷にする作業のことであった¹⁰⁸。したがって、当時の陸奥では金の痕跡である砂金が発見され、採金されていたといえる。しかし、大宝元年(701)の段階に金の精錬が行われていたとは考えられない。

しかし、それでも陸奥では天平勝宝元年(749)以前から、産金作業が行われていた可能性がある。陸奥の産金過程は記録に残っていないが、900両という黄金を生産するためには、大量の砂金の収集が必要であろう。これらの作業のためには、多くの人員や時間、そして製錬技術が動員されたとみられる。

古代日本の砂金生産に必要な人員と時間に関する具体的な記録はどこにもないが、韓国史料である『高麗史節要』からある程度推定できると思う。そこには、高麗時代の忠烈王3年(1277)2月¹⁰⁹に、崔諤という人物を派遣して、洪州・稷山・旌善で金を採取したという。当時、民11,446人を70日間、賦役に動員して、その結果、金7両9分を採取したと記されている。

金の生産量は、時間、技術や人員以外にも、産地に埋蔵されている金の量によって変わるだろう。しかし、13世紀の高麗時代にも、1万人以上の人員が70日間で、約8両

¹⁰³ 『万葉集』の成立・編纂時期は明確ではないが、歌を作った時期により4期に分けられる。第1期は舒明天皇即位(629)から壬申の乱(672)まで、第2期は平城京遷都(710)まで、第3期は天平五年(733)まで、第4期は天平宝字三年(759)までである。その時期を、万葉時代という。

¹⁰⁴ 藤原鎮男、「奈良時代の産金についての一考察」『文化財保存修復学会誌』42、文化財保存修復学会、1998

¹⁰⁵ 『続日本紀』大宝元年三月甲午条「対馬嶋貢金。建元為大宝元年。」

¹⁰⁶ 『続日本紀』大宝元年三月戊子条「遣追大肆凡海宿禰龜鎌于陸奥冶金。」

¹⁰⁷ 砂金を熱し溶かして、鑄型などに入れて延べ板状にしたものである。

¹⁰⁸ 新井隆一、「陸奥産金と征夷：道嶋(丸子)氏の活躍を通して」『法政史学』80、法政大学史学会、2013

¹⁰⁹ 『高麗史節要』卷十九忠烈王三年二月条「遣國學直講崔諤、採金于洪州稷山旌善。役民一萬一千四百四十六名七十日、得金七兩九分。」

¹¹⁰しか採金できなかつたことから、産金は非常に難しい事業であったことが改めて確認できる。したがって、それより前の時期である奈良時代に黄金900両を得るためには、少なくとも相当な期間がかかつたと推定される。加えて、金を生産した後、都まで運搬するためにも、少なからざる時間が必要であつたと思われる。

そのように理解すると、少なくとも大仏の鑄造がはじまつた天平19年(747)には、すでに陸奥で金が産出あるいは採金や製錬関連の作業が行われていた可能性が高い。そして、このように製錬された金を朝廷に公式的に貢進したのが、天平勝宝元年(749)であつたということである。

産金は、短期間内に解決できない大規模な事業であつたので、敬福が陸奥介として活動していた時期から推進された可能性がある。このことから、敬福の陸奥国司の補任契機は、産金と関連が大きいのではないだろうかと思う。そして、天平15年(743)6月、陸奥守になつた敬福は、産金事業の責任者として、以前よりさらに主導的に参加したと考えられる。

そうだとしても、百済王族の子孫である敬福が、直接的に採金や製錬関連の技術を持っていたとは考えにくい。したがって、敬福は朝廷から任務を与えられた官人、すなわち陸奥守という立場から産金事業を指揮したと推定することができるだろう。

ところで、陸奥守であつた敬福は、天平18年(746)年4月、突然上総守に転任する。そして、同日、陸奥守の職には、石川年足が任じられる¹¹¹。石川年足は、奈良時代の中葉、藤原仲麻呂が政権を独占しているとき、重用されることになる。このことから、大坪秀敏氏は、藤原仲麻呂と百済王氏、そして百済系渡来人との政治的な関係から、黄金貢進および大仏造営過程を論じた¹¹²。石川年足の補任は、古くから絆があつた藤原仲麻呂によって推進されたものであつたという。大坪氏は、藤原仲麻呂が石川年足を陸奥守に任命した理由を、そこの実態を把握するためのものとみた。すなわち、石川年足が陸奥守に任じられたのは、黄金発見および事業推進の実態把握という政治的意図があつたというのである。

一方、敬福は天平18年(746)4月、上総守に転任し、約5ヵ月間、在任する。そして、同年9月、陸奥守に再任される。このような短期間の転任の理由は何だろうか。

¹¹⁰ 高麗時代は、中国の単位の影響を受けて、1両は約37.5gであつたと推定される。したがって、金8両は非常に少ない量であつた。

¹¹¹ 『続日本紀』天平十八年四月己酉条「正五位下石川朝臣年足為陸奥守。」

¹¹² 大坪秀敏、「大仏造営過程における百済系渡来人 -百済王氏を中心に-」『国史学研究』第15号、龍谷大学国史学研究会、1989(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)

〈史料 5〉 『続日本紀』 天平勝宝元年五月甲辰条。

陸奥国介従五位下佐伯宿禰全成。鎮守判官従五位下大野朝臣横刀並授従五位上。大掾正六位上余足人。獲金人上総国人文部大麻呂並従五位下。左京人無位朱牟須売外従五位下。私度沙弥小田郡人丸子連宮麻呂授法名応宝入師位。冶金人左京人戸浄山大初位上。出金山神主小田郡日下部深淵外少初位下。是日。伊勢斎王為遭二親喪。自斎宮退出。

〈史料 5〉の天平勝宝元年(746)5月甲辰(11)条は、陸奥国の国司や都・東国から派遣されてきた産金事業に必要な採金技術者・製錬技術者、そして陸奥國小田郡の在地勢力などに対する叙位記事である。佐伯宿禰全成、大野朝臣横刀、余足人は陸奥に関わる官人であり、小田郡の丸子連宮麻呂は沙弥(僧)¹¹³、小田郡の日下部深淵は金を産出した山の神主(宮城県の黄金山神社の神主)、他の者たちは産金に関する技術を持つ技術者である。これらの中で、大掾の余足人、金を獲た丈部大麻呂、左京人の朱牟須売、冶金をした左京人の戸浄山が渡来系と推定されている。

その中で、金を獲って従五位下が叙位された丈部大麻呂は、上総国の人であった。獲金という記述から、丈部大麻呂は採金技術者であったとみられる。当時、武蔵国では銅を産出しており、鉱山開発も積極的に行われていた。この開発に、渡来系技術者が投入されたとみられ、武蔵国の近くに位置した上総国出身である丈部大麻呂は、渡来人から産金の技術を習得したと推定される¹¹⁴。彼は、敬福が上総国に転任したとき、採金技術者に抜擢され、陸奥の産金事業に派遣されたのではないかという指摘がある。このことから、敬福は上総国で産金に必要な人材を探すため、そこの国司に任じられたという見解がある¹¹⁵。しかし、国司であった敬福が重要な事業を措いて、産金に必要な人材を探すため、他の地域に直接転任したのは、どうしても理解し難い。

金は貴重な資源であったので、陸奥での産金は、当時、朝廷でも大仏造営とともに注目していたことが明らかである。権力を独占していた藤原仲麻呂は、信頼していた石川年足を陸奥守として任命し、産金事業の実態を把握したのであろう。しかし、継続して事業

¹¹³ 沙弥： 仏門に入り出家はしたが、まだ具足戒を受けず、出家修行者である比丘になる以前の少年をいう。

¹¹⁴ 新井隆一、2013、前掲論文。

¹¹⁵ 金恩淑、「日本律令国家의 百濟王氏」『百濟遺民들의 活動』7、충청남도역사문화연구원、2007。

を推進するためには、以前から産金を担当してきた敬福が必要であったと考えられる。こうした理由から敬福の陸奥への帰還は、産金事業と直接に関連性があったとみられる。

一方、〈史料 5〉から確認されるように産金事業には、丈部大麻呂の他にも、朱牟須売、戸浄山のような多数の渡来系技術者が参加している¹¹⁶。先行研究では、敬福と東北に補任される百済王氏の一族が百済王族の子孫の出身であるので、東北に定着した百済系氏族および技術者と密接なつながりがあったとみた。しかし、百済王氏はすでに日本の官人として活動しているので、その一族である敬福が彼らを王族の立場で統率することはなかっただろう。それよりは、産金事業の指導者の立場である陸奥守として百済系技術者とのつながりを持っていたと考えられる。陸奥守である敬福が、上総国の採金技術者であった丈部大麻呂を抜擢したように、朝廷に代わって必要な技術者をみつけ、都・東国から派遣されてきた技術者を適切な分野に配置するなど、産金事業に参加させたとみられる。加えて、彼らのすべてが百済系ではない。したがって、これらの関係は、百済王族の子孫と百済系渡来人という関係より、産金事業によって形成された関係と考えるべきだろう。

また、産金事業のためには、技術者以外にも多数の人員動員および多くの費用も必要であった。このような問題を解決するため、敬福は東北地方の官人や在地勢力に協力を得たと推定される。〈史料 5〉によると、陸奥介・陸奥守・陸奥鎮守副将軍などの職を歴任して陸奥と密接な関係であった佐伯全成¹¹⁷と東国出身で鎮守判官従の大野横刀¹¹⁸、そして百済系であり、陸奥に長期間補任された大掾余足人(のち百済朝臣足人と改姓)¹¹⁹などが産金事業の功績者とともに叙位されている。このことから、東国出身だけでなく、長期間の補任で陸奥に滞在していた者たちも、朝廷に代わって産金事業を管掌していた敬福によって動員されたと思う。加えて、余足人は上記の百済系技術者と同じように百済系というより、陸奥の官人として参加したとみられる。

官人や技術者の他にも、小田郡出身の沙弥の丸子連宮麻呂と金を産出した山の神主の日下部深淵がいた。その中で、沙弥の丸子連宮麻呂は金・銀に関する優れた知識を持って

¹¹⁶ 朱牟須売は唐の出身、戸浄山は百済系と推定されているという(李根雨、『続日本紀』2、지식을 만드는 지식、2001)。

¹¹⁷ 『続日本紀』天平宝字元年七月庚戌条「又去年四月全成贖金入京。」：佐伯全成は、天平勝宝八歳(756)四月に黄金を納めるため陸奥より上京したことがある。

¹¹⁸ 小野東人の子といわれる。大野氏は東国の氏族である毛野氏の支族として知られている。

¹¹⁹ 『続日本紀』天平勝宝元年五月甲辰条「(陸奥)大掾正六位上余足人。」

『正倉院文書』二十四-七十五。天平十年「鎮守判余足人」。

『続日本紀』天平宝字四年正月丙寅条「(前略)又於陸奥国牡鹿郡。跨大河凌峻嶺。作桃生柵。奪賊肝胆。眷言惟績。理応褒昇。宜擢朝獫。特授従四位下。陸奥介兼鎮守副将軍従五位上百済朝臣足人。出羽守従五位下小野朝臣竹良。出羽介正六位上百済王三忠。並進一階(後略)。」

官衙に派遣された渡来系の僧たちとの交流などの密接な関係を通じて、その知識を習得したと推定されている。金に関する知識があった丸子連宮麻呂は、産金地の小田郡の在地勢力である丸子氏(のち道嶋氏・牡鹿氏)の一族として、産金事業に参加したと思われる。丸子氏は、もともと上総国の出身で、7世紀前後に大崎平野(宮城県北部に広がる平野)の産金にとまなう事業のため、小田郡・牡鹿郡に移住したという。その後、在地勢力と良好な関係を維持し、都や関東からの技術者を受け入れて、支配下の人々を動員するなど、陸奥の産金を掌握した¹²⁰。このことから、産金において丸子氏は在地勢力として陸奥守の敬福とは異なる別の権力を持っていたと考える。

したがって、敬福は渡来系技術者の他にも、陸奥の官人や在地勢力などの協力が必要であった。特に、在地勢力との連携を通じて、彼らの支配下にある人々を動員し、産金事業を進行しなければならなかったことを想像できる。

陸奥からの黄金貢進は、年号を天平感宝・天平勝宝に改めるほど、重要な事件であった。これは、日本でも採金および金の大量生産の可能性を示し、大仏完成のきっかけになったので、その意義は非常に大きかった。

黄金貢進以降の天平勝宝元年(749)5月庚寅(27)条¹²¹の勅によれば、陸奥国は調・庸を3年間免除、小田郡は長期間にわたって免除される。このような特別な勅は、陸奥国の産金事業の動員および貢進に対する補償の意味とともに、小田郡で続けて金を採金させるための容易な方法ではないだろうか。

黄金を貢進した敬福は、位階が7段階(従五位上から従三位になる)特進する。また、この功績によって敬福は聖武天皇の寵愛を受け、中央政界に進出することになる。このような破格的な昇進は、敬福の黄金貢進が朝廷にとってとても重要な事件であったことが改めて確認できる。黄金貢進以降の敬福の経歴変化は、先の〈表13〉から確認できる。

天平勝宝2年(750)、従三位になった敬福は、中央官職である宮内卿に任じられる。その後、百済王氏の一族の多数に官位が与えられる。奈良時代の百済王氏の補任を整理した〈表12〉を再び確認すると、奈良時代初・中期には、敬福を含めて七人¹²²の百済王氏だけ官位が与えられている。しかし、百済王氏の動向は、敬福の黄金貢進以降、変化する傾

¹²⁰ 新井隆一、2013、前掲論文。

¹²¹ 『続日本紀』天平勝宝元年五月庚寅条「鰥寡孤独及疾疹之徒、不能自存者、給穀五斗。孝子・順孫。義夫・節婦。表其門閭。終身勿事。力田人者。無位叙位一階。陸奥国者、免三年調庸。小田郡者永免。其年限者、待後勅。自余諸国者。国別一年免二郡調庸。毎年相替、周尽諸郡。又咸免天下今年田租。」

¹²² 奈良時期初・中期である700-741の間に官位が授与された百済王氏は、遠宝、良虞、南典、孝忠、敬福、慈敬、全福の七人である。

向をみせている。このことから、敬福の功績が、他の百済王氏の政界進出に影響を与えたと考えられる。

〈表 12〉によると、敬福の黄金貢進以降、多数の百済王氏が東北地方に補任されている。次の〈表 14〉は、〈表 12〉中で東北任官だけ整理したものである。

〈表 14〉 奈良時代における百濟王氏の東北地方に関する補任¹²³

時期		名	位階	官職	
				国司	武官
文武	文武 4 年(700)10 月己未(15)	遠宝	直広参	常陸守	
聖武	天平 10 年(738)4 月頃	敬福		陸奥介	
	天平 15 年(743)6 月丁酉(30)	敬福	従五位下	陸奥守	
	天平 18 年(746)9 月癸亥(14)	敬福	従五位下	陸奥守	
孝謙	天平勝宝 4 年(752)5 月辛未(26)	敬福	従三位	常陸守	
淳仁	天平宝字 4 年(760)正月丙寅(4)	三忠	正六位上	出羽介	
	天平宝字 7 年(763)正月壬子(9)	三忠	従五位下	出羽守	
称徳	天平神護 2 年(766)5 月甲子(10)	文鏡	従五位下	出羽守	
光仁	宝亀 5 年(774)3 月甲辰(5)	武鏡	従五位下	出羽守	
	宝亀 11 年(780)6 月辛丑(8)	俊哲	従五位上		陸奥鎮守副將軍
桓武	延暦 4 年(785)5 月甲寅(20)	英孫	従五位下		陸奥鎮守権副將軍
	延暦 4 年(785)9 月辛酉(29)	英孫	正五位上	出羽守	
	延暦 10 年(791)正月癸未(22)	俊哲	正五位上	下野守	
	延暦 10 年(791)7 月壬申(13)	俊哲	正五位上	下野守	征夷副使
	延暦 10 年(791)7 月丁亥(28)	忠信	正五位上	越後介	
	延暦 10 年(791)9 月庚辰(22)	俊哲	正五位上	下野守	陸奥鎮守將軍
	延暦 16 年(797)正月庚子(13)	聡哲	従五位下	出羽守	
	延暦 18 年(799)9 月辛亥(10)	教俊	従五位下	下野介	
	延暦 23 年(804)正月甲辰(28)	教雲	正五位下		征夷副將軍
	大同元年(806)5 月甲子朔	聡哲	正五位上	越後守	

〈表 14〉によると、敬福が陸奥国司として活動する際には、百濟王氏の東北補任はほとんど行われなかった。しかし、敬福の黄金貢進以降は、敬福を含めて十人であり¹²⁴、

¹²³ 〈表 14〉は、『続日本紀』・『日本後紀』・『大日本古文書』・『正倉院文書』などを参照した。また、時期は、文武朝から桓武朝まで(700-806)とした。

¹²⁴ 聖武朝から桓武朝まで東北地方に補任された百濟王氏は、敬福、三忠、文鏡、武鏡、俊哲、英孫、忠信、聡哲、教俊、教雲の十人である。

決して少なくない数である。このような傾向は、やはり陸奥の国司として長期間在任した敬福と関連があるとはみられない。

敬福は、天平 10 年(738)頃から宮内卿に転任した天平勝宝 2 年(750)まで、東北地方の国司として 10 年以上在任した。敬福は長期間の在任によって陸奥の周辺情勢をまともに把握し、東北地方の経営に慣れたと考えられる。『続日本紀』神護景雲 2 年(768)9 月壬辰(22)¹²⁵条によれば、以前の守であった敬福の旧例を調べ、陸奥の辺境経営に参照したという。旧例とあげられていることから、敬福の東北経営能力は優れていたと評価されたものと推定できる。また、産金事業のような業務経験から、その官人や在地勢力との関係を構築して、統治に必要な協力と支援を受けた。

黄金貢進以降、従三位になった敬福は国司補任を含め、宮内卿・検習西海道兵使・左大弁・山作司・南海道使・外衛大将・御後騎兵将軍・刑部卿などのさまざまな中央および地方官職を歴任した。その中で、天平宝字 8 年(764)、藤原仲麻呂の乱が起きると、敬福は外衛大将として、藤原仲麻呂の支持により即位していた淳仁天皇を幽閉する役目を引き受ける¹²⁶。また、天平神護元年(765)10 月辛未(13)¹²⁷、称徳天皇が紀伊国へ行幸したとき、御後騎兵将軍として警護した。このような補任から敬福は、聖武天皇の寵愛だけでなく、称徳天皇からも相当な信頼を受けたと思われる。このように中央の官職に進出するようになった敬福は、郎虞の三男という位置から百済王氏の一族を代表する存在になったとみられる。

百済王氏の中心になった敬福は、長期間の陸奥補任で習得した統治技術や経営知識、そして経験と構築した協力関係などを子孫および一族に伝えたと考えられる。したがって、朝廷は敬福から受け継いだ百済王氏の能力を効果的に利用するため、彼らを東北地方を統治・経営する守や介として多数任じた。東北に補任された後、動向が不明である文鏡、忠信、教雲を除いて、敬福以降の百済王氏は約 6 年から 15 年ほど東北地方で長期間補任さ

¹²⁵ 『続日本紀』神護景雲二年九月壬辰条「陸奥国言。兵士之設、機要是待。対敵臨難。不惜生命。習戦奮勇。必爭先鋒。而比年。諸国発入鎮兵。路間逃亡。子之士。又当国春運年糧料稻卅六万余束。徒費官物。弥致民困。今檢旧例。前守従三位百済王敬福之時。停止他国鎮兵。点加当国兵士。望請。依此旧例、点加兵士四千人。以停他国鎮兵二千五百人。又此地祁寒。積雪難消。僅入初夏。運調上道。梯山帆海。艱辛備至。季秋之月。乃還本郷。妨民之産。莫過於此。望請。所輸調庸。収置於国。十年一度。進納京庫。許之。」

¹²⁶ 『続日本紀』天平宝字八年十月壬申条「高野天皇遣兵部卿和氣王。左兵衛督山村王。外衛大将百済王敬福等。」

¹²⁷ 『続日本紀』天平神護元年十月辛未条「行幸紀伊国。以正三位諱為御前次第司長官。従五位下多治比真人乙麻呂為次官。正四位下中臣朝臣清麻呂為御後次第司長官。従五位下藤原朝臣小黒麻呂為次官。各判官二人。主典二人。正四位下藤原朝臣繩麻呂為御前騎兵将軍。正五位上阿陪朝臣毛人為副将軍。従三位百済王敬福為御後騎兵将軍。従五位下大蔵忌寸麻呂為副将軍。各軍監三人。軍曹三人。是日。到大和国高市郡小治田宮。」

れた。百済王氏は畿内地域に本拠を置いた百済系氏族であるが、世襲のように東北地方へ補任されるようになったのであろう。

ところで、敬福以降の百済王氏は敬福が任じられた陸奥国や上総国には任命されず、産金事業にも参加したことが報告されていない。なぜなら、金が切実に必要とされた東大寺大仏はすでに完成し、産金事業も敬福以後に、体系化されたからである。また、奈良時代後期は、敬福が在任した時期と異なり、蝦夷との紛争が激化して、産金事業より対蝦夷戦争が優先であったと思う。

しかし〈表 14〉によると、奈良時代に武官として任じられた百済王氏は、百済王俊哲を含めてわずか三人¹²⁸だけである。もし、百済王氏に優れた軍事氏族的性格があったとすれば、対蝦夷戦争のため、より多くの百済王氏が東北地方に補任されるのが自然だろう。

〈表 14〉をみると、百済王氏は武官より国司として東北地方に補任される場合が多い。また、彼らは、鎮守府と征夷使に任じられているが、直接に軍を指揮する立場である将軍、征夷使より次席の副将軍、征夷副使中心に任じられているのが確認される。このような職に補任された百済王氏を、他の氏族より軍事的性格が優れていたといえるだろうか。

さらに、百済王氏は陸奥より、出羽に多く任じられている。奈良時代の出羽も、陸奥と同様に蝦夷と接している重要な位置にあったが、両国(陸奥・出羽)を総括する按察使はだいたい陸奥守が兼任した。また、蝦夷鎮圧のために設置された軍事機関である鎮守府も陸奥にあった。もし、百済王氏の軍事氏族的性格が優れたとすれば、より多くの百済王氏が、両国の政治・軍事的中心地であり、対蝦夷戦争を総括できる陸奥に補任されなければならないだろう。しかし、敬福以降の百済王氏はそのような傾向をみせていない。

以降、桓武朝になると、蝦夷を鎮圧するため、多数の武官と大軍が派遣されている。そのとき、百済王氏の中には俊哲¹²⁹が、対蝦夷戦争をための武官(陸奥鎮守副将軍・征夷副使・陸奥鎮守将軍など)として活躍しているのが注目される。しかし、この俊哲の動向は、百済王氏の優れた軍事氏族的性格によってではなく、個人的な能力および多年の東北補任の経験と関連があると考えられる¹³⁰。なぜなら、百済王氏の補任傾向である〈表

¹²⁸ 東北地方に武官として任じられた百済王氏は、俊哲(陸奥鎮守副将軍・征夷副使・陸奥鎮守将軍)、英孫(陸奥鎮守権副将軍)、教雲(征夷副将軍)である。

¹²⁹ 百済王俊哲：宝亀十一年(780)、陸奥鎮守副将軍に任じられた。延暦六年(787)、何らかの事件に座し、陸奥鎮守将軍から日向権介に左遷された。延暦九年(790)、罪を免じられて入京し、征夷副使(791)、陸奥鎮守将軍(791)に任じられた。最終の勲等は、勲三等であった。

¹³⁰ 大坪秀敏、「光仁朝における百済王氏」『龍谷史壇』第113号、龍谷大学史学会、1999(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)：大坪氏は、光仁朝における百済王俊哲の陸奥鎮守副将軍(780)の補任

12) からみると、東北地方に補任された百済王氏のほとんどが、武官より国司や実務官僚として活動するのが、より多いからである。軍事関連の要職に補任されてはならず、東北地方の武官補任の数は少なかったというのは、百済王氏に他の氏族より優れた軍事的性格があったとはみにくいのではないだろうか。

ただし、前述したように本来の国司の業務は、その地方の統治および経営である。しかし、東北地方の国司は、国司の政務以外にも、激化する蝦夷との戦争を解決するため、防衛施設の造成および戦争に必要な兵力と物資に関する軍事的な職務も遂行しなければならなかった。その他にも、対蝦夷戦争に必要な饗給・征討・斥候¹³¹のような特殊な任務もあった。したがって、東北地方に任じられた国司は、基本的に軍事関連業務の能力を備えており、緊急な状況には武官として任務を遂行する必要があるがあった。すなわち、突然の戦争が起きた場合、中央から新たな武官を派遣することは容易ではなかったので、すでにその地域の状況に慣れた官人を、そのまま武官に補任することが効率的であったというのである。このような傾向は、東北地方の国司として補任された百済王氏にも適用されたと思う。

その結果、百済王氏は蝦夷との戦争が激化した状況の中で、軍事的な部分が強調されたのであり、実際に軍事的な性格が他の氏族に比較して特別に優れているとは考えられない。ただし、東北補任や蝦夷との戦争経験および活躍は、彼らが軍事的な知識・経験を習得した結果と推定される。

は、百済王明信と婚姻した藤原継縄が征夷大使(780)に任じられたことと関係があるという。そして、そのときの補任経験は、桓武朝の東北補任の際、役に立ったと論じた。

¹³¹ 饗給(慰撫)：蝦夷に対して食物や衣類などを与え、服属関係を固めることである。征討：蝦夷を征伐する軍事行動である。斥候：蝦夷に対する偵察や地形などをひそかに探る。

第四節 百濟王氏の交野移住と楽舞演奏

天平勝宝 2 年(749)の敬福の黄金貢進以降、百濟王氏一族の政治的進出が増える。敬福は多数の中央官職を歴任し、天皇の信任を受けた。しかし、功績を立てたにもかかわらず、敬福は太政官の長官や参議にはなれなかった(表 6・13)。また、敬福以降の奈良時代の百濟王氏の中で、従三位以上に叙位される者は女人の明信しかいなかった(表 4・5)。したがって、奈良時代の百濟王氏は中級以上の官人や有力氏族として成長できず、その位置が固定されたとみられる。

敬福以降の百濟王氏の動向について注目すべきものは、交野移住と百濟楽舞演奏であろう。ここでは、桓武朝における動向を考察することに先立って、これについて整理する。

一 百濟王氏の交野移住

百濟が滅亡した後、百濟王氏の始祖である善光とその一族は、天智 3 年(664)3 月¹³²、難波に定着する。難波に設置された摂津国百濟郡に居住していた百濟王氏は、具体的な時期は不明だが、河内国交野郡(現:大阪府枚方市中宮)に移住する。現在、そこには百濟王氏の氏寺である百濟寺の遺構(百濟寺跡)と百濟王氏の祖霊を祀っている百濟王神社がある。氏寺という百濟寺の存在は、百濟王氏が本拠地を交野に移住したことを知らせる明確な根拠になっている。

黄金を貢進した後、天平勝宝 2 年(750)5 月辛丑(14)¹³³に、敬福は宮内卿になる。そして、具体的な任官時期は分からないが、宮内卿になった日からまもなく河内守になったことが、天平神護 2 年(766)6 月壬子(28)¹³⁴条「敬福薨伝」から確認できる。したがって、百濟王氏の交野移住と敬福の河内任官に何らかの関係があるのではないかという指摘がある。

百濟王氏の交野移住に対するもっとも大きな疑問は、移住時期と理由であろう。それは、今井啓一氏の見解によって敬福が河内守に任じられたことと関連があると推定されて

¹³² 『日本書紀』天智天皇三年三月条「以百濟王善光王等、居于難波。」

¹³³ 『続日本紀』天平勝宝二年五月辛丑条「以従三位百濟王敬福為宮内卿。」

¹³⁴ 『続日本紀』天平神護二年六月壬子条「天平年中。仕至従五位上陸奥守。時聖武皇帝、造盧舍那銅像。冶鑄云畢。塗金不足。而陸奥国馳駟。貢小田郡所出黄金九百兩。我国家黄金、從此始出焉。聖武皇帝、甚以嘉尚。授従三位。遷宮内卿。俄加河内守。」

いるのが通説である¹³⁵。天平神護 2 年(766)6 月壬子(28)条「敬福薨伝」によると陸奥守であった敬福は、東大寺大仏造営に必要な黄金 9 0 0 両を貢進した後、宮内卿に転任し、まもなく河内守を兼任する。河内守の任官時期は、不明である。しかし、敬福の宮内卿への転任は天平勝宝 2 年(750)5 月辛丑(14)条で確認できるので、河内守の兼任も天平勝宝 2 年(750)5 月頃と思う。

河内は、百済王族の末裔である王辰爾を始祖とする船氏などのような百済系渡来人が多く集住とするところであったので、河内守になった敬福が、これらを代表する立場であったという見解¹³⁶がある。ただし、そのときは、百済の滅亡から約 1 世紀が過ぎたので、すでに日本官人になった敬福が百済王族の子孫として河内の百済系渡来人を統率したとは考えにくいだろう。

敬福の河内守の任官が交野移住と関係あるとすると、そのきっかけは何だろうか。一つの氏族が定着していた地を離れ、他の地に移住したのは何か大きな事件があったのではないかと想像もできる。

今井啓一氏¹³⁷は、百済王氏の交野移住のきっかけを天平勝宝 2 年(750)5 月辛亥(24)条¹³⁸の水害記事を、その根拠としてみた。この記事によると大洪水により、河内・摂津の境界付近の伎人と茨田などの堤防が崩れたといわれる。伎人は、現在の平野区喜連町¹³⁹の付近に流れていた西除川水系の堤防であり、河内の一つの郡であった茨田は、現在の大阪府北東部(淀川左岸)にあたる枚方市・寝屋川市・門真市などの広い範囲にわたっていた郡であったと推定されている。このような地域を中心とする郡域であった百済郡は、大雨によって浸水し、大被害を被ったのである。こうした理由で、百済王氏は朝廷の支援で百済郡から交野に移住し、安定化のため、宮内卿であった敬福に河内守が加わったということである。

一方、奥田尚氏¹⁴⁰は、天平勝宝 2 年(750)の移住の説と異なる見解を提示した。交野に位置していた百済王氏の氏寺である百済寺が、正史にはじめて登場しているのは『続日本

¹³⁵ 今井啓一、1958-b、前掲論文。

¹³⁶ 金恩淑、2007、前掲書。

¹³⁷ 今井啓一、1958-b、前掲論文。

¹³⁸ 『続日本紀』天平勝宝二年五月辛亥条「震中山寺。塔并歩廊尽焼。京中驟雨。水潦汎溢。又伎人。茨田等堤、往往決壊。」

¹³⁹ 従来の東住吉区であったが、昭和49年(1974)から平野・喜連・長吉・瓜破・加美の各地域を平野区に区分した。

¹⁴⁰ 奥田尚、「百済王氏と百済寺」『枚方市史』第二巻、枚方市史編集委員会編、1972、183-199頁。

紀』延暦2年(783)10月庚申(16)条¹⁴¹の記事である。奥田氏は、そこに注目し、仏教の色彩が濃い奈良時代後半である敬福のとき、百済寺の創建に関する記録がみえないという点から、百済寺の創建を桓武朝の明信と関係があると想定した。すなわち、本拠地の移動と百済寺の創建時期は同じくすると考えられるとし、交野移住の時期および主体は、敬福ではなく、明信というのである。しかし、百済寺の創建に関連する記事が正史に漏れていたとしても、その時期に創建されなかったとは考えにくい。加えて、百済寺の出土瓦の編年問題も考えなければならない。

移住時期に問題があるが、百済王氏が本拠地を交野に移した後、氏寺である百済寺が創建されたということは間違いない。新しい地に定着した百済王氏は、一族の存続と発展などを祈願するため、氏寺である百済寺を創建したと考えられる。現在、百済寺は焼失し、跡だけが残っているが、そこで出土した瓦などの遺物から創建年代を考古学的に推定することができる。このことから、百済王氏の移住時期も関連付けられる。

森郁夫氏¹⁴²は、百済寺の同範の瓦と思われているものが、大和の薬師寺・額安寺、山背の平川廃寺、伊予の国分寺から出土しているとみた。その中で、平川廃寺の8世紀の軒丸瓦でもっとも出土量が多いのはL型式¹⁴³というものであり、これは他の奈良時代の軒丸瓦と明瞭に区分できると述べた。平川廃寺の造営工事は、天平年間前半に行われたというが、この際、使用された同様の瓦が、河内の百済寺跡でもっとも多く出土した。これは、造営当初の軒丸瓦と考えられている。したがって、平川廃寺と同範瓦を持っている百済寺の創建年代を天平の前半期と推定した。

一方、天平勝宝元年(749)5月戊寅(15)¹⁴⁴と天平神護2(766)9月丙寅(13)¹⁴⁵、伊予国分寺に色々なものが捧げられた。加えて、天平勝宝八歳(756)6月乙酉(3)¹⁴⁶では、勅して使いを7道諸国に遣わし、諸国が造っている国分寺の丈六仏像の造作をうながし調べさせた

¹⁴¹ 『続日本紀』延暦二年十月庚申条「詔免当郡今年田租。国郡司及行宮側近高年。并諸司陪従者。賜物各有差。又百済王等供奉行在所者一兩人。進階加爵。施百済寺近江播磨二国正税各五千束。授正五位上百済王利善従四位下。従五位上百済王武鏡正五位下。従五位下百済王元徳。百済王玄鏡並従五位上。従四位上百済王明信正四位下。正六位上百済王真善従五位下。」

¹⁴² 森郁夫、「かわらのロマン」、毎日新聞社、1980、220頁。・森郁夫、「奈良時代の政権と寺院造営」『日本の古代瓦』増補改訂版、雄山閣、2005・大坪秀敏、「百済王氏の交野移住に関する一考察」『龍谷史壇』第96号、龍谷大学史学会、1990(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)、308-309頁。

¹⁴³ 中房の蓮子が1+4であること、間弁が大きく開き隣接する間弁と連なって連弁と区画されること、開いた間弁の上方に楔状の珠点をおくこと、外線頂点には凸線が一条めぐることなどを意味する。

¹⁴⁴ 『続日本紀』天平勝宝元年五月戊寅条「上野国碓氷郡人外従七位上石上部君諸弟。尾張国山田郡人外従七位下生江臣安久多。伊国宇和郡人外大初位下凡直鎌足等。各献当国国分寺知識物。並授外従五位下。」

¹⁴⁵ 『続日本紀』天平神護二年九月丙寅条「伊予国人大直足山。私稻七万七千八百束。鋤二千四百卅口。墾田十町。献当国国分寺。授其男外少初位下氏山外従五位下。」

¹⁴⁶ 『続日本紀』天平勝宝八歳六月乙酉「勅、遣使於七道諸国。催檢所造国分丈六仏像。」

という記事がある。これらの記事から伊予国分寺は、その頃に完成されたと考えられている。伊予国分寺に百済寺と同範の瓦が存在しているのは、敬福が天平宝字 3 年(759)秋 7 月丁卯(3)¹⁴⁷に伊予守に任じられたことと関係が深いとみられる。したがって、敬福が伊予守に任じられた頃、百済寺は存在していたと推定する見解もある¹⁴⁸。

宋浣範氏¹⁴⁹は、これまでの説を折衷し、百済寺の創建は敬福のときからはじまって、明信の頃に完成したと論じた。

現在、多くの研究者が今井氏の見解を受け、天平勝宝 2 年(750)5 月頃、百済王氏が居住していた百済郡の水害によって交野に移住したと考えられている。

ところで、大坪秀敏氏¹⁵⁰は百済王氏の交野の移住に対する理由を、その歴史的背景から考察して、当時の権力の中心にあった藤原仲麻呂との関係があると論じた。交野は、山陽道・南海道から平城京に入る交通の要衝地であるので、そこを掌握しようとした藤原仲麻呂の政治的意図と関係あるとみた。すなわち、東大寺の大仏造営に関する物資の移動および調達するため、淀川水系の掌握に注目して、そこに親密な関係の百済王氏を移住させたということである。ただし、田中俊明氏¹⁵¹はこのような理由によって移住が必要であろうかという疑問点を提示した。

百済王氏が交野に移住した後、長岡京・平安京に遷都するようになり、交野の地はまさに南郊に該当するようになる。天皇は、遊獵・天神祭祀 などのため、交野に行幸する。

検討の結果、百済王氏の交野移住に対する直接的な史料はないので、移住した時期や背景について不明な部分が多い。ただし、天平神護元年(764)10 月戊子(30)、敬福などが「本国舞」を奏し、その後の同年(764)閏 10 月甲午(6)、百済王氏の一族がそれぞれ叙位されている。これは、称徳天皇が河内国若江郡(現：大阪府八尾市)にある弓削寺に行幸したとき、行われている。このことから、その段階の百済王氏は本拠地をすでに交野に移したのではないかと思う。

敬福が宮内卿になって中央に進出した後、まもなく河内守が加わったとすれば、そこに彼の能力を必要とする任務があったと推定される。もし、それが百済王氏の交野移住と理解すれば、敬福は百済王氏の代表として自らの一族が新たな地に安住させる役割を果た

¹⁴⁷ 『続日本紀』天平宝字三年秋七月丁卯条「従三位百済王敬福為伊予守。」

¹⁴⁸ 大坪秀敏、「百済王氏の交野移住」『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008、94-97頁。

¹⁴⁹ 宋浣範、2007、前掲論文。

¹⁵⁰ 大坪秀敏、1990・2008、前掲論文。

¹⁵¹ 田中俊明、2011、前掲論文。

したと説明するのが可能になるだろう。それから2年後、敬福は天平勝宝4年(752)5月辛未(26)に常陸守、同年10月戊寅(5)に検習西海道兵使に任じられているので、その前に百済王氏の交野定着が終わったといえるだろう。

二 奈良時代における百済王氏の楽舞演奏

奈良時代には、難波・河内地域に天皇の行幸が多数行われているが、そこは百済王氏の本拠地があったところであった。『続日本紀』によると、聖武天皇は在位中(724-749)に難波に6度行幸しているが¹⁵²、その中に2度、百済王氏が楽舞を奏している。その他にも、称徳天皇(孝謙天皇)が河内国の弓削寺に礼仏するために、行幸した際にも、楽舞を奏し、その後、叙位される。

それでは、天皇への百済王氏の楽舞演奏は、どのような背景と意味を持っているのだろうか。ここでは、先行研究や関連記事を検討し、その背景と契機、そして意味について考えたい。奈良時代に関する楽舞演奏に関する記事を検討する。

〈史料6〉『続日本紀』天平十二年二月丙子条。

百済王等奏風俗楽。授従五位下百済王慈敬従五位上。正六位上百済王全福従五位下。是日。車駕還宮。

〈史料7〉『続日本紀』天平十六年二月丙辰条。

幸安曇江遊覧松林。百済王等奏百済楽。詔、授無位百済王女天従四位下。従五位上百済王慈敬。従五位下孝忠。全福並正五位下。

〈史料8-①〉『続日本紀』天平神護元年十月戊子条。

幸弓削寺礼仏。奏唐・高麗楽於庭。刑部卿従三位百済王敬福等、亦奏本国舞。

〈史料8-②〉『続日本紀』天平神護元年閏十月甲午条。

¹⁵² 聖武天皇の難波行幸に関する記事。

①『続日本紀』神亀二年冬十月庚申条。

②『続日本紀』神亀三年十月癸亥条-神亀三年十月癸酉条。

③『続日本紀』天平六年三月辛未条-天平六年三月戊寅条。

④『続日本紀』天平十二年二月甲子条-天平十二年二月丙子条。〈史料6〉

⑤『続日本紀』天平十六年閏正月乙亥条-天平十六年二月戊午条。〈史料7〉

⑥『続日本紀』天平十七年八月癸丑条-天平十七年九月己卯条。

正六位上百濟王利善。百濟王信上。百濟王文鏡並授從五位下。從六位上百濟王文貞等三人賜、爵人有差。

〈史料 6〉は、天平 12 年(740)2 月丙子(19)、聖武天皇が難波に行幸した際、百濟王氏が「風俗楽」を奏したという記事である。〈史料 6〉は、「六国史」ではじめて確認できる百濟王氏の最初の楽舞演奏記事である。「風俗楽」を奏した後、百濟王氏の一族である慈敬と全福に、それぞれ從五位上と從五位下が叙位された。

〈史料 7〉は、天平 16 年(744)2 月丙辰(22)、聖武天皇が安曇江(摂津国西生郡、現：大阪府大阪市北区野崎町付近)に行幸した際、百濟王氏が「百濟楽」を奏し、百濟王氏の一族である女天、慈敬、孝忠、全福などが叙位される¹⁵³。慈敬と全福は、すでに〈史料 6〉で風俗楽を奏して叙位されたことがある者たちであった。また、孝忠は、左中弁や大宰大貳、そして国司に任じられたことがある人物である。しかし、無位から從四位下になった女天は、この記事だけで確認されている。したがって、おそらく聖武天皇が行幸した際、奉仕した女性と推定されている。

〈史料 8-①〉は、天平神護元年(765)10 月戊子(30)、称徳天皇が河内国若江郡(現：大阪府八尾市)にある弓削寺に行幸して礼仏した記事である¹⁵⁴。この記事によると、「唐楽」・「高麗楽」を弓削寺の庭で奏した。また、刑部卿・從三位である百濟王敬福¹⁵⁵などが「本国舞」を奏したといわれる。この時期の百濟王氏は、すでに摂津国百濟郡から河内国交野郡に本拠地を移したと考える。

本国舞を奏した後である天平神護元年(765)閏 10 月甲午(6)(史料 8-②)、百濟王氏の一族である利善、信上、文鏡が正六位上から從五位下になる。また、從六位上の百濟王文貞などの三人にも、それぞれに相応する爵(位階)が与えられた。ここで、叙位されている百濟王氏の者たちは、敬福とともに「本国舞」を奏した可能性が高いとみられる。この〈史料 8-②〉によると「唐楽」・「高麗楽」を奏した主体は記述されていない反面、敬

¹⁵³ 〈史料7〉の『続日本紀』天平十六年(744)二月丙辰(22)条によると、孝忠と全福は、從五位下から正五位下に叙位された。しかし、すでに孝忠は天平十五年(743)五月癸卯(5)に、全福は天平十二年(740)十一月甲辰(21)に、從五位下から從五位上になった。したがって、孝忠と全福の叙位には誤記がみられ、本来は從五位上から正五位下になったのが正しいと思われる。

¹⁵⁴ 河内国弓削行宮に行幸した期間は、天平神護元年十月丁亥から閏十月辛卯までとみられる。

¹⁵⁵ 『続日本紀』天平神護元年十月辛未条「從三位百濟王敬福為御後騎兵將軍。」：称徳天皇が行幸する前、天平神護元年(765)十月辛未(13)に敬福を御後騎兵將軍に任命した。

福などが奏した「本国舞」は、それを奏した人物の名と官位が、明確に言及されているのが特徴である。

これらの史料では、百済王氏が奏した楽舞について「風俗楽」・「百済楽」・「本国舞」など表現している。しかし、すべて百済王氏の出身国である百済の楽舞を意味すると考える。ここでは、「楽」と「舞」が区別されて記述されているが、どれも芸能としての百済楽の一部によるものであるので、別途の区別はしない¹⁵⁶。

百済楽舞は、表現のように百済の楽舞と理解し、百済王室で楽しんできた芸能を、その子孫である百済王氏が受け継いで、行幸した天皇を迎えるための娯楽と考えることができるかもしれない。しかし、すでに日本の官人になった百済王氏が奏する楽舞を「風俗楽」・「百済楽」・「本国舞」のように百済を強調して表現していることから、単純に天皇を迎えるや娯楽的なものはなかったと考えられる。また、楽舞を奏した後に行われた叙位は、毎年行われた一般的な叙位の手続きとは異なる特殊な例とみられる。したがって、百済王氏の楽舞演奏は、天皇の歓迎または行幸時の楽しみのためのものという見解もあるが¹⁵⁷、より政治的な意図があったと思う。

奈良時代における天皇の行幸と百済王氏の楽舞演奏に関する先行研究の見解は、以下の通りである。

これまでの先行研究では、古代日本が中心に位置するという「東夷の小帝国」の観点をもとに、百済楽舞に関する研究を展開されてきた。長瀬一平氏¹⁵⁸は「百済王」を賜姓された百済王氏は「王民」であり、「百済王権」を象徴する存在として日本天皇に従属・奉仕する存在であったと論じた。このような見解を受けた田中史生氏¹⁵⁹は、天皇が行幸した際、百済王氏が百済楽を奏することにも、その背景に日本王権に取り込まれた「百済王権」の存在を想定することは可能であろうとした。中川尚子氏¹⁶⁰は、百済王氏による百済楽奏上が朝廷への服属を誓うあかしとして上演された芸能、すなわち服属儀礼型芸能であったとした。

¹⁵⁶ 宋浣範、「日本律令国家의 変容에 대한 일고찰 -간무(桓武天皇) 천황의 가타노(交野) 행행(行幸)을 중심으로-」『일본학연구』31、단국대학교 일본학연구소、2010-b

¹⁵⁷ 直木孝次郎、「天平十六年の難波遷都をめぐって -元正太上王天皇と光明皇后-」『飛鳥奈良時代の研究』、塙書房、1975

¹⁵⁸ 長瀬一平、「白村江敗戦後における「百済王権」について」『千葉史学』第6号、千葉歴史学会、1985

¹⁵⁹ 田中史生、「「王」姓賜与と日本古代国家」『国史学』152、国史学会、1994(『日本古代国家の民族支配と渡来人』、校倉書房、1997に収録)、44-45頁。

¹⁶⁰ 中川尚子、「古代の芸能と天皇 -宮廷芸能の成立をめぐって-」『日本史研究』447、日本史研究、1999・間瀬智広、「「百済王」姓の成立と百済王氏の楽舞奏上 -日本古代の対外交渉と「王」姓氏族処遇-」『歴史研究』第51号、愛知教育大学歴史学会、2005

菅澤庸子氏¹⁶¹は、天平期(8世紀前半)にあった百済王氏の風俗楽演奏は、日本の対朝鮮意識と関連があるとした。天平期の日本は対外関係において、新羅・渤海を朝貢関係であると認識し、自国の位置に対して優位性・正当性を持つため、国内に住する百済系・高麗系渡来人などを内民化させようとする動きがあったといわれる。そして、その一つの表れが、百済王氏による楽奏であったと説明した。

間瀬智広氏¹⁶²は、先行研究および百済王氏の成立過程、そして奈良時代前半期の日本と新羅、渤海などの国際関係を検討して、百済王氏の楽舞奏上の背景・契機・意義について論じた。「百済王」が賜姓された百済王氏は日本王権に服属され、その秩序内に位置づけられた。そして、新羅と渤海も、百済王氏(百済王権)と同様の位置にいたという対外理念(中華意識)として認識した。しかし、新羅との関係の悪化などで諸蕃体制が崩壊の危機に直面すると、同様の位置にあったとする百済王氏、すなわち百済王権から外交儀礼の意味として楽舞奏上を受け、その対外理念を維持したと理解した。したがって、奈良時代の天皇行幸時における、百済王氏による本国百済に由来した楽舞奏上は、日本王権に対する服属儀礼的側面を有するものであったとした。ただし、〈史料 8-①〉の本国舞は、称徳天皇と僧侶の道鏡に対する服属儀礼的側面を持っていたと説明した。

一方、大坪秀敏氏¹⁶³は〈史料 6〉の天平 12 年(740)2 月丙子(19)、聖武天皇が行幸した目的を、東大寺の大仏築造事業と関連性があると論じた。大仏を造営するためには、難波に居住していた百済系渡来勢力の技術の確保が必要であった。したがって、このとき、行われた百済王氏の楽舞演奏は、天皇への奉仕あるいは服属を意味するものではなく、百済王氏の支配下にある百済系渡来人の協力を取りつけ、かつ百済王氏と密着化をはかることを目的として設けたものであるとした。そして、楽舞演奏後行われた百済王氏の叙位は、これを反映するものであったといわれる。

また、〈史料 7〉の天平 16 年(744)2 月丙辰(22)、難波の安曇江行幸の際、百済王氏の百済国の楽の奏上、叙位についても、大仏造営との関連性を想定した。すなわち、百済王氏の楽舞演奏と叙位は、大仏造営が現実に行っている際、百済系渡来人の統率者として協力要請および政府の百済王氏の掌握に起因しているものとみななければならないということである。

¹⁶¹ 菅澤庸子、1994、前掲論文。

¹⁶² 間瀬智広、2005、前掲論文。

¹⁶³ 大坪秀敏、1990・2008、前掲論文。・大坪秀敏、「称徳天皇・道鏡政権下の百済王氏」『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008

さらに、〈史料 8-①〉の天平神護元年(765)10月戊子(30)、称徳天皇が弓削寺への礼仏をするとき、「唐楽」・「高麗楽」の演奏ないし敬福による本国舞が奏されているが、これは〈史料 6〉・〈史料 7〉とは性格が異なるとみた。この本国舞の演奏は、称徳天皇とその寵愛を受けて太政大臣禅師に任じられた道鏡に対する奉仕であり、政治的性格を持っていたとした。

しかし、間瀬氏はこのような大坪氏の見解について、百済王氏の楽舞奏上が有する服属儀礼的な性格を考慮されていないようであることを指摘した。それだけでなく、百済王氏が百済系渡来人を支配していたという立場とは考えにくい。すでに、指摘したように聖武朝(724-749)は百済滅亡から、約1世紀が過ぎた後なので、日本の官人になった百済王氏が百済系渡来人を支配下に置いていたとみることは難しいと思う。

先行研究を検討した結果、これらの百済王氏の楽舞演奏は、天皇の歓迎のための奉仕および娯楽的という面を持っているというよりも、当時の対外関係や「小中華思想」構造と結び付けて、服属儀礼という政治的性格を持っていたとした。

天皇の行幸は、時期によってその背景と目的が異なる。天皇が地方に行幸する際、その地域の国司などがその地方の芸能(風俗楽)を奏するのが慣例であるが、百済王氏は一つの氏族として「百済楽」を奏している。百済王氏の楽舞演奏は、奈良時代に3度確認される。

ところで、なぜか百済王氏が演奏した楽舞を「風俗楽」・「百済楽」・「本国舞」などと表現して、その出身国を強調しており、「唐楽」・「高麗楽」・「地方芸能」などとは異なり、奏する人物(行為の主体者)の名と官位を明確に確認できる。さらに、これらの行為後には、必ず叙位されているのが特徴である。

このことから、百済王氏の楽舞演奏という行為には、地方行幸のとき、行われたものとは異なる特別な意味がある可能性が高いと思う。したがって、百済王氏の楽舞演奏とその背景になる行幸について、これまでの先行研究と当時の対内外情勢をもとに検討する。

まず、〈史料 6〉の行幸の時の対内外の情勢について考えてみよう。百済が滅亡した後、日本は対立した新羅との関係を改善するため、国交を正常化する。日本は、遣新羅使などを送ったり、新羅の使者が訪問したりなどで、新羅と友好的な関係を維持したが、8世紀初めに入って外交関係の対立で、両国間の葛藤は悪化する。

したがって、聖武天皇の難波の行幸の際、最初に百済王氏の楽舞演奏が登場する〈史料 6〉の天平12年(740)段階には、日本と新羅との葛藤が深化した状態であった。このよ

うな葛藤が一層深化したのは、『続日本紀』天平 7 年(735)2 月癸丑(27)条¹⁶⁴から確認できる。これによると、新羅が本号を改正して「王城国」と称すると、日本はその使者を差し戻したといわれる。この「王城国」は、新羅の自存意識を表現したものとみられる。8 世紀、律令国家体制を確立した日本は、天皇中心の日本式中華思想に立脚した対外理念を標榜し、新羅を蕃国とみなしていた。もし、新羅の国号を「王城国」に認めるとすると、天皇中心の律令国家体制を樹立した日本が維持していた自国中心の対外関係の構造が崩れることになる。したがって、外交関係の認識の差からはじまった 8 世紀初期の日本と新羅の両国の外交紛争は、継続するようになった。

8 世紀初期の日本は、新羅との関係は悪化していたが、渤海とは友好的な関係を維持した。神亀 4 年(727)9 月¹⁶⁵、渤海がはじめて日本に使者を派遣した後、両国は約 200 年近く交流した。〈史料 6〉の難波行幸が行われる前年である天平 11 年(739)7 月癸卯(13)¹⁶⁶、第 2 回渤海使が日本にきた。彼らは、天平 12 年(740)2 月 333F¹⁶⁷に帰国するが、その前である正月丁巳(30)¹⁶⁸に「本国楽」を奏した。新羅との関係が良くなかった日本は、渤海を高句麗の後裔と認識しているので、この本国楽の演奏は先行研究のように対外関係理念によって服属儀礼芸能の形と理解できるだろう¹⁶⁹。

渤海使の帰国後、聖武天皇は難波に行幸する¹⁷⁰。途中、河内国大県郡(現：大阪府柏原市)の知識寺で盧舎那仏像を拝し、自らも仏像を造ろうと決心した。その後、難波に到着した桓武天皇に百済王氏が「風俗楽」を奏して、一族である慈敬と全福がこの奉仕の補償として叙位された。

この「風俗楽(百済楽)」の奏は、先の「渤海楽」奏と時期的な差がほとんどないが、間瀬氏¹⁷¹は、「渤海楽」が「百済楽」のモデルになったとみた。そうして「百済楽」も、服属儀礼としての儀式とした。すでに日本官人として位置づけられた百済王氏を依然として百済の王族(百済王権)として認識し、新羅と同じ位置にあるとみて、混乱した対内外の情勢の中で日本が位置構造を再認識する手段に利用したと説明した。〈史料 6〉の難波行

¹⁶⁴ 『続日本紀』天平七年二月癸丑条「遣中納言正三位多治比真人県守於兵部曹司。問新羅使入朝之旨。而新羅国輒改本号、曰王城国。因兹、返却其使。」：韓国・中国側の史料では、確認されていない。

¹⁶⁵ 『続日本紀』神亀四年九月庚寅条「渤海郡王使首領高齊德等八人。来着出羽国。遣使存問。兼賜時服。」

¹⁶⁶ 『続日本紀』天平十一年七月癸卯条「渤海使副使雲塵將軍己玠蒙等来朝。」

¹⁶⁷ 『続日本紀』天平十二年二月己未条「己玠蒙等還国。」

¹⁶⁸ 『続日本紀』天平十二年正月丁巳条「天皇御中宮閣門。己玠蒙等奏本国楽。賜帛綿各有差。」

¹⁶⁹ 中川尚子、1999、前掲論文。

¹⁷⁰ 『続日本紀』天平十二年二月甲子条「行幸難波宮。」：渤海使が帰国して5日後である。

¹⁷¹ 間瀬智広、2005、前掲論文。

幸は、聖武天皇にとって4度目であるが、楽舞演奏ははじめてである。これは、「渤海楽」から影響を受けたのが明らかである。したがって、日本が自国中心的な見方としてみている「渤海楽」と同様の行為と思われる「百済楽」も対外理念による儀礼的側面があったとみられる。

〈史料 7〉は〈史料 6〉から4年後に行われている。したがって、この段階の新羅との対立は一層深化しており、渤海との関係が悪化したわけではないが、しばらく渤海使の訪問はなかった¹⁷²。

この時期には、都を難波宮あるいは恭仁京(現：京都府木津川市)に移すべきであるという論争があった¹⁷³。これは、藤原仲麻呂と橘諸兄などの政治的対立とも関連があった。その後、難波宮に遷都するという勅が発表された¹⁷⁴。その他にも、聖武天皇が計画した大仏が造営されていた時期でもあった。

このような対内外の情勢から先行研究では〈史料 7〉の「百済楽」演奏も〈史料 6〉と同様に、日本の対外構造の維持および新羅・渤海との関係に対する不安感の解消のためのものとみた。すなわち、日本が自国の位置を高め、東アジアの域内でより強力な国家という認識をするためには、やはり、すでに官人になった百済王族の子孫である百済王氏を再認識して利用するしかなかったのであろう。それは、「百済楽」という形で現れたと考える。

加えて、この時期は敬福が陸奥の国司として産金事業を進めていた。したがって、大坪氏¹⁷⁵が提示した見解のように、桓武天皇の難波行幸は大仏造営事業と深い関係があるという見方も考えなければならない。行幸の際、桓武天皇は敬福の一族である百済王氏に会って、産金事業の推進計画または進行過程の報告を受けたと推定される。

したがって、聖武朝の難波行幸の目的は、遷都や大仏造営事業に対する視察などの複合的な理由とみられ、百済王氏の楽舞演奏は、不安な対外情勢の中でその位置を確実にするため、行幸した天皇に対する政治的な儀礼として行われたのではないかと思う。

¹⁷² 第3次渤海使は、約13年後である天平勝宝4年(752)にきた。

¹⁷³ 『続日本紀』天平十六年閏正月乙丑朔条「詔、喚会百官於朝堂。問曰。恭仁・難波二京、何定為都。各言其志。於是、陳恭仁京便宜者。五位已上廿四人。六位已下百五十七人。陳難波京便宜者。五位已上廿三人。六位已下一百卅人。」

¹⁷⁴ 『続日本紀』天平十六年二月庚申条「左大臣宣勅云。今以難波宮定為皇都。宜知此状。京戸百姓任意往來。」

¹⁷⁵ 大坪秀敏、1990・2008、前掲論文。

一方、日本は新羅征討計画を準備したが、支援を要請した渤海の拒絶およびこの計画を主導した実権者の藤原仲麻呂の失脚によって実行されずに終わる。

朝廷の実権者であった藤原仲麻呂が失脚した後、孝謙天皇は称徳天皇として再び即位した。〈史料 8-①〉は、その後に行われた行幸であった。称徳天皇は、僧侶の道鏡を寵愛し、仏教を重視した。称徳天皇は、天平神護元年(764)10月から伊予国・大和国・和泉国などを行幸したが、その中では河内国の行幸も含まれていた(史料 8-①)。〈史料 8-①〉によると称徳天皇は、弓削寺に行幸して礼仏し、その庭では「唐楽」・「高麗楽」が奏された。そのときには、すでに本拠地を、摂津から河内に移した敬福なども「本国舞」を奏した。その後、弓削寺に食封200戸の施入し¹⁷⁶、道鏡は太政大臣禪師という地位に任じられた。さらに、文武百官に¹⁷⁷詔して、道鏡を礼拝させた。そして、また弓削寺に行幸して礼仏し、「唐楽」・「高麗楽」と「黒山舞」・「企師部舞」¹⁷⁸を演奏させた。その後、百済王氏の一族が叙位された。

称徳天皇が行幸した弓削寺は、弓削氏の氏寺と推定されており、天皇が寵愛した僧侶の道鏡がこの弓削氏の出身という。道鏡は弓削寺を行幸した後、太政大臣禪師という地位に任じられ、天皇に準ずる待遇を受けた。したがって、称徳天皇が弓削寺に行幸して礼仏した目的は、寵愛していた道鏡と関係があると考えられる。

こうした状況から〈史料 8-①〉・〈史料 8-②〉は、〈史料 6〉・〈史料 7〉と異なり、対外関係が大きく強調されなかったと思う。もちろん、「百済楽」とともに「唐楽」・「高句麗」の楽も奏されるので、対外的意味も含まれていたはずである。しかし、行幸の状況からみると、称徳天皇と道鏡に対する儀礼的な性格をもっとも重視したとみられる。

このように天皇の行幸は、百済王氏の楽舞演奏が目的ではなく、対外的な情勢や内部の政治的・社会的混乱などの複合的な理由によって行われたことが確認できた。また、す

¹⁷⁶ 『続日本紀』天平神護元年閏十月己丑朔条「捨弓削寺食封二百戸。智識寺五十戸。」

¹⁷⁷ 『続日本紀』天平神護元年閏十月庚寅条「詔曰。今勅(久)。太政官(乃)大臣(方)奉仕(倍伎)人(乃)侍坐時(仁方)、必其官(乎)授賜物(仁)在。是以、朕師大臣禪師(能)朕(乎)守(多比)助賜(乎)見(礼方)、内外二種(乃)人等(仁)置(天)其理(仁)慈哀(天)過無(久毛)奉仕(之米天志可等)念(保之米之天)可多良(比)能利(多布)言(乎)聞(久仁)、是(能)太政大臣(乃)官(乎)授(末都流仁方)敢(多比奈牟可等奈毛)念。故是以、太政大臣禪師(能)位(乎)授(末都留止)勅御命(乎)、諸聞食(止)宣。復勅(久)、是位(乎)授(末都良牟等)申(佐方)必不敢伊奈(等)宣(多方牟止)念(之天奈毛)、不申(之天)是(能)太政大臣禪師(乃)御位授(末都流等)勅御命(乎)、諸聞食(等)宣。」詔文武百官、令拜賀太政大臣禪師。事畢、幸弓削寺礼仏。奏唐・高麗楽。及黒山・企師部舞。施太政大臣禪師綿一千屯。僧綱及百官番上已上。至直丁・担夫、各有差。内堅・衛府特賜新銭。亦有差。」

¹⁷⁸ 黒山舞は、河内に伝承された舞である。『和名抄』に河内国丹比郡黒山郷(現：大阪市南河内郡美原町黒山)がある。企師部舞は、摂津国の管下の在地楽舞であろう。あるいは、丹比郡黒山郷に住みついている渡来系の吉士氏の部の舞と解釈されている。

でに日本の官人になった百済王氏の出身を強調した楽舞演奏は、単に天皇に対する歓迎の儀礼や娯乐的なものではなく、天皇に対する政治的・儀礼的な側面が強いとみられる。そこで、叙位はこの楽舞演奏の補償であった。

おわりに

百済王氏が官人として活動することになった奈良時代は、律令体制の成立とともに中央集権体制を完成し、日本が古代国家として成立した時期であった。奈良時代の百済王氏は、男女の多くが中央貴族の境界線といえる従五位以上に到達しており、少なくとも中級以上の氏族および官人として位置づけられたとみられる。彼らは、その位階に相当する官職に任じられた。

奈良時代の百済王氏は、従三位まで叙位されたが、国政を担当する要職や参議にはなれなかった。代わりに、実務官僚や地方の国司として多数任じられる。

百済王氏の中央政界の高位・要職への進出が少ない理由は、百済王族としての優遇が消えたこと以外にも、渡来系という外部出身であったからと推定される。

百済王氏の繁栄をもたらしたのは敬福であるが、彼より先立って活動した百済王氏もあった。善光の孫である遠宝、良虞、南典、この三人は百済王氏として最初に官位が授与され、律令国家や古代国家の樹立を経験した転換期の人物たちである。彼らは、百済王氏が律令体制に定着した後の動向および変化を論じるとき、重要な史料になる。

律令国家初期の百済王氏は、最初の叙位後、直ちには任官されない。このことから、百済王氏は直ちに渡来系王族の特性を失って日本官人に変化したのではなく、長期間にわたって徐々に日本体制に適応していったとみられる。また、律令国家初期の百済王氏は、高位に叙位された祖父の善光と異なり、中級以上の官位が与えられ、地方の国司中心に補任されている。彼らは注目すべき功績は残していないが、後代の百済王氏が活動できる基盤を作ったとみられる。

律令国家初期の百済王氏の成功的な日本定着以降、頭角を現したのは敬福であった。東北地方の国司として長期間在任した敬福は、東大寺大仏造営に必要な黄金900両を貢進した。その後、聖武天皇の寵愛を受け、従三位に叙位され、中央政界に進出する。敬福の影響によって百済王氏の一族の政界活動も増えることになる。その中の相当数が、蝦夷

と接していた東北地方に補任されていたので、先行研究では、百済王氏には軍事氏族的性格あるいは東北地方の百済系氏族との関連があったと評価した。特に、百済王氏に優れた軍事氏族的性格があったという見解は、現在、定説のように認められている。

ところで、百済王氏は奈良時代中・後期の百済王氏の補任傾向によると東国補任は多いが、西国補任も、割合的にはほとんど類似しているということが確認される。それだけでなく、百済王族の子孫である百済王氏に果たして軍事氏族的性格があったのか疑問が生じる。百済王族の先祖から百済王氏に伝わってきたという軍事的な知識や技術などの能力に関する具体的な説明も足りない。そもそも、百済王族の子孫である彼らに技術的・軍事的な能力があったとは思えない。さらに、百済王氏の軍事的な性格が他の氏族に比較して、特別に優れていたかさえも不明である。

それにもかかわらず、百済王氏が対蝦夷戦争があった東北地方の国司または武官として就任しているのは事実である。しかし、蝦夷の問題を解決するための軍事氏族的性格を持ったというのは、鎮守府・征夷使の武官より国司の補任がもっと多い。もし、他の氏族よりも軍事的性格が優れていたとすれば、將軍のような軍を総括および主導する高位や要職に補任されるべきである。それだけでなく、東北補任以後にも続けて軍事に関する官職に補任されるのが自然である。しかし、百済王氏はそのような傾向をみせていない。もちろん、対蝦夷戦争という地域的特殊性によって東北地方の国司に任じられた官人は、基本的に戦争に対処するための、軍事関連の業務を遂行する能力は備えているべきであろう。しかし、このような点で、百済王氏が他の氏族と比較して軍事的に優れたと説明することは難しい。したがって、軍事的な性格能力以外に、百済王氏の一族多数が、続けて東北地方の官職に補任された理由を敬福と関連づけて考えてみた。

東北地方は蝦夷と接している辺境地であり、以前から金が出る可能性が高いところであった。東北地方の国司として任じられた敬福は、長期間の在任によって東北地方の情勢を把握し、開拓と経営に慣れたとみられる。また、その地域の官人と在地勢力、そして渡来系の技術者と協力関係を構築した。このような関係は、百済王族の子孫と百済系氏族・技術者としての関係から行われたのではなく、協力と支援が必要な産金事業と関連があったと推定される。

敬福の黄金貢進以降、百済王氏の東北補任は世襲のような傾向をみせている。これは、敬福が陸奥守として約10年間にわたって構築した密接な関係および多様な統治経験や経営知識などを効率的に利用するため、朝廷がそれを受け継いだ彼の一族(敬福以降の百済

王氏)を東北地方に補任したからである。この政策は、中央から遠く離れている複雑な東北地方を統治するとき、効果的であった。このように奈良時代における百済王氏の東北補任は、敬福の業績、特に産金に関わる業績と関わって、増加し定着していったものと考えられる。

ところで、奈良時代後期になると蝦夷との戦争が激化し、産金事業より対蝦夷戦争が緊急な問題として浮上する。こうした情勢の中で東北地方に派遣された百済王氏は、国司の他にも軍事関連の官職にも任じられる。しかし、その数は思ったより少なく、軍の要職に補任された例も多くない。このことから百済王氏に特別に優れた軍事氏族的性格があったというよりは、東北補任後、変化する状況の中で軍事的な部分が強調されたものとみられる。このように奈良時代の百済王氏は、敬福の黄金貢進を中心に転換期を迎えたと思う。

敬福は、黄金貢進後の天平勝宝 2 年(750)5 月辛丑(14)に宮内卿になり、まもなく河内守が加わる。この頃、百済王氏は最初に定着した難波(のち摂津国百済郡)から河内国交野郡に住したことが知られている。したがって、百済王氏の交野移住と敬福の河内守の任官に何か関係があるのではないかと推定されている。

先行研究では、水害で大きな被害を受けて居住地を失った百済王氏が交野に移住し、宮内卿であった敬福に河内守が加えられたと説明されてきた。このように、一氏族が長期間居住していたところを離れて移住したというのは、何らかの複雑な理由があると思う。

敬福が宮内卿になって中央に進出した後、まもなく河内守が加わったとすると、そこに彼の能力を必要とする任務があったと推定される。もし、それが百済王氏の交野移住と理解すると、敬福は百済王氏の代表として自らの氏族が新たな地に安住させる役割を果たしたと説明するのが可能になるだろう。

一方、奈良時代の百済王氏は天皇が行幸した際、百済楽舞を奏したという独特な動向が確認されている。すでに、滅亡した国の楽舞を百済王族の子孫である百済王氏が奏したことから、これは、単純な歓迎のための儀式や娯楽的な芸能ではなかったと考えられる。

百済王氏が楽舞演奏を行った奈良時代中・後期は、新羅との関係は悪化していく反面、渤海とは友好的な関係を維持していた。渤海使は日本に派遣され「本国楽」を奏したが、これは服属芸能の形態といえる。したがって、同時期に楽舞を奏した百済王氏も対外理念による儀礼であったと説明できる。百済楽を奏した百済王氏は、百済王族の出身であるが、すでに日本官人として位置づけられていた。しかし、対外的関係で不安感を感じた日本は、百済王氏を百済王族(百済王権)として認識し、新羅と同じ位置にあるとみて、混乱した情

勢の中で、自分の位置を確立する手段で利用したというのである。ただし、聖武天皇の本来の難波行幸の目的は、百済楽舞ではなく、遷都や大仏造営事業に対する視察などの複合的な理由であった。

一方、新羅征討計画した藤原仲麻呂が失脚すると、実行されずに終わる。したがって、称徳朝の百済王氏の楽舞演奏は、その性格が異なると考えられる。称徳天皇が行幸した弓削寺は、当時天皇の寵愛を受けていた道鏡の一族の氏寺であった。このことから、対外関係より、称徳天皇と道鏡に対する儀礼の性格が強かったとみられる。

これまで検討した結果、奈良時代の百済王氏は百済王族の子孫であったが、日本が律令国家体制を成立した後には、王族としての優遇や実際的な権限はなかったと考えられる。

「百済王」姓と位階、そしてそれに当たる官職が授与され、日本の氏族であり、官人として律令体制に位置付けられた。それにもかかわらず、百済系というアイデンティティは依然として残っていた。

百済王氏は、日本に定着した他の渡来系氏族と類似した動向や特性を持っていたと指摘されてきた。しかし、百済王氏は百済王族の子孫という特殊性を持っていた。したがって、朝廷は律令国家の構造の形成および理念などを充足させるため、このような要素を持っていた百済王氏を必要に応じて適切に活用したとみられる。このように百済王氏は日本官人になったが、対外的・儀礼的な面では百済王族という出身が認識・強調されるなど、朝廷にとって他の渡来系氏族とは異なる性格を持った別個の存在として扱われていたものといえるだろう。

第四章 平安時代の百済王氏

はじめに

桓武天皇が治めた8世紀末-9世紀初は、新たな都(長岡京・平安京)の造営や蝦夷征討の事業を実施し、中華思想に立脚して、積極的に律令を再整備・強化する時期であった。また、桓武朝である平安時代初期は、身分制を優先する貴族中心的な社会であった。

このような状況の中で、諸蕃すなわち百済系氏族である百済王氏が桓武天皇の外戚として認められる特別な事件が起きる。敬福以降、中級以上の官人として政治的進出が増えた百済王氏は、桓武天皇の外戚として平安時代の全般にわたって全盛期を迎えたと考えられる。

本稿では、桓武天皇と生母である高野新笠の系譜を検討し、百済王氏が外戚として宣言された過程と背景を再確認する。また、母系の氏族である和氏の動向を把握し、外戚として認められた百済王氏の官位傾向と比較したい。これで、桓武朝の百済王氏がどのような存在として認識されていたのか、その性格と意義について考察が可能であると考えられる。

このように外戚として認められていた百済王氏は、桓武天皇が崩御した後、政治的支持者を失って、その位置と性格が再び変化したと思う。したがって、桓武朝以後の官位傾向を通じて、百済王氏の変化や衰退の過程についても推定したい。

第一節 桓武朝の百済王氏

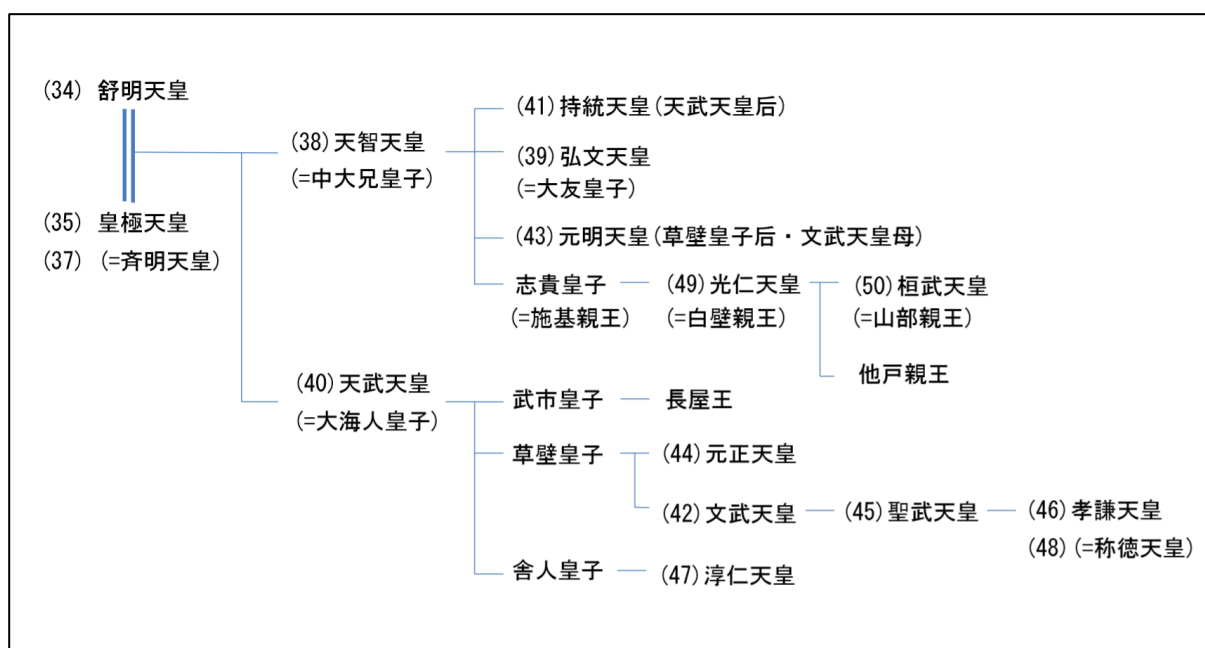
桓武朝の百済王氏は、百済王族、具体的には百済の義慈王の直系子孫という独特な系譜を持っていた渡来系氏族であった。桓武天皇はどうしてこうした百済王氏を外戚と宣言したのか。また、桓武天皇の外戚宣言によって奈良時代に中級以上の官人および氏族として位置付けられていた百済王氏の政治的位置と性格に、どのような変化が起きているのか考えてみる必要がある。

本節では、このような先行研究を踏まえ、桓武天皇の系譜を再検討して、百濟王氏との外戚関係について改めて考察したい。その後、桓武朝の百濟王氏の政治的動向を官位傾向から分析・検討し、その政治的位置と性格を理解する。

一 桓武天皇の系図検討

(一) 桓武天皇の系図

桓武天皇(在位：781-806)は、光仁天皇(在位：770-781)と渡来系氏族という和氏の出身である新笠の間に生まれた。桓武天皇は、もともと皇位継承とは遠い立場であったが、宝亀4年(773)に皇太子になり、天応元年(781)に天皇として即位した。まず、桓武天皇が即位した過程を、以下の〈図4〉から確認する。



〈図4〉 皇室の系図

〈図4〉をみると、斉明天皇(在位：655-661)以降、天智系と天武系が交代するように皇位継承が行われていることが確認される。しかし、山部王¹(のち山部新王・桓武天皇)が生まれた天平9年(737)頃には、すでに聖武天皇(在位：724-749)のような天武系の子孫

¹ 光仁天皇即位以降には、山部親王と称されることになる。

たちが皇位を独占継承していた。したがって、天智系であり、渡来系氏族の出身の生母から生まれた山部王は、皇位継承とはまったく無関係なようにみえた。

神護景雲 4 年(770)8 月、天武系である称徳天皇(在位：764-770)が独身で崩御し、宝亀元年(770)10 月、白壁王(のち光仁天皇)が天皇に即位した。光仁天皇は天智天皇の孫であったが、聖武天皇の皇女である井上内親王と結婚し、その間には他戸親王がいた。その後の他戸親王の即位を考慮に入れた光仁天皇の即位は、天武系の皇統を続けて継承するという点で大きな意味があった。したがって、光仁天皇が即位した宝亀元年(770)11 月、井上内親王は皇后になり、翌年宝亀 2 年(771)正月には、他戸親王が太子に冊立された。しかし、宝亀 3 年(772)3 月、井上皇后が天皇を呪咀したという謀反の罪で廃位される。同年(772)5 月、他戸皇太子も廃されることになった。廃位された井上皇后と他戸太子は、大和国に幽閉され、宝亀 6 年(775)4 月に薨去した。これで、天武系の血統は完全に途絶えることになった。

宝亀 4 年(773)正月、光仁天皇の子である山部親王が、皇太子に冊立される。天応元年(781)4 月、光仁天皇から皇位を譲位され、天皇に即位した。こうして、これまで皇位を継いできた天武系は途切れることになる。逆に、光仁天皇が即位した後には天智系の子孫たちが皇位を継承することになる。

(二) 桓武天皇の母系検討

前述したように 8 世紀後半までには、天武系の子孫が皇位を継承していたので、天智系であった山部親王は、皇位とは距離が遠い立場であった。しかし、宝亀 3 年(772)3 月、井上皇后と他戸太子が廃位され、山部親王が太子に冊立される。井上皇后と他戸太子の呪咀の事件と廃位、そして死亡には疑問点が多く、その背景には朝廷の政治権力争いや陰謀があった可能性が高いと推定される。光仁天皇の擁立に功を立てた藤原式家の百川が親密にしていた山部親王に注目し、彼を後継者として支持したといわれる。山部親王は、百川の長女を含め、多数の藤原氏の女性たちと婚姻関係を結んでいる。このことから、藤原氏が山部親王に対して政治的に期待していたと考えられる。このような百川の行動には、山

部親王を天皇に冊立して、藤原氏が後代の政権を掌握しようとする政治的意図があったとみられる²。

こうした政治的な動きがなかったとすれば、山部親王が天皇として即位するのは、不可能であっただろう。すでに指摘したように、桓武天皇は光仁天皇の長子であったが、生母である新笠の身分が低い渡来系氏族である和氏の出身であったからである。このような生母の出身は、桓武天皇が即位する前の政治的活動にも影響があったと推定される。当時、皇親は蔭位の制によって21歳になったとき、叙位される。しかし、桓武天皇は、天平宝字8年(764)10月、藤原仲麻呂の乱を鎮圧した功としてはじめて従五位下を授与される³。このとき、28歳であったので、比較的遅い年齢に位階がはじめて叙位されたのである。このように遅く位階が与えられたのは、やはり生母の出身と関連があったとみられる。また、皇太子に冊立する前である称徳朝(764-770)には、従五位上・従四位下になり、大学頭・侍従として活動した⁴。このことから、皇親のときの桓武天皇は、高位や太政官の官人ではなかったが、大学頭に任じられたことから、それに当たる学識があったと考えられる。

それでは、桓武天皇の政治的な活動に影響を与えた生母である新笠の出身や身分はどうだろうか。新笠の出身や生涯は、以下の〈史料1〉と〈史料2〉から推定できる。

〈史料1〉『続日本紀』延暦九年正月壬子条(延暦八年十二月壬午の附載)⁵。

葬於大枝山陵。皇太后姓和氏。諱新笠。贈正一位乙繼之女也。母贈正一位大枝朝臣真妹。后先出自百濟武寧王之子純陀太子。皇后容德淑茂。夙著声誉。天宗高紹天皇竜潜之日。媵而納焉。生今上。早良親王。能登内親王。宝亀年中。改姓為高野朝臣。今上即位。尊

² 『公卿輔任』藤原百川伝「(中略)大臣素屬心於桓武天皇。龍潜之日、共結交情。及寶龜天皇踐祚之日、私計為皇太子。于時、庶人他部在儲貳位。公數出奇計、遂廢他部。桓武天皇為太子。致身盡力、服事儲宮。(後略)」

『続日本後紀』承和十年七月庚戌条「致仕左大臣正二位藤原朝臣緒嗣薨。(中略)令陪殿上。即詔曰。微緒嗣之父。予豈得踐帝位乎。雖知緒嗣年少為臣下所恠。而其父元功。予尚不忘。宜拜參議以報宿恩。大臣奉勅。便起引唱(後略)。」

北山茂夫、『日本の歴史』4、中公文庫、1973・中川收、「光仁朝政治の構造と志向」『奈良朝政治史の研究』、高科書店、1991

³ 『続日本紀』天平宝字八年十月庚午条「詔、加賜親王・大臣之胤。及預討逆徒諸氏人等位階。無位諱(今上。)矢口王。三閔王。大宅王。若江王。当麻王。坂上王並授從五位下。」

⁴ 『続日本紀』天平神護元年十一月丁巳条「從五位下諱從五位上。」

『続日本紀』宝亀元年八月丁巳条「授大学頭諱從四位下。(中略)從四位下諱為侍從。」

⁵ 『続日本紀』延暦九年正月壬子条：延暦八年十二月壬午の「皇太后崩」の付載である。

明年は、次年の記事を前年にかけて異例であるが、天皇崩御場合は送葬関係の記事をまとめて付載するのが普通なので、皇太後の場合もこれにならったのだろう(宇治谷孟、『続日本紀』(下)全現代語訳、講談社、1995)。

為皇太夫人。九年追上尊号。曰皇太后。其百濟遠祖都慕王者。河伯之女感日精而所生。皇太后即其後也。因以奉諡焉。

〈史料 2〉『新撰姓氏録』左京諸蕃下。

和朝臣。百濟国都慕王十八世孫武寧王之後也。

新笠は、百濟系氏族(史料 3)という「和」氏の出身で、本来の姓は「史」である。新笠は、光仁天皇が即位する前に婚姻し、桓武天皇・早良親王・能登内親王を生んだ。〈史料 1〉によると、光仁天皇が即位した後である宝亀年中(770 年代)に「和史」から「高野朝臣」に改姓されたという。宝亀 9 年(778)正月丙子(29)⁶、新笠は従四位下から従三位になる。おそらく、この頃に、従三位に当たる「夫人」⁷という地位が与えられたと考えられる。新笠は皇太子の生母であったが、出身が低かったので「皇后」にはなれなかったとみられる。しかし、天応元年(781)4 月癸卯(15)⁸、桓武天皇が即位して「皇太夫人」と称される。また、同月乙卯(27)⁹、従三位から正三位になる。新笠は、延暦 8 年(789)12 月に崩御した後、「皇太后」として追上される。大同元年(806)4 月庚子(7)¹⁰に、「太皇太后」として追贈された。

このように新笠の本来の出身は低かったが、桓武天皇が即位した後、位階と地位が高くなったことが確認できる。それでは、新笠の出身の和氏について、より具体的に検討してみよう。

〈史料 1〉によると、新笠の父は和(のち高野朝臣)乙繼(弟嗣¹¹)、母は大枝朝臣真妹という。新笠の両親に関する記録は、次のようになる。

新笠の父である和乙繼の生前の官位は不明であるが、「史」という姓からみると地方の下級官人であったと推定される¹²。「和史」は、光仁天皇が在位していた宝亀年中(770 年代)に「高野朝臣」と改姓される。下位の姓である「史」から「八色の姓」の中でも上

⁶ 『続日本紀』宝亀九年正月丙子条「授従四位下高野朝臣従三位。」

⁷ 律令制における天皇の後妃の地位および称号である。皇后・妃に次ぐ地位にあり、位階は三位が与えられた。

⁸ 『続日本紀』天応元年四月癸卯条「(前略)朕一人乃未也慶之岐貴岐御命受賜牟。凡人子乃蒙福麻久欲爲流事波於夜乃多米尔止奈母聞行須。故是以朕親母高野夫人乎稱皇太夫人冠位上奉治奉流。(後略)」

⁹ 『続日本紀』天応元年四月乙卯条「皇太夫人従三位高野朝臣加正三位。」

¹⁰ 『日本後紀』大同元年四月庚子条「葬於山城國紀伊郡栢原山陵。天皇。諱山部。天宗高紹天皇之長子也(前史闕而不載。故具於此也。)母曰高野大皇太后。(後略)」

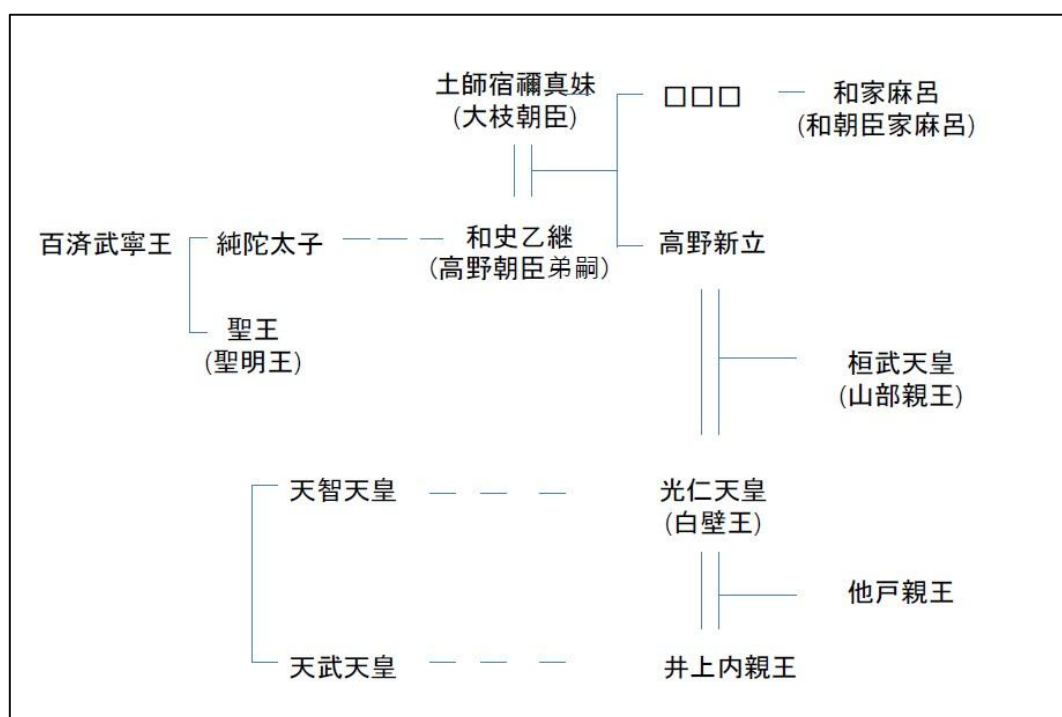
¹¹ 『日本後紀』延暦廿三年四月辛未条の「和朝臣家麻呂薨」によると「贈正一位高野朝臣弟嗣之孫也。」と記録されている。

¹² 李根雨、「日本列島の百濟遺民에 대하여」『한국고대사연구』23、한국고대사학회、2001

位の姓である「朝臣」が与えられたのは、宝亀 4 年(773)にあった山部親王の皇太子の冊立と関係があるとみられる。

新笠の母である土師真妹は、百舌地域の土師氏(のち大枝朝臣真妹)であり、姓は「宿禰」であったといわれる。延暦 9 年(790)12 月壬辰朔条¹³によると桓武天皇は、母方の祖母の氏である「土師」を改して「大枝朝臣」とするようにした。この改姓は〈史料 1〉の延暦 8 年(789)12 月、高野新笠が亡くなった翌年正月、平安京の西にある山城国乙訓郡大枝村の大枝山陵(現：京都市西京区大枝沓掛町)に埋葬したことと関係があると思われる。

また、九族(親族)である菅原真仲と土師菅麻呂も同じく「大枝朝臣」とするようにした。同年同月辛酉(30)¹⁴に、土師氏の系統の者らにも「大枝(大江)朝臣」・「秋篠朝臣」・「菅原朝臣」を与えた。



〈図 5〉 桓武天皇の系図

¹³ 『続日本紀』延暦九年十二月壬辰朔条「詔曰。春秋之義。祖以子貴。此則礼經之垂典。帝王之恒範。朕君臨宇内。十年於茲。追尊之道。猶有闕如。興言念之。深以懼焉。宜朕外祖父高野朝臣。外祖母土師宿禰。並追贈正一位。其改土師氏為大枝朝臣。夫先秩九族。事彰常典。自近及遠。義存曩籍。亦宜菅原真仲。土師菅麻呂等同為大枝朝臣矣。」

¹⁴ 『続日本紀』延暦九年十二月辛酉条「勅外從五位下菅原宿禰道長。秋篠宿禰安人等。並賜姓朝臣。又正六位上土師宿禰諸士等賜姓大枝朝臣。其土師氏惣有四腹。中宮母家者是毛受腹也。故毛受腹者賜大枝朝臣。自余三腹者。或從秋篠朝臣。或屬菅原朝臣矣。」

桓武天皇は母方に対して改姓だけでなく、追贈もした。延暦 9 年(790)12 月壬辰朔条¹⁵によると、すでに亡くなった母方の祖父母である高野朝臣と土師宿禰(のち大枝朝臣)に正一位を追贈したといわれる。

桓武天皇がこのように改姓や高位を与えたのは、亡くなった母方の祖父母だけではなく、母方の者たちにも官位と姓を与えた。これは、桓武天皇が母方を優遇したといえる。

特に、その中でも高野朝臣弟嗣(和乙継)の孫、すなわち桓武天皇の従兄弟に当たる和朝臣家麻呂の活動が注目される。彼の動向は、『日本後紀』延暦 23 年(804)4 月辛未(27)条の「薨伝」(史料 3)から確認できる。

〈史料 3〉 『日本後紀』延暦二十三年四月辛未条。

(前略)。中納言従三位和朝臣家麻呂薨。詔贈従二位大納言。家麻呂。贈正一位高野朝臣弟嗣之孫也。其先百濟國人也。爲人木訥。無才學。以帝外戚。特被擢進。蕃人入相府。自此始焉。可謂人位有餘。天爵不足。其雖居貴職。逢故人者。不嫌其賤。握手相語。見者感焉。時年七十一。

これによると、和朝臣家麻呂は才学は不足したが、天皇の外戚として朝廷に出仕し、昇進した。蕃客(渡来系出身)としてははじめて相府(公卿)となり¹⁶、高位職に任じられたという。延暦 5 年(786)¹⁷の段階で、従七位上の下級官人であった和朝臣家麻呂が、異例的な昇進をみせているのは、やはり桓武天皇が母方を気を使って、身分を高めて優遇したからとみられる。

優遇の例は、新笠の親族とみられる和史国守(のち和朝臣国守)¹⁸の動向からも推定できる。和史国守は、桓武天皇が即位した後、同じ氏族とともに「朝臣」が賜姓された¹⁹。桓武天皇の在位期に外従五位下になり、多様な官職に任じられた²⁰。

¹⁵ 『続日本紀』延暦九年十二月壬辰朔条。

¹⁶ 奈良時代初・中期で活動した百済王南典・敬福は、従三位になって「公卿補任」で名を確認できるが、非参議であった。しかし、和朝臣家麻呂は、同じ渡来系出身である百済王氏と異なって参議になった。したがって、渡来系氏族出身者としてはじめて公卿に昇ったといえよう。

¹⁷ 『続日本紀』延暦五年正月戊戌条「(前略)従七位上和朝臣家麻呂。正六位上多治比真人賀智。紀朝臣楯人。藤原朝臣清主。百済王孝徳並従五位下。(後略)」

¹⁸ 新笠の兄弟、そして和朝臣家麻呂の父という説がある(鈴木真年、『百家系図稿』〈巻7 和朝臣〉)。

¹⁹ 『続日本紀』延暦二年四月丙寅条「左京人外従五位下和史国守等卅五人賜姓朝臣。」

²⁰ 『続日本紀』天応元年四月癸卯癸卯条「(前略)正六位上船連田口。和史国守。伊勢朝臣水通。武生連鳥守。上毛野公薩摩。土師宿禰道長。正七位上物部多芸宿禰国足並外従五位下。(後略)」

これまでの検討結果、桓武天皇は賜姓や官位授与、そして追贈などのさまざまな方法で、母方の身分を高めようとしたことが確認できる。それでは、桓武天皇はどのように母方の身分を高めなければならなかったのだろうか。

歴代天皇の系図を検討すると、これまでの皇后は天皇の血統、すなわち大部分が皇女(内親王)の出身であったことが確認できる。また、最初の非皇族出身の皇后という光明皇后(聖武天皇后)の場合は、当時の朝廷を掌握していた藤原不比等の娘であった。光明皇后以降、皇后になった非皇族出身の皇后も、少なくとも藤原氏のような権力を持った有力氏族(中央貴族)の出身の女人たちであった。

これまで即位した天皇の両親の大部分が、両方が皇族の出身であった。しかし、桓武天皇の生母である新笠は、身分が低い渡来系氏族の出身であった。これについて田中史生氏²¹は、従来の天皇は両親の両方から天皇としての地位の正当性を与えられたが、桓武天皇の場合は、そうではなかったと述べた。すなわち、桓武天皇は父である光仁天皇からは天皇としての正統性を確保されたが、生母である新笠についてはむしろ子である自らが叙位や地位を与えなければならなかったのである。

したがって、桓武天皇には、その出自や血統に関する疑問が提起される可能性があった。これは、桓武天皇の政治的立場および王権の不安定にも影響を与えることができた。このような状況の中で、桓武天皇がいくら生母や母方の地位を高めたとしても、根本的なその出身や血統の正統性に関するコンプレックスは、簡単に解決されなかつただろう。

桓武天皇は、自らの出身の正統性に対する根本的な問題を解決するため、母方の出身を明らかにしようとした。ここで、桓武天皇が注目したのが百済王氏であった。それでは、桓武天皇と百済王氏の関係について検討してみよう。

『続日本紀』天応元年十月己丑条「外従五位下和史国守為造法華寺次官。」

『続日本紀』延暦元年八月乙亥条「外従五位下和史国守為園池正。」

『続日本紀』延暦三年正月己卯条「(前略)外従五位下和朝臣国守。安都宿禰真足。正六位上文室真人真屋麻呂。藤原朝臣真作。大伴宿禰永主。大原真人越智麻呂。和朝臣三具足。石川朝臣魚麻呂。巨勢朝臣家成。大春日朝臣諸公。安倍朝臣広津麻呂。坂本朝臣大足。田口朝臣清麻呂。笠朝臣小宗。三方宿禰広名。紀朝臣兄原。佐伯宿禰老並従五位下。(後略)」

『続日本紀』延暦六年二月庚辰条「従五位下和朝臣国守為参河守。」

『続日本紀』延暦九年三月壬戌条「従五位下和朝臣国守為大蔵少輔。」

『続日本紀』延暦十年正月戊辰条「従五位下賀茂朝臣大川。(中略)和朝臣国守。(中略)物部多芸宿禰国足並従五位上。」

『続日本紀』延暦四年正月辛亥条「従五位下和朝臣国守為下野介。」

²¹ 田中史生、「桓武朝の百済王氏」『日本古代国家の民族支配と渡来人』、校倉書房、1997

二 桓武天皇と百濟王氏との関係

桓武天皇は即位した後、生母である新笠とその氏族である和氏に「高野朝臣」を賜姓および官位授与、追贈などのさまざまな方法で、母方の地位を高めようとした。しかし、これは桓武天皇にとって根本的な解決方法ではなかったとみられる。したがって、桓武天皇は自らの正統性のため、母方の出身を明確にする必要があった。これは、延暦 18 年(799)2 月乙未(21)条²²の和氣清麻呂の薨伝から推定できる。

この記事によると、桓武天皇が中宮大夫²³であった和氣清麻呂に命じて『和氏譜』という生母の出身氏族である和氏の系譜を編纂するようにした。惜しくも『和氏譜』は、和氣清麻呂の薨伝で言及しているだけで現存しないので、具体的な編纂時期や内容は不明である。ただし、編纂者である和氣清麻呂が中宮大夫に任じられたのは、延暦 7 年(788)2 月丙午(28)であるので、それ以降から延暦 8 年(789)12 月乙未(28)、すなわち新笠の崩御までの間に作成されたのではないかと推定される²⁴。『和氏譜』の内容は、先の〈史料 1〉である「新笠薨伝」からある程度、推測できると思う。さらに『和氏譜』は、それ以降に編纂された〈史料 1〉と〈史料 2〉の和氏の出身に関する記録に影響を与えたとみられる。

〈史料 1〉によると、新笠の出身は和氏であり、その先祖は百濟国王の武寧王の子である純陀太子といわれる。純陀太子は、韓国史料である『三国史記』・『三国遺事』では、確認されず、それに当たる人物もみえない。ただし、『日本書紀』繼体天皇 7 年(513)8 月癸未朔戊申(26)²⁵条では、「百濟太子淳陀」が亡くなったという記述がある。ここの「淳陀太子」は、先の「純陀太子」と同一人物と推定されている。

淳陀太子は父である武寧王²⁶より先に亡くなったので、翌年(524)正月、太子の明が聖明王(聖王)として国王に即位する²⁷。これらの記録を認めれば、聖明王は淳陀太子の弟である可能性が高い。

²² 『日本後紀』延暦十八年二月乙未条「天應元年授從四位下。拜民部大輔。爲攝津大夫。異遷中宮大夫、民部卿。授從三位。延暦十七年上表請骸骨。優詔不許。仍賜功田廿町。以傳其子孫。清麻呂練於庶務。尤明古事。撰民部省例廿卷。于今傳焉。奉中宮教。撰和氏譜奏之。帝甚善之。」

²³ 『続日本紀』延暦七年二月丙午条「從四位上和氣朝臣清麻呂為中宮大夫。」

²⁴ 田中史生、1997、前掲論文。・大坪秀敏、「桓武朝における百濟王氏」『龍谷史壇』第119・120合刊号、2003(『百濟王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)・小宮山嘉浩、「長岡・平安遷都と百濟王氏」『学習院大学東洋文化研究叢書、東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』、東方書店、2010、111-135頁。：中宮にいる新笠が、亡くなるまでと思われた。

²⁵ 『日本書紀』繼体天皇七年八月癸未朔戊申条「百濟太子淳陀薨。」

²⁶ 『日本書紀』繼体天皇十七年五月条「百濟国王武寧薨。」

²⁷ 『日本書紀』繼体天皇十八年正月条「百濟太子明即位。」

また、〈史料 1〉は〈史料 2〉の記録とも関連がある。〈史料 2〉によると、和朝臣の出身を「百済国都慕王十八世孫武寧王之後也」として、和朝臣は武寧王から出たと説明している。〈史料 2〉は、先祖の主体が武寧王という微妙な差があるが、先の〈史料 1〉の和氏が武寧王の子である純陀太子から出た記事と相通ずるとみられる。

一方、淳陀太子の記事より先立った武烈 7 年(505)夏 4 月条に、和氏の先祖に関するものと推定される記事(史料 4)が目につく。

〈史料 4〉『日本書紀』武烈天皇七年夏四月条。

百済王遣期我君進調。別表曰。前進調使麻那者、非百済国主之骨族也。故謹遣斯我奉事於朝。遂有子。曰法師君。是倭君之先也。

〈史料 4〉によると、百済の王(国王)が「骨族」である「斯我君」という人物を遣わして、朝廷に仕えるようにしたという。そして、この「斯我君」の子である「法師君」が、「倭君」の始祖であると記述されている。ここで、百済王(国王)は時期的に武寧王を意味するが、斯我君は本条だけで確認されているので、骨族、すなわち百済王族であったという事以外の詳しいことは不明である。

斯我君と法師君が、先の純陀太子(淳陀太子)とどのような関係にあるかは不明であるが、骨族という表現から少なくとも、武寧王と深く結び付いている同じ百済王族である可能性が高い。したがって、百済王族の親族である倭君と武寧王・純陀太子の子孫という和氏(和朝臣氏)の関係は、同族と解釈できる。

倭君の「倭」と和氏の「和」は、両方とも「ヤマト」と読めることができるので、連関性があると推定される。ただし、「君」と「史」は、格差がある姓であるので、同族とみることができるのかという指摘がある²⁸。

これらの記事には、記述から微妙な差があるが、和氏の血統が百済王家と深い関係があったと想定しているのである。しかし、現在『和氏譜』は存在しないので、その具体的な関係は確認できない。

²⁸ 李根雨、「桓武天皇 母系는 武寧王의 후손인가」『한국고대사연구』 24、한국고대사학회、2002 : 李氏によると「君」は主に地方の有力豪族や皇親系統に与えられた姓であり、「史」は渡来人の子孫に文筆で優れた氏族に与えられた姓といわれる。したがって、「史」は官位が低く、地方の下級官人に与えられた姓であることを指摘した。このように、姓はその出身背景や社会的地位を反映している。『新撰姓氏録新撰』に現れている「史」の先祖は、該当国家の王と直接つながるとはみにくい場合がほとんどであり、官位も明らかになっていないとした。

ところで、和史氏が祭った神が、東漢氏と深い関係がある氏族という見解が提示された²⁹。もし、和氏の本来の出身が百済系ではなく、東漢氏の系列の渡来系氏族である可能性が高いとすれば、和氏は百済王家と密接に結合されていたと断言し難い。

一方、〈史料 1〉と〈史料 2〉によると、和氏の出身である新笠の先祖は武寧王であり、百済国の遠祖である都慕王³⁰から出たというのか注目される。都慕王は、高句麗の始祖である東明聖王、すなわち朱蒙を意味する。これらの記事は、新笠の出身が武寧王の子孫であるものを超え、天神(日神)の子孫である都慕王とも系譜上につながっていると説明している。これは、桓武天皇の母方は百済系氏族出身であるが、本来は百済王(武寧王)、ひいては都慕王の子孫、すなわち天孫から出たといわれるのである³¹。

この背景には、やはり桓武天皇が低い身分の母から生まれた自らの出身のコンプレックスを克服し、天皇として地位と正統性を強固にしたいという政治的意図があったとみられる。

母方が百済王家と繋がっていることを強調するため、桓武天皇が注目したのが百済王氏であった。彼らは、百済国王である義慈王の直系子孫という特別な出身であった。彼らは、日本体制の官人として政治的立場を構築して活発に活動していたが、姓を日本式に改姓せず、百済系という出身を強調している。

桓武天皇が中宮大夫であった和氣清麻呂に『和氏譜』を編纂することを命じたとき、中宮亮であったのが百済王仁貞であった³²。したがって、和氣清麻呂の副官であった仁貞も、『和氏譜』の編纂作業に参加したと考えられる。仁貞は、おそらく百済王氏として系譜の監修や保証の役割を果たしたと推定される³³

桓武天皇は、このように完成された『和氏譜』をもとに、自らの母系である和氏が百済王家から出たということを強調し、その出身を高めた。『和氏譜』は、〈史料 1〉の新笠の薨伝と嵯峨朝に編纂された〈史料 2〉の和氏(和朝臣)条の作成に影響を与えたと思う。

²⁹ 田中史生、1997、前掲論文。・平野邦雄、「今来漢人」『大化前代社会組織の研究』、吉川弘文館、1969・宋浣範、「간무(桓武) 천황과 百济王氏」『일본역사연구』31、일본사학회、2010-a

³⁰ 都慕王(東明聖王・朱蒙)は、河伯(黄河の水神)の娘である柳花と、天帝の子である解慕漱から生まれたといわれる。朱蒙は卵で生まれ、日光によって孵化したと伝えられている。

³¹ 李根雨、2002、前掲論文。

³² 『続日本紀』延暦八年三月戊午条「從五位下百済王仁貞為中宮亮。」

³³ 田中史生、1997・小宮山嘉浩、2010、前掲論文。・金恩淑、「日本律令国家의 百济王氏」『百济遺民들의 活動』7、충청남도역사문화연구원、2007

『和氏譜』の完成で和氏の出身と系譜関係が明確になると、桓武天皇は、延暦9年(790)2月甲午(27)(史料5)に、百済王家の血統を継承している百済王氏を外戚として宣言し、叙位した。

〈史料5〉『続日本紀』延暦九年二月甲午条。

詔以大納言從二位藤原朝臣繼繩為右大臣。中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂為大納言。從四位上大伴宿禰潔足。從四位下石川朝臣真守。大中臣朝臣諸魚。藤原朝臣雄友並為參議。授從三位紀朝臣船守正三位。正五位上当麻王從四位下。無位謂奈王從五位下。正四位下紀朝臣古佐美正四位上。從四位上和氣朝臣清麻呂正四位下。百済王玄鏡並從四位下。從五位上百済王仁貞正五位上。從五位上羽栗臣翼正五位下。從五位下藤原朝臣末茂從五位上。正六位上百済王鏡仁從五位下。是日。詔曰。百済王等者朕之外戚也。今所以擢一兩人。加授爵位也。

〈史料5〉では、外戚に宣言された者たちについて「百済王等」と記述しているが、同記事で百済王氏の一族が叙位されているので、百済王氏を意味すると思う。百済の義慈王の直系子孫である百済王氏は、当時、百済系氏族の代表的な存在として位置していたといふので³⁴、『和氏譜』を保証し、承認できる後見者の役割をしたといわれる³⁵。その他には、外戚宣言の詔を桓武天皇が寵愛していた百済王氏一族の女人である明信と関連して論じた意見³⁶もあるが、『和氏譜』の編纂と百済王氏の外戚宣言の時期を推定すると、桓武天皇の正統性の問題を固めるための目的が大きいと思う。

したがって、百済王氏の外戚宣言は和氏が百済王家(武寧王)の子孫であることを正当化するため、『和氏譜』の信憑性を保証・証明して和氏の身分を高め、桓武天皇の地位や正統性を強固にするきっかけになったといえる。

百済国王(義慈王)の直系子孫である百済王氏の役割は、以下の〈史料6〉の津連真道の改姓に対する上表記事でも確認できる。

³⁴ 菅澤庸子、「桓武朝における百済王氏の地位 - 「朕之外戚也」の詔の意義について-」『京都市史編さん通信』260、京都市史編さん所、1995

³⁵ 田中史生、1997・宋浣範、2010-a、前掲論文。

³⁶ 大坪秀敏、2003・2008、前掲論文。：大坪氏は、百済王氏の外戚宣言について寵愛した百済王明信の尚侍と密接な関係を有していたという。

〈史料6〉『続日本紀』延暦九年秋七月辛巳条。

左中弁正五位上兼木工頭百濟王仁貞。治部少輔從五位下百濟王元信。中衛少將從五位下百濟王忠信。図書頭從五位上兼東宮学士左兵衛佐伊予守津連真道等上表言。真道等本系出自百濟国貴須王。貴須王者百濟始興第十六世王也。夫百濟太祖都慕大王者。日神降靈。奄扶余而開国。天帝授籙。惣諸韓而称王。降及近肖古王。遥慕聖化。始聘貴国。是則神功皇后摂政之年也。其後輕嶋豊明朝御宇応神天皇。命上毛野氏遠祖荒田別。使於百濟搜聘有識者。国主貴須王恭奉使旨。択採宗族。遣其孫辰孫王（一名智宗王）随使入朝。天皇嘉焉。特加寵命。以為皇太子之師矣。於是。始伝書籍。大闡儒風。文教之興。誠在於此。難波高津朝御宇仁徳天皇。以辰孫王長子太阿郎王為近侍。太阿郎王子亥陽君。亥陽君子午定君。午定君生三男。長子味沙。仲子辰爾。季子麻呂。從此而別始為三姓。各因所職以命氏焉。葛井。船。津連等即是也。逮于他田朝御宇敏達天皇御世。高麗国遣使上鳥羽之表。群臣諸史莫之能読。而辰爾進取其表。能読巧写。詳奏表文。天皇嘉其篤学。深加賞歎。詔曰。勤乎懿哉。汝若不愛学。誰能解読。宜從今始近侍殿中。既而又詔東西諸史曰。汝等雖衆。不及辰爾。斯並国史家牒。詳載其事矣。伏惟。皇朝則天布化。稽古垂風。弘沢浹乎群方。叡政覃於品彙。故能修廢繼絶。万姓仰而頼慶。正名弃物。四海帰而得宜。凡有懷生。莫不抃躍。真道等先祖。委質聖朝。年代深遠。家伝文雅之業。族掌西庠之職。真道等生逢昌運。預沐天恩。伏望。改換連姓。蒙賜朝臣。於是。勅因居賜姓菅野朝臣。

〈史料 6〉によると、真道が津連から菅野朝臣への改姓のため、中弁正五位上兼木工頭百濟王仁貞・治部少輔從五位下百濟王元信・中衛少將從五位下百濟王忠信とともに上表している。この記事をみると、真道が百濟国の貴須王(仇首王)の子孫であると主張していることについて、百濟国王(義慈王)の子孫である百濟王氏の三人が、この主張が正当であると保証していることが確認できる。

先行研究では、上表した百濟王氏について百濟国を代表し、百濟系氏族を自分の影響下に包摂・掌握していた長期的(代表的)存在としてみた³⁷。しかし、桓武朝の百濟王氏は、すでに日本律令制下の官人として位置付けられていたので、そうした実権はなかつたろう。それにもかかわらず、百濟王氏は朝廷にとって百濟王家の子孫として明確に認識されていたと考える。

³⁷ 利光三津夫・上野利三、「律令制下の百濟王氏」『法史学の諸問題』、慶應通信、1987・菅澤庸子、1995、前掲論文。

したがって、桓武朝の百済王氏は日本律令制下の官人として位置付けられたが、真道の上表から百済国王の子孫として百済王家に関する系譜や出身に対する正当性を付与できる存在であったことが分かる。すなわち、桓武朝にも百済国王の子孫という出身・血統を依然として認められていたのである。加えて、こうした保証は外戚宣言の後に行われているので、時期的に桓武天皇の外戚である百済王氏の血統(百済王家)を強調するのではないかと思う。

検討の結果、和氏は百済王氏とは直接的な血縁関係があると断言し難いと思う。それにもかかわらず、桓武天皇が百済王氏を外戚として認めた理由は、彼らが母方の氏族である和氏の血統を保証できる百済の義慈王の直系子孫であったからである。したがって、桓武天皇は天智系の父方と百済王系の出身である母方の血統を引いている国際的尊貴性を持つ強力な君主として位置付けられるようになる。

このように桓武天皇は自らの必要性のため、百済王氏を外戚として認めた。それでは、外戚宣言された百済王氏は、どのような処遇を受けたのか。奈良時代と他の動向をみせているのか調べるため、桓武朝における百済王氏の官位傾向を分析・検討し、彼らの政治的位置とその性格について考察したい。

第二節 桓武朝における百済王氏の動向

一 桓武朝における百済王氏の官位傾向

桓武朝は、渡来系氏族の政治的登用や活動が増えた時期である。これは、桓武天皇の母方である和氏が渡来系出身ということと関連があると考えられる。

桓武天皇は即位した後、改姓、叙位、追贈、そして『和氏譜』などのさまざまな方法によって生母の新笠とその出身を高めようとした。このような方策にしたがって、桓武天皇の従兄弟である和朝臣家麻呂も外戚として優遇された。和朝臣家麻呂は、和氏の中でもっとも活発に政治的な動きをみせている人物である。以下の〈表 15〉は、桓武朝における和朝臣家麻呂の動向である。

〈表 15〉桓武朝における和朝臣家麻呂の動向³⁸

時期	位階	官職	備考
延暦 5 年(786)正月戊戌(7)	従七位上→従五位下		
延暦 5 年(786)正月乙卯(24)	従五位下	伊勢大掾	
延暦 7 年(788)2月丙午(28)	従五位下	造酒正	
延暦 8 年(789)五月己巳(28)	従五位下	造兵正	
延暦 10 年(791)正月己丑(28)	従五位下	内廐助	
延暦 11 年(792)正月壬戌(7)	従五位下→従五位上		
延暦 11 年(792)2月丁亥(2)	従五位上	美濃介・内廐助	
延暦 12 年(793)正月丙戌(7)	従五位上→正五位上		
延暦 12 年(793)2月	正五位上	治部大輔	
延暦 12 年(793)4月	正五位上→従四位下		
延暦 12 年(793)5月	従四位下	大和守・治部大輔	
延暦 14 年(795)2月	従四位下	相模守・治部大輔	
延暦 15 年(796)3月壬辰朔	従四位下	参議	
延暦 15 年(796)7月丁巳(28)	従四位下→正四位下		
延暦 16 年(797)3月丁酉(11)	正四位下	参議・衛門督	
延暦 16 年(797)3月己亥(13)	正四位下	参議・左衛士督	
延暦 16 年(797)7月	正四位下	参議・兵部卿	
延暦 17 年(798)8月癸巳(16)	正四位下→従三位		
延暦 18 年(799)2月甲午(20)	従三位	中納言・治部卿	
延暦 18 年(799)6月己丑(16)	従三位	中納言・中務卿・相模守	
延暦 22 年(803)正月	従三位	中納言・中務卿	
延暦 23 年(804)4月辛未(27)	従二位	大納言	追贈

〈表 15〉によると和朝臣家麻呂は、延暦 5 年(786)正月戊戌(7)に、従七位上から従五位下に叙位されてから、続けて位階が高まっていることが確認できる。延暦 11 年(792)正

³⁸ 〈表15〉は、『続日本紀』・『日本後紀』、そして大坪秀敏、2003・2008、前掲論文(〈表1〉)の和朝臣家麻呂を参照。

月壬戌(7)に従五位上、延暦 12 年(793)正月丙戌(7)に正五位上、同年(793)4 月に従四位下になる。延暦 15 年(796)には、正四位下・参議に任じられる。延暦 17 年(798)8 月癸巳(16)には、従三位になる。その後、中納言・治部卿・中務卿などの中央官職に任じられた。死去当時の最終官位は、従三位中納言であったが、以後、従二位大納言に追贈された。

〈表 15〉を検討した結果、桓武朝初期に従七位上であった和朝臣家麻呂は、従二位という高位まで地位が上がり、中央官職まで進出していることが確認できる。

和朝臣家麻呂は木訥な性格で才学はなかったが、天皇の外戚であった関係で、特に抜擢され昇進したといわれる³⁹。また、百済から出た諸蕃(渡来系氏族)出身者として最初の相府(公卿)になった。すなわち、和朝臣家麻呂は知識や政治的才能は不足した人物であったが、天皇の外戚であったという理由で、高位官職に任じられたと評価されているのである。

それでは、桓武天皇の外戚として認められた百済王氏の動向はどうだろうか。百済王氏は、桓武朝をはじめ、平安時代前半にわたって天皇の外戚として位置づけられ、優遇されたといわれる。それでは、奈良時代に中級以上の官人に位置付けられた百済王氏は、桓武朝の外戚宣言後、その政治的な動きはどのように変化したのだろうか。桓武朝における百済王氏の官位動向は、以下の〈表 16〉・〈表 17〉のようになる。

³⁹ 『日本後紀』延暦二十三年四月辛未条「和朝臣家麻呂の薨伝」。

〈表 16〉 桓武朝における百済王氏の叙位と位階(凡例：○印は、女性を示す。位階で→印がないのは、桓武朝以前に叙位または叙位時期の不明を示す。)

時期	名	位階	備考
延暦2年(783)2月壬子(5)	仁貞	従五位下→従五位上	
延暦2年(783)10月庚申(16)	利善	正五位上→従四位下	交野行幸、行宮供奉で叙位
延暦2年(783)10月庚申(16)	武鏡	従五位上→正五位下	交野行幸、行宮供奉で叙位
延暦2年(783)10月庚申(16)	元徳	従五位下→従五位上	交野行幸、行宮供奉で叙位
延暦2年(783)10月庚申(16)	玄鏡	従五位下→従五位上	交野行幸、行宮供奉で叙位
延暦2年(783)10月庚申(16)	明信○	従四位上→正四位下	交野行幸、行宮供奉で叙位
延暦2年(783)10月庚申(16)	真善○	正六位上→従五位下	交野行幸、行宮供奉で叙位
延暦2年(783)11月丁酉(24)	明信○	正四位下→正四位上	延暦4年正月乙巳条と重複
延暦3年(784)2月辛巳(この日付なし)	真徳○	无位→従五位下	
延暦4年(785)正月乙巳(9)	明信○	正四位下→正四位上	延暦2年11月丁酉条と重複
延暦4年(785)5月壬戌(28)	元基	正六位上→従五位下	
延暦5年(786)正月戊戌(7)	孝徳	正六位上→従五位下	
延暦6年(787)正月壬辰(7)	玄風	正六位上→従五位下	
延暦6年(787)8月甲辰(24)	明信○	正四位上→従三位	
延暦6年(787)10月己亥(20)	玄鏡	従五位上→正五位下	交野行幸、百済楽舞演奏で叙位
延暦6年(787)10月己亥(20)	元真	正六位上→従五位下	交野行幸、百済楽舞演奏で叙位
延暦6年(787)10月己亥(20)	善貞	正六位上→従五位下	交野行幸、百済楽舞演奏で叙位
延暦6年(787)10月己亥(20)	忠信	正六位上→従五位下	交野行幸、百済楽舞演奏で叙位
延暦6年(787)10月己亥(20)	明本○	无位→従五位下	交野行幸、百済楽舞演奏で叙位
延暦7年(788)2月丙午(28)	教徳	従五位下	
延暦8年(789)正月己酉(6)	玄鏡	正五位下→正五位上	
延暦9年(790)2月甲午(27)	玄鏡	正五位上→従四位下	外戚宣言で叙位
延暦9年(790)2月甲午(27)	仁貞	従五位上→正五位上	外戚宣言で叙位
延暦9年(790)2月甲午(27)	鏡仁	正六位上→従五位下	外戚宣言で叙位
延暦9年(790)3月壬戌(26)	元信	従五位下	
延暦10年(791)正月戊辰(7)	仁貞	正五位上→従四位下	

時期	名	位階	備考
延暦10年(791)正月戊辰(7)	英孫	從五位上→正五位下	
延暦10年(791)正月庚午(9)	難波姫○	正六位上→從五位下	
延暦10年(791)正月己卯(18)	俊哲	正五位上	
延暦10年(791)7月丁亥(28)	忠信	正五位上	
延暦10年(791)7月戊子(29)	仁貞	從四位下	卒
延暦10年(791)10月己亥(12)	玄風	從五位下→從五位上	百濟樂舞演奏で叙位
延暦10年(791)10月己亥(12)	善貞	從五位下→從五位上	百濟樂舞演奏で叙位
延暦10年(791)10月己亥(12)	貞孫	正六位上→從五位下	百濟樂舞演奏で叙位
延暦14年(795)8月辛未(7)	俊哲	從四位下	卒
延暦15年(796)11月丁酉(10)	孝法○	无位→從五位上	
延暦15年(796)11月丁酉(10)	惠信○	无位→從五位上	
延暦16年(797)正月甲午(7)	玄鏡	從四位下→從四位上	
延暦16年(797)正月甲午(7)	聡哲	正六位上→從五位下	
延暦16年(797)正月庚子(13)	元勝	從五位下	
延暦16年(797)3月癸丑(27)	英孫	從四位下	
延暦18年(799)2月辛巳(7)	明信○	從三位→正三位	
延暦18年(799)2月甲午(20)	鏡仁	從五位下	
延暦18年(799)9月癸卯(2)	貞孫	從五位下→從五位上	
延暦18年(799)9月辛亥(10)	玄鏡	正四位下	
延暦18年(799)9月辛亥(10)	教徳	從五位上	
延暦18年(799)9月辛亥(10)	教俊	從五位下	
延暦23年(804)正月庚子(24)	忠宗	從五位下	
延暦23年(804)正月甲辰(28)	教雲	正五位下	
延暦23年(804)7月己卯(7)	惠信○	從五位上→正五位上	
延暦24年(805)正月丙戌(16)	鏡仁	從五位上	
延暦24年(805)9月己丑(24)	聡哲	從五位上	
延暦24年(805)11月庚辰(15)	教法○	從四位下	相模国大住郡の田二町を賜う。

〈表 17〉桓武朝における百濟王氏の補任(凡例：○印は、女性を示す。●印は、すでに在職中を示す。)

時期	名	官職	備考
延暦元年(782)閏正月庚子(17)	仁貞	播磨介	
延暦元年(782)2月庚申(7)	武鏡	大膳亮	
延暦2年(783)6月丙寅(21)	仁貞	備前介	
延暦3年(784)2月辛巳(この日付なし)	真徳○	女孺●	
延暦3年(784)3月乙酉(14)	武鏡	周防守	
延暦3年(784)5月甲午(24)	利善	散位頭●	卒
延暦4年(785)正月辛亥(15)	仁貞	備前守	
延暦4年(785)正月癸亥(27)	玄鏡	少納言	
延暦4年(785)5月甲寅(20)	英孫	陸奥鎮守権副將軍	
延暦4年(785)9月辛酉(29)	英孫	出羽守	
延暦5年(786)正月己未(28)	玄鏡	右兵衛督	
延暦6年(787)2月庚申(5)	玄風	美濃介	
延暦6年(787)閏5月丁巳(5)	俊哲	(陸奥鎮守將軍)→日向権介	左遷
延暦7年(788)2月甲申(6)	善貞	河内介	
延暦7年(788)2月丙午(28)	教徳	右兵庫頭	
延暦8年(789)2月丁丑(4)	玄鏡	上総守	
延暦8年(789)3月戊午(16)	仁貞	中宮亮	
延暦9年(790)正月癸亥(26)	仁貞	御齋会司	
延暦9年(790)3月丙午(10)	鏡仁	豊後介	
延暦9年(790)3月壬戌(26)	仁貞	左中弁	
延暦9年(790)3月壬戌(26)	元信	治部少輔	
延暦9年(790)3月壬戌(26)	仁貞	左中弁●・木工頭	
延暦9年(790)3月壬戌(26)	忠信	中衛少將	
延暦9年(790)7月戊子(24)	元信	肥後介	
延暦10年(791)正月癸未(22)	俊哲	下野守	
延暦10年(791)7月壬申(13)	俊哲	征夷副使	

時期	名	官職	備考
延暦10年(791)7月丁亥(28)	忠信	越後介	
延暦10年(791)9月庚辰(22)	俊哲	下野守●・ 陸奥鎮守將軍	
延暦14年(795)4月戊申(11)	明信○	尚侍●	曲宴のとき、 桓武天皇が古歌を詠む
延暦16年(797)正月庚子(13)	元勝	安房守	
延暦16年(797)正月庚子(13)	聡哲	出羽守	
延暦16年(797)3月癸丑(27)	英孫	右兵衛督	
延暦18年(799)2月甲午(20)	鏡仁	治部少輔	
延暦18年(799)2月甲午(20)	英孫	撰津守●・右衛士督	
延暦18年(799)6月己丑(16)	鏡仁	右少弁	
延暦18年(799)9月辛亥(10)	玄鏡	刑部卿	
延暦18年(799)9月辛亥(10)	教徳	上総守	
延暦18年(799)9月辛亥(10)	教俊	下野介	
延暦23年(804)正月庚子(24)	忠宗	伊予介	
延暦23年(804)正月甲辰(28)	教雲	征夷副將軍	
延暦23年(804)4月壬子(8)	元勝	内兵庫正	
延暦24年(805)正月丙戌(16)	鏡仁	右中弁	
延暦24年(805)9月己丑(24)	聡哲	主計頭	
大同元年(806)正月癸巳(28)	鏡仁	河内守	
大同元年(806)正月癸巳(28)	教俊	左衛士佐●・美濃守	
大同元年(806)2月庚戌(16)	元勝	鍛冶正	
大同元年(806)2月	勝義	大学少弁●	
大同元年(806)3月壬午(18)	教俊	作路司	
大同元年(806)5月甲子朔	聡哲	越後守	

桓武天皇の即位後、母方である和氏の出身である和朝臣家麻呂は高位官職に任じられる。このことから、外戚は天皇から優遇があったと考えられる。したがって、外戚として認められた百済王氏も、こうした動きをみせているのか確認してみる。

〈表 16〉・〈表 17〉をみると、桓武朝には、歴代最多数の百済王氏が政界に進出して活動しているのが確認できる。以前の奈良時代と比較すると、叙位や任官が増えたことは間違いない。また、多数の百済王氏の女人たちが、後宮へ進出していることも注目される。

この傾向からみると、桓武朝の百済王氏は外戚として認められ、政治的に優遇されていたとみられる。しかし、実際の外戚である和朝臣家麻呂が従三位・中納言(追贈：従二位・大納言)になったこととは異なり、百済王氏の位階と官職には大きな変化が確認されない。〈表 16〉の桓武朝における百済王氏の叙位傾向をみると、後宮に進出した女人たちを除いて、授与されたもっとも高い位階は従四位下であり、その他には大部分が従五位である。すなわち、百済王氏の位階は、外戚宣言以前である奈良時代と大きく変わらない。さらに、桓武朝の百済王氏は、国政の最高機関である太政官の中心の一員や参議・公卿以上にはなれなかった⁴⁰。すなわち、桓武朝も奈良時代と変わらず、国司や実務中心の官職に任じられているのである。

外戚といえ、太政官の長官までではなくても、和朝臣家麻呂のように高位や中央の要職になる可能性が高いと考えられるかもしれない。しかし、百済王氏は外戚として宣言された後も、以前と変わらず中級以上の官人としての動きをみせている。

和氏の出身である和朝臣家麻呂は、桓武天皇と近い血縁関係であったので、外戚宣言された百済王氏とは異なる立場であったかもしれない。あるいは、百済王氏は桓武天皇から外戚として認められたが、本来の出身が渡来系であったので、他の有力・在来氏族によって牽制され、太政官まで進出することは難しかったのではないだろうか。しかし、渡来系氏族である和氏の場合は、参議以上まで就くことになっているので疑問が生じる。

これについて大坪秀敏氏⁴¹は、百済王氏は外戚として認められたが、参議になれなかったのは、彼らが、当時、有力氏族である藤原氏の影響下にあったからと説明した。大坪氏は、百済王氏が藤原氏の影響下にあった理由を、敬福の孫娘である明信と藤原南家の継縄との婚姻関係からとみた。藤原南家の出身である継縄は、天平神護 2 年(766)7 月乙亥(2

⁴⁰ 大坪秀敏、2003・2008、前掲論文。

⁴¹ 大坪秀敏、2003・2008、前掲論文。

2)⁴²に右大弁で参議になった後、中納言・大納言に昇進する。百済王氏が外戚として宣言された延暦9年(790)2月甲午(27)⁴³、継縄は右大臣になり、太政官の中心人物として活動することになる。最終官位は、正二位右大臣であり、没後に従一位に追贈された⁴⁴。したがって、政権を独占している藤原氏の外戚になった百済王氏は、その影響下にあったというのであろう。

また、大坪氏は光仁朝に行われた俊哲の対蝦夷戦争に関する補任も、伊治皆麻呂の反乱鎮圧(780)のため⁴⁵、征東大使に任じられた継縄と関連があると推定した⁴⁶。継縄は、征東大使を遥任⁴⁷したので、同年(780)6月陸奥鎮守副将軍に任じられた俊哲を引き立てた可能性が高いと考えた⁴⁸。さらに、桓武天皇が交野に行幸した際、継縄の別邸を行宮とした。そのとき、百済王氏が別邸の主人(継縄)の統率によって百済楽を演奏した⁴⁹。この事実から、百済王氏は明信の夫であり、太政官の一員である継縄の強い影響下にあったとみたのである。したがって、外戚の藤原氏の影響下にあった百済王氏が太政官の中心の一員になると、権力構成のバランスが崩れる可能性があったので、高位職まで進出することに制約があったというのである。

しかし、桓武朝は律令を再整備し、中央組織および機能を改善しようとした積極的な時期であった。また、桓武天皇は自らの正統性と母方の地位を高めるため、渡来系氏族を登用して政治的基盤にしようとした。延暦9年(790)2月、外戚に宣言された百済王氏

⁴² 『続日本紀』天平神護二年七月乙亥条「右大弁兼越前守従四位下藤原朝臣継縄並為参議。」

⁴³ 『続日本紀』延暦九年二月甲午条「詔以大納言従二位藤原朝臣継縄為右大臣。」

⁴⁴ 『日本後紀』延暦十五年七月乙巳条「右大臣正二位兼行皇太子傅中衛大將藤原朝臣継縄薨。遣使監護喪事。葬事所須。令官給焉。詔贈従一位。継縄者。右大臣従一位豊成之第二子也。天平寶字末。授従五位下。爲信濃守。天平神護初。叙従五位上。尋授従四位下。拜参議。寶龜二年隸叙正四位上。十一月授従三位。歴大藏卿左兵衛督。俄拜中納言。天應元年授正三位。延暦二年轉大納言。五年叙従二位。兼中衛大將。九年拜右大臣。授正二位。在任七年。薨時年七十。継縄歴文武之任。居端右之重。時在曹司。時就朝位。謙恭自守。政迹不聞。雖無才識。得免世譏也。」

⁴⁵ 『続日本紀』宝龜十一年三月丁亥条「陸奥国上治郡大領外従五位下伊治公皆麻呂反。率徒衆殺按察使参議従四位下紀朝臣広純於伊治城。広純大納言兼中務卿正三位麻呂之孫。左衛士督従四位下宇美之子也。宝龜中出為陸奥守。尋転按察使。在職視事。見称幹濟。伊治皆麻呂。本是夷俘之種也。初縁事有嫌。而皆麻呂匿怨。陽媚事之。広純甚信用。殊不介意。又牡鹿郡大領道嶋大楯。每凌侮皆麻呂。以夷俘遇焉。皆麻呂深銜之。時広純建議造覺鬮。以遠戍候。因率俘軍入。大楯皆麻呂並従。至是皆麻呂自為内応。唱誘俘軍而反。先殺大楯。率衆困按察使広純。攻而害之。独呼介大伴宿禰真綱開圍一角而出。護送多賀城。其城久年国司治所兵器糧蓄不可勝計。城下百姓競入欲保城中。而介真綱。搦石川浄足。潜出後門而走。百姓遂無所拠。一時散去。後数日。賊徒乃至。争取府庫之物。尽重而去。其所遺者放火而燒焉。」

⁴⁶ 『続日本紀』宝龜十一年三月癸巳条「以中納言従三位藤原朝臣継縄為征東大使。」

⁴⁷ 主に平安時代、国司に任命されながら任地に赴任せず、代わりの者を派遣して国務をとらせることを意味する。

⁴⁸ 『続日本紀』宝龜十一年六月辛丑条「従五位上百済王俊哲為陸奥鎮守副将軍。」

⁴⁹ 『続日本紀』延暦六年十月己亥条「主人率百済王等奏種種之樂。」

『続日本紀』延暦十年十月己亥条「右大臣率百済王等。奏百済楽。」

は、その政治的基盤の中心にいる氏族であった。したがって、藤原氏がいくら実権を持っていたとしても、桓武天皇が直接に外戚として宣言した百済王氏を藤原氏が権力構造のバランスを持つため、政治的進出に制約をくわえたのは、不自然とみられる。当時、藤原氏の影響力は大きかったが、より強力な律令国家を志向した桓武天皇が認めた外戚という位置は、特別なものであったからである。

それでは、百済王氏が高官や要職になれなかった理由はいったい何だろうか。外戚という位置は特別なものであったが、意外に外戚の権限は少なかったのではないだろうか。しかし、和氏の動向から推定すると、そうにはみえない。和氏の中でもっとも活発に活動した和朝臣家麻呂も、藤原氏のように太政官の長官までは進出できなかったが、高官およびそれに当たる官職に任じられたからである。

桓武朝は、律令制を再編し、王権確立を強化しようとしていた時期であった。百済王氏は、実際の外戚ではないにもかかわらず、天皇の必要によって外戚という特別な位置は認められた。しかし、天皇の政治体制強化および維持のため、それに当たる権限は付与されなかったとみられる。すなわち、外戚として過度に拡大する可能性のある影響力を牽制するため、百済王氏に最初から外戚としての権限を持つ可能性を与えなかったのである。もちろん、このような背景には、当時の政権を獲得している藤原氏のような有力氏族の牽制もある程度あったと考えられる。

一方、百済王氏は、高位や中央の要職にはなれなかったが、延暦 16 年(797)5 月 28 日の勅(史料 7)によって、課役と雑徭が永久に免除される。

〈史料 7〉『類聚三代格』卷十七蠲免事 延暦十六年五月癸丑廿八日・『令集解』13 賦役令没落外蕃条所引 延暦十六年五月廿八日格云。

勅。百済王等。遠慕皇化航海梯山。輸款久矣。神功摂政之世。則肖古王遣使貢其方物。輕嶋御宇之年。則貴須王擇积人献其才士。文教以之蔚興。儒風由其闡揚。煥乎斌斌。于今為盛。又属新羅肆虐并吞扶餘。即举宗帰仁。為我士庶。陳力従事。夙夜奉公。朕嘉其忠誠。情深矜愍。宜百済王等。課并雜徭永従蠲除。勿有所事。主者施行。

〈史料 7〉によると、百済王家(百済王氏)が日本の発展のために重要な役割をし、天皇が課役と雑徭を永遠に免除しようとしたといわれる。こうした永遠に免除するという勅は、非常に異例なものであった。これと類似した優遇を受けた氏族は、政権を独占していた藤

原氏しかない⁵⁰。さらに、このような勅は、実際の外戚である和氏も受けていなかった特別なものであった。この勅について福井俊彦氏⁵¹は、延暦 16 年(797)段階は、天皇の強い帝権が発揮される段階と考えられ、百済王氏への勅は桓武天皇の個人の意志が反映、すなわち百済王氏が天皇の外戚に対する優遇策と考えられるとした。

〈史料 7〉の延暦 16 年(797)5 月の勅は、外戚としての優遇以外にも「小中華意識」を志向し、根本的には新羅王権に対比される日本王権の忠実な王族(百済王権)としての役割を強調するための意味で与えたという意見もある⁵²。あるいは、この勅は継縄の死去の後に行われているので、明信とその一族である百済王氏が当時の実権を握っていた藤原氏との関係を失うことに対する桓武天皇の配慮という観点もある⁵³。また、交野の郊祀天壇対にする奉仕の支援⁵⁴や後宮で活躍したことと関係があるのではないかという指摘⁵⁵もある。

桓武朝に存在していた百済王氏は、百済王家(義慈王)の子孫として、天皇の母方である和氏の系譜である『和氏譜』を保証し、外戚としての役割を果たしたのは間違いのない事実である。このような役割は、実際の外戚である和氏にはできないことであった。したがって、外戚宣言以降に行われた延暦 16 年(797)5 月の勅は、外戚の役割という特殊な業務を遂行した百済王氏に対する特別な優遇や感謝の補償と考えても良いだろう。

これまで検討した結果、百済王族の直系子孫である百済王氏は、桓武天皇の母方である和氏が百済王家とつながっていることを保証する大きな役割を果たしたことは明らかである。これは、桓武朝にも百済王氏が百済国王の子孫という特別な出身ということを依然として認められていたことを意味する。それにもかかわらず、百済王氏は高位や中央の要職にはなれなかった。したがって、外戚宣言は桓武天皇の正統性や血統問題を解決するためのものであり、外戚としての特別な実権や影響力は付与されなかったため、政治的立場そのものは奈良時代と大きく変化しなかったと思う。その代わりに課役と雑徭が永久に免除される補償のような優遇を受けた。

⁵⁰ 田中史生、1997、前掲論文。：田中史生氏は、『類聚三代格』巻十七、光仁十一年正月六日の勅によると、藤原氏に対しても課役蠲除を行うことが記されているが、これがおよぼされるのは五世までであり、ここからも永年の課役免除とする百済王氏への処遇が破格であったことが分かったと説明した。

⁵¹ 福井俊彦、「弘仁格式の編集と藤原冬嗣」『弘仁格の復元的研究』民部下篇、吉川弘文館、1991

⁵² 田中史生、1997、前掲論文。

⁵³ 大坪秀敏、2003・2008、前掲論文。

⁵⁴ 小宮山嘉浩、2010、前掲論文。

⁵⁵ 宋浣範、「9 세기 일본율령국가의 전환과 백제왕씨의 변용 -일본율령국가연구를 위한 제언-」『한일관계사연구』29、한일관계사학회、2008

二 桓武朝に後宮に入った百済王氏の女人たち -百済王明信を中心として-

桓武朝の百済王氏は国政を担当する高位高官にはなれなかったが、百済王氏の女人の多数は、これまでとは異なって後宮へ活発に進出していることが注目される。桓武朝に後宮で活躍した百済王氏の女人たちについては、史料上の混乱や誤記があるが、それを整理すると、以下の〈表 18〉のようである。

〈表 18〉 桓武朝に後宮に入った百済王氏の女人たち⁵⁶

名	叙位・位階の変化	地位・階級	皇子女	父	備考(賜物・田)
教仁	従五位下	宮人	大田親王 (太田親王)	武鏡	
貞香	従五位上	宮人	駿河内親王	教徳	
孝法	无位→従五位上 従四位下 ⁵⁷	尚膳/掌膳 ・宮人		孝忠	延暦 16 年 2 月、 男に準じて位田を支給された。
真善	正六位上→従五位下	女孀		聡哲	
真徳	无位→従五位下	女孀		教徳	
教法	従四位下	女御		俊哲	延暦 24 年 11 月、 相模国大住郡の田二町を賜う。
明本	无位→従五位下	宮人		理伯	
明信	従四位上→正四位下 正四位下→正四位上 正四位上→従三位 従三位→正三位 従二位	命婦・尚侍		理伯	藤原継縄の妻。 延暦 13 年 7 月、山背・河内・摂津・播磨 国など稻一万一千束を賜う。 延暦 16 年正月、能登国羽咋郡・能登郡二 郡の没官田および野七十七町を賜う。
恵信	従五位→正五位上 従四位下→従三位	宮人・ 尚侍 ⁵⁸		理伯	延暦 16 年 2 月、 位田を男に準じて支給された。

⁵⁶ 〈表18〉は、『続日本紀』・『日本後紀』・『日本後略』・『百済王三松氏系図』・『一代要記』・『本朝皇胤紹運録』・『帝王編年記』などを参照した。ただし、『百済王三松氏系図』には、信憑性に関する指摘がある。しかし、これらの史料は「六国史」で明確でない系譜関係を具体的に確認できる。また、桓武朝の百済王氏の女人たちは、桓武朝以降にも活動しているので、ここに現れている最終官位が桓武朝のものではないものもある。

今井啓一、「天子後宮における百済王氏の女人」『百済王敬福』、綜芸舎、1965・藤本孝一、「三松家系図」-百済王系譜- 『平安博物館研究紀要』第7輯、平安博物館、1982・上野利三、「百済王三松氏系図」の史料価値について -律令時代帰化人の基礎的研究- 『慶應義塾創立一二五年記念論文集第五』、慶應義塾大学法学部、1983・林陸朗、「桓武朝論」『國學院短期大学紀要』11、國學院短期大学、1993・金谷信之、「百済王家の女性たちについての若干の考察(第2回)」『研究論集』62、関西外国語大学、1995・宋浣範、2010-a、前掲論文。・岩下紀之、「桓武天皇の後宮」『愛知淑徳大学国語国文』36、愛知淑徳大学国文学会、2013

⁵⁷ 『百済王三松氏系図』を参照。

⁵⁸ 『百済王三松氏系図』を参照。

桓武朝に後宮に入って活躍した百済王氏の女人は、九人と考えられる⁵⁹。その中で、大田親王(太田親王)の母は、従五位下の宮人である教仁とし、百済王武鏡の娘とみえる。大田親王は、大同3年(808)3月27日⁶⁰に16歳で死去したので、延暦12年(793)に生まれたと考えられる。したがって、教仁は大田親王が生まれる以前に、後宮に入ったと推定される。

駿河内親王の母は、百済王教徳の娘といわれる従五位下の宮人の貞香である。桓武天皇の第14番皇女である駿河内親王は、弘仁11年(820)6月20日に死去したが、当時20歳であった。教仁と貞香の名は、「六国史」では確認されていない。

百済王孝忠の娘である孝法は、延暦15年(796)11月丁酉(10)⁶¹に无位(無位)から従五位下になった。孝法は、延暦16年(797)2月の勅⁶²によって従五位上になり、位田は男に準じて支給されるようにした。孝法は、延暦16年(797)2月の勅以降には、記事に登場しないので、名前の発音が類似している教法(百済王俊哲の娘である)と、同一人物とみる見解もあるが、明確ではない。延暦朝に尚膳(掌膳)⁶³であり、最終位階は従四位下という記録がある⁶⁴。

百済王聡哲の娘である真善は、女孺であり、延暦2年(783)10月庚申(16)(交野行幸のとき)⁶⁵、正六位上から従五位下になった。また、百済王教徳の娘である真徳も女孺であり、延暦3年(784)2月辛巳⁶⁶、无位(無位)から従五位下になった。その他の記録はない。

百済王俊哲の娘という教法は、最初の女御⁶⁷と知られている。教法は、延暦24年(805)11月庚辰(15)⁶⁸に相模国大住郡の田二町を、弘仁2年(811)正月甲子(29)⁶⁹に山城国乙訓郡

⁵⁹ 今井啓一、1965、前掲論文。

⁶⁰ 『一代要記』・『帝王編年記』を参照。

⁶¹ 『日本後紀』延暦十五年十一月丁酉条「無位嶋野女王。百済王孝法。百済王惠信。和氣朝臣廣子。橘朝臣常子。紀朝臣内子。紀朝臣殿子。藤原朝臣川子。錦部連眞奴等授従五位上。無位弓削宿禰美濃人従五位下。」

⁶² 『日本後紀』延暦十六年二月癸亥条「勅。従五位上嶋野女王。百済王孝法。百済王惠信。和氣朝臣廣子。橘朝臣常子。紀朝臣内子。紀朝臣殿子。藤原朝臣川子。錦部連眞奴。従五位下弓削宿禰美濃人等位田。宜准男給之。」

⁶³ 尚膳：天皇の後宮の身位の一つである。古代の官司の一である膳司・膳職の所属で、天皇の食膳の調理や朝廷の会食を担当した。今井啓一氏の論考(今井啓一、1965、前掲論文、118頁)では「掌膳」という。

⁶⁴ 位階と地位(官職)は、『百済王三松氏系図』を参照。

⁶⁵ 『続日本紀』延暦二年十月庚申条「正六位上百済王真善従五位下。」

⁶⁶ 『日本書紀』延暦三年二月辛巳(この日付なし)条「授女孺無位百済王真徳従五位下。」

⁶⁷ 女御：天皇の後宮の身位の一つである。桓武朝、紀乙魚と百済王教法がはじめて女御になった。女御は、身位は夫人の下で、優遇は嬪と同様であったという。

⁶⁸ 『日本後紀』延暦廿四年十一月庚辰条「相模國大住郡田二町賜従四位下百済王教法。」

⁶⁹ 『日本後紀』弘仁二年正月甲子条「山城國乙訓郡白田一町賜従四位下百済王教法。」

の白田一町を下賜された。承和 7 年(840)11 月辛丑(29)⁷⁰に死去したが、桓武天皇の子に関する記録はない⁷¹。

明本・明信・恵信は、百済王理伯の娘たちであったという。明本は、延暦 6 年(787)10 月己亥(20)(交野行幸のとき)⁷²に、无位(無位)から従五位下に叙位されたので、おそらく、この頃に宮人になったと推定される。その他の記録は、確認されていない。

延暦期に宮人であった恵信は、延暦 15 年(796)11 月丁酉(10)⁷³に无位(無位)から従五位上になり、延暦 23 年(804)7 月己卯(7)⁷⁴に正五位上が授与された。その後、承和 6 年(839)3 月己亥(18)⁷⁵に従三位になった。承和 9 年(842)9 月己亥(8)⁷⁶に死去した。『百済王三松氏系図』では、承和期に尚侍していたというが、他の記録では確認されていない。

桓武朝に後宮に入った百済王氏の女人たちの中でもっとも注目される人物は、明信であろう。すでに説明したように明信は右大臣までになった藤原継縄の妻であり、光仁朝から桓武朝にわたって活動した女官であった。史料上に登場する明信の動向は、以下の通りである。

明信は、宝亀元年(770)10 月癸丑(25)⁷⁷に従五位下から正五位下になり、宝亀 6 年(775)8 月辛未(10)⁷⁸に正五位上、宝亀 11 年(780)3 月丙寅朔⁷⁹に従四位下になった。当時、命婦⁸⁰であった。

天応元年(781)11 月甲戌(20)⁸¹、従四位上になり、延暦 2 年(783)10 月庚申(16)⁸²、桓武天皇が交野に行幸した際に、奉仕した百済王氏の一族の者たちとともに叙位され、正四位下になった。そして、同年 11 月丁酉(24)⁸³、一ヶ月もたたず、正四位上になった。異例の叙位であった。ところで、延暦 4 年(785)正月丁酉(7)⁸⁴に、再び正四位下から正四位上

⁷⁰ 『後日本後紀』承和七年十一月辛丑条「従四位下百済王教法卒。桓武天皇之女御也。」

⁷¹ 『百済王三松氏系図』では、教仁の子である大田親王(太田親王)の母と記録されている。

⁷² 『日本後紀』延暦六年十月己亥条「無位百済王明本従五位下。」

⁷³ 『日本後紀』延暦十五年十一月丁酉条。

⁷⁴ 『日本後紀』延暦廿三年七月己卯条「従五位上紀朝臣内子。川上朝臣眞奴。百済王恵信。藤原朝臣川子。紀朝臣殿子正五位上。」

⁷⁵ 『続日本後紀』承和六年三月己亥条「授従四位下百済王恵信従三位。」

⁷⁶ 『続日本後紀』承和九年九月己亥条「散事従三位百済王恵信薨。」

⁷⁷ 『続日本紀』宝亀元年十月癸丑条「従五位下巨勢朝臣巨勢野。百済王明信並正五位下。」

⁷⁸ 『続日本紀』宝亀六年八月辛未条「授正五位下百済王明信正五位上。」

⁷⁹ 『続日本紀』宝亀十一年三月丙寅朔条「授命婦正五位上百済王明信従四位下。」

⁸⁰ 命婦：律令制下の日本において従五位下以上の位階を有する女性、ないし官人の妻の地位を示す称号である。中臈の中の一つである。

⁸¹ 『続日本紀』天応元年十一月甲戌条「従四位下橘朝臣真都賀。百済王明信並従四位上。」

⁸² 『続日本紀』延暦二年十月庚申条「従四位上百済王明信正四位下。」

⁸³ 『続日本紀』延暦二年十一月丁酉条「授正四位下百済王明信正四位上。」

⁸⁴ 『続日本紀』延暦四年正月乙巳条「正四位下藤原朝臣諸姉。百済王明信並正四位上。」

になったと記述されている。どちらが本来の記録なのかははっきりしないが、編纂過程で生じた誤記とみられる。延暦6年(787)8月甲辰(24)⁸⁵、桓武天皇が高椅津に行幸した後、帰還するとき、継縄の邸宅に立ち寄って、明信に従三位を与えた。延暦13年(794)7月己卯(9)⁸⁶には、山背・河内・摂津・播磨などの国の稲一万一千束を従三位明信などの十五人に下賜した。

平安京に遷都した後の延暦14年(795)4月戊申(11)⁸⁷、曲宴が行われたとき、桓武天皇が「古の野中古道改めば改まらむや野中古道」という古歌を詠む。これは、「昔からの気持ち私を変えることができない」という意味があるといわれる。その後、尚侍である明信に答歌を要求したが、答えなかった。すると、桓武天皇が自ら「君こそは忘れたら和靈の手弱女我われは常つねの白玉」と答歌した。これは、「あなたはもう忘れたかもしれませんが、私は白玉のまま変わっておりません」という意味である。これらの古歌は、桓武天皇と明信が特別な関係であったことを、隠喩的に表現したものと解釈されている。

明信が尚侍になった具体的な時期は、明確ではない。しかし、延暦14年(795)4月の曲宴が行われたとき、すでに尚侍であったので、その前に任じられたと推定される⁸⁸。延暦15年(796)7月乙巳(16)⁸⁹、夫である右大臣藤原継縄がなくなったが、明信は尚侍として引き続き活動したことが『日本後記』で確認できる。

延暦16年(797)正月辛亥(24)⁹⁰、明信に能登国羽咋と能登二郡の没官田および野77町が下賜された。延暦18年(799)2月辛巳(7)⁹¹、正三位になり、大同3年(808)6月甲寅(3)⁹²、子の乙叡に先立たれた。その後、弘仁6年(815)10月壬子(15)⁹³に、散事従二位で死去した。

⁸⁵ 『続日本紀』延暦六年八月甲辰条「行幸高椅津。還過大納言従二位藤原朝臣継縄第。授其室正四位上百濟王明信従三位。」

⁸⁶ 『類聚國史』七八賞賜 延暦十三年七月己卯条「以山背・河内・攝津・播磨等國稻一萬一千束、賜従三位百濟王明信、従四位上五百井女王、従五位上置始女王、従四位上和氣朝臣廣蟲・因幡國造淨成等十五人。爲作新京家也。」

⁸⁷ 『類聚國史』七五曲宴 延暦十四年四月戊申条「曲宴。天皇誦古歌曰。以邇之弊能、能那何浮流彌知、阿良多米波、阿良多麻良武也、能那賀浮流彌知「古の野中古道改めば改まらむや野中古道。」勅尚侍従三位百濟王明信令和之、不得成焉。天皇自代和曰。記美己蘇波、和主黎多魯羅米、爾記多麻乃、多和也米和禮波、都禰乃詩羅多麻。「君こそは忘れたらめ和靈の手弱女我は常の白玉。」侍臣稱萬歳。」

⁸⁸ 今井啓一、1965、前掲論文。：今井氏は、明信の夫である藤原継縄がなくなった後、尚侍になったと考え、延暦十四年(795)四月条にみられ尚侍は、追記されたとした。

⁸⁹ 『日本後紀』延暦十五年七月乙巳条。

⁹⁰ 『日本後紀』延暦十六年正月辛亥条「能登國羽咋能登二郡没官田并野七十七町。賜尚侍従三位百濟王明信。」

⁹¹ 『日本後紀』延暦十八年二月辛巳条「従三位百濟王明信正三位。」

⁹² 『日本後紀』大同三年六月甲寅条「散位従三位藤原朝臣乙叡薨。右大臣従一位豊成之孫。右大臣贈従一位継縄之子也。母尚侍百濟王明信被帝寵渥。乙叡以父母之故。頻歴顯要。至中納言。性頑驕好妾。而縁山臨

これまでの動向を検討した結果、明信は男性中心の貴族社会である平安時代初期の中で、従二位という高位が授与され、渡来系出身の女人としては類例がない内侍司の長官である尚侍という高位職まで任じられた。これまで(奈良時代)尚侍に任じられた者は、太政官の高官の妻であり、その出身がだいたい藤原氏や橘氏のような有力氏族であった。明信も、藤原南家の代表者といえる継縄の妻であったが、尚侍になるには渡来系出身という制約があった。これについて大坪氏は⁹⁴、延暦9年(790)2月にあった百済王氏の外戚宣言および継縄の右大臣の任官が、明信の尚侍就任のための解決策と考えた。さらに、藤原氏のもとにいた百済王氏が太政官の一員になれなかった問題の対策として、明信を尚侍に就任させたと論じた。

百済王氏の外戚宣言が、明信の尚侍就任と密接な関係を持っていたという観点は、とても新たな考え方と思う。ただし、この観点は、明信の尚侍就任時期が明確でないことを念頭におかなければならない。

一方、明信が桓武天皇と特別な関係があったというのは、多数の記事で確認できる。延暦14年(795)4月、曲宴の記事の他にも、大同3年(808)6月甲寅(3)⁹⁵の記事である子の乙叡の「薨伝」でも、明信が桓武天皇の寵愛を受けたと言及している。また、桓武天皇が交野へ行幸したとき、継縄の邸宅に立ち寄って異例的に叙位を与え、賜物も授けた。これらの記事から、桓武天皇が明信を特に寵愛したと推定できる。

明信の夫である継縄と子である乙叡は、太政官の一員であった。二人の「薨伝」によると、能力に比べて高位職に任じられたと評価されているが、これは彼らが藤原氏という有力氏族出身であることもあるけれど、桓武天皇の寵愛を受けていた明信の影響もあったと思う。子の乙叡の場合は、両親によって高位の要職に任じられたと明確に言及されている。これらの記事から、明信は夫と子の政治的立場を固めるとき、役に立ったのである。

したがって、就任時期は明確ではないが、明信が尚侍に任じられたのは、桓武天皇が寵愛したことと関連が深いと思う。こうした明信の尚侍就任は、百済王氏の女人が後宮に入るとき、影響を与えただろう。

水。多置別業。以信宿之。必備内事。推國天皇爲太子時。乙叡侍宴。瀉酒不敬。天皇含之。後遣伊豫親王事。辟連乙叡。免歸于第。自知無罪。以憂而終。時年四八。」

⁹³ 『日本後紀』弘仁六年十月壬子条「散事従二位百済王明信薨。」

⁹⁴ 大坪秀敏、2003・2008、前掲論文。

⁹⁵ 『日本後紀』大同三年六月甲寅条。

これまでの後宮に入った女人は、大部分が皇族あるいは一流の貴族である藤原氏などの生まれが高位出身であるが、桓武朝には渡来系氏族の出身である百済王氏の女人たちも、多数確認されていることが特徴である。このような現象は、桓武天皇の寵愛を受けていた明信の功が大きかったと思われるが、そのもとには外戚宣言と関連があったと思う。

桓武天皇は即位した後『和氏譜』を編纂して、母方の血統が単なる渡来系ではなく、百済王家とつながっていることを強調・証明しようとした。その保証の役割をしたのが、百済の義慈王の直系子孫という百済王氏であった。したがって、『和氏譜』が作成された以降である延暦9年(790)2月、桓武天皇は百済王氏を外戚として宣言することになる。

桓武天皇が百済王氏の女人たちを後宮に入れたのは、このような作業の一つであったと考えられる。百済王氏の女人たちを配偶者・妃に迎えたのは、明信との関係と後述する交野行幸で親密な関係を形成していたことともある程度関連があったとみられるが、何よりも百済王氏を実際の外戚に当たる地位を作ろうとした政治的意図があったのではないだろうか。さらに、配偶者・妃に迎えた百済王氏の女人が子供を生む場合、実際に百済王家と血縁関係になるということも、大きな利点になったとみられる。このような傾向は、百済王氏に関する外戚宣言の勅を宣言する以前から、桓武天皇が百済王家と密接な関連があることを示し、その正統性や政治的立場を強固にするとき、手段になったと思う。

三 桓武天皇の交野行幸・遊獵と百済王氏の楽舞演奏

桓武天皇の動向をみると、交野に頻繁に行幸・遊獵しているのが確認される。百済王氏の本拠地という河内国交野郡は、百済王敬福が河内守になった天平勝宝2年(750)頃に、摂津国百済郡から移住したことが知られており、彼らの氏寺である百済寺があった。百済王氏は、桓武天皇が行幸した際に、奉仕・百済楽を演奏して、叙位される。

百済王氏は奈良時代にも天皇が行幸した時、百済の楽舞を演奏し、叙位される。百済王氏の楽舞演奏は、単に行幸した天皇を迎えるための賓礼とみることもできるが、先行研究によると⁹⁶百済王氏が天皇の臣下だけでなく、日本国内に取り込まれた「百済王権」の代表者、すなわち「百済王」という存在として日本王権(天皇)対して服属する政治的・儀

⁹⁶ 田中史生、「「王」姓賜与と日本古代国家」『国史学』152、国史学会、1994(『日本古代国家の民族支配と渡来人』、校倉書房、1997に収録)・中川尚子、「古代芸能と天皇 -宮廷芸能の成立をめぐる-」『日本史研究』447、日本史研究会、1999・間瀬智広、「「百済王」姓の成立と百済王氏の楽舞演奏上 -日本古代の対外交渉と「王」姓氏族処遇-」『歴史研究』第51号、愛知教育大学歴史学会、2005

礼的な側面があったとした。その検討結果、行幸と百済王氏の楽舞演奏は、時代によってその目的と意義が流動的に変化していることが確認された。聖武朝の難波行幸の目的は、遷都や大仏造営事業に対する視察などの複合的な理由とみられ、百済王氏の楽舞演奏は、不安な対外構造を維持するための天皇に対する政治的な儀礼として行われたのではないかと考えられる。ただし、称徳天皇の行幸および楽舞演奏は、称徳天皇と寵愛していた道鏡に対する儀礼が強調されたと思われる。また、叙位はこの楽舞演奏の補償とした。

桓武天皇の交野行幸・遊獵は、延暦 9 年(790)2 月(史料 5)にあった百済王氏の外戚宣言以前から行われている。したがって、外戚宣言以前にも交野に本拠地を置いていた百済王氏と深い関連があったと推定される。それでは、桓武天皇の行幸・遊獵にはいかなる目的と意味があるのか。また、この時行われた百済王氏の楽舞演奏の性格についても考察する。

それでは、桓武天皇の交野行幸の背景と意義を記事から検討し、百済王氏とその楽舞演奏との関連性を考えたい。桓武朝に行われた交野行幸・遊獵に関する記事は、以下の通りである。

〈史料 8-①〉『続日本紀』延暦二年十月戊午条。

行幸交野。放鷹遊獵。

〈史料 8-②〉『続日本紀』延暦二年十月庚申条。

詔免当郡今年田租。国郡司及行宮側近高年。并諸司陪從者。賜物各有差。又百済王等供奉行在所者一兩人。進階加爵。施百済寺近江播磨二国正税各五千束。授正五位上百済王利善從四位下。從五位上百済王武鏡正五位下。從五位下百済王元徳。百済王玄鏡並從五位上。從四位上百済王明信正四位下。正六位上百済王真善從五位下。

〈史料 9〉『続日本紀』延暦四年十一月壬寅条。

祀天神於交野柏原。賽宿禰也。

〈史料 10-①〉『続日本紀』延暦六年十月丙申条。

天皇行幸交野。放鷹遊獵。以大納言從二位藤原朝臣繼繩別業為行宮矣。

〈史料 10-②〉『続日本紀』延暦六年十月己亥条。

主人率百済王等奏種種之樂。授從五位上百済王玄鏡。藤原朝臣乙叡並正五位下。正六位上百済王元真。善貞。忠信並從五位下。正五位下藤原朝臣明子正五位上。從五位下藤原朝臣家野從五位上。無位百済王明本從五位下。是日還宮。

〈史料 11〉延曆六年十一月甲寅条。

祀天神於交野。其祭文曰。維延曆六年歲次丁卯十一月庚戌朔甲寅。嗣天子臣謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩。敢昭告于昊天上帝。臣恭膺眷命。嗣守鴻基。幸賴穹蒼降祚覆壽騰徽。四海晏然万姓康樂。方今大明南至。長晷初昇。敬采燔祀之義。祇修報德之典。謹以玉帛犧齊粢盛庶品。備茲禋燎。祇薦潔誠。高紹天皇配神作主尚饗。又曰。維延曆六年歲次丁卯十一月庚戌朔甲寅。孝子皇帝臣諱謹遣從二位行大納言兼民部卿造東大寺司長官藤原朝臣繼繩。敢昭告于高紹天皇。臣以庸虛忝承天序。上玄錫祉率土宅心。方今履長伊始。肅事郊禋。用致燔祀于昊天上帝。高紹天皇慶流長發。德冠思文。對越昭升。永言配命。謹以制幣犧齊粢盛庶品。式陳明薦。侑神作主尚饗。

〈史料 12-①〉『続日本紀』延曆十年十月丁酉条。

行幸交野。放鷹遊獵。以右大臣別業為行宮。

〈史料 12-②〉『続日本紀』延曆十年十月己亥条。

右大臣率百濟王等。奏百濟樂。授正五位下藤原朝臣乙叡從四位下。從五位下百濟王玄風。百濟王善貞並從五位上。從五位下藤原朝臣淨子正五位下。正六位上百濟王貞孫從五位下。

〈史料 13〉『類聚國史』三二遊獵 延曆十一年九月庚辰条。

遊獵於交野。

〈史料 14〉『類聚國史』三二遊獵 延曆十二年十一月乙酉条。

遊獵於交野。右大臣從二位藤原朝臣繼繩、獻揩衣。給五位已上及命婦・來女等。

〈史料 15〉『類聚國史』三二遊獵 延曆十三年九月壬辰条。

遊獵于交野。

〈史料 16〉『類聚國史』三二遊獵 延曆十三年十月壬子条。

遊獵於交野。賜百濟王等物。

〈史料 17〉『類聚國史』三二遊獵 延曆十四年三月甲午条。

遊獵于交野。

〈史料 18〉『日本紀略』延曆十四年十月己卯条。

幸交野、以右大臣藤原繼繩別業、為行宮。

〈史料 19〉『日本後紀』延曆十八年二月壬午条。

行幸交野。

〈史料 20〉『日本後紀』延曆十八年十月己卯条。

遊獵于交野。

〈史料 21〉『日本紀略』延暦十九年十月壬午条。

幸交野。

〈史料 22〉『日本紀略』延暦二十一年十月壬辰条。

幸交野。

桓武天皇は即位期間の間に、交野へ10回以上行幸・遊獵している。それでは、桓武天皇はなぜ頻繁に交野に集中して行幸・遊獵したのだろうか。これに関する先行研究は、次のような観点で行われてきた。

まず、林陸朗氏⁹⁷は、桓武朝に頻繁に確認される交野行幸・遊獵の中で、〈史料 8-①〉延暦2年(783)10月戊午(14)条の交野行幸・遊獵の目的を長岡遷都(784)と関連づけて論じた。桓武天皇は、冬至の日に天子が都城の南郊で昊天上帝(天帝)と王朝の始祖を祀るという中国の郊祀儀式を導入し、郊祀を挙行了たといわれる(史料 9・11)。したがって、郊祀の儀式以前である〈史料 8-①〉は、長岡の都城建設事業や天壇建設の地を視察するためのものである。そして、〈史料 8-②〉で確認できる百濟寺に対する正税施入も、天壇を構築する費用にあてるためではないかと推定した。さらに、当時、叙位された百濟王氏は、天壇構築や郊祀の挙行に深く関わったと述べた。加えて、平安遷都(794)前に行われた〈史料 14〉延暦12年(783)11月乙酉(10)条が〈史料 8〉と類似している点が多いと指摘した。

田中史生氏⁹⁸は、林氏の説を踏まえ、桓武天皇が中国の郊祀祭天の意識を本格的に導入したのは、父である光仁天皇の即位が天命によって天武系から天智系に皇統が変化して、新たな王朝の樹立を意味するものとした。そして、百濟王氏は日本王権に所属した百濟王権を象徴する存在として、郊祀祭天の儀礼の際(史料 9・11)、蕃客の役割を果たしたとみた。

一方、大坪秀敏氏⁹⁹は、桓武天皇の頻繁な交野行幸から、百濟王氏との深い関係を確認できるといわれる。桓武天皇の行幸・遊獵の目的の一部は、寺院の制限政策¹⁰⁰によって官

⁹⁷ 林陸朗、「長岡・平安京と郊祀円丘」『古代文化』第26巻3号、財団法人古代学協会、1974

⁹⁸ 田中史生、1997、前掲論文。

⁹⁹ 大坪秀敏、2003・2008、前掲論文。

¹⁰⁰ 『続日本紀』延暦二年六月乙卯条「勅曰。京畿定額諸寺。其数有限。私自營作。先既立制。比来。所司寛縦。曾不糾察。如経年代。無地不寺。宜嚴加禁断。自今以後。私立道場。及將田宅園地捨施。并売易与寺。主典已上解却見任。自余不論蔭贖。決杖八十。官司知而不禁者。亦与同罪。」

寺的性格を有していた百濟寺の参詣であったというのである。この参詣の目的の内容は、親政体制確立の報告、長岡や平安遷都の事業推進の報告および対蝦夷戦争の成功を祈願、戦果の報告、あるいは神野新王(のち嵯峨天皇)の元服報告などであったとした。

宋浣範氏¹⁰¹は、百濟王氏の協力下に、桓武天皇が百濟寺を中心に交野遊獵を行なったとみた。遊獵後には、百濟王氏の本拠地を訪問し、百濟樂舞で歓迎を受け、百濟王氏などに対する叙位と任官、さらに天神祭祀を行っているともみた。このように、遊獵・百濟樂舞、百濟王氏の叙位という三つの行為が一つのセットのように実現されたのは、桓武朝の交野行幸・遊獵の特徴と指摘した。これらは、統治行為としての儀礼を実現することで、天智系をつなぐ新王朝意識および「小中華意識」を表明したといわれる。

小宮山嘉浩氏¹⁰²は、桓武天皇が交野で行幸・郊祀を挙行了たとき、百濟王氏は郊祀の円丘造宮および蕃客として関与したという。さらに、百濟王氏が難波から交野に移住したのは、桓武天皇が彼らを郊祀挙行の事業に参加させるためのものと推論した。

これまでの先行研究では、桓武天皇の交野行幸の際、行われた遊獵・郊祀・百濟樂舞を中華思想に基づく統治儀礼でみた。このような観点を踏まえ、交野行幸・遊獵が行われた背景と意義を検討し、その中に百濟王氏がどのような役割を果たしていたのか考察したい。

まず、交野は百濟王氏の本拠地であるとともに、地理的には遷都した長岡京と平安京の南郊に位置していた。したがって、遷都前、交野に数回行幸・遊獵が行われた目的は、新たな都の建設・視察と深い関連があるとみられる。このように、新たな都の南郊である交野に天壇を構築し、郊祀が行われたのは、すでに先行研究で指摘されたように、桓武天皇がこれまでとは別の中国式の儀礼を導入して、自らの皇位継承の正統性を確固なものとし、より強力な律令国家体制を志向しようとした意図があったとみられる。

遊獵と郊祀のような中国式の儀礼行事のときには、蕃客が参加する。比較的唐・新羅との関係が疎遠になっていた桓武朝に、日本の中で百濟王権を代替できる存在は、百濟の義慈王の直系子孫という百濟王氏であったはずである。この段階の百濟王氏は、すでに日本官人として存在していたが、百濟王族としての認識は残っていた。したがって、桓武天皇の新たな中華意識を満足させるために、百濟王権の役割で参加した可能性が高い。

¹⁰¹ 宋浣範、「日本律令国家의 變容에 대한 일고찰 -간무(桓武天皇) 친황의 가타노(交野) 행행(行幸)을 중심으로-」『일본학연구』31、단국대학교 일본학연구소、2010-b

¹⁰² 小宮山嘉浩、2010、前掲論文。

また、桓武天皇は交野にある百濟寺に大量の施入をしたという記事が確認される。百濟王氏は敬福が河内守になった天平勝宝 2 年(750)頃に、摂津国百濟郡から河内国交野郡に移住したといわれる。氏寺の創建は、おそらく氏族が本拠地を移動した同じ時期に行われたと考えられている。したがって、百濟王氏の氏寺である百濟寺も交野移住と同じ時期に創建されたのである¹⁰³。ところで、敬福が河内守に補任された期間が短く、百濟寺に関する記録がないので、百濟寺の創建時期を明信の段階とみる指摘もある¹⁰⁴。これによると、百濟寺が延暦 2 年(783)6 月乙卯(10)条の寺院提案政策によって官寺的な性格を持つようになったことも、明信の努力によるものというのである。このように創建時期についてさまざまな指摘があるが、百濟寺が敬福のときに建設をはじめ、明信のときに完成されたのではないかという見解¹⁰⁵に説得力があると理解したい。

桓武朝に行われた百濟寺の施入は、延暦 2 年(787)10 月庚申(16)条(史料 8-②)、延暦 12 年(793)5 月戊子(11)¹⁰⁶条、延暦 17 年(798)正月壬申(11)¹⁰⁷条の記事から確認できる。その中で、延暦 2 年(787)の施入(史料 8-②)は長岡遷都(784)の前に、延暦 12 年(793)の施入は平安遷都(794)の後に行われている。これらの施入は、長岡京・平安京の遷都の起源や報告の意味ではないだろうか。そして、延暦 17 年(798)の記事は、頻繁な行幸・遊獵の際に奉仕した百濟王氏に対する補償として彼らの氏寺である百濟寺に施入したのではないかと考えられる。

一方、交野は百濟王氏の本拠地であったが、桓武天皇が行幸の際、行宮としたのは藤原継縄の別邸であったのが特徴である。百濟王氏は、この邸宅の主人である継縄の統率下で百濟楽舞を奏する。これは、継縄が右大臣という高官であったので、交野に本拠を置いている百濟王氏を率いて天皇を迎えたと考えられるかもしれない。しかし、何よりも注目すべきは、継縄の妻が桓武天皇が寵愛した明信というのである。明信は女人であるが、桓武天皇にとって百濟王氏一族を代表する存在として認められていたのではないだろうか。したがって、夫である継縄は右大臣という高官でもあったが、妻の代わりにして政治的に百濟王氏を率いることができる立場であったと推定される。

¹⁰³ 今井啓一、「摂津国百濟郡考(上)(下)」『続日本紀研究』第5巻第10・11号、続日本紀研究会、1958-b (『百濟王敬福』、綜芸舎、1965に収録)

¹⁰⁴ 奥田尚、「百濟王氏と百濟寺」『枚方市史』第二巻、枚方市史編集委員会編、1972

¹⁰⁵ 宋浣範、2010-b、前掲論文。

¹⁰⁶ 『類聚國史』一八二施入物 延暦十二年五月戊子条「錢三十萬、及長門・阿波兩國稻各一千束、特施入河内國交野郡百濟寺。」

¹⁰⁷ 『類聚國史』百八十二施入物 延暦十七年正月壬申条「河内國稻二千束、施入百濟寺。」

百済楽舞を奏した後、多数の百済王氏が叙位されている。ここで、百済楽舞は、単なる桓武天皇を歓迎するための芸能より、律令国家思想に立脚して百済王室を象徴する儀礼的な行為であったという指摘¹⁰⁸が中心である。これは、百済王氏を蕃客、すなわち百済王権と認識した『小中華意識』と連結される。確かに、百済王氏は、当時、日本の中で百済王権を象徴できる存在であったので、郊祀の挙行に必要とする奉仕の役割を果たした可能性が高い。したがって、交野行幸のときの叙位は、百済王権の役割をした補償の意味でも良いだろう。

ところで、こうした桓武朝の交野行幸・遊獵は、延暦9年(790)2月にあった百済王氏の外戚宣言以前からはじまっている。このような事実から、桓武天皇が外戚宣言の勅とは別に、行幸・遊獵、そして郊祀の際に、百済王氏と親密な関係をなしていたとみられる。これについて中川尚子氏¹⁰⁹は、その時期の楽舞奏上は、継縄とその妻であり、桓武天皇と密接な関係があった明信の一族(百済王氏)がタイアップを行った奉獻の事例といわれた。この指摘に従えば、その時期の楽舞は、先に言及した朝廷へ服属を誓う意義を持つ地方芸能としてではなく、天皇と密接な関係にある氏族が、その関係の維持・強化のために上演したということである。

桓武朝の交野行幸の際に行われた遊獵・郊祀は、桓武天皇が天武系から天智系に皇統が交代したことを意識した事件であった。交野の百済王氏は、桓武天皇の中華意識の実践を充足させることができる百済国王の子孫という特別な出身の氏族であった。また、百済王氏一族の中には、寵愛していた明信もいた。こうした桓武天皇の交野行幸は、百済王氏と親密な関係を形成し、『和氏譜』の編纂と百済王氏の女人たちが後宮に入るとき、肯定的な影響を与え、外戚宣言の詔を表明する契機になったと考えられる。

一部の史料の内容は短くて、具体的な動向を推定するににくい部分もあったが、検討の結果、桓武天皇の交野行幸・遊獵は、百済王氏と以前より親密な関係を形成・維持するきっかけになったと思う。また、強力な律令国家体制の完成のため、百済王族の子孫である百済王氏は百済楽舞という奉仕の役割を行ったとみられる。

¹⁰⁸ 宋浣範、2010-b・小宮山嘉浩、2010、前掲論文。

¹⁰⁹ 中川尚子、1999、前掲論文。

第三節 桓武朝以降の百済王氏

桓武天皇は、交野行幸・遊獵で親密なつながりを維持してきた百済王氏を延暦 9 年(790)2 月(史料 5)、外戚として宣言する。桓武天皇は自らの正統性および地位を強化するため、百済王家の直系子孫という百済王氏に注目したのである。このような関係は、桓武朝における百済王氏の政治的進出を増やし、多数の百済王氏の女人たちが後宮に入るきっかけになったとみられる。

しかし、桓武朝以降からは百済王氏に関する研究が著しく少ない。これは、従来の研究と異なって、残っている史料が少ないので、研究に限界があるからである。このような現象は、桓武朝以後から百済王氏の活動が、徐々に減っていることを意味すると考えられる。すなわち、関連史料が減っているのは、平安時代中期以降の百済王氏の動向にどのような変化があったと思う。

百済王氏を外戚として宣言した桓武天皇が崩御した後、これまで繁栄していた百済王氏は、強力な政治的支持者を失うことになる。したがって、外戚として認められていた百済王氏の立場に変化が生じたとみられる。本稿では、桓武朝以後の百済王氏の動向を叙位と任官傾向から、政治的立場と性格について検討する。

桓武天皇の没後、平城、嵯峨、淳和、仁明、文徳、清和、陽成天皇の順で皇位が継承されているが、百済王氏は少なくとも陽成天皇までは活動しているのが、「六国史」の最後の史書である『日本三代実録』で確認できる。ただし、百済王氏の女人たちが後宮に進出しているのは、嵯峨・仁明天皇の時だけである。こうした理由は、何だろうか。以下の〈表 19〉・〈表 20〉の平城朝から仁明朝までにおける百済王氏叙位と任官傾向を参照して考えてみよう。

〈表 19〉平城朝から仁明朝までにおける百濟王氏の叙位と位階¹¹⁰(凡例：○印は、女性を示す。位階で→印がないのは、平城朝以前に叙位または叙位時期の不明を示す。)

時期		名	位階	備考	
平城	大同 3 年(808)正月丁未(25)	聡哲	從五位上→正五位下		
	大同 3 年(808)6 月庚申(9)	教俊	從五位下		
	大同 3 年(808)9 月甲申(5)	教徳	正五位下		
	大同 3 年(808)11 月甲午(11)	元勝	從五位下→從五位上		
嵯峨	弘仁元年(810)9 月甲寅(17)	愛筈	從五位下		
	弘仁 2 年(811)正月甲子(29)	教法○	從四位下	山城国乙訓郡白田一町を賜う。	
	弘仁 3 年(812)正月丙寅(7)	教徳	正五位下→從四位下		
	弘仁 3 年(812)3 月丁丑(19)	教勝	從五位下		
	弘仁 3 年(812)11 月乙亥(20)	教俊	從五位下→從五位上		
	弘仁 4 年(813)正月辛酉(7)	忠宗	從五位下→從五位上		
	弘仁 5 年(814)3 月戊申朔	忠宗	從五位上→正五位下		
	弘仁 6 年(815)10 月壬子(15)	明信○	從二位	薨	
	弘仁 7 年(816)正月癸酉(7)	教貞	正六位下→從五位下		
	弘仁 7 年(816)2 月丙辰(20)	教徳	從四位下→從四位上		
	弘仁 7 年(816)2 月丙辰(20)	勝義	從七位下→從五位下		
	弘仁 9 年(818)正月戊子(4)	安義	正六位上→從五位下		
	弘仁 10 年(819)正月	貴命○	從五位上		
	弘仁 10 年(819)10 月(11 日)	貴命○	從五位上→從四位下		
	弘仁 11 年(820)正月庚辰(7)	盈哲	正六位上→從五位下		
	弘仁 12 年(821)正月	勝義	從五位下→從五位上		
	弘仁 13 年(822)11 月丁巳朔	元勝	從五位上→正五位下		
	淳和	弘仁 14 年(823)11 月庚午(20)	安義	從五位下→從五位上	
		天長 2 年(825)正月辛亥(7)	慶忠	從五位下→從五位上	
天長 2 年(825)10 月甲寅(15)		教養	正六位上→從五位下		

¹¹⁰ 〈表19〉は、『日本後紀』・『續日本後紀』・『類聚國史』・『日本紀略』などを参照した。また、時期は、平城朝から仁明朝まで(806-850)とした。

	時期	名	位階	備考
	天長 3 年 (826) 正月甲戌 (7)	元勝	正五位下→正五位上	
	天長 4 年 (827) 正月癸未 (21)	勝義	從五位上→正五位下	
	天長 5 年 (828) 10 月己巳 (17)	善義	正六位上→從五位下	
	天長 6 年 (829) 正月戊子 (7)	忠宗	從四位下→從四位上	
	天長 6 年 (829) 2 月	勝義	正五位上→從四位下	
	天長 6 年 (829) 10 月癸亥 (17)	慶世	從六位下→從五位下	
	天長 7 年 (830) 正月壬午 (7)	安義	從五位上→正五位下	
	天長 7 年 (830) 2 月丁巳 (12)	慶命○	正四位下→從三位	
	天長 8 年 (831) 2 月丙子 (7)	寬命	无位(?)→從五位下	
仁明	天長 10 年 (833) 10 月戊申 (28)	安義	正五位下→從四位下	
	天長 10 年 (833) 10 月戊申 (28)	文操	正六位上→從五位下	
	承和元年 (834) 11 月辛亥 (5)	奉義	正六位上→從五位下	
	承和元年 (834) 11 月辛亥 (5)	慶仁	正六位上→從五位下	
	承和 2 年 (835) 正月癸丑 (7)	勝義	從四位下→從四位上	
	承和 3 年 (836) 2 月己丑 (20)	永琳○	无位→從五位下	
	承和 3 年 (836) 2 月癸巳 (24)	慶苑	正六位上→從五位下	
	承和 3 年 (836) 2 月癸巳 (24)	元仁○	正六位上→從五位下	婦人
	承和 3 年 (836) 8 月癸丑 (16)	慶命○	正三位	
	承和 4 年 (837) 10 月戊午 (28)	慶仲	從五位上→正五位下	
	承和 4 年 (837) 10 月戊午 (28)	忠誠	正六位上→從五位下	
	承和 5 年 (838) 正月丙寅 (7)	永豊	從五位下→從五位上	
	承和 5 年 (838) 11 月丁卯 (13)	教凝	正六位上→從五位下	征服戦の勳功
	承和 6 年 (839) 正月庚申 (7)	慶仲	正五位下→從四位下	
	承和 6 年 (839) 2 月丁丑 (25)	勝義	從四位上→從三位	
	承和 6 年 (839) 2 月丁丑 (25)	永仁	正六位上→從五位下	
	承和 6 年 (839) 3 月己亥 (18)	恵信○	從四位下→從三位	
	承和 8 年 (841) 11 月丁巳 (21)	慶命○	正三位→從二位	
	承和 11 年 (844) 正月庚寅 (7)	善義	從五位下→從五位上	

時期		名	位階	備考
	承和 12 年(845)正月甲寅(7)	慶世	從五位下→從五位上	
	承和 14 年(847)正月甲辰(7)	安宗	正六位上→ 從五位下	
	嘉祥 2 年(849)正月丁丑(22)	慶命○	從二位→從一位	薨、從一位に贈位
	嘉祥 3 年(850)正月丙戌(7)	教福	正六位上→ 從五位下	

〈表 20〉平城朝から仁明朝までにおける百済王氏の補任¹¹¹(凡例：○印は、女性を示す。●印は、すでに在職中を示す。)

時期		名	官職	備考	
平城	大同 3 年(808)6 月庚申(9)	聡哲	越後守●・刑部大輔		
	大同 3 年(808)6 月庚申(9)	教俊	鎮守將軍●・陸奥介		
	大同 3 年(808)9 月甲申(5)	教徳	宮内大輔		
	大同 4 年(809)正月癸巳(16)	教俊	下野守	延暦 19 年 9 月辛亥にも任じたことがある。	
	大同 4 年(809)2 月己未(13)	元勝	大判事		
	大同 4 年(809)2 月	勝義	右京少進●		
	大同 5 年(810)	勝義	藏人・左衛門大尉		
	嵯峨	弘仁元年(810)9 月甲寅(17)	愛釜	越前権少掾●	嵯峨天皇に対抗する乱を起こし、遠流される。
弘仁 3 年(812)3 月丁丑(19)		教勝	刑部少輔		
弘仁 3 年(812)11 月乙亥(20)		教俊	出羽守		
弘仁 4 年(813)正月甲子(10)		忠宗	少納言●・左兵衛佐		
弘仁 5 年(814)9 月庚辰(7)		教徳	治部大輔		
弘仁 10 年(819)正月		貴命○	女御●		
弘仁 10 年(819)2 月		勝義	左衛門佐●		
弘仁 11 年(820)正月		勝義	左衛門佐●・相模介		
弘仁 13 年(822)3 月		勝義	但馬守		
弘仁 13 年(822)10 月癸卯(17)		教徳	刑部卿●	卒	
淳和		天長 4 年(827)正月	勝義	美作守	
		天長 5 年(828)10 月己巳(17)	善義	右馬大充●	
		天長 6 年(829)正月	勝義	右京大夫	
仁明	天長 10 年(833)11 月	勝義	左衛門督		
	承和元年(834)7 月庚戌朔	安義	丹波守●・右兵衛督		

¹¹¹ 〈表20〉は、『日本後紀』・『續日本後紀』・『類聚國史』・『日本紀略』などを参照した。また、時期は、平城朝から仁明朝まで(806-850)とした。

時期	名	官職	備考
承和 3 年 (836) 2 月癸巳 (24)	元仁○		婦人
承和 3 年 (836) 8 月癸丑 (16)	慶命○	尚侍	
承和 4 年 (837) 6 月甲寅 (23)	勝義	左衛門督●・相模守●・宮内卿	
承和 6 年 (839) 正月甲子 (11)	慶仲	民部大輔	
承和 7 年 (840) 正月丁未 (30)	慶苑	河内介	
承和 9 年 (842) 正月戊申 (13)	勝義	宮内卿●・相模守	相模守は、承和 4 年 6 月に 兼職したことがある
承和 10 年 (843) 2 月己巳 (10)	忠誠	大監物	
承和 10 年 (843) 2 月己巳 (10)	永仁	右兵庫頭	
承和 14 年 (847) 12 月乙巳 (14)	慶世	齋院長官	

桓武天皇の後、皇位を継承したのは、皇子(安殿親王)の平城天皇であった。平城天皇は、皇太子のとき、妃の母である宮人の藤原薬子と醜聞があつて、父である桓武天皇との関係が良くなかつたといわれる。病弱であつた平城天皇は、即位 3 年で退位し、大同 4 年(809)、皇太子である弟の嵯峨天皇に皇位を譲位した。

しかし、退位後、健康を回復した平城上皇は、藤原薬子とその兄である藤原仲成と結託し、再び天皇に復帰するために挙兵を準備した。これが、大同 5 年(810)にあつた「薬子の変」である。しかし、嵯峨天皇は対蝦夷戦争の際、功を立てた坂上田村麻呂を派遣し、これを制圧した。結局、平城上皇は、政治的実権を完全に剥奪され、出家した。

在位期間が短かつた平城朝にも、百済王氏の叙位や任官が行われている。〈表 19〉からみると、平城朝は、桓武朝頃と変わらず、高位の女人たちを除いて、大部分が従五位を維持している。補任も中央の中級官職や地方の国司に任じられているので、以前と同様といえる(表 20)。

ところで、平城朝には新たに後宮に入ってきた百済王氏の女人はいなかつた。これは、平城天皇が父である桓武天皇との関係が良くなかつたことと関連があつたと推定されている¹¹²。おそらく平城天皇は、桓武天皇の寵愛を受けた明信とその一族である百済王氏を肯定的に考えなかつただろう。

¹¹² 金谷信之、1995、前掲論文。

平城天皇は即位後、桓武天皇が追放した薬子を呼び戻し、尚侍に任じて再び寵愛した。このとき、尚侍であった明信を解任したと考えられる。また、明信の子である「藤原乙叡の薨伝」¹¹³によると、彼は平城天皇が皇太子であったとき、酒宴の席で不敬を犯したという。これを恨んでいた平城天皇によって、大同2年(807)10月に起きた「伊予親王の変」¹¹⁴に連座された。その後、悔しさを訴えていた乙叡は、死去した。この事件で、平城天皇と明信の関係は悪化したと推定される。したがって、百済王氏出身の女性たちが後宮で確認されないことは、平城天皇の即位期間が短いこともあるが、このような背景と関連があったのではないかと考えられる。

平城天皇には皇子がいたが、弟の嵯峨天皇が皇位を継承する。「薬子の変」を鎮圧した嵯峨天皇は、桓武天皇と同様に律令および氏姓体制を新たに整備し、中国風(唐風)の文化を受容した。王権が安定・強化された嵯峨朝は、国家の繁栄と高度の文化発展を遂げた。

嵯峨天皇は、平城天皇と異なり百済王氏と親密な関係を維持した。嵯峨朝に行われた百済王氏の叙位や任官の動向を確認すると(表19・20)、従二位であった明信を除いて、大部分が従五位-従四位に叙位され、中央の中級官職や地方の国司として任じられた。嵯峨朝も、桓武朝・平城朝と大きく変わらない動向をみせている。

ところで、弘仁元年(810)9月甲寅(17)¹¹⁵、越前権少掾の百済王愛筈という人物が、越前介である阿倍朝臣清繼などとともに平城上皇が伊勢国に行幸することを聞いて、兵士を集め賛同し、新任の越前介である登美真人藤津を捕まえて、業務の引継ぎをしなかった。嵯峨天皇は、紀朝臣南麻呂などを派遣して、彼らの罪を問い、遠流にした。すなわち、愛筈らは、平城上皇の側に立って、薬子の変で連座して安房国へ流罪されたのである。愛筈は、天長10年(833)6月甲子(9)¹¹⁶に、近流された。嵯峨朝の百済王氏の動向には、愛筈の行為

¹¹³ 『日本後紀』大同三年六月甲寅条「推國天皇爲太子時。乙叡侍宴。瀉酒不敬。天皇含之。後遣伊豫親王事。」

¹¹⁴ 伊予親王の変：大同二年(807)に起こった政変。大同二年(807)十月、謀反を企てて検束された藤原宗成が、首謀者は伊予親王(桓武天皇の第三皇子)であると自白したために捕らえられ、母(藤原吉子)とともに大和国に幽閉された。同年十一月、親王号を剥奪され、翌日、母とともに自殺した。

¹¹⁵ 『日本後紀』弘仁元年九月甲寅条「越前介従五位下阿倍朝臣清繼。權少掾百済王愛筈等聞太上天皇幸伊勢國。擧兵應之。捕新任介従五位下登美真人藤津不受替。遣民部少輔従五位下紀朝臣南麻呂等勘問。服罪。清繼已下原死處遠流。』侍従従四位下大庭王爲兼大舍人頭。陰陽博士外従五位下志斐連國守爲兼石見權掾。天文博士如故。大法師永忠爲少僧都。大法師長惠爲律師。」

¹¹⁶ 『続日本後紀』天長十年六月甲子条「(前略)又去弘仁元年坐事配流者。雖自陷朝憲。而久憐淪翳。安倍朝臣清繼。百済王愛筈。故藤原朝臣仲成男等。並量徙入近國。従五位下藤原朝臣貞本。殊放還京。速告赤縣。莫後青衣。敢以赦前事告言者。以其罪罪之。』勅。比來疫癘間發。夭折屢聞。宜令天下諸國謝彼疫氣攘此不祥。但加藥致齋。須依前格」

にもかかわらず、特に被害はなかったとみられる。なぜかという、嵯峨朝には、再び百濟王氏の女人たちが、後宮に進出しているからである。彼らの動向は、以下の通りである。

嵯峨天皇の女御であった貴命¹¹⁷は、百濟王俊哲の娘である。容姿と性質ともにうるわしく、裁縫に巧みだったという。貴命は、弘仁 10 年(819)正月、從五位上になり、同年(819)10 月 11 日、從四位下に叙位される。仁寿元年(851)9 月甲戌(5)に死去した。基良親王・忠良親王・基子内親王の母という¹¹⁸。

百濟王教俊の娘である慶命¹¹⁹も、嵯峨天皇の宮人(女御¹²⁰)の一人であり、源善姫・源定・源鎮・源若姫という四人の皇子女の母であった。慶命は、天長 7 年(830)2 月丁巳(12)に正四位下から從三位になった。同年(830)6 月丁卯(24)には、位封の外、特に封 50 烟を支給された。承和 3 年(836)8 月癸丑(16)、尚侍に任じられた。承和 8 年(841)11 月丁巳(21)、從二位になり、嘉祥 2 年(849)正月丁丑(22)、死去して從一位に追贈された。

子である「源朝臣定の薨伝」¹²¹によると、慶命は礼則に長じ、天皇に寵愛され、権勢がならびなかったという。嵯峨天皇は皇位を弟の淳和天皇に譲って、上皇として嵯峨院に移るとき、自らの院を大院と呼んで、小院と名付けた別宮をわざと造って、そこに慶命を住まわせた。

慶命は、歴代の百濟王氏の男女をあわせて、追位であるが從一位というもっとも高位に叙位された。さらに、女性として最高官職である尚侍に任じられている。慶命は内侍であったが、嵯峨天皇の寵愛を受けて、皇后である橘嘉智子(檀林皇后)を凌駕する権勢を振るったといわれる。百濟王氏の中で、このような位置にいた者は、慶命だけである。

¹¹⁷ 『続日本後紀』承和元年二月乙未条「忠良親王冠也。即叙四品。先太上天皇第四子也。母百濟氏。從四位下勳三等俊哲之女。從四位下貴命是也。」

『日本文徳天皇實録』仁寿元年九月甲戌条「散事從四位下百濟王貴命卒。貴命。從四位下陸奥鎮守將軍兼下野守俊哲之女也。貴命姿質姝麗。閑於女工。嵯峨太上天皇御宇之時。引爲女御。即是二品式部卿大宰帥忠良親王之母也。弘仁十年正月叙從五位上。十月十一日叙從四位下。」

¹¹⁸ 『続日本後紀』・『日本文徳天皇實録』・『日本紀略』を参照。

¹¹⁹ 『日本紀略』天長七年二月丁巳条「授正四位下百濟王慶命從三位。」

『日本紀略』天長七年六月丁卯条「從三位百濟王慶命、位封之外、特給五十烟。」

『続日本後紀』承和三年八月癸丑条「正三位百濟王慶命爲尚侍。」

『続日本後紀』承和八年十一月丁巳条「授正三位百濟王慶命從二位。」

『続日本後紀』嘉祥二年正月丁丑。尚侍從二位百濟王慶命薨。有勅。贈從一位。

¹²⁰ 『百濟王三松氏系図』を参照。

¹²¹ 『日本三代実録』貞觀五年正月三日丙寅条「大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定薨。贈從二位。遣從四位下行伊豫守豐前王。散位從五位下田口朝臣統範等於柩前宣制。定者。嵯峨太上天皇之子也。母百濟王氏。其名曰慶命。天皇納之。特蒙優寵。動有禮則。甚見尊異。宮闈之權可謂無比。官爲尚侍。爵至二位。及薨贈從一位。始太上天皇遷御嵯峨院之時。爲築別宮。令爲居處。號曰小院。太上天皇所居爲大院。尚侍所居爲其次故也。權勢之隆至如此焉。定生而岐嶷。太上天皇尤鍾愛。(後略)」

宋浣範氏¹²²は、嵯峨天皇の中国的な傾向の政治を考えると、嵯峨天皇が慶命を優遇したことは、桓武天皇が百済王氏を優遇したように「小中華意識」の表出であったという。おそらく、桓武天皇の政治的意識や体制を維持した嵯峨天皇は、桓武朝のように依然として百済国王の血統である百済王氏を外戚として認めたと推定される。ただし、慶命が後宮に入ったのは、そのような意図があったかもしれないが、その後の動向からみると嵯峨天皇の私的な感情、すなわち特別な寵愛による優遇であったとみられる。

嵯峨天皇は、弟の淳和天皇に皇位を譲位し、上皇になる。淳和天皇が在位した約10年間、百済王氏は従五位下-従四位上に叙位されているが、在任は勝義(美作守・右京大夫)と善義(右馬大充)¹²³しか確認されていない(表20)。また、女人の後宮進出もないし、嵯峨天皇の女御であった慶命の叙位だけが記録で確認できる。

淳和天皇に皇位を譲位した嵯峨上皇は、政治に関与しないとあったが、その影響力は残っていたと推定される。したがって、嵯峨上皇によって即位した淳和天皇は、このようなことを意識し、自らの意志どおりに政治を行うことが難しかったのではないかと思う。結局、天長10年(833)2月、淳和天皇は、嵯峨上皇の次男である仁明天皇に譲位する。このような背景には、やはり嵯峨上皇との関連があるとみられる。

仁明天皇が在位した約20年の間、百済王氏は以前と同様に従五位下-従四位上に叙位され、中央の中級官職や国司として任じられる(表19・表20)。その中で、勝義という人物が珍しく政治的に活発な動きをみせている。勝義は、元忠¹²⁴の孫であり、玄風の子である。若くして大学寮で学び、文章道を非常に学習したという彼は、大学少弁や天皇の秘書的役割を果たした蔵人になった。また、左衛門大尉・左衛門佐・左衛門督などの軍に関する官職にも任じられてるので、勝義は文武にたけていたと推定される。彼が多様な官職に任じられていることは、齊衡2年(855)7月戊寅¹²⁵条の「薨伝」で確認できる。勝義は、同時代の百済王氏とは異なり、承和4年(837)6月甲寅(23)¹²⁶、中央官職である宮内卿に

¹²² 宋浣範、2008、前掲論文。

¹²³ 『類聚國史』九九叙位 天長五年十月己巳条「叙右馬大充正六位上百済王善義従五位下。」

¹²⁴ 『百済王三松氏系図』を参照。：百済王元忠は、百済王氏の始祖である百済王善光の4世の孫であり、孝忠の子という。

¹²⁵ 『日本文徳天皇實録』齊衡二年七月戊寅(この月なし)条「従三位百済王勝義薨。勝義。従四位下元忠之孫。従五位下玄風之子也。少游大學。頗習文章。大同元年二月爲大學少允。四年二月爲右京少進。弘仁七年二月叙従五位下。十年二月爲左衛門佐。十一年正月兼爲相摸介。十二年十月叙従五位上。十三年三月遷爲但馬守。天長四年正月兼爲美作守。叙正五位下。六年二月叙従四位下。爲右京大夫。十年十一月遷爲左衛門督。承和四年正月兼相摸守。六月爲宮内卿。六年二月叙従三位。年老致仕。閑居河内國讚良郡山畔。頗使鷹犬。以爲養病之資。卒時年七十六。」

¹²⁶ 『續日本後紀』承和四年六月甲寅条「宮内卿三品阿保親王爲兼兵部卿。上野太守如故。左衛門督従四位上百済王勝義爲兼宮内卿。」

任じられた。承和 6 年(839)2 月丁丑(25)¹²⁷には、従四位上から従三位になった。公卿に列したが、先祖(南典・敬福)のように参議にはなれなかった。『公卿補任』によると勝義は、承和 6 年(839)2 月から薨じる齊衡 2 年(855)7 月までの約 15 年間、非参議として記録されている。この間、非参議であった者たち(平高棟、源融、紀百継、藤原継業など)は、その後、参議に任じられたが、勝義はその資格が与えられなかった。このように、非参議のまま据え置かれ、参議への昇進を妨げられたことは、百済王氏の疎外の一例という指摘がある¹²⁸。天長 10 年(833)4 月戊午朔¹²⁹、淳和天皇が紫宸殿に出御したとき、勝義が風俗(百済)舞を奏した。このことから、当時、勝義は百済王氏の代表者の立場にあったとみられる。したがって、一族の中で代表するような位置にいた勝義が参議や宮内卿以上の職(太政官の職)になれなかったことから、百済王氏の政治的位置を確認できる。

それにもかかわらず、仁明朝には再び百済王氏出身の女性たちが活動している。その中では、桓武・嵯峨朝に活動した者たちも確認できる。桓武天皇の宮人であった恵信は、従三位に昇叙された¹³⁰。恵信は、承和 9 年(842)9 月に散事として死去した。前述した嵯峨天皇の寵愛を受けた慶命は、尚侍であった。従二位にまでなった慶命は、死後に従一位に追贈される。このことから、すでに寵愛した天皇が崩御したが、恵信と慶命は仁明朝にも続けて後宮の内存在していたのである。

仁明朝に後宮に入った百済王氏の女人は、二人が確認されている。まず、仁明天皇の第 12 皇女であり、斎院(賀茂斎院)¹³¹となられた高子内親王¹³²の母が、百済王教俊の娘という。この人は、教俊の娘である慶命とは姉妹になる女孀永慶とみえる。永慶の名は「六国史」では、欠落しているが、『一代要記』・『本朝皇胤紹運録』・『百済王三松氏系図』などで確認できる。位階は、従五位下といわれる¹³³。

その他に、皇子である源多と源光の生母が、百済王(のち三松に改姓)豊俊¹³⁴の娘の子であることが知られている。豊俊の娘は、従五位下の宮人であったというが¹³⁵、その名は

¹²⁷ 『續日本後紀』承和六年二月丁丑条「授従四位上百済王勝義従三位。」

¹²⁸ 三松みよ子、「百済王氏凋落についての一考察」『藤沢一夫先生卒寿記念論文文集』、真陽社、2002

¹²⁹ 『續日本後紀』天長十年四月戊午朔条「天皇御紫宸殿。賜侍臣酒。音楽之次。右京大夫従四位下百済王勝義奏百済國風俗舞。」

¹³⁰ 『續日本後紀』承和六年三月己亥条「授従四位下百済王恵信従三位。」

『續日本後紀』承和九年九月己亥。散事従三位百済王恵信薨。

¹³¹ 斎院：賀茂神社に奉仕する未婚の皇女。斎王、賀茂斎院ともいう。

¹³² 『日本三代実録』貞觀八年六月十六日己丑条「无品高子内親王薨。喪家固辭。故不任縁葬之司。輟朝三日。内親王者。仁明天皇之皇女。母百済王氏。従五位上教俊之女也。承和初。ト爲賀茂斎。仁明天皇崩後停斎歸第焉。」

¹³³ 今井啓一、1965・金谷信之、1995、前掲論文。ただし『百済王三松氏系図』では、従七位下といわれる。

¹³⁴ 百済王豊俊は、氏姓を百済王から三松と改姓した三松氏の始祖といわれる。

「六国史」に記録されていないので、具体的なことは不明である。皇子出身で、正二位（贈従一位）という高官および高官の右大臣の地位まで上がった源多・源光の生母の記録が不明であるのは、異例的であると思う。源多・源光の母方の祖父である百済王豊俊は、三松氏の始祖と知られている。しかし、豊俊は『百済王三松氏系図』以外の記事では、確認されていないので、その存在に対する疑問があるという指摘がある。したがって、源多・源光の生母が、豊俊の娘または百済王氏の女人ではない可能性もあると思う。

〈表 21〉 嵯峨・仁明朝に後宮に入った百済王氏の女人たち

時期	名	叙位・位階の変化	地位・階級	皇子女	父	備考
嵯峨	貴命	従五位上→従四位下	女御	基良親王・忠良親王・基子内親王	俊哲	教法と姉妹。
	慶命	正三位→従二位 従二位→従一位	宮人・女御・尚侍	源善姫・源定・源鎮・源若姫	教俊	天長7年6月、位封の外、特に封50畑を支給された。
仁明	恵信	従五位→正五位上 従四位下→従三位	桓武天皇の宮人・尚侍 ¹³⁶		理伯	延暦16年2月、位田を男に準じて支給された。
	永慶	従五位下	女孀	高子内親王	教俊	慶命と姉妹。
	不明	従五位下	宮人	源多・源光	豊俊	豊俊は、三松氏の始祖。

桓武朝以後の平安時代初期における百済王氏の動向を確認した結果、官位傾向は、以前と同様であった。百済王氏の女人たちの後宮進出は、桓武天皇の遺志を継承した嵯峨・仁明朝に行われているのが確認される。しかし、仁明朝以後には、後宮に進出した百済王氏の女人が、ただ一人もいない。これは、これ以上百済王氏が後宮に進出する必要がなくなったことを意味する。それだけでなく、仁明朝以降は、叙位と任官で大きく頭角を現す百済王氏もない。こうした理由は、何だろうか。

桓武朝には、天皇が正統性と地位を強固にするため、交野行幸・遊猟で親密な関係を維持していた百済国王の直系子孫である百済王氏を活用して『和氏譜』の完成、外戚として宣言し、その出身の女人たちを後宮に進出させ、それに当たる地位を付与しようとした。

¹³⁵ 『百済王三松氏系図』・今井啓一、1965、前掲論文を参照。

¹³⁶ 『百済王三松氏系図』を参照。

このような背景には、『和氏譜』の編纂、百済王氏の外戚宣言、桓武天皇が寵愛していた尚侍である明信の役割が複合的に関連していたとみられる。したがって、桓武天皇の崩御および明信の尚侍解任と死去は、百済王氏が政治的進出の背景を失うことになったきっかけと考えられる。

桓武朝以降には、桓武天皇のとき、指摘された正統性に関する論議は消え、天皇としての地位を強固に維持することになる。すなわち、百済王氏は桓武朝のように、天皇の正統性を保証する役割をする必要がなくなったのである。また、百済王氏の女人たちを寵愛した桓武・嵯峨・仁明天皇の崩御および明信・慶命などの尚侍退任は、その後の百済王氏の女人たちが後宮に進出するとき、影響力を発揮できなかったと推定される。このような政権の安定と関係の変化は、嵯峨天皇以降、百済王氏の本拠地である交野行幸・遊獵・郊祀が行われないこととも関連があるとみられる。

さらに、百済王氏に友好的であった嵯峨・仁明天皇の崩御および承和 9 年(842)の「承和の変」¹³⁷、貞観 8 年(866)の「応天門の変」¹³⁸などによって 9 世紀中頃以降からは、藤原北家の勢力が強くなる。藤原北家は、皇親である源氏とともに政権と高官職、そして後宮を独占する。そして、その一族の女人たちが生んだ皇子が天皇に即位すると、藤原氏は摂政になって政権を掌握する。逆に、実権を持っていた藤原南家は継縄・乙叡の死後、政治的基盤を失って没落しでつたとみられる。このことは、明信と継縄の婚姻で、藤原南家と密接な関係を維持していた百済王氏にも影響を与えたと推定される。

百済王氏の動きは国内政権だけでなく、国外情勢の変化、すなわち 9 世紀東アジアの情勢の変化とも大きく関係がある。9 世紀に入ると、唐で内乱が起き、日本文化の発展に影響を与えた遣唐使が廃止される。やがて、唐(907)と渤海(926)・新羅(935)に内乱や対立などが発生して順次に滅亡する。その後、高麗(936)と宋(960)が建国される。このような東アジアの情勢の変化の中で日本は、新たな国々と公式的に交渉せず、私的中心に交易を行うことになる。さらに、国内外の混乱によって新羅人の渡来が増加し、日本国内では閉鎖的な対外意識が深化する。

¹³⁷ 承和の変：承和九年(842)、伴健岑・橘逸勢などが、皇太子である恒貞親王を即位させるため、謀反を起こしたという理由で、流罪・追放されて、恒貞親王が廃された事件。その背景には、藤原良房の陰謀があったいわれ、その妹の子道康親王が皇太子となった。以降、藤原良房は太政大臣・摂政になった。

¹³⁸ 応天門の変：貞観八年(866)、応天門が炎上した事件をめぐる宮廷の政変。伴善男は、応天門の放火を源信の仕業と証言した。しがし、伴善男は藤原良房の工作により無罪となった。その後、逆に伴善男父子に嫌疑がかけられ、有罪となり流刑に処された。これにより、伴氏は没落した。

したがって、桓武朝に新たに認識された「小中華意識論」にも変化が生じる。このような状況の中で、蕃客(百済王族・百済王権)を象徴する百済王氏の存在が必要なくなったというのである。さらに、すでに滅ぼされた百済を強調することには違和感があり、桓武天皇以降、天皇の正統性の問題が解決された時点で、百済国王の直系子孫という百済王氏の存在の利点は消えることになったと考えられる。

このような対内外的变化の流れにしたがって、外戚としての役割や位置を失った百済王氏は、官人として官職に登用されにくくなり、衰退したと推定される。また、後宮に進出して活躍する機会も完全に失うことになったと思う。

「六国史」の最後の史書である『日本三代実録』は、天安 2 年(858)から仁和 3 年(887)まで記述しているが、当時の百済王氏の動向を整理すると、以下の〈表 22〉・〈表 23〉になる。これらの表をみると、百済王氏の最後の記録は、陽成朝、元慶 3 年(879)11 月庚辰(25)条、正六位上右馬大充の百済王教隆が従五位下に叙位された記事である。

〈表 22〉 仁明朝以降における百済王氏の叙位と位階¹³⁹(凡例：○印は、女性を示す。位階で→印がないのは、文徳朝以前に叙位または叙位時期の不明を示す。)

時期		名	位階	備考
文徳	嘉祥 3 年 (850) 5 月己卯	忠岑	従六位上	
	嘉祥 3 年 (850) 5 月庚辰 (3)	教福	従五位下	
	嘉祥 3 年 (850) 5 月庚辰 (3)	慶世	従五位上	
	仁寿元年 (851) 4 月癸卯朔	永仁	従五位下	
	仁寿元年 (851) 9 月甲戌 (5)	貴命	従四位下	卒
	仁寿 3 年 (853) 正月戊戌 (7)	永善	従五位下→従五位上	
	仁寿 3 年 (853) 正月丁未 (16)	安宗	従五位下	
	齊衡元年 (854) 2 月辛未 (16)	教凝	従五位下	
	齊衡 2 年 (855) 7 月戊寅(この日付なし)	勝義	従三位	卒、(享年 76 歳)
	齊衡 3 年 (856) 正月辛亥 (7)	安宗	従五位下→従五位上	
	天安元年 (857) 正月丁未 (8)	貞琳○ ¹⁴⁰	従六位上→従五位下	
	天安 2 年 (858) 正月庚子 (7)	淳仁	従六位上→ 従五位下	
清和	天安 2 年 (858) 11 月甲子 (7)	永仁	従五位下→従五位上	
	貞觀元年 (859) 11 月庚午 (19)	俊聰	正六位上→従五位下	
	貞觀元年 (859) 11 月辛未 (20)	香春○ ¹⁴¹	无位→従五位下	
	貞觀 2 年 (860) 11 月壬辰 (16)	貞恵	従五位下	
	貞觀 6 年 (864) 10 月丁卯 (14)	俊聡	従五位下	
陽成	元慶 3 年 (879) 11 月庚辰 (25)	教隆	正六位上→従五位下	

¹³⁹ 『日本文徳天皇實録』・『日本三代実録』・『類聚国史』・『日本紀略』などを参照した。また、時期は、仁明朝から陽成朝まで(850-979)とした。

¹⁴⁰ 『日本文徳天皇實録』天安元年正月丁未条 「无位藤原朝臣穎子授従五位上。従六位上百済王貞琳。紀朝臣仲岑。従六位下和朝臣安子。従七位上平羣朝臣眞宗。従六位下秋篠朝臣春子。无位林朝臣氏子等従五位下。従八位上酒部公眞員。従七位下麻績連眞屋子。賀陽朝臣姑子等外従五位下。」

：貞琳は、『日本文徳天皇實録』天安元年(857)正月丁未(8)条でのみ確認できる人物であるので、他の動向については、不明である。しかし、貞琳とともに天安元年(857)正月丁未(8)条で、叙位されている人たちは、全員女性とみられる。したがって、貞琳も、女性と推定される。

¹⁴¹ 『日本三代実録』貞觀元年十一月辛未条「従五位上菅原朝臣閑子。甘南備真人伊勢子並正五位下。従五位下田口朝臣館子。菅原朝臣勢子並従五位上。外従五位下賀陽朝臣姑子。無位源朝臣高子。橘朝臣常子。藤原朝臣繼子。藤原朝臣高子。藤原朝臣榮善子。百済王香春。笠朝臣遠子並従五位下。従六位上江沼臣河子外従五位下。」：香春は、『日本三代実録』貞觀元年(859)11月辛未(20)条でのみ確認できる人物であるので、他の動向については、不明である。しかし、香春とともに貞觀元年(859)11月辛未(20)条で叙位されている人たちは、全員女性である。したがって、香春も、女性と推定されている。また、長山泰孝、「第四節 枚方地方の氏族」『枚方市史』第二巻、枚方市史編集委員会編、1972、164-165頁でも、女性と分類している。

〈表 23〉 仁明朝以降における百済王氏の補任¹⁴²(凡例：○印は、女性を示す。●印は、在職中を示す。)

時期		名	官職	備考
文徳	嘉祥 3 年(850)5 月己卯	忠岑	中務少丞●	
	嘉祥 3 年(850)5 月庚辰(3)	教福	元興寺使	
	嘉祥 3 年(850)5 月庚辰(3)	慶世	薬師寺使	
	仁寿元年(851)4 月癸卯朔	永仁	次侍従	
	仁寿元年(851)9 月甲戌(5)	貴命○	女御●	卒
	仁寿 3 年(853)正月丁未(16)	安宗	安芸介	
	齊衡元年(854)2 月辛未(16)	教凝	侍従	
	天安 2 年(858)正月己酉(16)	安宗	安芸守	
清和	天安 2 年(858)11 月甲子(7)	永仁	右兵庫頭●	
	貞観元年(859)2 月己亥(13)	慶世	刑部大輔	
	貞観元年(859)2 月己亥(13)	永仁	摂津権介	
	貞観元年(859)4 月丁亥(2)	慶世	次侍従	
	貞観元年(859)11 月庚午(19)	俊聰	丹波権掾●	
	貞観 6 年(864)10 月丁卯(14)	俊聡	伯耆守	
陽成	元慶 3 年(879)正月丁酉(7)	俊聡	和泉守●	
	元慶 3 年(879)11 月庚辰(25)	教隆	右馬大充●	

〈表 22〉・〈表 23〉をみると、平安時代前半期と比較して百済王氏の叙位と任官が減っていることが確認される。位階は、従三位であった勝義を除いて、ほとんどが従五位を維持した。また、官職も中級官職および地方国司だけで、高位職はなかった。

陽成朝の後の百済王氏の具体的な動向は確認が難しいが、残っている断片的な史料で、その動きを推定することができる。「六国史」以降の百済王氏の叙位と任官に関する動向は、上野利三氏がまとめた〈表 24〉から推定できる。ただし、氏・姓・名および位階と

¹⁴² 『日本文徳天皇實録』・『日本三代実録』・『類聚国史』・『日本紀略』などを参照した。また、時期は、仁明朝から陽成朝まで(850-979)とした。〈表22〉と同様。

官職などで明確でない部分があり、一部は百済王氏ではなく、百済朝臣・百済宿禰などのような百済系の氏姓である可能性があることを念頭におく必要がある。

〈表 24〉 「六国史」以降の百済王氏の叙位と補任¹⁴³

番号	年(西暦)・月・日	氏・名	官職・位階	史料	刊本(頁)
1	昌泰 3(900)8・20	百済王	河内権介	河内国某田地売卷 (角田文衛所蔵文書)	平安遺文古文書 編九(三四七〇)
2	延喜元(901)11・7	百済王		某国免符案 (唐招提寺文書)	同一(二二二)
3	延長元(923)12・13	百済貞運	内舎人	類聚符宣抄第一〇	新訂増補国史大 系(二八六)
4	天慶 2(939)5・15	(百済王貞運)	武蔵守	貞信公記	大日本古記録 (一八八)、大日 本史料一一七(四 五二)
5	天慶 2(939)5・17	百済王貞運	同上(前上総守) 従五位下	類聚符宣抄第八	新訂増補国史大 系(二一二)、大 日本史料一一七 (四五二)
6	天慶 2(939)12・11	百済貞運	武蔵守	将門記	新校群書類従第 三六九(七)、大 日本史料一一七 (五 一四)、その他
7	天慶 2(939)12・29	貞運	同上(武蔵守)	日本紀略	新訂増補国史大 系(三九)、大日 本史料一一七(五 五九)
8	天慶 9(946)4・27	百済・和気氏 爵事		貞信公記	大日本古記録(二 二九)、大日本史 料一一八(六四

¹⁴³ 上野利三、1983、前掲論文の〈表〉401-403頁・宋浣範、2008、前掲論文の〈表4〉90-92頁を参照。

番号	年(西暦)・月・日	氏・名	官職・位階	史料	刊本(頁)
					九)
9	天慶 9(946)10・28	百済王興勢	散位從五位下	(1)九曆 (2)大嘗会御 禊部類記(九条家本)	(1)大日本古記録 (一七七) (2)大 日本史料一-八 (七二一)
10	天曆元(947)11・11	興勢		貞信公記	大日本古記録 (二五〇)
11	応和元(961)6・5	百済王(花押)	図書頭	(1)華頂要略 (2)山城 国粟田青蓮院文書	(1)大日本史料一 一一〇(七二七)
12	安和 2(969)7・8	百済	山城大掾	仁和寺文書	大日本史料一-一 三(四二七)
13	長徳 2(996)正・25	百済清重	播磨権少掾	長徳 2 年大間書	大日本史料二-二 (五三四)
14	長徳 3(996)正・28	百済王為孝	周防権掾 正六位上	除目大成抄	新訂増補史籍集 覧(二九)、大日 本史料二-二(八 九〇)
15	寛弘 8(1011)8・23	百済忠行		権記	史料大成(二) (一七九)
16	長和 4(1015)11・16	百済述高	播磨国宍粟庄寄 人	朝野群載卷第二二	新訂増補国史大 系(五一七)
17	応徳 3(1086)12・16	百済王基貞	禁野司小口 從五位下	御即位叙位部類	大日本史料三-一 (二四、二七)
18	寛治元(1087)3・1	百済正恒		徴古雑抄・安芸 (文部省史料館蔵)	後藤紀彦「『徴 古雑抄』所収の 厳島文書 (一)(二)」(史学 雑誌八八-二・

番号	年(西暦)・月・日	氏・名	官職・位階	史料	刊本(頁)
					十二)
19	寛治 4(1090)12・25	百濟正恒		同上	同上
20	長治 2(1105)8・20	百濟惟助	異国警固斫本司 兼監代	朝野群載卷第二〇	新訂増補国史大系(四五―)
21	永久 4(1116)12・20	百濟王清重	播磨権掾 正六位上	除目大成抄	新訂増補国史大系(六三五)
22	永久 4(1116)12・20	百濟年旧	上野少掾	同上	同上(六三六)、 大日本史料三一 一八(七四―七 五)
23	仁平元(1151)4・8	百濟花押	散位	常陸国留守所下文(楓軒 文書纂四二吉田社文書)	平安遺文古文書 編六(二二八〇)
24	長寛 3(1165)年 7・25	百濟雅国	従五位下	山槐記	史料大成(一)(三 〇〇)
25	承安 2年(1172)12・30	百濟重次	豊前国日足庄官 人代	豊前国仲津尾寺座主神 智解案(到津 文書)	平安遺文古文書 編一〇(三九〇 一)
26	治承 4(1180)4・21	百濟王時里	従五位下	吉記	史料大成(一)(二 七、一一九)
27	建久 9(1190)2・26	百濟岑基 (百濟史申文)	従五位下	三長記	史料大成(三五 四)、大日本史料 四 - 五(七一七)
28	寛元 4(1246)3・8	百濟王光房	従五位下	平戸記	史料大成(二)(一 五二)、大日本史 料五―二(二六)
29	弘安 11(1288)3・8	百濟王貞秀	従五位下	勘仲記	史料大成(二)(二 八五)、鎌倉遺文 古文書編二二(二

番号	年(西暦)・月・日	氏・名	官職・位階	史料	刊本(頁)
					〇)
30	貞和元(1349)12・21	百済高延	従五位下	園太暦	史料纂集(三)(一 三二)
31	宝徳元(1449)12・12	(百済史申文)		康富記	史料大成(三)(一 二〇)
32	永正 18(1521)3・17	百済王遠倫 (申文)	従五位下	除目執筆記	大日本史料九一一 二(二八六、三 〇三)

〈表 24〉から、百済王氏は少なくとも永正 18 年(1521)の段階までには、従五位下の位階を持った官人として存在していたことが確認される。しかし、以前と比較すると、その活動は著しく減少して、百済王氏は衰退していたと考えられる。

一方、平安時代には毎年の正月および即位式・大嘗会・朔旦冬至などの「天皇の代替り」の儀式や「暦の代替り」の儀式の日に、有力氏族である藤原、王¹⁴⁴、源、橘氏の者たちの中で新たに官人になる正六位上の一人に従五位下を叙位する「氏爵」が行われている¹⁴⁵。

ところで、平安時代中期から百済王を含め、伴佐、伯、和気などの地位が低い四氏族にも氏爵が行われている。その理由は、天智系を継承した光仁・桓武朝における「代替り」の儀式への奉仕や「功臣」と称されるような先祖の天皇系への功労に淵源を持つ、それに対する反対給付的なものであると同時に、これら四氏の維持・継承を意図したものであった¹⁴⁶。

¹⁴⁴ 王氏：諸王の集団であり、令制では皇玄孫(四世)までを範囲としている。

¹⁴⁵ 氏爵：「毎年正月叙位に、王氏および源氏・藤原氏・橘氏など諸氏の中で、正六位上まで進んで従五位になっていない者の中から、一陣づつ推挙して叙爵の恩典に浴させること」という。または、「平安時代から、毎年正月六日(七日または五日)の叙位の儀式の際に、王氏・源氏・藤原氏・橘氏などの正六位上の者のうちから毎年各一人、各氏長者から申請した者に対し、従五位下を与えた。(中略)氏挙ともいう。元来氏爵は、令制の蔭位の制と同じような意味で、有力な氏族に対する特典であり、その氏の氏長者は、これを推挙する特権を与えられたわけである。正六位上者は、氏ごとに常に何人かいるわけであるから、この特典を競望するようになり、そこで希望者はまず申文(申請書)を氏長者に提出し、これを氏長者がみて、そのうちから適任者を定め、これを氏長者から奉文を持って推挙することになったものである」とされ、有力氏族に対する特典であった(田島公、「氏爵の成立-儀式・奉仕・叙位-」『史林』71-1、史学研究会、1988、36-37頁)。

¹⁴⁶ 田島公、1988・田中史生、1997、前掲論文。

氏爵を通じて従五位下が叙位された百済王氏は、10世紀以降にも従五位下の位階を維持している現象を示している。これに関する記録は少ないので、氏爵された者たちが具体的にどのような人物か分からないが、政界に進出する機会を失って衰退していく百済王氏の中で唯一叙位されたことから、その一族の代表的な人物(氏長者的存在)ではなかっただろうか。

しかし、一定の時期に叙位される有力氏族と異なり、百済王氏は正月・即位式・大嘗会・朔旦冬至などの特別な日に行われる氏爵でしか昇叙される機会を得ることができたので、政界からだんだん淘汰されていくしかなかった。

したがって、氏爵のような特典にもかかわらず、平安時代以降の百済王氏は、変化していく体制の流れに対応せず、衰退または改姓によって他の形態に転換したとみられる。

おわりに

桓武天皇の即位は、皇位継承が天武系から天智系に移動したという意味を持っており、桓武天皇は、これをもとに新たな皇統の実現および政治的变化を試みて、天皇の地位を強化しようとした。光仁天皇の長男であったが、渡来系氏族出身の生母から生まれた桓武天皇は即位した後、政治的立場の強化のため、自らの出身に対する根本的な問題を解決する必要があった。ここで、注目したのが百済王氏であった。

桓武天皇は母方の和氏の出身を明確にするため、『和氏譜』を編纂するよう指示し、その先祖が本来百済王家から出たということを、義慈王の直系子孫である百済王氏に保証させ、血統的に正当性を持つようにした。そして、これをもとに、延暦9年(790)2月、百済王氏を外戚とする詔を宣言した。百済王氏の外戚宣言は、『和氏譜』の証明とともに和氏の身分を高め、桓武天皇の正統性を強固にするきっかけになった。

桓武天皇の外戚として認められた百済王氏は、活発な政治的活動をみせているが、和氏とは異なって高位や国政を担当する要職にはなれなかった。しかしながら、優遇や補償の意味として、延暦16年(797)5月、課役と雑徭が永遠に免除される。このような事実は、桓武朝の百済王氏が百済王族という出身を依然として認識・認められているので、桓武天皇の正統性や血統問題を解決するための保証の役割をしたという根拠になる。しかし、百

済王氏が外戚としての特別な位置を認められたにもかかわらず、それに当たる政治的実権や影響力は与えられなかった。したがって、官位傾向は奈良時代とほぼ同様であった。

桓武朝の百済王氏の動向の特徴の一つは、後宮に入った女人の活躍である。このような現象は、桓武天皇の寵愛を受けた明信の功が大きかったと推定され、その背景には、桓武天皇の外戚宣言と関係があったと考えられる。百済王氏の女人を配偶者に迎えるというのは、百済王氏に実際の外戚に当たる地位を付与するための、政治的意図があったとみられる。さらには、実際に百済王家と血縁関係になろうとする意味もあったのではないだろうか。

一方、桓武天皇は頻繁に百済王氏の本拠地である交野に行幸・遊獵した。桓武朝は新たな都(長岡京・平安京)を造営して遷都し、中華思想に立脚して律令体制を再整備・強化する時期であった。したがって、交野の行幸・遊獵の目的は、新たな都の建設・視察と深い関係があると推定される。都の南郊に位置していた交野では、天壇構築および郊祀も行われた。百済王氏は、すでに日本官人になったが、百済王家の直系子孫という出身によって蕃客、すなわち百済王権としてその郊祀に参加した可能性が高く、このとき、百済楽舞演奏のような奉仕の役割を遂行して叙位されたと考えられる。

桓武天皇は、交野行幸・遊獵し、右大臣藤原継縄の別邸を行宮とした。そのとき、百済王氏は継縄の統率下で、百済楽舞を奏し、補償として叙位された。これは、継縄の妻である明信と関連があるとみられる。桓武天皇から寵愛をうけた明信は異例的に昇叙され、夫と子も高官および要職についた。このことから明信は、夫と子、そして百済王氏が叙位・昇進するとき、大きな役割を果たしたのである。明信は女人であったが、桓武天皇にとって百済王氏の代表的な存在として認識されていたと考えられる。

桓武天皇の交野行幸・遊獵・郊祀、そして楽舞奏上は、延暦9年(790)2月にあった外戚宣言以前から行われている。このような行為は、外戚宣言の勅とは別個に、桓武天皇が百済王氏と親密な関係を形成することになるきっかけになり、『和氏譜』の編纂と百済王氏の女人たちが後宮へ入るとき、肯定的な影響を与えたと考えられる。このように桓武朝の百済王氏は、より強力な律令国家の形成および桓武天皇の政権強化のため、大きな役割を果たしたと評価できるだろう。

桓武朝以降、百済王氏の動向に関する研究は、史料が少ないので、研究に限界がある。これは、百済王氏が平安時代半ばから徐々に外戚としての地位・役割を失って衰退していくことを意味する。しかし、少なくとも桓武天皇の影響を受け継いだ嵯峨・仁明朝までの

百済王氏は、以前と同様の官位傾向をみせており、百済王氏の女人たちは続けて後宮に進出し、高位の叙位および尚侍の任官、そして皇子女を出産した。

嵯峨・仁明天皇の崩御、「承和の変」、「応天門の変」などの政治事件をきっかけに、藤原北家の者たちが太政官などの要職や後宮を独占する。そして、藤原北家の女人たちが生んだ皇子を天皇に即位させ、摂政で政権を独占する。したがって、桓武天皇の影響力が消えた百済王氏は、こうした政治的流れによって外戚としての地位を失って、中央官職にや後宮に進出することが難しくなった。

また、桓武朝以後である9世紀半ばには、天皇の血統に関する正統性の問題は解決され、対外的にも情勢の変化が起きて、百済王族の子孫である百済王氏という存在の特殊性も消えることになった。

政治的進出の機会を失った百済王氏は、その活動が著しく減少したが、先祖の功によって、少なくとも戦国時代までは氏爵を叙位され、従五位下の官人として存在した。

このような優遇はあったが、百済国王の直系子孫であったという特殊性を失った百済王氏は、平安時代半ば以降では変化する政治的体制の流れに対応できず、衰退することになった。または、他の姓に改姓され、これまで維持していた渡来系氏族としての独自の特徴や性格を失って、転換したと考えられる。

〈表 25〉奈良・平安時代における百済王氏の最高位階¹⁴⁷(凡例：○印は、女性を示す。◎は、贈位したことを示す。)

位階	名
従一位	慶命○◎
従二位	善光◎ ¹⁴⁸ 、明信○
従三位	昌成◎ ¹⁴⁹ 、南典、敬福、恵信○、勝義
従四位上	教徳、忠宗
従四位下	遠宝、良虞、女天○、孝忠、元忠、理伯、利善、俊哲、仁貞、英孫、玄鏡、安義、教法○、慶仲、貴命○
正五位上	元勝
正五位下	慈敬、全福、武鏡、教雲、聡哲
従五位上	永仁、玄風、元徳、善貞、貞香○、孝法○ ¹⁵⁰ 、貞孫、鏡人、教俊、慶忠、善義、永善、安宗、淳仁、慶世、永豊、俊聰
従五位下	文鏡、信上、三忠、清仁○、仙宗、清刀自○、真善○、真徳○、教仁○、元基、孝徳、元真、明本○、忠信、元信、鏡仁、難波姫○、教勝、愛筈、教貞、永哲、教養、寛命、文操、慶仁、奉義、永琳○、元仁○、慶苑、忠誠、教凝、教福、永慶○、貞琳○、香春○、貞恵、教隆
正六位下	忠岑

¹⁴⁷ 長山泰孝、「第四節 枚方地方の氏族」『枚方市史』第二巻、枚方市史編集委員会編、1972、164-165 頁を参照。

¹⁴⁸ 善光が贈位された正広参は、律令制の従二位に当たる。

¹⁴⁹ 昌成が贈位された小紫位は、律令制で従三位に当たる。

¹⁵⁰ 従四位下になる可能性もある。『百済王三松氏系図』を参照。

〈表 26〉奈良・平安時代における百済王氏の中央官制¹⁵¹ (凡例：○印は、女性を示す。)

官制		名		
太政官	少納言	玄鏡、忠宗		
	左大弁	敬福		
	左中弁	孝忠、仁貞		
	右中弁	鏡仁		
	右少弁	鏡仁		
	巡察使	全福(山陰道使)、敬福(南海道使)		
左弁官	中務省	少丞	忠岑	
		侍従	教凝	
		次侍従	永仁、慶世	
		内舎人	文鏡	
		大監物	忠誠	
		中宮亮	仁貞	
		図書助	仙宗	
	式部省	大学頭	良虞	
		大学少允	勝義	
		散位頭	利善	
		散位助	利善	
	治部省	大輔	教徳	
		少輔	元忠、元信、鏡仁、	
	民部省	大輔	慶仲	
		少輔	三忠	
		主計頭	武鏡、聡哲	
	右弁官	兵部省	少輔	三忠
		刑部省	卿	敬福、玄鏡、教徳
			大輔	聡哲、慶世
			少輔	教勝

¹⁵¹ 長山泰孝、1972、前掲書、167頁の〈表19〉・『百済王三松氏系図』を参照。

官制		名	
		大判事	元勝
	大藏省	少輔	元忠
	宮内省	卿	敬福、勝義
		大輔	慈敬、教徳
		大膳亮	武鏡
		木工頭	仁貞
		鍛冶正	元勝
衛府	左衛門督	勝義	
	左衛門佐	勝義	
	衛門員外佐	仁貞	
	左衛士督	遠宝	
	左衛士佐	教俊	
	右衛士督	英孫	
	左兵衛佐	忠宗	
	右兵衛督	玄鏡、英孫、安義	
馬寮	右馬大充	善義、教隆	
兵庫	右兵庫頭	教徳、永仁	
	内兵庫正	元勝	
後宮	女御	貴命○、慶命○、教法○	
女官	宮人	教仁○、貞香○、明本○、恵信○	
	内侍司	尚侍	明信○、慶命○、恵信○(?)
		女孺	清仁○、真善○、真徳○、永慶○
令外官	紫微中台	少弼	孝忠
	外衛府	大將	敬福
	中衛府	少將	忠信
	近衛府	員外少將	仁貞
	鎮守府	將軍	俊哲、教俊
		副將軍	俊哲

官制		名	
		権副將軍	英孫
	按察使	按察使	南典(播磨国)
	齋院司	長官	慶世
	御齋會司		仁貞
臨時職	征夷使	副將軍	教雲
		副使	俊哲
	兵使	檢習西海道兵使	敬福
	騎兵司	御後騎兵將軍	敬福
	山作司		敬福
	作路司		教俊
		元興寺使	教福
		藥師寺使	慶世

〈表 27〉奈良・平安時代における百濟王氏の地方補任(凡例：◇は、再任したことを示す。○は、陽成朝以降の任官を示す。)

分類	国名	官職	名
地方行政機関	京職	右京大夫	理伯、勝義
		右京少進	勝義
	摂津職	大夫	理伯
		亮	良虞、理伯
	大宰府	大宰大貳	孝忠
近畿	河内国	守	敬福、善貞、鏡仁
		介	慶苑
	和泉国	守	俊聡
	摂津国	守	英孫
		摂津権介	永仁
東海道	伊勢国	守	理伯
	尾張国	守	全福
	遠江国	守	孝忠◇
	相模国	守	勝義
		介	勝義
	武蔵国	守	貞運○
	安房国	守	仙宗、武鏡、元勝
	上総国	守	敬福、玄鏡、教徳、貞運○
	常陸国	守	遠宝、敬福
東山道	美濃国	守	教俊
		介	玄風
	飛騨国	守	利善
	上野国	少掾	年旧○
	下野国	守	俊哲
		介	教俊◇
	出羽国	守	三忠、文鏡、武鏡、英孫、聡哲、教俊

分類	国名	官職	名
	陸奥国	介	三忠
		守	敬福◇
		介	敬福、教俊
北陸道	越後国	守	聡哲
		介 <small>ヲ</small>	忠信
山陰道	丹波国	守	安義
		権掾	俊聰
	但馬国	守	勝義
		介	武鏡
	伯耆国	守	俊聡
	出雲国	守	孝忠、敬福
	石見国	守	玄鏡
山陽道	播磨国	介	仁貞
		権少掾	清重。
	美作国	守	勝義
	備前国	守	南典、仁貞
		介	仁貞
	安芸国	守	安宗
		介	安宗
	周防国	守	武鏡
		権掾	為孝。
南海道	讃岐国	守	敬福
		介	教徳
		員外介	利善
	伊予国	守	良虞、敬福
		介	忠宗
西海道	豊後国	介	鏡仁
	肥後国	守	理伯

分類	国名	官職	名
		介	元信
	日向国	権介	俊哲

結論

以上、本稿では7世紀末、百済滅亡以前から日本に滞在していた百済王族である善光とその一族が百済滅亡後、変化する対内外情勢の中で、百済王氏として成立する過程とその後の動向について考察した。その構成と内容は、以下の通りである。

まず、第一章「7世紀末の百済と日本との対外関係」では、7世紀末の東アジアの情勢変化のはじまりを百済滅亡(660)と考え、その復興運動や日本の対外的な状況を、百済王子である豊璋の動向から検討を進めた。白村江の敗戦(663)後、多数の百済遺民は、列島に渡ってきた。その中には、政治的に中心にあった貴族・官僚層および復興運動を主導した勢力が多かった。彼らは、新たな律令国家体制が形成されていく転換期の古代日本の中で位置づけられ、多方面で活躍した。したがって、百済官僚層が授与された日本の官位を検討し、その性格と役割について考察してみた。そして、日本に定着以降、百済渡来人の子孫は、律令制下でどのような姿をみせているのか、その動向を官位が与えられた人たちを中心に明らかにした。

検討の結果、日本朝廷は亡命した百済官僚層に官位を与え、彼らの多様な学問・知識・技術などを効果的に受容・活用した。また、大量の遺民を難波や近江地域に移住させ、土地を授与し、租税と課役の免除のような政策を実施した。こうした優遇政策には、百済系渡来人を日本の地へ安定的に定着させようとする目的があった。さらに、辺境地である東国にも移住させ、土地開拓や対蝦夷戦争などの東国経営にも参加させようとする意図もあったと考えられる。

官位授与や賜姓を通じて、日本体制の中で新たな地位や位置を確保した百済系渡来人は日本官人として活動し、新たな律令国家の形成に参加した。彼らが持っていた知識や技術は、東大寺の大仏造営でみられるように子孫まで継承され、日本文化の形成・発展に寄与したことを確認することができた。

第二章「百済王氏の成立」では、百済王子豊璋とともに来朝したといわれている善光とその一族の出自と百済滅亡後、日本に定着して「百済王」姓と官位が授与される過程を検討した。善光らが、百済王氏として日本体制に同化していく過程は、7世紀末の東アジアの国際情勢の変化および日本国家体制の形成と関係があることが知られている。こうして、対外的な変化の中で百済王氏は、日本体制下でどのような存在として位置づけられていたのかについて論じた。

また、善光とその一族は「百済王」を賜姓される以前にも「百済王」と称されていた。しかし、彼らは、天武朝に制定された「八色の姓」にも含まれず、官位もなく、日本官人や日本官位を授けられた百済官僚層とは異なる位置にあったと思う。このような事実に着目し、百済王族である善光とその一族が、日本に定着して「百済王」が賜姓されるまで、彼らの立場と役割、そして、存在意義を動向と「百済王」の称号・人名の表記から考えてみた。

百済王氏の始祖である善光は、義慈王の子で、百済が滅亡する以前から日本に滞在していた。しかし、百済が滅亡した後、東アジアの情勢の変化および日本の律令国家体制の成立によって、日本に滞在していた百済王族の善光とその一族はその位置を維持するのが難しかった。善光とその子孫は、このような新しい変化の過程の中で「百済王」という姓と冠位を授与され、百済王氏として日本体制に定着することになる。

こうした百済王氏の日本体制の定着は、直ちに行われたのではなく、長い時間をかけて行われたことが確認される。善光とその一族は、姓と冠位が授与されるまでには、集团的称号として「百済王」と称されており、百済王族としての優遇がまだ残っていたとみられる。しかし、百済系渡来人の官位授与や移住などの動向からみると、善光らは彼らを实际的に統率する権限はなかった。

第三章「奈良時代の百済王氏」では、8世紀、奈良時代における百済王氏の官位傾向を分析・検討し、奈良時代における百済王氏の政治的立場と性格を考察した。それをもとに、奈良時代初期(7世紀末-8世紀初め)の百済王氏の性格と役割および8世紀半ばの情勢とともに百済王敬福の黄金貢進と百済王氏の補任傾向について明らかにした。また、このことから、先行研究で指摘されている渡来系の特性が、百済王氏にも適用されているか調べてみた。加えて、百済王氏の交野移住と天皇の行幸の際、行われた百済楽舞についても考察した。

この結果、百済王氏の男女の多くが中央貴族の境界線といえる従五位以上に到達しており、少なくとも中級以上の氏族および官人として位置づけられた。彼らは、その位階に相当する官職に任じられたが、国政を担当する高位の要職や参議にはなれなかった。代わりに、専門知識が必要である中央の中級官職や地方の国司に多数任じられた。

律令国家初期の百済王氏は、官位授与の後、直ちに任官されない。このことから、百済王氏は直ちに渡来系王族の特性を失って日本官人に変化したのではなく、長期間にわたって、徐々に日本体制の中に適応していったとみられる。

一方、奈良時代には、少なくない数の百済王氏が東北地方に補任される傾向をみせている。これまでの先行研究では、奈良時代における百済王氏の東北補任を当時の情勢と武官の補任に注目し、彼らには優れた軍事氏族的性格があったという論を提示してきた。しかし、百済王族の子孫である百済王氏に、果たして軍事氏族的性格があったのかについて疑問が生じ、敬福と関連付けて検討した。

当時、東北地方は、蝦夷と接している辺境地であり、以前から黄金が出る可能性が高いところであった。東北地方の国司として任じられた敬福は、長期間の在任によって東北地方の情勢を把握し、開拓と経営に慣れたとみられる。また、その地域の官人と在地勢力、そして渡来系の技術者と緊密な関係を構築した。このような関係は、百済王族の子孫と百済系氏族・技術者との関係から行われたのではなく、協力と支援が必要な産金事業と関連があったと推定される。

黄金を貢進した敬福は、その功績によって聖武天皇の寵愛を受けて、中央政界に進出する。このような敬福の功績は、他の百済王氏の政治的な活動を増やすきっかけになった。その中の一つが、東北任官である。朝廷は、敬福が長期間にわたって構築した関係および多様な知識や経験などを効率的に利用するため、それを受け継いだ彼の氏族(敬福以後の百済王氏)を東北地方に補任したからである。

このように奈良時代における百済王氏の東北補任は、敬福の業績、特に産金に関わる業績と関連して、増加・定着したとみられ、対蝦夷戦争のとき、軍事氏族的性格が強調されたと考える。

奈良時代の百済王氏は、敬福の黄金貢進を中心に転換期を迎えた。敬福は、黄金貢進後の天平勝宝 2 年(750)5 月辛丑(14)に宮内卿になり、まもなく河内守が加えられた。この頃、百済王氏は最初に定着した難波(のち摂津国百済郡)から河内国交野郡に移住したことが知られている。したがって、百済王氏の交野移住と敬福の河内守の任官に何らかの関係があるのではないかと推定されている。

先行研究では、交野移住の理由について水害の被害をあげているが、考古学的に明確にしなければならない部分がある。ただし、敬福が宮内卿になって中央に進出した後、まもなく河内守を加えられたとすると、そこに彼の能力が必要であった任務があったと推定される。もし、それが百済王氏の交野移住であると理解すると、敬福は百済王氏の代表として自らの氏族が新たな地に安住させる役割を果たしたと説明することが可能になるだろう。

その他にも、奈良時代の百済王氏は百済楽舞を奏したという特別な動向が確認される。すでに、滅亡した国の楽舞を百済王族の子孫である百済王氏が奏したことから、これは、単純な歓迎のための儀式や娯楽的な芸能ではなかったと考えられる。楽舞演奏は、行幸時期および背景によって政治的、対外的、儀礼的な側面を持つ。また、その後に行われた叙位はその楽舞演奏の補償とした。

第四章「平安時代の百済王氏」では、平安時代前半期、特に桓武朝における百済王氏の官位傾向を中心として彼らの動きを検討した。桓武天皇の即位は、皇位継承が天武系から天智系に移動したという意味を持っており、桓武天皇はこれをもとに新たな皇統の実現および政治的变化を試みて、天皇の地位を強化しようとした。光仁天皇の長男であったが、渡来系氏族出身の生母から生まれた桓武天皇は即位した後、政治的立場の強化のため、自らの出身の血統に対する根本的な問題を解決する必要がある。そうして、ここで注目したのが百済王氏であった。桓武天皇は母方の和氏の出身を明確にするため、『和氏譜』を編纂するよう指示し、その先祖が本来百済王家から出たということを、百済王氏に保証させ、血統的に正当性を持つようにした。そして、これをもとに、延暦9年(790)2月、百済国王の子孫である百済王氏を外戚とする詔を表明した。百済王氏の外戚宣言は、『和氏譜』の証明とともに、和氏の身分を高め、桓武天皇の地位と正統性を強固にするきっかけになった。したがって、すでに中級氏族および官人として位置づけられていた百済王氏が、桓武天皇の外戚宣言により、動向の変化があったかどうかについて奈良時代のものと比較・検討した。

また、桓武朝の百済王氏の動向の特徴の一つは、後宮に入った女人たちの活躍であった。その他にも、桓武天皇は頻繁に百済王氏の本拠地である交野に行幸・遊猟した。このようなことをもとに、平安時代前半期の百済王氏の政治的位置と性格について論じた。

百済王氏は少なくとも戦国時代までは改姓されず、官人として存在する。しかし、外戚として優遇した桓武天皇が崩御した後、その立場に変化が生じたと推定し、それ以降の動向について検討してみた。

その結果、桓武朝を含め平安時代前半期の百済王氏は、桓武天皇の外戚として認められ優遇されたが、以前と比較して官位は大きな変化がなく、高位や国政を担当する職にもなれなかった。このような事実は、桓武朝の百済王氏が、外戚としての特別な位置は認められたにもかかわらず、それに当たる政治的実権や影響力は与えられなかったことを示す。

桓武朝の百済王氏の動向の特徴の一つは、後宮に入った女人たちの動きが注目される。このような現象は、桓武天皇の寵愛を受けた明信の功が大きかったと推定され、その背景には、桓武天皇の外戚宣言と関係があったと考えられる。百済王氏の女人たちを配偶者に迎えるというのは、『和氏譜』の編纂・保証や外戚宣言以前から百済王家と関わりがあることを示し、百済王氏に実際の外戚に当たる地位を付与するための、政治的意図があったとみられる。

さらに、頻繁にあった桓武天皇の交野行幸は、新たな都の建設・視察・天壇構築・郊祀などとの関係があった。交野を本拠地に使っていた百済王氏は、すでに日本官人になっていたが、百済王族の子孫という出身によって蕃客、すなわち百済王権としてその郊祀に参加した可能性が高く、この時に百済楽舞のような奉仕の役割を遂行して叙位されたと考えられる。

桓武天皇の交野行幸・遊獵・郊祀、そして楽舞奏上は、延暦9年(790)2月にあった外戚宣言以前から行われている。このような行為は、外戚宣言の前に桓武天皇が百済王氏と親密な関係を形成することになるきっかけになり、『和氏譜』の編纂と百済王氏の女人たちが後宮で入るとき、影響を与えたと考えられる。このように桓武朝の百済王氏は、より強力な律令国家の形成および桓武天皇の政権強化のため、大きな役割を果たしたと評価できるだろう。

しかし、桓武天皇の崩御後、このような政治的な流れによって百済王氏は、外戚としての地位を失って、中央官職と後宮に進出することが難しくなった。また、桓武朝以後である9世紀半ばには、天皇の血統に関する正統性の問題は解決され、対外的にも情勢の変化が起き、百済王族の子孫である百済王氏という存在の特殊性も必要ないようになった。

政治的進出の機会を失った百済王氏は、その活動が著しく減少したが、先祖の功によって、少なくとも戦国時代までは氏爵を叙位され、従五位の官人として存在した。それにもかかわらず、百済国王の直系子孫だという特殊性を失った百済王氏は、平安時代半ば以降では変化する政治的体制の流れに対応できず、衰退することになった。または、他の姓に改姓され、これまで維持していた渡来系氏族としての独自の特徴や性格を失って、転換したと考えられる。

これまで、百済王族の末裔であり、渡来系氏族である百済王氏の成立、奈良・平安時代前半期の官位傾向、それ以降の動向を検討し、律令国家体制を完成した日本の中の政治的位置、性格、そして存在意義を考察した。

百済王氏は、その出身によって日本に定着した百済渡来人・渡来系氏族の特性を代表する存在として検討されてきた。しかし、百済王氏は百済王族の子孫の氏族という特殊な出身であったので、先行研究で指摘された渡来系氏族の特性とは異なる独特な動きと性格を表れていたことを、位階と補任傾向などの検討から明らかにした。

百済王氏は、百済王族、具体的には百済最後の国王である義慈王の直系子孫であったが、日本が律令国家体制を成立した後には、王族としての優遇や他の百済系を統率できる実際的な権限はなかったとみられる。「百済王」姓と位階、そしてそれに当たる官職を授与された百済王氏は、日本の新しい氏族であり、中級以上の官人として律令体制に位置付けられる。それにもかかわらず、百済王族出身という認識と百済系のアイデンティティとが依然として残っていた。

奈良時代の朝廷は、律令国家の構造形成および理念などを充足するため、このような要素を持っていた百済王氏を必要に応じて適切に活用したものとみられる。このように日本官人として存在することになった百済王氏であるが、儀礼的な面では百済王族という出身が強調されるなど、朝廷にとって他の渡来系氏族とは異なる性格を持った別個の存在として扱われていたと思う。

桓武朝の百済王氏は、強力な律令国家の形成および桓武天皇の政権強化のため、百済国王の子孫として『和氏譜』を保証し、外戚としての役割を遂行したと評価することができるだろう。このような過程の中では、寵愛していた明信との関係、交野行幸と百済楽舞、百済王氏の女人たちとの関係形成などが多様にからまっていた。しかし、百済王氏は外戚として認められたにもかかわらず、より強力な政権形成のため、それに当たる政治的実権と影響力は付与されていなかったということが特徴である。

このように時期の変化によって百済王氏は、単純な律令制下の官人と異なり、さまざまな待遇や役割を付与されたので、他の百済系氏族と類似しながらも目につく独特な動向をみせている。これは、百済王氏が百済王族の子孫であり、彼らを継承したからである。

桓武朝以後、百済王氏の動向に関する研究は、史料が少ないので、研究に限界があった。これは、桓武天皇の外戚として認められた百済王氏の政治的位置が変化したことを示すものである。このような変化は、百済王氏が政治的支持者であった桓武天皇の影響力を失って、それ以上天皇の血統を保証する必要がないことを意味する。また、比較的唐・新羅との関係が疎遠になる情勢および藤原氏の政権掌握という政治的な流れの中で、百済国王の直系末裔として存在の特殊性を失った。必要性を失った百済王氏は、政治的な進出お

よび活動が著しく減少・衰退し、これまで維持していた渡来系の独自の特性を失ったと思う。

本稿では、百済王氏の成立とその後の動向から日本律令制下で独自の特徴と役割、そして存在意義を確認した。百済王氏は、律令制下官人になって以後にも依然として国名の「百済」を示す氏と「王」という特別な姓を維持しながら、百済王族の直系子孫として日本律令制下に存在した。日本古代史において百済王氏は、王族出身の渡来系氏族として認識されていて、朝廷が必要に応じてその出自を強調した。百済王氏の出身と性格は、その後の古代歴史観・対内外的認識にも大きな影響を与えた。これは、百済王氏が百済王族の子孫であり、彼らを継承したからであったといえるだろう。

参考文献

日本論文

- 新井隆一、「陸奥産金と征夷：道嶋(丸子)氏の活躍を通して」『法政史学』80、法政大学史学会、2013
- 伊藤純、「百済郡の記憶 -近世の百済郡の史料-」『大阪の歴史と文化財』、大阪文化財協会、1998
- 今井啓一、「百済王氏と蝦夷経営」『続日本紀研究』第5巻第1号、続日本紀研究会、1958-a(『百済王敬福』、綜芸舎、1965に収録)
- 今井啓一、「摂津國百済郡考(上)(下)」『続日本紀研究』第5巻第10・11号、続日本紀研究会、1958-b(『百済王敬福』、綜芸舎、1965に収録)
- 岩下紀之、「桓武天皇の後宮」『愛知淑徳大学国語国文』36、愛知淑徳大学国文学会、2013
- 上田正昭、「桓武朝廷の百済王氏」『京都市歴史資料館紀要』第10号、京都市歴史資料館、1992
- 上田正昭、「百済王氏と百済王神社」、第10回枚方・百済フェスティバル、2010
- 上野利三、「「百済王三松氏系図」の史料価値について -律令時代帰化人の基礎的研究-」『慶應義塾創立一二五年記念論文集』第五、慶應義塾大学法学部、1983
- 岡本敏行、「渡来氏族と仏教 -百済王氏と其の氏族-」『龍谷史壇』第79号、龍谷大学史学会、1981
- 奥田尚、「七世紀中葉の滞倭の百済王族について -主として同一人物の人名異表記をめぐって-」『創立二十周年記念論集 文学部篇』、追手門学院大学、1987
- 大坪秀敏、「光仁朝における百済王氏」『龍谷史壇』第113号、龍谷大学史学会、1999(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)
- 大坪秀敏、「百済王賜姓に関する一考察」『国史学研究』第13号、龍谷大学国史学合同研究室、1987(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)
- 大坪秀敏、「藤原仲麻呂政権下における百済王氏」『歴史と伝承』、永田文昌堂、1988(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)

- 大坪秀敏、「大仏造営過程における百済系渡来人 -百済王氏を中心に-」『国史学研究』第15号、龍谷大学国史学研究会、1989(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)
- 大坪秀敏、「百済王氏の交野移住に関する一考察」『龍谷史壇』第96号、龍谷大学史学会、1990(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)
- 大坪秀敏、「桓武朝における百済王氏」『龍谷史壇』第119・120合刊号、龍谷大学史学会、2003(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)
- 大坪秀敏、「宣教についての一試論 -百済寺の開基としての歴史的背景-」『日本古代の社会と宗教』、1996(『百済王氏と古代日本』、雄山閣、2008に改題収録)
- 大橋信弥・胡口靖夫、「近江朝と渡来人 -百済鬼室氏を中心として-」『国史学』第162号、国史学会、1997
- 音代湘園、「百済王氏研究序説(一)(二)(三)(四)」『大阪史談會報』第貳卷第五号・六号、第參卷第貳・參號、大阪史談會、1933・1934
- 音代湘園、「河内百済寺の學統」『郷土研究：上方』86号(河内研究号)、上方郷土研究會、1938
- 笈敏生、「百済王姓の成立と日本古代帝国」『日本史研究』317、日本史研究会、1989
- 金谷信之、「百済王家の女性たちについての若干の考察(第1回)」『研究論集』61、関西外国語大学、1995
- 金谷信之、「百済王家の女性たちについての若干の考察(第2回)」『研究論集』62、関西外国語大学、1995
- 金達寿、「渡来人は何をもたらしたか」『歴史読本臨時増刊』第39卷第18号、新人物往来社、1994
- 胡口靖夫、「百済王豊璋について -所謂『人質』生活を中心に-」『國學院雜誌』第80卷第4号、國學院大学出版部、1979
- 古閑正浩、「河内百済寺の造瓦の組織と王権」、『ヒストリア』221、大阪歴史学会、2010
- 小宮山嘉浩、「百済王氏の特性とその変質」『学習院史学』第45号、学習院大学、2007
- 小宮山嘉浩、「長岡・平安遷都と百済王氏」『学習院大学東洋文化研究叢書 東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』、東方書店、2010

- 小宮山嘉浩、「百濟王氏(特集ワイド古代豪族ルーツと末裔)」『歴史読本』第56巻8号、中経出版、2011
- 小西正彦、「創建時東大寺大佛の鍍金に使われた金と水銀の量について」『計量史研究』Vol. 24(2)、一般社団法人日本計量史学会、2002
- 榊原聖子、「帰化人の研究 -特に百濟王氏を中心として-」『皇學館論叢』第28巻第3号、皇學館大学人文学会、1995
- 佐々木敏雄、「天平産金地に関する一考察」『黄金山産金遺跡』、宮城県涌谷町、1994
- 佐々木茂楨、「陸奥国小田郡の産金とその意義」『黄金山産金遺跡』、宮城県涌谷町、1994
- 佐々木茂楨、「大仏造立と陸奥守百濟王敬福(今泉隆雄先生追悼号)」『国史談話会雑誌』56、東北大学国史談話会、2015
- 菅澤庸子、「百濟王氏の風俗楽奏について -天平期の日本対朝鮮意識-」『高麗美術館館報』第22号、高麗美術館、1994
- 菅澤庸子、「桓武朝における百濟王氏の地位 -「朕之外戚也」の詔の意義について-」『京都市史編さん通信』260、京都市史編さん所、1995
- 鈴木舜一、「天平の産金地、陸奥国小田郡の山」『地質学雑誌』第114巻第5号、日本地質学会、2008
- 宋浣範、「七世紀の倭国と百濟 -百濟王子豊璋の動向を中心に-」『日本歴史』第686号、吉川弘文館、2005
- 宋浣範、「百濟王氏の軌跡と光芒(特集 古代日朝関係史 論点検証最前線)(古代朝日関係をめぐる争点&論点 韓国の視座から)」『歴史読本』51(3)、新人物往来社、2006
- 田島公、「氏爵の成立 -儀式・奉仕・叙位-」『史林』71-1、史学研究会、1988
- 田中史生、「「王」姓賜与と日本古代国家」『国史学』152、国史学会、1994(『日本古代国家の民族支配と渡来人』、校倉書房、1997に収録)
- 玉井力、「女御・更衣制度の成立」『名古屋大学文学部研究論集』19、名古屋大学、1972
- 中川尚子、「古代芸能と天皇 -宮廷芸能の成立をめぐって-」『日本史研究』447、日本史研究会、1999
- 長瀬一平、「白村江敗戦後における「百濟王権」について」『千葉史学』第6号、千葉歴史学会、1985

- 西本昌弘、「豊璋と翹岐」(大化改新前夜の倭国と百済)『ヒストリア』107、大阪歴史学会、1985
- 西本昌弘、「豊璋再論」『日本歴史』第696号、吉川弘文館、2006
- 野村忠夫、「律令制官人社会構成の考察 -外位制の本質と機能を中心に-」『書陵部紀要』2、宮内庁書陵部、1952
- 林陸朗、「長岡・平安京と郊祀円丘」『古代文化』第26巻3号、財団法人古代学協会、1974
- 林陸朗、「桓武朝論」『國學院短期大学紀要』11、國學院短期大学、1993
- 平岡定海、「黄金の道」『黄金山産金遺跡』、宮城県涌谷町、1994
- 藤本孝一、「「三松家系図」-百済王系譜-」『平安博物館研究紀要』第7輯、平安博物館、1982
- 古市晃、「摂津国百済郡の郡域と成立年代」『大阪の歴史』56、大阪市史編纂所、2000
- 藤原鎮男、「奈良時代の産金についての一考察」『文化財保存修復学会誌』42、文化財保存修復学会、1998
- 間瀬智広、「「百済王」姓の成立と百済王氏の楽舞奏上 -日本古代の対外交渉と「王」姓氏族処遇-」『歴史研究』第51号、愛知教育大学歴史学会、2005
- 三松みよ子、「百済王氏凋落についての一考察」『藤沢一夫先生卒寿記念論文集』、真陽社、2002
- 村尾次郎、「奥羽建設と百済王氏」『日本諸学振興委員会研究報告』17、文部省教学局編、1942
- 山下剛司、「百済王氏の東北補任」『鷹陵史学』第37号、鷹陵史学会、2011
- 山下剛司、「百済王氏存続の要因」『佛教大学総合研究所紀要』、佛教大学、2014
- 利光三津夫、「百済亡命政権考」『律令制とその周辺』、慶応義塾大学法学研究会、1967
- 利光三津夫・上野利三、「律令制下の百済王氏」『法史学の諸問題』、慶應通信、1987
- 渡辺康一、「百済王子豊璋の来朝目的」『国史学研究』第19号、龍谷大学国史学合同研究室、1993
- 崔恩永、「百済王氏の成立に関する研究現況と課題」『人間文化』36、滋賀県立大学人間文化学部、2014

韓国論文

- 岡佐和子、『百濟王神社에 관한 一考察』、영남대학교, 2010
- 權五榮、「住居構造와 炊事文化를 통해 본 백제계 이주민의 일본 畿内地域 정착과 그 의미」『한국상고사학보』 56、한국상고사학회、2007
- 權五榮、「壁柱建物에 나타난 백제계 이주민의 일본 畿内지역 정착」『韓國古代史研究』 49、 한국고대사학회、2008
- 金善民、「日本古代國家와 百濟王氏」『일본역사연구』 16、일본사학회、2002
- 金善民、「일본서기에서 보이는 풍장과 교기」『일본역사연구』 11、일본사학회、2000
- 金恩淑、「桓武天皇과 百濟王明信」『충남대학교 백제연구공개강좌』 제63회、충남대학교백제연구소、2012
- 盧重國、「7세기 백제와 왜와의 관계」『國史館論叢』 第52輯、국사편찬위원회、1994
- 大竹弘之、「河内百濟寺跡の発掘調査」『백제와 유민』、백제학회、2011
- 박윤선、『도일백제유민의 활동』、숙명여자대학교 대학원、1994
- 박윤선、「도일 백제 유민의 정체성 변화 고찰」『역사와 현실』 83、한국역사연구회、2012
- 宋浣範、「東아시아세계 속의 「百濟王氏」의 성립과 전개 -일본율령국가를 분석하는 소재로서-」『百濟研究』 44、충남대학교백제연구소、2006
- 宋浣範、「奈良時代の ‘百濟王氏’ 社会와 文化的特性」『日本言語文化』 10、일본언어문화학회、2007
- 宋浣範、「9세기 일본율령국가의 전환과 백제왕씨의 변용 -일본율령국가연구를 위한 제언-」『한일관계사연구』 29、한일관계사학회、2008
- 宋浣範、「간무(桓武)천황과 百濟王氏」『일본역사연구』 31、일본사학회、2010-a
- 宋浣範、「日本律令國家의 變容에 대한 일고찰 -간무(桓武天皇)천황의 가타노(交野)행행(行幸)을 중심으로-」『일본학연구』 31、단국대학교 일본학연구소、2010-b
- 오연환、「도래인(渡來人)과 평안시대(平安時代) -환무천황(桓武天皇)을 중심으로-」『일어일문학연구』 33、 한국일어일문학회、1998
- 연민수、「일본 고대국가 형성과 백제」『韓國史市民講座』 44、일조각、2009
- 李根雨、「日本列島の 百濟遺民에 대하여」『한국고대사연구』 23、한국고대사학회、2001
- 李根雨、「日本列島로 이주한 百濟遺民들의 軌跡」 제14회 한국고대사학회 합동토론회、2001

李根雨、「桓武天皇 母系는 武寧王의 후손인가」 『한국고대사연구』 24、한국고대사학회、2002

이용필、「近江政權의 氏族基盤과 그 성격」 『일본역사연구』 7、일본사학회、1988

이정신、「고려시대 금 은채굴과 금소·은소」 『역사와 담론』 57、호서사학회、2010

이정아、「『일본의 백제계 이주민 사적(史蹟) 형성에 관한 연구〈백제왕씨의 백제왕신사와 백제사를 중심으로〉』、한양대학교 대학원、2013

田中俊明、「百濟王敬福をめぐる問題」 『백제와 유민』、백제학회、2011

鄭載潤、「百濟王族의 倭 派遣과 그 性格 - 昆支를 中心으로」 『百濟研究』 47、충남대학교 백제연구소、2008

崔恩永、「7・8世紀の百濟系渡来人と日本 - 百濟王氏の成立と律令国家初期の動向を中心として-」 『百濟文化』 52、公州大学校百濟文化研究所、2015

日本単行本

青木和夫、「『日本古代の政治と人物』、吉川弘文館、1977

石母田正、「『古代国家論』、岩波書店、1989

井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫、「日本思想大系新装版『律令』〈日本思想大系3〉、岩波書店、1977

今井啓一、「『百濟王敬福』、綜芸舎、1965

上田正昭、「『帰化人』、中公新書、1965

上田正昭監修・猪飼野の歴史と文化を考える会編集、「『ニッポン猪飼野ものがたり』、批評社、2011

浦島幸世、「『金山』、春苑堂出版、1993

大坪秀敏、「『百濟王氏と古代日本』、雄山閣、2008

青木和夫編、「『日本史大事典』第2巻、平凡社、1995

北山茂夫、「『日本の歴史』4、中公文庫、1973

熊谷公男、「『蝦夷と城柵の時代』、吉川弘文館、2015

胡口靖夫、「『近江朝と渡来人 - 百濟鬼室氏を中心として-』、雄山閣、1996

小葉田敦、「『日本鉦山史の研究』、岩波書店、1968

鈴木拓也、「『蝦夷と東北戦争』、吉川弘文館、2008

関晃、「『帰化人』、講談社、2009

- 高橋崇、『律令国家東北史の研究』、吉川弘文館、1991
- 田中史生、『日本古代国家の民族支配と渡来人』、校倉書房、1997
- 虎尾俊哉、『古代東北と律令法』、吉川弘文館、1995
- 直木孝次郎、『飛鳥奈良時代の研究』、塙書房、1975
- 中川収、『奈良朝政治史の研究』、高科書店、1991
- 亀田隆之編、『古代の地方史』第3巻 畿内編、朝倉書店、1979
- 野村忠夫、『律令官人制の研究』、吉川弘文館、1967
- 林陸郎、『桓武朝論』、雄山閣、1994
- 枚方市史編集委員会編、『枚方市史』第二巻、1972
- 平野邦雄、『大化前代社会組織の研究』、吉川弘文館、1969
- 平野邦雄、『帰化人と古代国家』、吉川弘文館、1993
- 福井俊彦、『弘仁格の復元的研究』民部下篇、吉川弘文館、1991
- 朝鮮文化社編集、『日本文化と朝鮮』、新人物往来社、1973
- 前川明久、『日本古代政治の展開』、法政大学出版局、1991
- 森郁夫、「かわらのロマン」、毎日新聞社、1980
- 森郁夫、『日本の古代瓦』増補改訂版、雄山閣、2005
- 森浩一他、『検証古代日本と百済』、大巧社、2003
- 森浩一・上田正昭編集、『継体大王と渡来人 枚方歴史フォーラム』、大巧社、1998
- 吉川真司、『聖武天皇と仏都平城京』天皇の歴史2巻、講談社、2011
- 吉田晶、『難波宮と日本古代国家』、塙書房、1977
- 和田英松、『新訂・官職要解』、講談社学術文庫、1983

韓国単行本

- 百済文化史大系 研究叢書、『百済遺민들의 活動』7、충청남도역사문화연구원、2007

報告書

- 大谷治孝、「摂津百済郡の基礎的研究」『財団法人大阪府文化財調査研究センター調査研究報告』第2集、財団法人大阪府文化財調査研究センター、1999

- 公益財団法人枚方市文化財研究調査会、『特別史跡 百済寺跡』、枚方市教育委員会、201

学位論文要旨

古代日本の中の百済王氏の成立と動向に関する研究

崔 恩永

百済王氏は、百済義慈王の王子である善光を始祖とする百済系渡来氏族である。本論文は、百済王氏の成立過程とその以降の動向を考察し、百済滅亡後、百済王族の子孫である彼らが律令国家体制内でどのように位置づけられたのかを究明することを目的とした。その後、百済王氏の官位を検討し、政治的位置と役割だけでなく、百済王族の子孫としての独自の性格と存在意義についても考察した。百済王氏は、百済王族の子孫なので、他の渡来系氏族とは異なる独特な動きをみせる可能性が高いと思う。こうした疑問を念頭において、先行研究で指摘した渡来系氏族の動向や特性(畿内の開拓、文筆や技術に従事、軍事氏族としての性格、教育と仏教事業に従事など)と一致していたのかについても検討した。

百済王族である善光とその子孫は、百済滅亡(600)後、難波に定着する。当時、善光らは百済王族(百済王権)を象徴する存在として認識され、集团的称号として「百済王」と称されていたが、東アジアの情勢変化および日本が律令国家体制の形成する過程で、その位置を維持するのが難しかった。善光は持統朝に至って、これまで称されていた「百済王」が賜姓され、その子孫も百済王氏として成立する。百済王氏は、律令制下の中級以上の官人・氏族として位置づけられたが、百済系というアイデンティティと百済王族出身という認識は依然として残っていた。百済王族という出身が認識・強調されているのは、百済楽舞演奏や桓武朝に行われた『和氏譜』の編纂・外戚宣言の詔などの動向から確認できる。このことから百済王氏は朝廷の必要に応じて、その出身に該当する役割が与えられ、他の渡来系氏族とは性格が異なる特別な存在として扱われていたとみられる。

検討結果、百済王氏は他の渡来系氏族と比較して、百済王族の子孫として独特な動向をみせていた。百済王氏は律令制下の官人になった後も、国名の「百済」を現われる氏と「王」という特別な姓を維持しながら、百済王族の子孫として日本で存在した。日本古代史において百済王氏は、王族出身の百済系渡来氏族として、朝廷の必要に応じてその出自を強調し、以降の古代歴史観・対内外的認識にも大きな影響を与えた。これは、百済王氏が百済王族の子孫であり、彼らを継承したからであったといえるだろう。